

平成17年2月28日広陵町議会
第1回定例会会議録（1日目）

平成17年2月28日広陵町議会第1回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

2番	松浦敏信	3番	山村美咲子
4番	吉田信弘	5番	山本登
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

1番 山田光春

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武

出 納 室 長 北 神 理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成17年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 1号	広陵町土地開発公社予算について
4 報告第 2号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
5 議案第 1号	広陵町個人情報保護条例の制定について
6 議案第 2号	広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
7 議案第 3号	広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
8 議案第 4号	広陵町印鑑条例の一部を改正することについて
9 議案第 5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
10 議案第 6号	特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
11 議案第 7号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
12 議案第 8号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
13 議案第 9号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
14 議案第10号	葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止について
15 議案第11号	広陵町文化財保護条例の一部を改正することについて

- 1 6 議案第 1 2 号 広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについて
- 1 7 議案第 1 3 号 広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
- 1 8 議案第 1 4 号 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
- 1 9 議案第 1 5 号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
- 2 0 議案第 1 6 号 広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
- 2 1 議案第 1 7 号 広陵町環境保全条例の一部を改正することについて
- 2 2 議案第 1 8 号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 2 3 議案第 1 9 号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 2 4 議案第 2 0 号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 2 5 議案第 2 1 号 町道の路線認定について
- 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 6 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 6 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 9 議案第 2 5 号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 3 0 議案第 2 6 号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 3 1 議案第 2 7 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 3 2 議案第 2 8 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 3 3 議案第 2 9 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 3 4 議員提出議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する決議について
- 3 5 議案第 3 0 号 平成 1 7 年度広陵町一般会計予算
- 3 6 議案第 3 1 号 平成 1 7 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 3 7 議案第 3 2 号 平成 1 7 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 3 8 議案第 3 3 号 平成 1 7 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 3 9 議案第 3 4 号 平成 1 7 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 4 0 議案第 3 5 号 平成 1 7 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 4 1 議案第 3 6 号 平成 1 7 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 4 2 議案第 3 7 号 平成 1 7 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 4 3 議案第 3 8 号 平成 1 7 年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から3月22日までの23日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月22日までの23日間と決定しました。

なお、報告第1号、第2号につきましては、委員会の審査を省略して、本日お願いしたいと存じます。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

9番 坂口君

10番 乾君

に指名いたします。

議 長 本日は第1回定例会でございますので、町長より平成17年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。町長！

町 長 本日ここに平成17年度予算を初め数多くの案件を提出させていただき、ご審議をお願いするに当たり、重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め町民の皆さんのご理解とご協力を得たいと存じます。

昨年は豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受け、年末にはインドネシア・スマトラ島沖で大地震と津波が発生して、多くの国々が未曾有の災害に襲われました。悲しくもとうい命を亡くされた方々に哀悼の意を捧げますとともに、被害に遭われた方々、そして今なお困難な生活を余儀なくされている方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。

また、こうした災害に対して町内外から多くの関係機関、団体、個人皆さん方から支援金、救援金等のご寄附を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成13年8月に就任させていただきました私の4年間の任期も、はや本年6月30日となってまいりました。

この間、私は行政における人への優しさと心の大切さを強調しながら、「人にやさしい人がやさしい 元気なまちづくり」をスローガンに、広陵町に力強い風を吹かせ、元気でや

さしいまちづくりに全精力を傾け、邁進してまいりました。

今、改めて3万3,340人町民の皆さんへの責任の重さを痛感いたすところでございますが、地域住民がお互いに一つの目標に向かって協力し合うことが最も重要なことであり、その協力が地域の連帯感を高め、町が活性化していくものと私は信じてやみません。

折から、本年は広陵町誕生50周年の記念すべき年でもあります。数多くの先人たちのご労苦に感謝申し上げ、その礎の上に立って、夢と希望のある町を創造してまいります。それがため、関連諸施策を引き続き幅広く推進しながら、町政運営に皆さんとともに、役職員と心を合わせて、知恵を出し、汗を流してまいりたいと存じます。

それではまず、重要課題からご説明申し上げます。

お断りをしておきますが、この施政方針はおよそ1時間を超えるものでございますので、1時間以内にとりまとめをさせていただきます。少々割愛する事項がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

かねてより、取り組んでまいりました新清掃施設の建設事業につきましては、おかげをもちまして新施設周辺の古寺区を初め中区、広瀬区、百済区のすべての関係地区の深いご理解をいただき、国の補助も決定されまして、本格的に事業に着手することができることとなりました。

私は就任当初から、任期中に解決を図るとの決意で取り組み、関係の方々並びに議員皆さん方の絶大なるご支援とご理解により、この難局を乗り越えることができ、心から感謝申し上げます。

そしてまた、町職員も心新たに、与えられた職務に積極果敢に取り組んでくれたことも大きな力であります。

今議会には、新施設周辺3地区との協定締結のための議案を提案申し上げております。議決をお願いいたしまして、議会終了後に協定書に調印させていただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、百済地区につきましては、近い日をお願いいたしたく存じます。

新清掃施設の建設は、平成18年度末までの約2年間の工期を予定しております。公害防止対策を十分施し、景観にも配慮した施設として、地域の皆さん方にも親しみを持っていただける施設づくりを進めてまいり所存でございます。

新施設周辺3地区とは、協定書にも明示いたしておりますように、今後、施設を操業するに当たりまして、さきに実施いたしました生活環境影響調査結果に基づき、良好な環境を維

持するための公害監視委員会を立ち上げていただくことにいたしております。操業に当たりますには、地域の皆さん方と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

進入道路及び関連いたします橋の整備につきましても国の補助事業で、地方道路交付金事業として整備を進めております。一部、用地の未買収地がありますが、新清掃施設完成までに事業完了を目指す一方、現清掃センターは本年6月30日が操業期限であり、新施設完成までのごみ処理方針につきましては、可燃ごみについては近隣の市や町及び民間処理業者に委託することとし、不燃ごみ、リサイクル素材、資源ごみ等については、公共用地にて処理し、さらに粗大ごみ処理、搬送時の積みかえ処理を行うべき中継地は、現清掃センターを利用いたします。これらのごみ処理方針を現在、地元協定自治会と協議を行っております。

次に、今全国で行われている平成の大合併につきましては、1月18日現在、114の市が新しく誕生しており、542団体の関係市町村が合併に至っております。

以後、割愛をして、下から5行目に入ります。

これからも冷静な視点と分析を行いながら、国や県の動向を見守り、他の周辺自治体との枠組による合併の選択肢も視野に入れてまいりたいと思っております。

次に、7ページを飛ばして8ページに入ります。

それでは、厳しい現下の状況での本町の平成17年度予算編成について申し上げます。

歳入面にあつて住民税の税制改正、人口増等により税収の伸びは見込んでいますが、町税収入は16年度当初予算に対しまして0.1%の微増となる見込みであります。また、地方交付税では基準財政需要額の経常経費で16年度交付決定額に対し0.4%の増額、投資的経費で2.8%の減額、公債費算入で減税補てん債の償還費の増加もあつて5.8%の増額を見込んでおり、交付税全体としては約8,000万円、3.9%の増額となっております。

しかしながら、これまで交付税の不足を補ってきました臨時財政対策債への振替額が平成16年度に対して23.1%の減少になっておりますので、交付税と臨時財政対策債を合わせますと16年度交付決定額に対しましては約4,000万円、1.5%の減額となっております。

その他施設使用料の改定など歳入項目全般にわたり見直しを図り、財源確保を行ったところであります。

一方、歳出面では、懸案の新清掃施設の建設や周辺対策を初め数々の行政需要に対応すべく、多額の財政需要が見込まれることから、例年にも増して厳しい財政状況となっている次第であります。

このため、行政改革推進委員会において数値目標を含めた行政改革大綱の作成をお願いしているところでございますが、何分、昨年の三位一体の影響によりまして、財政は一段と厳しさが増しております。民間による行財政改革委員会を立ち上げご審議願っておりますが、今年度は財政改革5カ年5億円削減の第一歩として、三役等特別職の給料を7月分より一部減額し、職員給与につきましても管理職手当の一部減額及び事務の効率化による超過勤務手当の抑制、5カ年50人を目標とした人件費の抑制、職員福利厚生の見直しを図り、また物件費などの経常経費についても10%の削減を目標に、すべての事務事業についても根本から見直しを図り、徹底した節減、合理化と事務事業優先順位の厳しい選択に努めたところであります。

町民の皆さんも厳しさをご理解いただき、職員も思いを変えて厳しさに耐え、住民サービスに心を傾注してくれるものと存じます。

こうして編成させていただきました平成17年度一般会計予算案の規模は、121億6,000万円、16年度当初予算に対しまして2.2%の増額となっております。

それでは、平成17年度の当初予算の概要につきまして、歳入から説明させていただきます。

まず、町民税におきましては、人口の伸びによる納税義務者数の増加、配偶者特別控除の廃止に伴う増加は見られるものの、中小企業においては減収と見込み、町民税の個人分と法人町民税を合わせ約4,500万円の増額を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、家屋の新築分の増加を見込んだものの、土地においては住宅用地認定による軽減や公共用地による非課税土地の大幅な増加により、約3,400万円の減収であります。

他の税と合わせた町税全体では、16年度と比べ約400万円の増額と見込んでおります。

納税の推進につきましては、滞納者に対し町育てにご理解をいただき、納税意欲の高揚に努めるため、収納対策本部の担当職員だけでなく、各部局の係長以上の職員114名が納税推進委員として積極的な滞納整理に各家庭を訪問し、一定の効果を上げておりますが、納税交渉にも応じない悪質な滞納者には預金、不動産等の差し押さえなど強制手段をもって対応したいと考えております。

善良な納税者に不公平感を持たれないよう、職員一丸となって滞納整理に取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、新年度は県税務職員の徴収技術指導をいただき、さらなる成果を期待したいと思ひ

ます。

また、地方交付税につきましては、先ほども述べましたとおり基本方針2004により一般財源の総額の確保はされるものの昨年度の交付税の減額が影響しており、なお一層厳しさは増しております。

一方、事業などの特定の目的の財源として国や県から交付される補助金等につきましては、三位一体の改革により養護老人ホーム等保護費負担金、要保護・準用保護児童・生徒援助費補助金などの削減による影響はあるものの昨年に引き続き所得譲与税、あるいは普通交付税により財源は確保されると考えております。特に、16年度から着手しております新清掃施設建設、道路整備に伴います地方道路交付金事業などによりまして、総額では増額になっております。

続いて、7行割愛し、また町債につきましては、平成16年度に引き続き臨時財政対策債に3億9,810万円、新清掃施設整備事業債に8億9,130万円を計上させていただきました。

なお、地方の財源不足に対処するため、多額の地方単独事業を実施する団体に向け、平成16年度から新設されております地域再生債につきましては、今年度は総額1億4,000万円を各事業債に計上するとともに、過去に発行しました図書館建設事業債について世代間の公平な負担をしていただくため、耐用年数を考慮して借換債に4億7,390万円を計上しております。

なお、不足する財源につきましては財政調整基金等、保有しております基金で収支の均衡を図ったところでございます。

それでは、目的別、歳出項目別に各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係でございます。

各分野に共通する人件費につきましては、改革路線を反映し、削減目標5カ年50人による少数精鋭方針による行政運営から行政経営をいたします。町内最大の住民サービス会社との考えも大切に養ってまいりたいと思います。今後も民間企業雇用形態を見据え、知恵を出した効率的、効果的な方策を講じてまいりたいと考えております。

14ページでございます。こうした中で、行政と地域の大学が包括的な連携をもとでの相互の人的、知的資源の交流を図ることにより、産業、文化、まちづくりの分野において、地域連携を推進するための研究費を新たに計上しております。

人にやさしいまちづくりについては、各大字、自治会単位において積極的な取り組みをされており、引き続き事業費の一部を助成してまいります。

人づくり事業については、人材育成、表彰などにより顕彰し、育ててまいります。

また、交通安全対策についても町ぐるみ運動として、住民参加型運動を展開してまいります。

電算業務につきましては、現代の情報化社会はすさまじい勢いで進化しています。国では、重点施策として、いつでも、どこでも、だれでもが利活用することができるユビキタスネットワークの構築を図り、なお一層のIT社会の実現のための施策が進められています。

また、奈良県と各市町村が安全で適正な汎用受け付けシステムの構築が行われ、各公共機関を光ケーブルにより接続される（仮称）大和路ハイウェイで、高速で大容量の情報通信基盤が構築されることになり、施設予約や申請手続が家庭のインターネットからできるようになります。それにより、住民のサービス向上に寄与し、信頼性、安全性にすぐれた拠点整備を行います。そのための費用を計上しております。

本年度は5年に一度の国勢調査の年であります。調査結果が国の施策の指針としての資料として利用されるものです。全戸を対象に193名の調査員が各戸を訪問して調査をお願いすることになります。そのための費用として1,163万円を計上いたしました。

奈良県の各市町村の多くが人口減少傾向にある中で、本町におきましては人口はいまだ増加しており、本年1月5日に節目の3万3,333人に達することになりました。真美ヶ丘地区の大規模開発、分譲等により本町を選んで転入いただいております。

また、出生による自然増もあり、平成16年10月1日現在の県内各市町村の平均年齢に関しましては、天理市に次いで本町が40.18歳と2番目に若いという結果が出ております。

そこで、現在町内にお住まいの方が出産なされた場合、町からお祝いとして誕生アルバムを進呈してまいりましたが、平成17年度からはブックスタート事業の先駆けとして「赤ちゃん絵本」を進呈していくことといたしました。これは子供に本を読み聞かせるという機会をつくることで、父親の育児の参加を促し、ひいては子育てという夫婦の共同の時間をふやしていきたいという願いから行うものでございます。

次に、民生費関係でございます。

まず、高齢者福祉であります。支え合う地域社会を目指した介護保険制度もはや6年目を迎え、第3期の事業計画期間、すなわちことしは平成18年度から3年間の保険料率の設

定を行う年度でございます。

現在まで「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」の一環として、介護保険のサービスとは別立てで、一人暮らしの高齢者の方々を対象に食の自立支援事業や緊急通報装置の仕組みの見直し等、日常の安心を盛り込んだ施策を積極的に推進してまいりました。

平成17年度も高齢者の介護予防や自立した生活をしっかりと支えるため、引き続き実情に合った事業を研究継続してまいりたいと考えております。

まず、介護保険の見直しに関する動向を的確にとらえて、高齢者の筋力向上トレーニング・パワーリハビリテーション事業を導入いたします。これは日常動作が困難な虚弱高齢者の方を対象に、無理をせず、できるだけその対象者に合ったスムーズな動きができるようすることが基本のコンセプトにある介護予防施策であり、筋力を鍛える強力トレーニングとは一線を画し、全国的にも注目されている事業でございます。さわやかホールを核として、保健師を初めとする職員により専門的なノウハウを取り入れてまいる所存であります。

また、居宅において要介護者を介助していただいております介助者に対して、一定の要件を満たした場合に県補助事業である家族介護慰労金を支給することにより、日ごろの労苦をねぎらい、在宅介護における福祉の向上を図ってまいります。

次に、地震災害等から高齢者やハンディキャップのある方を守ることを目的として、家具転倒防止金具等の取り付け事業を計画いたしております。過去の災害を教訓として、取りつけは本町のシルバー人材センターにお願いし、生命と財産を守る一助とさせていただきたく存じます。

次に、障害者福祉でございます。

下から4行目に入ります。これに伴い、本町といたしましては、今年度に障害者施策全般に有効に機能するシステム導入を図り、利用者の立場に立ったサービス利用や情報提供などを行い、引き続きより円滑な制度運営に万全を期してまいりたいと存じております。

19ページに入ります。次に、児童福祉でございます。

近年、少子化が進む中で、家庭状況もさま変わりしつつあり、子育てについて相談する人もなく、子供に対する虐待が毎日のように報じられています。本町の次世代育成支援行動計画に伴うニーズ調査で、室内の遊び場がない、子育ての相談ができる人もいないなどの意見が多く、こうした親子の集える場所の提供、お互いの子育ての悩みが気軽に話し合え、意見や情報の交換ができる場所として「なかよし広場」を平成17年度から開設することにより、子育てに対する不安の解消や交流の場の提供を推進いたします。

また、日曜、祝日等の保護者の勤務により保育に欠ける児童に対しての休日保育や病氣回復期にあつて医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業について事業委託の方向で実施に向け検討を行います。

また、児童虐待ネットワークにつきましても組織立ち上げに向け積極的に取り組むなど、行動計画の着実な実施を推進いたします。

また、平成16年度に町内の小学5年生を対象に、福井県美浜町で漁業体験などを通して地元の方々との交流を図るなど、参加いただいた小学生からも貴重な体験と好評をいただきました地域間交流事業につきましては、今年度も引き続き海のない本町の子供たちに海のある子供たちや地元漁師さんとの交流を図り、自然の豊かさや厳しさを学んでいただきたいと思います。

また、医療費無料化のさらなる推進事業といたしまして、満3歳から小学校入学前までの間の幼児の歯科及び入院については、8月から医療費無料化を実施いたします。初診等500円の一部負担がありますが、健康の保持及び福祉の増進を図ってまいりたいと存じます。

次に、保健衛生関係でございます。

基本健康診査につきましては、医療機関の増加により、個別健診受診者数はふえ続けております。また、集団健診受診者は結果が要指導、要医療と判定されても、医療機関受診や早期発見、早期治療による疾病予防、健康づくりにつながりにくく、これがため個別方式一本化へ移行するものであります。

さらに、BCG予防接種についても結核予防法の改正により生後6カ月未満に接種することとされたため、従来の集団接種では接種機会が減少すること等による接種率低下が危惧されますので、これについても接種者の便宜を図る意味において個別接種を導入いたします。

次に、総合がん検診の実施方針でございます。従来は、何回かに分けて来所いただき実施してまいりましたが、住民の利便性を図るため1回の来所で複数のがん検診が受けられるよう関係機関と連携して、さらに実施方法についても改善を推進してまいります。

また、仮称「健康広陵21」につきましては、国、県の計画を踏まえ、本町の実態に合った生活習慣病の予防や改善を図るため、5カ年の目標設定を行うことにより健康寿命を延ばせるような計画づくりを実施し、町民の保健福祉の増進を図ってまいります。

22ページでございます。続きまして、衛生費関係について申し上げます。

新清掃施設の建設関連につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり平成16年度予算

に基づき事業に着手し、継続事業として速やかに事業を進めるために必要な予算を計上させていただきます。

主なものといたしましては、新清掃施設建設費で19億3,120万9,000円を計上いたしました。これはRDF施設及び炭化炉、リサイクル施設建設工事費であり、来年度までの3カ年事業として実施するものでございます。17年度末までは全体事業費の約60%の完了を目指しております。

また、土木費の道路橋梁新設改良費におきまして、施設への進入路の整備工事費、橋梁工事費及び用地購入費で4億3,980万円を計上しております。

なお、地元及び周辺地域環境整備関連事業につきましては、総務費、土木費、教育費に一定額を計上させていただきます。

その主なものといたしましては、地区内道路整備、防火水槽の設置、集会所整備など地元と協議済みの事業につきまして計画的に実施してまいります。

また、ごみ減量のための取り組みとして、昨年度ごみ減量化推進室を組織し、町内全地域を対象に学習会を実施してまいりました。17年度におきましても、さらに決め細かい活動を展開し、ごみ減量の成果を上げられるよう取り組んでまいります。

その一歩として、ごみ堆肥化モデル地区事業の取り組みや白色トレイの回収ボックスの設置事業の実施を予定しております。

町では、町内で発生する廃棄物やテレビ、冷蔵庫などの家電製品の不法投棄の防止に日々取り組んでおります。

また、違反広告物につきましては、16年度に協定を締結いただきました広陵町婦人会、更生保護婦人会、ボランティアグループコスモス会とともに、引き続き撤去作業を拡大していただきながら、町の景観保全に努めてまいります。

次に、農商工費関係でございます。

初めに、農地関係でございますが、古寺地区の環濠整備につきましては、2カ年計画の最終年として地元の人たちに公園的な環濠として親しまれる事業が完成いたします。また、古寺地区の農業用水の安定供給のために本年度で大型の頭首工を整備し、農産物の品質向上や生産性の拡大が期待できるものと確信しています。

次に、農業の施策関係でございます。

平成16年度に農業構造改革特区を国に申請し、「元気でやさしい生きがい特区」として認可を受けることができました。これは奈良県で初めての認可であり、平成17年度から運

用を開始し、農地取得後の農地下限面積要件の緩和と市民農園の開設者の範囲の拡大を図りたいと考えています。

本町の農業は、今、担い手の高齢化や集落機能の変化に機敏に対応することが求められています。そのため平成17年度には国の経営構造対策事業を主要事業として実施いたします。これは地域ぐるみで農業構造を変革するためのもので、直売所やその他のハード事業を実現するために、地域の合意形成などを行うソフト事業であります。

今後、この特区を契機に、都市と農村の交流を中心とした事業展開を行政、JA、地域農業者が協力を密にし、農業行政を積極的に推進してまいりたいと存じます。

そして、商工関係でございますが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興には笠地内と竹取公園内の常設直販所やサン・ワーク、グリーンパレスの各公共施設に設置されたショップコーナーなど、アンテナショップも充実しつつあり、また地場産業の振興を通して、昨年から交流を深めております福井県美浜町は、昨年、靴下組合主催の「靴下市」に産地直送の新鮮な海産物の出店をいただくなどして、相互の地場産品による相乗効果で大変なにぎわいとなりました。さらに、美浜町からは観光PR用に美浜町のキャラクター入りのソックスを購入したい旨の打診があり、現在、靴下業界において試作品の検討をいただいております。

今後も地域間交流の有効活用を図り、広陵町商工会とも連携を密にして、町内外にさらなる販路拡充を求めてPRの強化など積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。商工会が全国展開しています黄色い靴下運動を支援し、靴下の町広陵をPRし、自衛隊等、販路を求めているところであります。

また、産業活性化対策として、個人住宅のリフォーム工事に対する助成を新規事業として盛り込み、町内の建設施工業者等を利用して自己の住宅をリフォームした場合に10万円を限度として、その工事費の10%を助成しようとするもので、町内の産業の活性化や雇用拡大を図る一助にと500万円を計上いたしました。

そして、県が広域地場産業振興センターで、今年度、創造的企業の創出と育成を図られます。しっかりと企業支援をいたしたいと思っております。

次に、土木費関係でございます。

平成15年度より笠橋から百済の田原本町境までの間1.4キロの町道百済赤部線での両側2.5メートルの歩道設置の事業を進めていますが、今年度より本格的な工事の施工が始まります。この事業は平成19年度完成を目指しており、全力で取り組む所存であります。

また、西地区の重点整備としては笠地区細街路事業を完成し、市街化区域の有効な土地利

用を図りたいと計画しております。

そして、長年の懸案事項であります馬見川流域の洪水対策につきまして、本格的な整備計画を確立し、事業の実現に向けて努力いたしたいと考えております。

次に、都市計画であります。昨年、県の12月議会におきまして決定されました都市計画法第34条の変更、すなわち市街化調整区域における開発行為の緩和に係る奈良県条例がありますが、市街化調整区域内でも住宅や工場が建設できる区域指定を今年度中に決定したいと考えています。これにより町内でのあらゆる産業に活性化を促し、農地の特区や都市計画のマスタープランとも調和させた元気な広陵づくりの方向を決めたいと考えております。

百済廃川敷地の有効利用については、パークゴルフ場を目指し、隣接田原本町と協議を重ね、桜井土木事務所の指導を受けながら、まちづくり交付金事業の中で検討してまいりたいと考えております。

また、高田川の箸尾地内、河川公園については、県施行で今年度完成を見ます。水と親しみ、河川の有効活用を期待しているところであります。

次に、消防費関係でございます。

昨年は非常に多くの災害が世界各地で発生し、風水害や地震、津波など、多大な被害をもたらしました。地震は何の前触れもなく発生します。ふだんから備えあれば憂いなしと申しますように、防災訓練においても昨年からは消防団、消防署、住民が一体となった倒壊家屋からの救出訓練を交えるなど、防災・減災の努力に努めております。17年度におきましても、災害時に速やかに対処できるよう地域での自主防災組織の確立に向け、訓練を継続していきたいと考えております。

また、消防施設の整備につきましては防火水槽3基の設置を図り、地域安全の確保に努めてまいります。

次は、29ページでございます。組合消防におきましては、ことし2月購入した35メートル級はしご車の訓練を行うなど、高層建築火災に備えます。そして、携帯電話からの緊急連絡の著しい増加により、直接受信できるように装置の改修を図るほか、医療水準の向上にあわせ、より高度な救命設備を搭載した救急車の配備に取りかえるため、所要の負担金を計上いたしました。

次に、学校教育関係でございます。

昨年度に引き続き各小学校に子供と親の相談員を配置し、不登校など、児童・生徒の問題行動の未然防止、小学校段階での早期発見、保護者との連携、学校運営の課題や児童虐待問

題への対応などについて、児童はもとより子育てに悩む親の相談や指導に悩む教職員の相談に応じていくこととしております。

また、教育・福祉・保健が、相互連携のもと、実施しております障害を持つ子供のための教育相談体系事業としての夏季教育相談親子セミナーを引き続き開催し、保護者から就学に関するさまざまな悩みの相談に対応してまいりたいと考えております。

小学校におきましては、子供たち一人一人に次世代を託すため、確かな学力と豊かな心と確かな学力をはぐくむきめ細かい教育の推進により、確かな学力向上のための総合的施策と幼児期からの人間的向上、命を大切にす教育に加えて、安心を与え信頼される学校づくりを行うことは極めて重要であります。

次に、4行飛ばします。小学校、幼稚園の施設整備面におきましては、真美ヶ丘第二小学校及び同附属幼稚園の増築を行ってまいります。

また、小学校の学校給食搬送リフトの改修や調理施設周辺の安全対策を初めとして、各施設における維持修繕や改善を順次行うほか、各小学校の教育用パソコンの全面入れかえを行うなど、教育環境の維持向上に努めてまいります。

また、去年は私たちの近辺で下校中の小学生が誘拐され殺害されるという痛ましい事件がありました。この事件は、保護者を初め住民を震撼させる残虐きわまりないものであり、本町としても事件発生から地域の皆さん方にご協力をお願いし、PTAの皆さんと手を携えて児童・生徒の安全確保に努めてまいりました。犯人が検挙されたことに安堵いたしておりますが、その後も不審情報や模倣事象情報は後を絶つことなく寄せられております。子供の安全にかかわるこれらの情報を正確に早く確実に保護者に届けることにより、注意の呼びかけ、犯罪防止と防犯への意識向上に役立てるため、新年度から「子ども安心メール」として、不審情報を携帯電話に配信し知らせる緊急情報発信システムをスタートする予定をしております。

中学校におきましては、生徒の昼食について、親と子の心の結びつきを深め、ぬくもりを大切にされた家庭からの手づくり弁当を従来の方針どおり基本とすることとしながら、何かの理由で弁当を持参できない生徒に対して、栄養のバランスや摂取量に配慮した食事を提供するため、新年度から中学校スクールランチ事業を開始いたします。

続きまして、社会教育関係でございます。

前半10行を割愛します。真ん中から、本年度におきましても引き続き学習内容を充実させて、さらに推し進めるところであります。

青少年健全育成におきましては、青少年健全育成のための巡視活動を継続し、防犯や非行防止啓発を展開し、青少年の事件、事故を未然に防ぎ、安心して明るい社会づくりを進めます。

次に、文化財関連についてでございますが、広陵町のシンボルと言える国の特別史跡・巢山古墳の整備事業について、平成12年度から国並びに県の補助を受け、国や県との協議を重ね、巢山古墳整備10カ年計画による整備を続けており、平成17年度においても周壕泥土のしゅんせつを進めながら埋蔵文化財の発掘調査概要報告書の作成に取りかかります。

また、これらの広陵町の財産である文化財を広く周知し、後世に引き継ぐためにも、役場庁舎の前の別館を改装し、広陵町文化財センターとしてスタートし、遺物の復元作業室や遺物展示のスペース、さらに会議の場として広く開放し、古墳の町として誇れる施設、環境の整備を進めてまいります。

次に、割愛をし、下から2行目から始めます。本年度においても引き続き、皆さんから寄せられましたご意見をもとに、安全性と利便性を考慮した施設整備と住民皆さんが気軽に利用していただける施設運営を行ってまいります。

次に、34ページ、下から6行目でございます。図書館におきましては、現在の図書館システムは平成16年度をもってリース契約が終了するため、平成17年度において新システム導入に向けての機種選定を行うほか、図書館内の検索機の増設、家庭からインターネットで蔵書検索できるシステム導入など、利用者サービスに反映させるシステムの構築を考えており、平成18年度から新図書館システムを稼働する計画で進めてまいります。

次に、図書館講座及び利用者サービスであります。

初めに、児童ふれあい交流促進補助事業絵本講座、「赤ちゃんから絵本を楽しもう」であります。平成16年度に引き続き平成17年度も実施いたします。

この項、割愛をして一番最後、以上が平成17年度分の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。

続きまして、特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

近年の国保を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進展や経済情勢により多くの問題に直面しております。広陵町は県下でも若い町ということですが、高齢者の加入割合の増加や医療費の増嵩などにより大変厳しい状況にあります。

こうした状況の中で、将来にわたって持続可能な医療保険制度のもとで、給付の平等、負担の公平、そしてすべての人々が安心して良質な医療サービスを享受できる体制の堅持が望

まれるところであります。

このことから、平成17年度の予算編成に当たりましては、健康保険税の賦課については税負担の公平を期するため、減免制度の一部見直しを行い、健全運営の施策では収納率の向上をなお一層図りながら、医療費適正化の推進、保険事業の推進などを重点目標に掲げ、努めてまいりたいと考えております。

こうして編成いたしました平成17年度の国民健康保険特別会計の予算総額は22億7,580万円で、16年度に対しまして1億9,503万9,000円の増額でございます。

以下、特別会計の予算を説明申し上げますが、数値については省略をいたします。

次に、老人保健特別会計についてでございます。

国民医療費の3分1を占める老人医療費の伸びが著しい中であって、国において安定的で持続可能な高齢者医療制度の確立のため、さまざまな検討が行われているところでございます。平成17年度は記しているとおりでございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、介護の問題を社会全体で支える仕組みの意義はますます増大いたしております。介護保険制度も介護保険事業計画の第2期の最終年度に入っております。

4行割愛します。給付費の高騰を受けまして、16年度から介護給付費適正化事業を導入し、関係機関の連携のもと、適正、円滑な運営に努めてまいっておりますが、これらの実績データを分析し、サービス利用量を推計して適切な保険料として反映すべく、本年度に事業計画策定委員会の設置を実施させていただきたいと存じております。

このほか財源の内訳といたしましては、介護サービスの利用に対するサービス給付費が大部分を占めておりますが、給付総額は8億9,591万9,000円となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。39ページでございます。

下水道は、町民の皆さんの健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設であり、本町におきましても積極的に取り組んでいるところであります。

おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭は平成17年1月現在で広陵町全体の96.1%に当たる9,477世帯となりました。また、そのうち公共下水道を利用されている家庭の割合である水洗化率は88.2%となっております。

引き続き、平成17年度におきましても下水道の整備を行うとともに、供用開始済み地区に

つきましては公共下水道への接続について早期実現を図るための広報活動をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、墓地事業特別会計でございます。

40ページでございます。町営石塚霊園におきまして、現在1,070区画の整備を完了しておりますが、平成17年年度におきましても保有しております区画について引き続き募集をしてまいります。また、霊園の全体的な整備構想のもと、万全な環境整備や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食特別会計でございます。

学校給食につきましては、食材単価の変動があるものの、長期的な給食材料の調達見込み単価と納入業者の協力で、給食費保護者負担金を現状維持に努力をいたします。

次に、用地取得事業特別会計でございます。41ページです。

平成15年度及び16年度に新清掃施設関連コミュニティー施設として用地先行取得いたしました用地先行取得償還金利子を計上しております。

最後に、水道事業会計でございます。

水道事業は、地方公営企業の代表的な事業であり、少子・高齢社会の進展、節水型社会への移行等、大きな変化の時期を迎え、水需要が減少し、料金収入の伸び悩みが予想される一方、経費面におきましては施設設備の経年による大量の更新期を迎えていることや阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の経験を踏まえた耐震性の強化等、水道施設のライフラインとしての機能向上を図るとともに、より良質で安全な水を安定的に供給するために必要な施設の整備を行っていく必要があり、大きな財政負担を必要とします。また、震災時の飲料水確保も新規の時代的責務となっております。

収益的収支につきましては収入総額9億409万9,000円、支出総額8億9,154万7,000円、差し引き1,255万2,000円の黒字予算でございます。収入におきましては、その大部分を占める水道使用料が、1人1日当たりの使用水量は依然減少傾向にあるものの、人口増加により392万8,000円の増収を見込んでおります。

一方、支出につきましては数値は省略しますが、人件費として臨時職員1名を含む8名分で、県営水道の受水費用として前年度と同額、減価償却費並びに施設整備の維持修繕費、動力費、下水道工事に伴う水道管移設工事等の受託工事費並びに鴨山配水池取り壊しによる固定資産除却費等を計上いたしております。

次に、資本的収支についてでございますが、収入総額は1億669万5,000円、支出

総額は2億8,790万4,000円、差し引き1億8,120万9,000円の不足となり、この不足分につきましては過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業といたしましては、耐震性の強化並びに安定給水のための老朽管更新工事や配水管の新設工事費、下水道工事に伴う受託工事、濁り水対策として真美ヶ丘地区内の弁取りかえ費、渇水時における安定給水のための井戸新設工事費、鴨山配水池撤去による整地工事費等を計上しております。

水道事業は社会基盤として極めて重要な役割を担っており、安全でおいしい水を安定的にできるだけ低廉に供給するという水道の使命を全うすべく、今後ともより一層努力してまいります。

以上が平成17年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。御説明申し上げます17年度の当初予算は予算書に掲載している9つの会計と土地開発公社3億5,926万4,000円、施設管理サービス公社3億9,361万3,000円、社会福祉協議会1億7,037万3,000円を合わせた総トータルでは214億1,790万1,000円、対前年比で1.5%増であります。

冒頭で申し上げましたように、我が広陵町に力強い風を吹かせ、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」を、そして心と地域のはぐくみを、広陵町誕生50周年を節目に、初心を忘れることなく、これまで堅持してまいりました一心不乱の町政に取り組む姿勢を基本に、町民の皆さんとともに歩んでまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、何とぞご慎重、ご審議の上、適切なご決定、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、私の平成17年度の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては案件が多数ですので省略します。

議 長 次に日程3番、報告第1号、広陵町土地開発公社予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 それでは、報告第1号、広陵町土地開発公社予算につきましてご報告申し上げます。

この予算につきましては、過日の2月21日に開催されました土地開発公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊になっております広陵町土地開発公社予算書をごらんになっていただき

いと存じます。

22ページをお開き願いたいと存じます。最後の方でございますが、平成17年度広陵町土地開発公社事業計画書であります。1の事業用資産取得事業の内容としまして、事業名、新清掃センター建設関連事業等の土地取得費2億5,220万円、取得面積8,260平方メートルを計画いたしております。

次に、下段の23ページの事業用資産売却事業としまして、同じく事業名、新清掃センター建設関連事業、土地売却原価5,085万2,000円、土地売却収入として5,103万2,000円、売却面積1,500平方メートルを計画しているものであります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思ひます、

平成17年度の予算書としまして、総則の第1条、収益的収入及び支出の第2条を記しております。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、第1款事業収益5,103万5,000円、第1項事業収益5,103万2,000円、第2項事業外収益3,000円、これは利息でございます。

次に、2ページをお開きください。支出でございます。

第1款事業費用5,103万2,000円、第1項事業費用5,103万2,000円、内訳としまして事業分5,085万2,000円と一般管理費18万円であります。いわゆる一般管理費、報酬、旅費、需用費、役務費であります。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございますが、収入としまして2億5,746万3,000円、支出としまして3億823万2,000円、第1項の事業としまして、初めに説明いたしましたセンターの関連施設用地と公共施設整備事業用地分2億5,220万円でございます。

第1項借入金償還金5,103万2,000円であります。

第2項事業外支出としまして利息分500万円を計上しております。

予備費は0です。

次に、4ページでございますが、第4条の借入金の限度額につきましては20億円に定めるものとなっております。その他予算に関する詳細の説明書につきましては、5ページ、6ページに収益的収入及び支出の内訳、7ページ、8ページに資本的収入及び支出の内訳、9ページに公社の資金計画書、10ページ、11ページに損益計算書、12ページから15ページにかけて貸借対照表を添付いたしております。

以上が平成17年度の土地開発公社の予算でございます。本予算の特色といたしまして、新清掃センター建設に関します進入路用地及び関連する道路事業におきまして先行取得をしたいと一般会計からの申し出がありましたため、町として必要性を考慮いたしました予算となっております。

本予算につきましては、計画的かつ適正な運営を実行する所存でございます。簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず、1点は進入路なんですけれども、進入路の用地、持っておられる方の取得ですね。困難な部分はまだあると思うんですが、その点について状況を説明しておいていただきたいと思います。

それから、3ページの方で事業外支出500万円、利息分ということなんですけど、どの程度の利率、金利、見込んでいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、この今回、用地取得の金利、農地ありますし、また宅地もあるんですけども、それらの土地の評価、実質的な取引の評価額、その売買のその数字をどの程度と見込んで今回の用地取得、大体10万円程度ですね、坪当たり。それを算出されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 進入路の件でございますが、現在、公社の中では15年、16年の中で約1,775平方メートルを代行買収した経緯がございます、買い戻しの分につきましては580平米の実績がございます。残金としまして3,400万円余りが残っておるわけなんですけれども、この先、いわゆる事業の補助がついた分につきましては、その都度、買い戻すという形になるわけなんですけれども、それまでに今現在の進入路から清掃センター用地までの間は買収の補助の予定が立っておりますが、その先の分と北へする延伸分、いわゆる中村の周辺の部分、それと百済赤部線の部分はいわゆる町として予定をいたしている部分につきまして予定がございますので、その部分の対応のためにという予算になっております。

金利の分でございますが、今現在の部分は町の水道局の方でお借りをしている部分でございますが、金利につきましては0.65%という数字でございます。なお、17年度の部分につきましては0.65を予定いたしております。

鑑定価格でございますが、昨年もお話させてもらったと思いますが、直近の中で清掃センターの部分の進入路の単価が約10万円出ておりますので、その単価を並行して採用させて

いただくということになるかと思えます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、1つは進入路の用地、すべて今後買収できるのかどうかというところが見通し、どう持っていたらいいのか、まだ一部買収できていないというところがあると思えますので、その点のところについてどのような状況で、見通しはどうかということをお聞きしたいのですが、再度お願いいたします。

それから、先ほど単価の鑑定の、お聞きしたんですが、その近隣、隣接する用地との比較について今回はお聞きしたんですが、農地が隣接しますから農地の価格、あるいはまた隣接する宅地の価格、どの程度だと認識して、この10万円というのを算出されたのかなというところがありますので、その点の数値をお願いしたいと思えます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 進入路の買収状況についてでございますが、進入路の部分でまだ契約ができていない箇所が確かにございます。鋭意交渉に努めているところでございまして、いろいろ事情がございまして、啓開が確定しない場合は、その啓開が確定しない両側にわたって契約ができないという状況もございまして、そういったところでご理解いただくように今調整をいたしております。新清掃施設完成までに、この道路については完成させなければなりませんので、前向きに取り組んでいるところでございます。

それから、宅地の単価につきましては、土地開発公社の予算はこれまで買収を進めてまいりました単価を用いて予算を計上していただいております。追加して延伸した部分もございまして、そこらにつきましては改めて鑑定評価の後に契約をさせていただくということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ほかに。 6番議員！

6番議員 全体の流れはわかるんですけども、22ページの新清掃センター関連事業ということで8,260平米を予定されているわけなんですけど、先ほどの話ですと進入路以外の部分もあるわけで、これの内訳はどういう内訳になっているのか、筆数及び事業ごとの内容について詳しく説明していただきたい。

それから、売却したこの1,500平米というのはどこの部分なのか、具体的な話をしたいと思えます。

それと、報告を受けたと思うんですけども、再度、この場で鑑定価格について県道端、町道端、あるいはいわゆる道のないところの価格という点の鑑定等について個別にご報告願

たいと思います。

それから、管理費なんですけれども、実際にいろいろ行政改革を行っているという状況の中で、議員が他の審議会やその他行っているところについても報酬の問題等、いろいろ出ているわけですが、特にこのところで報酬が8万円、役員報酬として支出予定されているわけですが、こういうところについても兼務の状況を踏まえて考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点についてもお聞きしておきたいと思います。

議 長 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 公社としての買収する予定の面積をご質問なされたと思うんですけども、先ほど報告いたしました内容の内訳といいますか、面積内容でございますが、施設全部が全部を個々にどの筆が何平方メートルという予定は今のところないわけなんですけど、施設の周辺の道路用地として候補としてありますのが約1,400平方メートルございます。施設の関連道路の北へ延びるといふ部分の用地の中では3,600平方メートル、その周辺の中村を中心とした地域の対策道路については4,800平方メートル、それと県道の中村の斑鳩線の連絡道路の部分では300平方メートル、また町道の百済赤部線の部分の中では、いわゆる古寺の入り口の交差点付近の単独の部分もございまして、交差点の改良事業の部分が900平方メートルという内容の予定地がございます。その中で、いわゆる町が申し込みになられた部分について対応していきたいというふうに計画いたしております。

また、管理費の部分につきましては今後そういう検討も進めてまいりたいというふうに思っております。（6番議員「鑑定価格のところは。」）

ご質問のとおり道路の付近と全く道路のない部分の用地につきましては、当然おのずから単価が違うのは当然でございます。今のところ、まだ詳細にどの部分のどの筆を買っていただきたいという話が参っておりませんので、その都度、適正な単価を設置いたしたいというふうに思っております。（6番議員「以前の鑑定価格の部分。」）それは、実績を持っています担当の方から言ってもらいます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 具体的に場所を申し上げますと、農免道路の、広陵変電所の近くの農免道路沿いにつきましては平米単価が3万2,000円でございます。それから、土庫川沿い、すべて町道に面しておりますので、ここあたりは3万1,000円という単価になっております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。6番議員、もう一度質問。 6番議員！

6番議員 先ほどの管理費のところ答弁していただいた内容ちゅうのはちょっと意味不明で

すので、要は役員報酬の部分ちゅうのはもう廃止するという意味なのかですね。

議長 助役！

助役 この管理費につきましては8万円という形で組んでるんですが、これは年2回の理事会がありましたら議員さんから出ている報酬、2人分、それを2回という形です。あとにつきましては、これは臨時の理事会等が開かれて多数になればということで、このように組んでいるところでございます。

それから、寺前議員は廃止云々という形でおっしゃっていただいたと思うんですが、これにつきましてはすべての面を考えて、これだけがどうだとかという問題ではないと判断しております。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 先ほど私、3万2,000円と申しあげました金額は3万3,000円の間違いでございました。申しわけございません。

議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑ないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第1号の報告は終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時30分。

(A.M. 11:25 休憩)

(P.M. 1:31 再開)

議長 長 それでは、休憩を解き再開します。

議長 長 次に日程4番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 安川常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 報告第2号、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算につきましてご報告させていただきます。

当サービス公社の事業計画及び収支予算につきましては、去る2月23日に開催されました当サービス公社理事会におきまして慎重審議をいただき、ご承認いただいたものでございます。

それでは、平成17年度事業計画及び予算書につきましては別冊になってございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと存じます。平成17年度施設管理サービス公社事業計画でございます。

事業方針は、当公社の寄附行為にもございますように各種文化、体育等の普及振興事業を行い、町及び県等の施設の効率的な管理運営によりまして住民の文化向上、体育等普及振興を図り、住民の福祉の向上、増進に努めてまいりたいと考えております。

2番の事業計画の概要につきましては、公園施設等の管理運営事業を初め各公共施設の維持管理事業、竹取公園、「ちびっこグレンデ」指導管理業務、文化の向上及び体育等の普及振興事業並びに環境美化活動事業、そして次の2ページの勤労者総合福祉センター、ふるさと会館、働く婦人の家管理運営受託事業を引き続き行うことといたしております。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。各会計予算説明書に基づきまして予算科目の大科目、中科目の本年度予算額をもってご報告申し上げます。

まず、一般会計の収入でございます。

大科目の基本財産運用収入で3万6,000円、中科目、同じく基本財産運用収入3万6,000円でございます。基本財産3,000万円に対する定期預金利息でございます。

続きまして、大科目の2番目の事業収入では1億17万6,000円でございます。そのうち受託事業収入といたしまして9,969万6,000円と2番目の自主事業収入48万円でございます。

それから、3番目の補助事業等収入といたしまして1億3,504万3,000円、同じく補助金等収入といたしまして1億3,504万3,000円でございます。この中には役場へ職員研修として派遣いたしております職員の人件費を含まれております。この補助金につきましては、以下特別会計も同様でございます。

消費税対策といたしまして職員の人件費を委託費から分離いたしまして、運営費補助金として物件費、人件費を明確にして節税を行ったものでございます。

4番目の雑収入といたしまして、255万2,000円、うち受取利息1,000円でございます。

次の7ページをお開きいただきたいと存じます。雑収入で255万1,000円を見込んでおります。

以上、当期収入合計は2億3,780万7,000円となっております。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計同じく2億3,780万7,000円でございます。

引き続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。

一般会計の支出でございます。管理費で1億2,618万5,000円、一般管理費といたしまして同じく1億2,618万5,000円となっております。

次に、9ページをお開きいただきたいと存じます。大科目の2番の受託事業費といたしまして、1億495万4,000円、うち町施設管理費といたしまして7,305万1,000円、下段の2番の県立公園管理費は3,190万3,000円でございます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどの3番の自主事業費では547万8,000円、文化体育等普及振興費といたしまして547万8,000円でございます。

次の11ページをお開きいただきたいと存じます。5番の特定預金支出19万円、退職給与引当預金でございます。そして、10番目、予備費は今年度は100万円でございます。

当期支出合計といたしまして2億3,780万7,000円でございます。以上、施設管理サービス公社一般会計収支予算でございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと存じます。広陵町勤労者総合福祉センター事業計画でございます。平成17年度も引き続きまして、町から管理運営委託を受けましてトレーニングルームや浴室等の効率的な活用、研修、会合、スポーツ活動の場を提供、各種教室開催等により地域住民の健康福祉、文化振興の拠点として利用者から選ばれる施設を目指して、心のこもったサービスに努めてまいりたいと考えております。

管理運営事業につきましては、各施設の利用人員をごらんとおり見込んでおります。

次の13ページでは、自主事業といたしまして文化、教育、健康講座等、ごらんとおり13教室の開催を計画いたしております。また、その他の催し物といたしまして変わり湯や体力測定会を計画いたしております。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。18ページをお開きいただきたいと存じます。

特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

まず、収入でございますが、事業収入といたしまして5,241万2,000円、うち受託事業収入といたしまして2,413万9,000円、また自主事業収入では2,827万3,000円となっております。補助金収入では、2,408万1,000円、4番の雑収入でございますが、201万1,000円、うち受取利息といたしまして1,000円、雑収入で201万円を見込んでおります。

19ページをお開きいただきたいと存じます。以上の当期収入合計といたしましては、7,

850万4,000円でございます。繰越収支差額はございませんので、同じく合計7,850万4,000円でございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと存じます。支出でございます。受託事業費で7,469万4,000円、サン・ワーク管理費で7,469万4,000円でございます。

21ページをお開きいただきたいと存じます。大科目3番の自主事業費につきましては379万2,000円、文化・体育等普及振興費といたしまして、同じく379万2,000円でございます。大科目5番の特定預金支出として1万8,000円、退職給与引当預金支出1万8,000円でございます。

当期支出合計といたしまして7,850万4,000円となっております。以上、特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと存じます。平成17年度ふるさと会館の事業計画でございます。

当会館も前年度に引き続きまして町から管理運営の委託を受けまして、真心のこもった優しい施設としてサービスの提供に努め、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

管理運営費の一般貸し館の年間利用人員及び次の23ページに掲げました宿泊利用を見込んでおります。なお、宿泊業務につきましても職員で対応し、サービスに努めております。

続きまして、27ページをお開きいただきたいと存じます。特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

まず、収入でございますが、事業収入では3,718万8,000円、受託事業収入といたしまして1,400万4,000円、自主事業収入では2,318万4,000円を見込んでおります。

補助金等収入といたしましては2,724万3,000円、雑収入で301万3,000円を見込んでおります。うち受取利息につきましては1,000円でございます。雑収入では301万2,000円でございます。

以上、当期収入合計といたしましては6,744万4,000円、収入合計といたしましても同じく6,744万4,000円でございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと存じます。支出でございます。

受託事業といたしまして6,742万円、ふるさと会館管理費では6,742万円でございます。

下段の5番の特定預金支出といたしましては、2万4,000円でございます。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと存じます。退職給与引当預金、支出で2万4,000円でございます。

当期支出合計といたしまして6,744万4,000円となっております。以上、特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと存じます。最後に、平成17年度働く婦人の家事業計画でございます。

働く婦人の家の管理運営につきましても町から委託を受けまして、町内の働く女性や勤労家庭の主婦が、健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るとともに、講座開催につきましても他の施設と競合しない人気のある講座を予定させていただいております。

講座開催は、前期4講座、後期4講座を開催させていただき予定でございます。

また、31ページの自主グループ育成事業では、現在6グループでございまして、グループの指導育成と活動の場の提供に努めていきたいと考えております。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと存じます。特別会計働く婦人の家収支予算でございます。

まず、収入でございますが、事業収入で405万9,000円、うち受託事業収入といたしまして274万5,000円、自主事業収入131万4,000円、補助金等収入につきましても579万4,000円となっております。雑収入は2,000円となっております。

以上、当期収入合計といたしましては985万8,000円となっております。収入合計といたしましては同じく985万8,000円でございます。

36ページをお開きいただきたいと存じます。支出でございます。

受託事業として985万1,000円、働く婦人の家管理費で985万1,000円でございます。

37ページをお開きいただきたいと存じます。特定預金支出7,000円、退職給与引当預金支出7,000円でございます。

当期支出合計といたしましては985万8,000円でございます。以上、特別会計働く婦人の家の収支予算でございます。

なお、39ページ、40ページでは、ただいま申し上げましたサービス公社一般会計を初めといたしましてサン・ワーク広陵、ふるさと会館、働く婦人の家、各特別会計4会計の総括表となっております。また、末尾41ページでは給与費明細書を添付させていただいてお

ります。

以上、簡単ではございますが、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

提案で、一応一括でよろしいですか。それでは、サービス公社だけをいきましょか。それと、2つ目に勤労者福祉センターを一つにして、ふるさと会館と働く婦人の家を一括でいきます。

それでは、サービス公社について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 まず、この事業計画の概要の中なんですけれども、シルバー人材センターと連携しということで、またシルバー人材センターについても従来からも質問もさせていただいているところですが、ここの位置づけで、1つはシルバー人材センターの方の就労回数なんですけれども、それが特に冬季は大変回数が低いという状況があるわけなんですけれども、その一方でシルバー人材の人材募集をなさっているわけですが、しばしば、その整合性の問題なんですけど、もっと皆、シルバー人材の方、仕事の回数ふやしてほしいという中で、募集がされているということについて、どのようなお考えなのか、ひとつお聞きしておきたいと思えます。

それから、公園の管理等もサービス公社の方で管理しておられるんですね。西谷公園の管理棟なんですけれども、和室の方で学童保育されているんですけれども、クーラーが壊れていまして、学童の方は電熱器で暖をとっておられる状況なんですけれども、修理の方がどうしてされていないのかなというふうに思うんですが、この西谷公園管理棟の和室の冷暖房機器の修理をお願いしたいんですが、その点お聞きしたいと思えます。

それから、収入の方でいいますと6ページの方で、町の受託事業に対する町施設管理委託金の方が640万円ほど減額になっています。また、県の公園の方でも減額になっているんですけれども、これは特に県の公園の方は管理をするスペースがふえてきている中で、前年度に引き続いてまた減額の予定なんですけれども、仕事の量と、それから委託金の金額と、これも整合性がないのではないかと思うんですが、その点、ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

また、支出の方で見ますと一般管理費、8ページですが、職員の基本給が31人で、これは平成16年度の21人に比べますと10人ふえているわけなんですけど、この内訳を教えてくださいたいと思えます。保育士さんとか含めてと思うんですが、どこに何人というところ

の内訳を教えてください。以上、1回目、お願いいたします。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それでは、たくさん出されましたんで、ちょっとなれておりませんので、的確に答えられるかどうか知りませんが、一生懸命答えます。

シルバー人材と連携しておられるかということですが、仕事の内容等、いろいろシルバーの方と協議いたしまして、適切な金額と適切な仕事ということで頑張っております。

また、ちょっと西谷公園のクーラー故障につきましては、早急に原因を確かめて修理に当たりたいと考えております。

それから、受託費の減、町の減、県の減少ということでございますが、これにつきましてはこういう社会情勢でございます。効率的な施設の管理運営を行うということで、各施設を見直していただきまして、また単価の方も見直していただきまして、効率的な管理運営をやるということでございます。また、県の方におきましてはまだ確定はいたしておりませんが、公園の花壇、経費のかかる花壇なんかを取りやめにして、芝生に張りかえるということによりまして、経費の節減を図ってまいるような次第でございます。そういう形で、以前よりも減額という形になってございます。

それから、31人の内訳でございますが、ちょっとお待ちください。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 公社の31人の内訳でございます。町部局で把握をいたしておりますので、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

人件費としては公社職員12名、そして保育士、幼稚園教諭の人件費、これは3年期限つきでございますが19名、合わせまして31名でございます。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 シルバー人材の方なんですけれども、ほとんどの仕事をシルバー人材の方に委託をされていて、そして委託料について減額をして、それで効率的な運営という説明をいただいたわけなんですけれども、この委託、シルバー人材センター以外のところに、例えば一般の業者ですね。園芸業者とか、そういうところにも委託をして、それを拡大されているのかどうか確認したいと思います。もし、そうであれば、やはり今シルバー人材の方が本当にもっと仕事をしたいなという中で、やはり検討をしていただく必要もあるのではないかなというふうに思うんですが、それと先ほど募集人員なんですけれども、シルバーの方ではもっと回数ふやして欲しいという中で、一方で新たな会員さんを募集していくということについて、

いろいろ難しい問題もあろうかと思えますけれども、その点についての考え方をお聞きしておきたいと思えます。

それと、同じ会員さんでありながら、極端に仕事の回数が違うということが大きな話題になっているというのが現状あるんですけども、この点について把握していただいているのか、把握していただいていたら、その点についてどのようにお考えいただいているのかもお聞きしておきたいと思えます。

それから、人員の方なんですけれども、結局、幼稚園とか保育園の先生を公社で19人を抱えているというような状況で、苦肉の策ということも前年度にお聞きしているところですけども、やはりここについて事業の、サービス公社がやる事業の中に、そういう点も明記できないような状況があるということについては、やはり大変な矛盾があるのではないかと思うのですけれども、この点について幼稚園とか保育士の先生の採用について、今後の方向性、見通しも含めてご説明いただきたいと思えます。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 人件費の関係からご質問がございました。サービス公社に保育士、幼稚園教諭を、いわゆる3年の期限つきで、私どもの方から補助費としてサービス公社の方へ運営委託をさせていただいておるものでございます。

当然、基本的には地方公務員法によります臨時的採用等につきましては、延長するにも6カ月だというふうな、最長1年という縛りがございます。近々の幼稚園、あるいは保育所につきましての子供の減少とともに、正規の職員を定年退職まで抱えるというふうな状況につきましては、やはり行革を進める中で人件費問題が大きくクローズアップされてくることも事実でございます。そうした中で、サービス公社という、いわゆる民間法人というふうな形態の中から3年として、責任を持って保育していただける保母、あるいは保育士並びに幼稚園教諭というものを雇用体系を整えさせていただいたという状況でございます。

したがって、そうした公社の採用に基づく保育士、そして教諭というものを本町の方へ派遣し、そして責任ある担任を持っていただくというふうな形態をとっておるものでございます。よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それから、質問の中で、シルバー人材以外に委託を拡大しているのかということですが、そういうことはございません。

ただ、委託の中で害虫駆除、除草剤散布というふうな事業につきましては状況を見て、害

虫がふえたら害虫を駆除するという環境を考えた形をとりまして、今までの委託と分けてやっておりますので、委託費の中ではまた考え方が違ったり方になっておりますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっとサービス公社に対する活用という形で、私、9月議会か、一般質問させていただきましてけど、外部委託の形で、町長いつもおっしゃっておられるように、いわゆる役所のスリム化、改革、むだを省こうという意味で、9月議会でも私、外部委託のことについて質問させていただいた、これにちょっと関連しますけど、サービス公社の活用ということ、今ここに載ってる事業の計画においては、かなり狭い範囲での活用になっております。もちろん、さっき期限つきの人的派遣という形で、期限つきの保育士なりの派遣という形もありますが、これちょっと苦肉の策かもしれません。それ一步超えて、町長に、これお聞きしたいわけですけど、いわゆる本庁業務の、いわゆるスリム化ということは、仕事ほかしてしもてなしにするのは、それはいいわけで、そんなことできませんね。それでは、何をもってそれを対応していくんぞということになれば外部委託とか、いろいろ出てくるわけです。そこでの、いわゆるサービス公社の位置づけ、サービス公社の法的な枠がございましたら、その枠内でどう活用していったら、本庁業務をできるだけ委託、サービス公社というひとつの組織に委託できるか、そしてたまたま人的派遣という形もとっておられますが、また本庁に対しましても研究、研修という形でもされております。それもう一步進めて、サービス公社の活用という形を、組織をこのままにする限界はあるかもわかりませんが、そのことに対してのどう、一時、私の質問ではいろんな意味で研究をしてサービス公社を活用して、改革の方で活用したいというお話もお聞きしたように覚えておりますので、その辺、ちょっと大きな話になって申しわけございませんのやけど、町長の考え方があれば、お聞きしたいと、こう思います。

議 長 町長！

町 長 常に、青木議員はこの施設管理サービス公社のあり方について注目をいただき、適切なご意見をちょうだいをいたしているところでございます。

せんだってのサービス公社理事会におきましても議員からいろいろとご質問をいただき、今後のあり方についてご提案をいただいているところでございます。

おっしゃるように外部委託、いわゆるアウトソーシングであります。国では総務省のサイドでは指定管理者制度というものを置くようにと、これも前回も青木議員がご指摘をいた

だいた制度でございます。また、国交省の所管では、包括管理方式で長年にわたって、いわゆる長期にわたって管理委託をせよと、相手方にいろんな物件の購入に当たっても管理委託した方が安く上がると、いわゆる民間のノウハウをしっかりと使いなさいというのが国の方針でございます、まさに官から民の時代になっているわけでございます。

広陵町の施設管理サービス公社は、先人の皆さん方の努力でいろんな施設をつくっていただいた。また、管理方式も皆さんの努力できょうまであるわけでございますが、こうした施設並びに職員に対して、さらにサービス推進を図っていくということを言われているわけございまして、新しい管理者を迎えることによってさらに進めるかどうか、また新たな広陵町に値する事業は何なのか、こういうことも今年度考えなければいけない年になっていると思います。与えられた施設と、そして職員をいかに使うか、そして新たな事業をどう展開するか、こういうことがことし課せられた任務でございまして、しっかりと議会とご相談を申し上げながら、新たな方策を今年度、立案をしていきたいと、このように思っています。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 6 番議員！

6 番議員 いつも言ってることですがけれども、サービス公社及びシルバー人材センターについての重要な町の事業であるにかかわらず報告で終わっていくと、こういう点についての補足的な内容を充実させる必要があるというように言っているわけですがけれども、依然としてそういう形での姿が見えてこない。

例えば、報告書の問題を一つ取り上げてみても、14年度までは、例えば当初の説明、管理サービス公社の説明で言うと事後報告書ということになっていて、一番目に法人の概要という説明があります。そして、その中にはその次に、法人の概要は7の職員に関する事項というところまであるんですね。そして、別表4条関係というのが14年度ではあって、この別表4条関係というのは公園等の面積等をきっちりと出していただいている。そういう、もちろん県立公園については、この当時からずっと61万3,000平米のうちの供用開始部分という形で行って来てるわけですがけれども、これについても何平米なのかという点の契約に基づく内容は、この場で絶えず聞いているわけなんですね。にもかかわらず、そういう内容が欠落する。そして、事業の状況というところになって、初めて報告書に同じように上がってくるわけです。

それでも、そういう内容が上がってくるわけですがけれども、例えば事業の概要ということで事業の実施状況、1、公園等の維持管理、2、河川堤防等の草刈りというのは上がってくるんですけども、そういうのはこの17年度、16年度では上がっていないわけです。そう

いう話をここで具体的に聞いていけば、また報告してもらわにゃならないわけなんですね。その次に、文化の向上が入ってきてます。理事会に関する事項というのも14年度までは、この報告書に上がっているわけなんです。これもこれについて全部、私がここでこういう内容についてどうなのかという形で聞いて、メモできるはずがない。なぜこういう内容の問題を省くのかということが、15年度から行われてきてるんです。ここでも取り上げているわけですから、やはり重要な町の外郭団体というより、むしろ町が支配する事業と言っていいほどの内容なんですから、そういう点についてはやっぱりきちっとした報告を上げていただいて、その報告の中身について、やっぱり議会の中でも審議できるという、そういう大事な議会の権能を弱めるのではなく、地方分権が言われて議会の権限をますます強めていかなきゃならないと、こういうような時期に、なぜ簡単な簡単な報告になってくるのか、私はこれは理解できないんです。そういう点で、今言った内容については答弁は結構ですけども、きちんと別途報告書をつくっていただいて、議会に提出していただきたいということをまず、議長、述べておきます。

これは14年度までやってきた内容について、同じような報告書を出してくださいということですから、何らおかしいことはないわけです。そういう点で、まず言うておきます。それについての質問のする必要のある部分については、これから質問させていただきます。

先ほども出ていましたように、合理化、効率化によって事業を、いわゆる委託料を縮小していこうということですけども、結局16年度、例えば委託料のところで見ますと14年度では委託料は、14年度は事業収入のうち受託事業で1億1,938万円あるんですね。ところが、結局、今回になってると受託事業で9,900万円に下がってきてるわけなんです。これは県のところで言うと3,480万円が県です。ところが、今回では県は3,190万円に下がってるんです。これは県が、いわゆる事業の縮小をやってるという一面と、そして県の場合については、今までシルバーが請け負っていた内容を別のところに仕事を回してる、そういう側面もあるかのように聞いているわけなんですけれども、県と町の契約の中で、これだけ減ってきてるという中身はどういう中身なのか、これは前年度も聞きました。面積はふえているわけです。にかかわらず、そういう形で減っているということについて具体的な内容を教えていただきたいというように思います。

町についても14年度は8,270万円あるんです。ところが、今回でしたら6,690万円に減っているんです。これだけの金額が減っていったら、もちろん人件費相当額についても減っているわけですけども、そういう減っているというよりも減ったりふえたりしてい

るから実態としてはよくわからないんですけども、こういうような内容で実際に現場のシルバーの会員さんの仕事が激減している、こういうことについて仕事をふやす、仕事をどんどんふやしていくという努力をしてもらっているわけですけども、実っていない。こういうようなところについて、私は真剣に広陵町の雇用促進の直接かかわってる部門なわけですから、考えてもらわなきゃならないというふうに思うんです。月2回しか働く機会がない、こういうように言うておられる方が多数おられて嘆いておられるんです。こういうようなところについて、具体的に町はその仕事について実態を把握して、仕事起こしをすると、こういうような姿勢はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

国や県から来る雇用促進についての事業については、仕事を設計やその他委託で渡す、足元の大切なシルバー会員さんのところについての考え方ちゅうのは、やっぱり見詰める必要があると思うんです。

もう一つは、やっぱり今年度から行われるリフォームについて仕事起こしを行う、こういうところについても一定の努力をしてもらってるわけですから、少なくともシルバーの会員さんのところについての仕事ちゅうのは、やっぱりこの実態を見て、月に2回です。あつて3回なんですよ。こんな方々がたくさんおられるんです。こういう形でシルバーに依拠されている、少しでも健康と、そして生活の糧になるという実態があるわけですから、そういうところについて真剣に考えていただいているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、シルバーの予算がここではないんですけども、シルバー独自に行っている、開発されている事業での収入は幾らに現在になっているのか、これはかなり努力をして仕事をとりに行ってるどころ、ふえていってると思うんですけども、そういう点での流れというのをつかんでおられるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 まず、私から先にお答えをして、補足は常務がまたお答えすると思います。

今、寺前議員がおっしゃる重要な事業であるので議会報告だけではだめだと、権能を弱めるとのご指摘でございまして、このサービス公社には議会から代表を送っていただいているんです。そして、その代表がご審議に加わっておるということをどうぞご理解をいただきたいと思います。

また、きょうこの形で議会報告をきっちりさせていただいておりますので、適切なご意見をいただいて、その意見で我々も公社事業に反映をさせていただいているということも申し述べたいと思います。

いや、まだこれでは不十分だとおっしゃるなら、はい、必要な資料については、また議会とご相談を申し上げて、割愛をしている部分はまたこれは載せるべきだとおっしゃれば、また議会と協議の上、報告の資料の中につけてまいりたいと思います。また、直接おっしゃっていただいて、より詳しい資料を求められたらいいかなものではないでしょうか。

それから、合理化、効率化でシルバーには減少しておると、年度比較をして、今9,900万円だとかのご指摘でございますが、実は町は皆さんのおかげできれいになったんです。美しくなって、これはボランティアの皆さんが清掃活動をしていただく、また公園を利用していただく人もマナーをしっかりとわきまえていただいて、掃除しなくてもよいようになったんですね。にもかかわらず、毎年同じように負担、委託をする、こういう制度はやっぱり改めて、本当にしなければいけない箇所に対して委託をしていこうと、激減をしてるとはおっしゃるんですが、よくなっているということは、我々喜ばしいことだと、このように思っているんです。

町から雇用促進を果たすべきだというご意見でございますが、シルバーは役所から受けるのが本来の仕事とは思っておられません。基本的には、やはりシルバーが独自で町民の皆さんに仕事を開発すること、これが本来の仕事だと、このようにおっしゃっています。そして、通常の私ども、お願いする委託管理、そしてまた今回特別に家具転倒の防止金具をつけていただくのもシルバーにやっていただこうと、またいろんな緊急のアンケート、いろんなことがあればシルバーの皆さんにお願いをしていこうということで、仕事の開発については、私どもも一生懸命頑張っているところでございます。

会員の皆さんは1日か2日しか1月にはないというように苦情を言っておられるというご意見をいただきましたが、お金が目的の人も中にはあるかも知れませんが、基本はやっぱりシルバーに加入してよかった、仲間の皆さんといろんな交流を図られる、友愛活動できてよかった、こんなことも、私もせんだっての研修会に参加をして、いろいろご意見をいただきました。仕事をいただくのはいいわけでございますが、基本は役所のこともご理解をしてくださいということでお願いをしておるわけでございます、シルバーの人、年々シルバー会員の増加をされておるわけで、増加されますとみんな仕事をするんだということですから、減る部署もあるわけでございます、また冬場は特に草木が繁茂しないときでございますので、そうした作業が少なくなっているという点もご理解をいただいているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 2回目の質問ですね。

6番議員 私の言ってるのは、議会議員がここに参加してるちゅうのは、それはそれでもう当然の話なんです。議会ではないんですね、それは。あくまでも、地方分権の中で、議会の審議権を拡大していこうと、これは全国町村会の議長会の、いわゆる国への要望についてきちんとたわわっているんです。そういうもとの、議会の審議権が広がっていった地域があります。事実、地方分権をやる場合に、やはり車の両輪の中で、どれだけ議員の審議能力を高めていくのかと、これなくして住民の意見を議論する場がないということになってくるわけですから、そういう点で、なおこういう平成14年度の資料よりも余計簡単になって、そして報告だけに終わってくるということは、今の実情、いわゆる地方分権の思想の流れに逆行してるんだと言ってるんです。それはやっぱりきちんと認めていただいて、議会の議員が参加してるというのは、これはもう制度の問題ですから、議会の中で議員が、議会が十分に議論できるようなそういう環境づくりちゅうのは、執行者においても努力していただきたい、当然のことだと思うんです。それが今の地方分権の流れだということもきちんと町長を初め町職員の方々がつかんでいただければ理解をしていただける内容なわけですから、そういう内容についてやっぱりきちんと認識を持っていただきたいというように思います。

そういうことからいって、私は確かに今の時勢の中で大変な環境になっているということは一一般論としてわかります。しかし、広陵町でシルバーの会員の方々も月に2回しかないという点は、これはいかに入ってよかったかというような形でおっしゃっていますけども、この間の研修旅行ですか、研修旅行でも町長にかなりいろいろ意見を言われた方が相当——相当かどうか知りませんが、おられたと。もう聞くに忍びんようなことも言うてあったなあちゅうて言う人もいます。それはシルバーの置かれてる環境ちゅうのは、やっぱり厳しなってるという点での気持ちがあらわれてるわけなんです。そういう点からいっても、やはり仕事起こしをシルバーにおいても真剣に考えていただくということは、これは大きな事業の一環だという認識を持っていただかないと、削るばかりでいいのかという形になってくるわけです。

そして、先ほど町長は、いわゆるきれいになった、これは広陵町民、非常に喜んでおられます。本当に広陵町はきれいだという形で、公園や道路やその他、本当にきれいになっているわけですから、そういう陰には町のそういう努力とシルバー会員の努力と、仕事も相当当初よりはもう雲泥の差のきつさになっています。もう10年前と比べれば倍以上の仕事量になっているというのも実態なんです。そういうようなところから見ても、私はシルバーのところが手当てをしていくためのもっと考える必要があるんじゃないかと、そのつながる

ところは余り青木議員とないんですけども、町の仕事がシルバーのところに回ってくるといところでは若干つながるのではないかなというふうに思うわけで、そういう点についてもやっぱり開発していただくというように思います。

それと、私はこれで終わりますけども、町長がそれだけシルバーの自主開発した仕事はふえていってるといようにおっしゃってます、それが中心だとおっしゃっています。全国シルバー協会については、そのような考え方です。広陵町のシルバーでも報告する内容ちゅうのは、分配金やその他のやりとりちゅうのは、町のところから委託されたちゅう数字が見えてこないんですよ。ということは隠してるんですよ。あくまでもシルバーの自主的な仕事をやってるんだというような報告を中央の方に上げてるんです。これはシルバーからは一千数百万円の補助金もらってるという、そういう関係もありますし、いろいろありますけれども、けども町自体の実態は、あくまでも町の、結局事業を外部委託してる団体やと、そしてその環境は自主的にやれる環境があるから、それはどんどん広げていこうということになっているわけですから、私が先ほど聞いた自主開発事業というのはどれぐらい収入があるんだと、年々どうい変化があるんだということを、この場で知らなかったら、そういう大きなことを言えないわけでしょう。一番肝心なことでしょう、シルバーの中心の仕事はこれだとおっしゃいました。そしたら、年間で幾らぐらいあるんですか、それがどれぐらいふえてるんですか。そういうことがわからないで、そういうことをおっしゃってるというのは、僕は解せないというように思いますんで、そういう点は個々に聞く問題じゃなくて、サービス管理公社とシルバーの密接な関係の中からいって、町が責任を持った形での行政団体の一団体だという認識を持つ必要があると思うんです。もちろん、制度は自主運営をやっていくと、そういう点については私は異議はありません。理事長を初め自主運営やって、総会で決めていっておられます。そういう点についての異議はありませんけれども、そういうところについては実態としての認識を深めていただく必要があるんだというように思います。

それともう一つ、質問の追加しますけれども、シルバーが生ごみの堆肥化の、生ごみじゃなくて剪定堆肥化をしました。見学に行かせてもらいました。話をしていると、そのいわゆる材料に鶏ふんを使ってるということなんです。鶏ふんがいいのか悪いのかちゅうのは、私自身はわかりませんけれども、笠に牛ふんで本当にこの処理に困っておられるところがあるんです。なぜ、こういうところでの研究がなされないのか。これはシルバー独自の話ですけども、技術やその他援助するのは町の力が必要です。そういう点で、今、生ごみ処理をやるとうい、そういういろんな意気込みがある中で、町の牛ふんで処理するのに困っている

住民の方がおられるのに、その問題については素通りされているという点では、どういう形での議論をしてきた経緯を認識されているのかちゅうことを聞いておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 笠のシルバー人材センターがやっております剪定の種堆肥を鶏ふんでやっておると、これも自主的運営でシルバーの人たちが一生懸命お考えをいただいているところでございます、ご指摘の隣に牛ふんの幾らでもあるというご指摘でございますので、使える方策がないかどうか、早速申し上げてみたいと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでしたら、次に勤労者総合福祉センターに移らせていただきます。質問ございませんか。 12番議員！

12番議員 まず、1つ目が13ページの方で自主事業、いろいろと掲載していただいておりますが、この中で一般開放講座のエアロビクス運動講座なんですけれども、これはどの場所を使われるのかなと思うんですが、ホールでしょうか。ホールであれば、今でも結構ホール、従前も使われてきていたんではないかと思うんですけれども、週に2回、こういうのが入ると従前から使われてきたグループがどうかと、影響あるんじゃないかなと心配になるんですが、その辺の実態を教えておいていただきたいと思います。

それから、レストランの方の集客の見通しにつきまして4万人ということで、これは平成15年度の決算の人数も4万人を超えていたわけなんですけれども、順調に経営されているのかなというふうに思いますが、以前に新聞記事になったようなトラブルもありましたけれども、そういう点ではうまく解決していつているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、ここの人件費の方なんですけれども、2,200万円の減額ということになっているわけなんです、これは職員の基本給の部分で平成16年度の予算では6人だったのが、今回は2人になっているわけです。臨時職員さんの賃金も平成16年度の予算では11人になっていたのが8人で、マイナス3人ということなんです、グリーンパレスの方から事務所が向こうの方に移りましたので、その分で少し人員削減できたのかなとは思いますが、かなり大きな人員削減なんです。これについて、従前の何人体制という形で、きちっとサービス業務ができるのかどうか、その辺の体制の変化について詳細にご説明しておいていただきたいと思います。

それと、あと減員になった4人の職員基本給の方での4人、それから臨時職員さんの3人については、どのような、例えば本庁の方に戻られたとか、あるいはもうその臨時職員さんの場合はそれでおしまいということになったのか、そういう手だて、どのようにしていただいたのかについてもお聞きしておきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 勤労者総合福祉センターのエアロビクス、一般開放講座ですね。どういうふうにするかということで、これ通年ということで回数を52回というふうに考えております。ご心配いただいておりますが、その辺、各教室、講座に支障のないように割り当てていきたいと、かように考えております。

それから、人件費の減額でございますが、これにつきましては今年度当初、報告でさせていただきましたように当初は各特別会計に入っておりました町への研修職員の人件費が一般会計に移しました関係上、各予算、特別会計上に減額になってるということでございまして、中身はほとんど同じと、そして少し人件費の差額がございますのは人事異動に伴うものでございまして、ご了解いただきたいと思います。

それから、職員が減ったのに問題はないのかということでございますんですが、現在、公社の職員が3名、サン・ワークに入りまして、庶務の仕事を兼ねながらサン・ワークの仕事を兼ねているといったあんばいで、役場の方においても事務合理化を進めておりますので、公社といたしましてもそれに協力するというところでやっております。

それから、回転寿司、四季の方の件でございますが、現在、次年度の契約更新に向け、助役を含め交渉に当たっている状況でございます。以上で終わります。

議 長 12番議員！

12番議員 ホール利用につきましては、週に1回ずつ、52回というたら週に1回ずつという計算になりますので、2つ入れれば週に2日つぶれるなということになりますので、その点についてやはり従前から利用されている方を排除することのないように、重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、人件費、人員削減の問題なんですけれども、本庁の方で削減しているので、それにあわせてということで、先ほど朝の施政方針でも5年間で50人の削減という方針を説明されまして、大変驚いているわけなんですけれども、今でもなかなか忙しくて大変な思いをされている部署も多々あるわけなんですけれども、そういう中で何でもいので削減をしていけばいいということでもないと思うんです。努力は必要だということ、むだなところ

の見直しは必要だというふうには思うんですけども、そういう中で今回、1日の中で何人体制という部分で変化があったのかどうか、もし今まで、これは朝というか、2回に分けて、長時間ですから体制組んで勤務なさって、早出、遅出というんですか、なさっていたと思うんですけども、その辺の体制の変化があれば、教えておいていただきたいと思うんです。

今後、またサービスの低下につながっていくということになると、いろいろと問題も出てこようかと思しますので、具体的な数字で教えてほしいと思います。

それから、今度サン・ワーク広陵、昨年度に町の方としてどのように活用していくかという審議会を設けられて、いろいろと議論されてきた経緯があると思うんですが、まだ来年度、17年度の具体化に向けて、まだことしも引き続き検討するということになっているわけなんですけれども、どういうふうに、2年かけての検討ということになっているので、ちょっと余りにも時間がかかっているなというふうに思うんですけども、この勤労者総合福祉センターの運営方針、譲渡に伴う運営について、現在のところではどのように考えておられるのか、またリニューアルについてというふうに書いてありますけれども、このリニューアルについてもどのような状況を想定しておられるのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それと、以前にもお願いしたと思うんですけども、サン・ワークの方のおふろの活用にあわせてマッサージ機、置いてほしいという要望があったことを以前も言いましたが、その後の手だてされていないと思うんですが、そういう点についてはどのようにお考えいただいているのかもお聞きしときたいと思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 体制で以前とどうなったかと申しますと、以前とほとんど変わっておりません。早出、遅出、大体平均5人で対応いたしております。

それから、サービスの低下を招かないようにということでやっております。人員を減らしてサービスが低下になりますと何のための人員減か、本末転倒でございますので、サービスの内容に十分配慮した上でやっていきたいなと、かように考えております。

それから、サン・ワーク広陵のどのようにリニューアルを具体化していくのかということでございますが、財政の問題もございまして、利用者がたくさんございまして、いかに利用者の利用をいただきながらリニューアルするか、その辺が苦心しているところでございます。会館を閉めてリニューアルすれば簡単でございます。そやけども、利用者がたくさんございまして、その辺をうまく利用者に喜んでもらえるようなリニューアルをどないしたら

いいかということで、現在検討中でございます。

それから、従前おふろの活用ということでマッサージ機でございますんですけども、マッサージ機の置くスペースがちょっと難しいようなあんばいで、今、おふろの出たところに足のマッサージ、全身のマッサージじゃないんですけども、足の裏、マッサージする機械を2台据えております。これでご辛抱の方を、また隣にトレーニングルームでございますんで、そちらの方でストレッチなんかやっていただいて、体をほぐして、そしておふろへ入っていただくと、そしてリフレッシュしていただくということが一番ベターじゃないかなと、かように考えております。以上です。

議 長 町長！

町 長 今後の方針を問われているわけでございますが、現在のサン・ワークの周辺がさま変わりしております、河川公園が今年度、県の手で1億5,000万円であの公園が整備されるわけございまして、またサン・ワークの向かい側がコンビニが昨日オープンをいたしました。まさに、北校区の中核的な商業地帯、また人の集まるようになってまいりました。町としましては、勤労者総合福祉センターという名前からも脱却して、町民のための施設づくりをしなければいけないところでございます。現在、ダンスや、またおふろとか、また体操というのか、健康のための施設で、近隣町から大変多くのお客さんを迎えておるわけございまして、これとていいのかどうかの検討期に入っております。

また、道の駅をあの広場で農産物の展示をしてはどうかということが早くから浮上をしております、ごみの清掃センター関係で広瀬、百済に打診をしておりましたが、この地区では到底やることができないということになってございますので、道の駅の構想もこの中に生かして、ことしは大学の先生等も産・官・学の提携もございまして、先生の意向らをお確かめ合いながら、このサン・ワークをいかに発展させるかということをお皆さんと一緒に考えていきたいなと思っております。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっと私、尋ねようと思うとることを町長、先へお答えいただきましたけど、ちょっと余談になりますけど、サン・ワーク広陵のあの場所、この間、いわゆる日曜日か、セブン-イレブンが開店しまして、私、たまたまたばこ組合の会長させてもろてますよって、あっこでたばこ売のちゅうな話聞いてましたから、ちょっとこれはいろいろ聞かないかんということで、ほなら説明に私の方へセブン-イレブンの、いわゆる開拓していく、店舗をふやしていく専門家が来てくれまして、いろんなことを教えていただきまして、青木さん、

この場所、サン・ワーク広陵のここにある向かい、ここは最高の場所ですわ。1年半、ずっと調査した中で、これほど将来性のある町が不思議ですわと。ただし、高田川と葛城川とのあの間ですよと。あっこから越えたらちょっと大変ですと、いろんな意味のような理由は言われましたけど、ここでみんな言いませんわ。ということもあって、その意味で、ある意味で、いわゆる民間の人のすぎまじいまでのコンビニ合戦、もうこれは怖いなというぐらいの市場調査やっておられますな。そういう場所が、たまたま広陵町にありますから、ここんところ、何か17年度リニューアルを考えてるとか、もう遅いと思いますけど、その意味でもっといついっかまでにどんなことをどう協議してもろたんや、何や協議会もしてもろてたと思いますねやけど、もうちょっとスピーディーに、ニーズのある間に、そやなかったら民間に皆とられてしまうわちゅうなことになるば大変なことになると思う、財産です、町の財産ですよって、その意味で本当にリニューアルに向けてどうするんぞとか、意見は聞くろで聞いてばっかしでであつと、答えはまだ出ませんわということではだめだなあと、こう思いまして、広陵町の一つのメインの場所になりつつある場所、そしてまた高田川、県の方がちょっと目つけるのが早いなと思ってるぐらいに、高田川の河川敷公園もそれにやっぱり刺激受けてましたと言うとりましたから、その意味で、本当に地場製品の、いわゆる直売所という話も聞いてます。ただ、売るだけ、場所貸すだけとかじゃなしに、もう一工夫も二工夫もね。

この間、大分県へ勉強に行ってきましたら、なかなかしたたかにも、これ農協さんやけど、したたかにも商売に関してのすさまじいまでのやり方を持っておられるもんは持っておられ、大事なところは教えてくれませんでしたけど、そういう意味で、金もうけは自分で勉強しやんかかって、こう言われてるような感じでしたから、その意味で、安川さん、しっかり聞いてもろて、やっぱりちゃんとした形で、何も民が皆ええねんちゅう言われたらあかん、官もしっかりしてんだちゅうことをやっぱりちゃんとしてもらわんなんだから、その辺、新常務理事として本当にやってください。また頑張ってもらわないかん、その辺ちょっとつけ加えさせていただきます。済みません。

議 長 6番議員！

6番議員 2点だけ、お聞きしたいと思うんです。

1つは、今、青木議員がおっしゃった内容のことなんですけれども、いわゆるリニューアルについて、私はあの地域の、審議会で審議をされているわけなんですけれども、何回されたんかわかりませんが、それはもう結構ですけど、要は商売については、あの地域の方々の商売されてる方々、集まって、あの場所を本当に活用できるかどうかということも含めて施

策を立てなきゃならないと思うんです。要は、対立的に地場産品のものをつくるということになったら、八百屋さんは減収になるわけですから、そういう力をかりて、地場産品を販売できるようなものをという、そんな位置づけの中で、地域全体が活性化できるような方策をとるべきだと、そういう点で、あの場所を青木議員が指摘いろいろされたんで、私も勉強させていただいて、活用するためには地元の商売人の方の知恵をもっとかりると、あるいは地元の知恵をかりながら、町とどういう形でできるのかということを実施として盛り込む必要があると思うんですけども、その点、一点だけお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、先ほどから出てる内容で、ふろ等について今の数字は知りませんが、以前でしたら大体半分が町民で半分が町外の人だという数字だったわけなんですけども、今度は町になるわけなんですから、逆に町民に割引をするというような形で、もちろんこれは活用できる方法としてですよ。するという形での取り組みも含めた、使ってもらわなきゃ意味がないわけですから、そういう点での考え方についてはどうなのか、お聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 サン・ワークのリニューアルについていろいろお知恵をいただいているところでございまして、まさにおっしゃるように地域の力というのが大事でございまして、役所だけ幾ら笛や太鼓を鳴らしておっても地元の人が踊ってもらえなかったら、これはだめでございますので、まさに地域と一体となって、このリニューアルを考えていきたいなと思っています。

ふろの割引でございしますが、今、福祉センターでは無料でございますので、こちらについては有料になってありますね。こうしたところが、高齢者の施設としての考え方に変えれば無料扱いになるわけでございますが、今は若い人のお入りをいただいている、高齢者も時々お顔を見せていただいておりますが、こうしたこともあわせて考えていかなければいけないと思っています。貴重なご意見を参考にして、これからのリニューアルについて考えていきたいと思っています。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでしたら、次に移らせていただきます。ふるさと会館と働く婦人の家について質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 少しだけ、ちょっと聞いておきますが、28ページなんですけど、各種保守点検などで644万6,000円の減額なんですけど、これはかなり大幅な減額なんですけども、そ

の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その上の保険料の賠償責任保険料が、これはいいです。これの内容について聞いておきます。賠償責任保険の方、どういう内容の賠償責任なのか。

それと、あとは31ページなんですけれども、自主グループの育成事業について、これは何回も取り上げてはいるんですけれども、やはりこの自主グループが少なくなってきたと思うんです。これはやっぱりそういう方が気楽に活用できるような手続方法に改善してもらわなきゃいけないと思うんですが、その点については検討していただけるのかどうか、手続するとき全部参加された方のお名前、住所、全部一々書かなきゃいけないですね、その日その日に。それはかなり苦痛な部分があるんです。そういう点も含めて、使いやすいような形で手続できるように検討していただきたいんですが、この点についてと、それから2番目のセミナーの方で職業支援ということなんです、1回だけ20人ということで5日間なんです、内容についてどのような内容でされる計画なのか、教えておいていただきたいと思います。

というのは、働く婦人の家ということでこの建物があるわけですし、やはりこの今の不況の時代の中で、また女性の方も社会進出が進む中で、職業をいろいろ探しておられる方もいらっしゃるし、いろいろと色々な実力をつけたいという方もいらっしゃいます。そういう中で、この職業支援についてはいろいろな角度から、一層充実していただきたいと思うわけですが、その点についてお聞きいたします。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 セミナーの内容につきましては、今現在、職業支援、更年期ということで、内容について検討を行っているところでございます。

そして、使いやすい手続ということでございますが、検討していきたいなど、かように思います。

それから、28ページの各種保守点検の関係なんですけれども、これは町の方で入札をお願いした関係上、安く契約できました関係上、減額になっておるわけでございます。

ちょっと保険の内容につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと後で報告させていただきます。

議 長 12番議員！

12番議員 セミナーについて検討中だということなんですけれども、内容の検討だけではなくて、いろんな角度から職業、例えば町内、あるいはその近隣の募集、どういうところがして

るかという情報を提供できる部分についてしていただくか、地元のそういう企業とか商店とか、連絡取り合って、そういう役割も果たせるのではなかろうかというふうに思いますので、あくまでも情報提供になるでしょうけれども、そういうことも含めて、いろんな角度から職業支援を強化していただきたいということなんで、再度お願いいたします。

それから、各種保守点検が町で入札をお願いした関係上ということですが、イメージとして余り理解できないので、もう少し説明加えていただきたいんですが、一括して入札した、どういう形でこんだけ減額できたのか、余りにも減額する額がたくさんだったもんですから、ほかにもこういうやり方でたくさん節約できる、節税できるところがそれであればさらに出てくるのかなということも思うわけですし、じゃあ従前は どうしてこういうことできなかったのかなということもいろいろと思うわけですが、もう少しちょっとわかりやすくご説明いただきたいと思います。

賠償責任保険の方につきましては、総務の方で奈良県の団体保険に町内のいろいろな事故について入っていると思うんです。それが何百万円かの掛け金で入っていると思うので、それが適用できる、こういう部分にも適用できるのであれば不要なのかなというふうにも思いましたので、その保険の詳細については従前にお聞きして、もう少ししたら見せるからということだったんですが、保険の冊子、見せていただかないままになっているわけです。説明もなかなかしにくいと、多岐にわたるといってはお聞きしては、それでこれは合計で400万円か500万円ぐらい、2種類か、掛けていると思うんです。ですので、もし重複するのであれば、この保険の全体的な見直しもしていただけたところがあるのかなということをお聞きしましたので、今手元にないと思いますので、また検討しておいていただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 グリーンパレス、それからサン・ワーク、そしてさわやかホール、いろいろな公共施設がございます。小学校も中学校もございます。公民館も体育館もございます。こういった管理を町が一括して監理課で入札させていただきました。広陵庁舎も含めましてやっておりますので、大幅にダウンしたと。そのときには、資本金2,000万円の業者を、いわゆる清掃業者で言えば大きな業者でございますけれども、そういった業者を入れていただいた経緯がございます。記憶がございます。そこで、しっかりと競争していただいたということで、庁舎の管理費も大幅に減少いたしました。そして、グリーンパレス、サン・ワークの費用も残ってきたというのが原因でございます。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 この働く婦人の家につきましては、運営委員会がございまして、セミナーなどにおきましてもいろいろアドバイス、貴重なアドバイスいただきまして、運営を進めているところでございます。セミナーにつきましても委員さんの各位の貴重なご意見をいただいて進めていくと、かようになっておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 給与明細総括表のところなんですけれども、先ほど松野議員も言ったように職員の採用の問題なんですけれども、いわゆる役場の職員を減らしてサービス公社の職員をふやしていくということであれば、結局は同じことなんです。要は、総体として減ったという意味にはならないというように思うんです。

そういう中で、なおこのサービス公社で採用した者については、いわゆるアウトソーシング的な形で町が雇い入れるという、そういう二段階の手法をとっていったら、実態は同じだと。ところが、給料は残念ながら31歳で、これは中途採用の人が多いわけで21万円、一方では44歳で町で37万8,000円というような形で大きな差があるわけなんです。こういうところの部分について、やはり実態が同じであれば、要は公務労働に対する考え方の問題が議論、今後されなければならないし、議論しなきゃならないわけなんですけれども、国は一律国家公務員5%給与削減と、都市部について、東京都などについては手当で上げるというようにとんでもない方針を打ち出してきてるわけなんです。こういうところで言うと仕事について、町の50人を削減する、そのかわりにこういうところから入れるという考え方、発想を持って取り組んでおられるのかということを確認したいのが一点です。

それから、いわゆる町のところに派遣されているわけですが、研修名目で。この場合の契約書類は一体どういうような契約書類になっているのか、公務労働につく場合についてのもろもろの制約があるわけなんですけれども、その点について確認をしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 町の行政職員並びにサービス公社の職員体系につきまして、町の5年間、50人削減というふうな関連でご質問いただいておりますが、当然、町の職員を削減をもってサービス公社にその補充をしているというスタンスでは毛頭考えてございません。最近、やはり民間の人事交流、そういったものも必要だというふうな観点から、民間人的活力を本庁の方へ、あるいはまた本庁から、いわゆるサービス公社の方へ職員が派遣するというふう

な、やはり人事交流は必要であるというふうな観点で、そうした研修を通じて行政職員の職務も遂行していただいておりますという状況でございます。

当然ながら、先ほども申し上げましたように1人の人件費を定年まで抱えるというふうな実態につきましては、やはり子供の減員等についてのポジションにつきましては、そのポジションに即応した、ある程度の年限の人材確保といった観点で、こうした体系をとっておるものでございます。どうかひとつよろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、公社と町の契約関係については、書面、私、今確認をしておらないわけですが、もちろん、派遣、そして町直接採用といったものについての辞令の権限につきましては、きちっと事務処理をさせていただいておりますというように認識をしております。どうぞよろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。これで報告第2号の報告は終わりました。

しばらく休憩します。20分程度。

(P.M. 2 : 58 休憩)

(P.M. 3 : 22 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、議案第1号、広陵町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第1号の説明をさせていただきたいと思います。

議案書3ページをごらんいただきたいと思います。

高度情報化社会における個人情報の保護対策は、日々多くの個人情報を取り扱っている行政にとって急務であります。このような社会情勢を受け、国におかれましては個人情報の保護に関する法律が、平成15年5月30日に交付され、同法第5条に国、地方公共団体の責務で施策を講じなければならない規定がございます。これを受けまして、国の行政機関を対象に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、平成17年4月1日から施行されることから、本町におきましても個人情報の適正な管理と個人の権利、利益の保護のためにも、この条例制定をお願いするものでございます。

この条例は平成17年4月1日に告示させていただき、住民への啓発期間、そして職員への研修期間を2カ月設け、平成17年6月1日より施行いたします。ご審議のほどよろしく申し上げ、説明とさせていただきます。

議長 次に日程6番、議案第2号、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第2号、19ページをごらんいただきたいと思います。

広陵町個人情報保護条例の制定に伴いまして、情報公開に関する審査会と個人情報に関する審査会の一元化を図るため、広陵町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定をお願いするものでございます。

この条例は、広陵町個人情報保護条例を補完するためにも、平成17年4月1日より施行いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、2号議案の説明とさせていただきます。

議長 次に日程7番、議案第3号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 23ページをごらんいただきたいと思います。議案第3号をご説明申し上げます。

広陵町個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開に関する審査会と個人情報保護に関する審査会を一元するため、平成17年4月1日に広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例を施行するのに、情報公開条例の不服申し立ての規程第14条を一部改正し、審査会の設置については第15条を削除するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 次に日程8番、議案第4号、広陵町印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第4号、広陵町印鑑条例の一部改正について説明をいたします。

25ページ、26ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして、お手元の資料、改正条例の新旧対照表2ページをごらんいただけたらと思います。

印鑑登録証明書につきましては、その使用目的の性質上、本人確認が重要でございます。本町におきましても、広陵町印鑑条例、同施行規則を制定しておりまして、証明には印影、氏名、生年月日、男女の別、住所などを記載しているところでございます。現在の社会通念

上、本人確認のためには性別は重要な要素であるということは当然でございます。しかしながら、国会におきまして、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が16年7月16日から施行されました。性同一性障害者の人権擁護、あるいは男女共同参画社会の推進を考えるに当たり、町といたしましても公的証明書の性別欄の表示につきまして、できるだけ省略できるものはしていったらどうかということで検討をさせていただいている状況でございます。

現在、戸籍や住民票につきましては、法律によりまして規定が設けられております。性別の表示ということが規定されてございます。印鑑証明書あるいは印鑑証明登録につきましては、広陵町の条例でその旨を規定しておりますので、先ほど申しましたような趣旨で改正をお願いしたいという内容でございます。

なお、この機会に、現在窓口で印鑑証明書の廃棄等で3種類の届けがあるわけなんですけれども、それらもこの改正のときにあわせて一本化をするという内容で、条例8条、9条、10条、現在のものを8条、9条にまとめていきたいと考えております。その後段につきましては、条例の番号の変わる部分での改正でございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、説明いたします。

議 長 次に日程9番、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第5号をご説明申し上げます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、小学校就学前の子供の育児、または日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う職員の福利増進、公務能率の向上を図るために、早出、遅出勤務を措置するものでございます。この場合、始業、終業の時刻は午前7時から午後10時までに設定することになっておりまして、その他事務手続につきましては規則で定めることになってございます。

こうした条文につきましては、第8条2で追加し、改正前の第8条の2につきましては、一部の文言を改正し、第8条の3とするものでございます。

なお、施行日は本年4月1日からでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程10番、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第6号をご説明申し上げます。

30ページでございます。

葛城市・広陵町介護認定審査会が葛城市に移行されることによりまして、本審議会委員会報酬を削除いたすものでございます。また、個人情報保護審査会の発足によりまして、これを情報公開審査会と合体させ、「日額9,000円」から「日額1万2,000円」に改正するものでございます。

なお、施行日は本年4月1日からでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 次に日程11番、議案第7号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第7号をご説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思えます。

新清掃施設を初め多くの行政需要を抱えた中で、財政事情は極めて厳しい状況となっております。このため、行政改革推進委員会におきまして行政改革大綱を策定をお願いしているところでございますが、財政改革の第一歩として、今回常勤特別職の給料月額を、町長にあつては5万円、助役、収入役にあつては3万円の減額をいたすものでございます。期間は平成17年7月1日から2カ年間でございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次に日程12番、議案第8号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第8号をご説明申し上げます。

34ページでございます。

議案第7号同様、教育長の給料月額におきましても、月額3万円の減額をいたすものでございます。期間は平成17年7月1日から2カ年間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 次に日程13番、議案第9号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第9号についてご説明を申し上げます。

新旧対照表の10ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の改正は、屋外広告物法が改正されまして、奈良県屋外広告物条例及び同規則が一部改正されました。16年12月16日に公布されました。

今回の改正の趣旨でございますけれども、広告物の構造あるいは材質が従前と比べて耐久性が増してきたということの観点から、許可の有効期間を「1年」から「3年」に延長するといった内容のものでございます。

こうしたことから、広陵町の手数料徴収条例におきましても、現在880円という申請手数料、許可手数料でございますけれども、広告塔、アーチ広告塔、屋上広告物につきましては、「880円」のものを「1,500円」に、そして気球広告物、電柱広告物、立て看板等につきましては、「880円」であるものが「1,000円」に改正をお願いするものでございます。あわせまして、広告幕におきましては、現在「1個、2個」という表示個数でございまして、改正にあわせまして「1枚、2枚の枚」に改正をお願いするものでございます。

この条例の施行日は17年4月1日からの施行と考えております。どうぞよろしくお願いたします。

議長 次に日程14番、議案第10号、葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止についてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第10号についてご説明を申し上げます。

38ページをごらんいただきたいと存じます。

このことにつきましては昨年の9月の議会で申し上げましたように、葛城市・広陵町介護認定審査会が本年4月1日から葛城市で運営されることにより廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に日程15番、議案第11号、広陵町文化財保護条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第11号、広陵町文化財保護条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の40ページをごらんいただきたいと存じます。

改正をお願いいたします広陵町文化財保護条例の改正は、文化財保護法が改正されたこと

を受けまして、新たに文化的景観と民俗文化財が保護の対象とされましたことから、新旧対照表の11、12ページに明記いたしておりますように、それぞれ条文の整理が行われたわけでございます。文化財保護法を引用いたしております関係から、本条例におきましてもそれぞれその条文の整理に伴う改正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 次に日程16番、議案第12号、広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 ふるさと会館の宿泊施設の条例を料金を改正することをお願いするものでございます。新旧対照表の13ページをごらんになっていただくのが一番わかりやすいと存じます。

宿泊施設におきまして、平成2年4月のオープンより一度も改正されなかったわけなんですけども、奈良県内の宿泊施設と比べまして適正な料金に改正するため、お願いするものでございます。

宿泊施設のうちの4階の洋室部分におきまして、1人で使用する場合は「5,000円」を「5,500円」に、2人で使用する場合は「3,500円」を「4,500円」に、また和室の2人以上で使用する場合は「3,500円」を「4,500円」に、5人以上で使用する場合は「3,000円」を「4,000円」に改正をお願いするものでございます。

この条例につきましては、半年前の予約という制度がございますので、17年10月1日から施行するというようになっております。よろしくお願いたします。

議長 次に日程17番、議案第13号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第13号についてご説明いたします。

新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正の内容でございますが、条例第2条1項の改正は、助成要件の対象年齢を従来のゼロ歳から3歳未満までというものを、入院と歯科治療については6歳まで——すなわち小学校就学前まで助成を拡大するものです。

同じく、3条1項の改正は、将来にわたり福祉医療制度を持続し、広く支え合う制度としてきたいということで、受給者に対しまして通院については医療機関ごとに月額500円、14日以上入院につきましては月額1,000円の定額負担を新たに求めるために第3号

を追加するものでございます。

また、第3条2項及び3項につきましては、現物給付に対するためのみなし規定を削除し、現行の現物給付と償還払いの併存を是正し、自動償還方式——すなわち受給者は医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただき、助成金は自動的に受給者の口座に振り込む方式に変更するものでございます。

7条の2につきましては、医療費の貸付制度の運用取り扱いについて規定を設けたものでございます。

この条例は17年8月の1日から施行するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 次に日程18番、議案第14号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第14号について説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いします。新旧対照表につきましては16ページでございます。

今回の改正内容につきましては、条例第3条1項において議案第13号で説明しましたように福祉医療制度を将来にわたって持続させるために、新たに定額負担を求めるため、第3号を追加するものでございます。

次の3条3項及び4項の削除する内容も、先ほどご説明申し上げた趣旨による自動償還方式に改正するというものでございます。よろしく申し上げます。

また、医療費の貸付制度の運用取り扱いについて、先ほどと同じく第7条の2で規定を設けた内容でございます。

条例の施行日は平成17年8月1日を考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長 次に日程19番、議案第15号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の47ページ、新旧対照表につきましては18ページをお開きをいただけたらありがたいと思います。

議案第15号、広陵町老人医療費助成条例の一部改正について説明をいたします。

今回、改正をいたしますのは条例第2条第1項第1号中、すなわち助成要件として対象者を従来の年齢規定から誕生日による規定に改め、対象者を限定するという内容でございます。

中ほどの第3条第2項及び3項につきましては、議案第13号、14号で申しました自動償還払い方式への統一のための改正でございます。7条の2につきましても同様の趣旨でございます。

なお、この条例は平成17年8月から施行するものとし、附則の3におきまして国の医療制度が老人保健制度の年齢対象を75歳以上に引き上げるなど、後期高齢者への重点化が進む中で、老人医療費助成制度と老人保健制度とで年齢の隙間が生じております。また、介護保険制度の導入や平均寿命の伸びなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化している、こういう状況を踏まえ、現行の対象者については継続をすることとし、対象者がおられなくなります平成22年7月31日限りで本条例を失効させるということを定めた内容でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 次に日程20番、議案第16号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書49ページ、新旧対照表21ページをごらんいただきたいと思います。議案第16号について御説明を申します。

広陵町心身障害者医療費助成条例の改正でございますけれども、条例第2条第2項中の助成要件について、老人医療費助成条例の一部改正による実態との乖離を防ぐためのものがございます。1歳から65歳に達する日の属する月の末日までのものとする表現を変更するものでございます。取り扱いにつきましては、従前と同様でございます。変更はございません。

次の3条第1項に1号を加えるという改正は、乳幼児医療費の受給者、母子医療費の受給者と同様、定額負担を求めるものであり、内容はさきの各医療費助成条例の改正で説明させていただいたとおりでございます。

3条第2項、第3項の削除につきましても同様でございます。

また、7条の2というのを設けてございますけれども、これも先ほど説明いたしました貸付制度の運用に対する取り扱いの規定を設けたものでございます。

この条例も平成17年8月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 次に日程21番、議案第17号、広陵町環境保全条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の52ページ、新旧対照表につきましては23ページをお願いいたします。本条例の一部改正について説明申し上げます。

今回、改正をお願いいたしますのは、文化財保護法の改正が行われまして、文化財の定義に新たに文化的景観というものが追加されました。平成17年4月1日から施行されることとなっております。このことから広陵町環境保全条例と整合性を図るため、条例第49条文化財の保護という条文でございますけれども、文化財保護法第2条第1項1号から4号という表現を改めまして、文化財保護法第2条第1項1号から5号に改めるというものでございます。

また、景観法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律というものが施行されまして、屋外広告物法の一部が改正されました。奈良県屋外広告物条例の改正とあわせまして広陵町環境保全条例の第52条屋外広告物の条文の中で「美観風致」という表現がございます。これを「良好な景観または風致」というように文言を改正する内容でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 次に日程22番、議案第18号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案第18号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について説明を申し上げます。議案書の53ページをお願いいたします。

新清掃施設建設に当たりましては、地元古寺区と長年の交渉の結果、平成14年12月24日に基本合意を締結していただいたところでございます。基本合意では、後日、正式協定を締結していただくことになっているわけでございますが、用地買収や国の補助申請等の諸準備を進め、本格的に事業に着手できることとなってまいりましたので、正式協定を締結いただくよう協議を進めているところでございます。

今日までの交渉におきまして、特に操業期間15年間の法的担保を求められており、裁判所における即決和解の進めることを約束いたしておりますので、今回裁判所に申し立てるに当たりまして議会の議決をお願いするものでございます。

1番は、和解の申し立てをする相手方でございますが、これは古寺区でございます。

2番は、和解申し立ての理由でございますが、馬見南3丁目自治会から現清掃センターの操業停止を求める仮処分申請がございまして、その和解を受け、新清掃施設の建設のため、古寺区と交渉を進め、基本合意に至った経緯を述べております。

さらに、新清掃施設の操業期限を町が厳守するかどうか不安であるため、これを解消するために葛城簡易裁判所に対しまして訴え提起前の和解を申し立てるものでございます。

54ページ、3番の和解の要旨でございますが、(1)は操業期限を15年間とするものでございます。(2)は環境整備費補助金を1億5,000万円を支払う。2分の1は協定締結時に支払いまして、残りは操業期間15年間均等分割でお支払いするという内容でございます。(3)番は、地元と協議の上、協定書を締結するというものでございまして、56ページから58ページにその協定書の案を添付させていただいております。現在、これをもとに協議をさせていただいております。ほぼ、原案で確定できるものと考えておりますが、地元との協議の結果により甲乙の表現を含めまして部分的な変更が生ずることがございますので、ご了承願いたいと思います。(4)番は、申し立て費用でございますが、各自の負担とすることとなっておりますが、少額の手数料と郵送料はすべて町負担でございます。

55ページは、新清掃施設の位置、施設の概要を記載をさせていただいております。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程23番、議案第19号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案第19号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について説明を申し上げます。議案書の59ページでございます。

先ほどの議案第18号とほぼ同様の内容でございます。ただ、議案書60ページにあります和解の要旨のうち、地域振興資金の金額は3,000万円となっております。相手方は中区でございます。この点が異なりますので、よろしく願いをいたします。

まことに簡単ではございますが、19号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程24番、議案第20号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 続きまして議案第20号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について説明を申し上げます。議案書の65ページでございます。

これは広瀬区との和解でございます。先ほどの議案第18号、19号とほぼ同様の内容で

ございます。議案書66ページにあります和解の要旨のうち、環境整備費補助金につきましては金額が9,000万円となっております。

まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程25番、議案第21号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 町道の路線の認定をお願いするものでございます。議案書の72ページに一覧表をつけております。3箇所7本の路線を認定をお願いするものでございます。

まず、74ページを開いていただきたいと思います。74ページの広陵町第1号近隣公園、いわゆる時計台公園の北側の路線を認定をお願いするものでございまして、現道につきましては4メートルを有していますし、既に改良も済んでおる路線でございます。

その次に、75ページの中の路線でございますが、県道から中の八幡神社までの東西線をお願いするものでございまして、現道は2メートルでございますが、新清掃センター関連の事業といたしまして4メートルに改良すべく用地買収を行って、町道として改良いたしたいというふうに思っております。

その次の76ページでございますが、馬見中の新しく区画された、開発された一団の団地の部分でございますが、メモリアル広場の北側に位置するところでございます。路線番号3番から7番までの5路線でございますが、特に3番の路線につきましては幅員最大、最小ともに10.2メートルでございますが、大きく歩道を設置いたしております。4番から7番につきましては同じく最大幅員が6.2メートル、4本とも6.2メートルでございます。町道としての認定をお願いするものでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長 次に日程26番、議案第22号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第22号をご説明を申し上げます。

要約して内容を申し上げますので、お許しをいただきたいと思います。

今回の補正におきましては、77ページに総額1億4,656万円を減額いたし、114億2,864万2,000円といたすものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。86ページをお開きいただきたいと思います。

総務、一般管理費でございますが、地域イントラネット基盤整備事業につきましては、当

初補助要望をいたしておりましたが、市町村合併の優先視された関係で残念にも採択されな
い結果となったことによります減額でございます。

次に、民生、児童措置費でございますけれども、対象者の増減及び支給時期の調整による
減額でございます。

次に、清掃、塵芥処理費ですが、操業期限後におきまして搬送用の車両を必要とすること
から、現保有車に加え4トンパッカー2台と2トンパッカー2台の新規購入をお願いいたす
ものでございます。

87ページ、し尿処理費でございますが、清掃事務組合負担金の確定精算措置でございま
す。

それから、新清掃施設建設費でございますが、16年度の事業内示額に基づく予算調整を
いたしております。

88ページをごらんいただきたいと思えます。土木、河川、下水路費についてでございま
すが、水道移設替えの必要がない見通しであり、減額するものでございます。

それから、公共下水道費につきましては下水道事業特別会計の補正予算による繰出金の減
額でございます。

次に、常備消防費ですが、組合負担金の確定精算措置でございます。

消防施設費では、中地区防火水槽の次年度への組み替えによる減額でございます。

次に、89ページ、小学校費でございますが、真美第二小学校の児童数の増加による増築
工事をお願いをいたすものでございます。

公債費、利子につきましては、金利の差金減額でございます。

83ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入でございますが、地方消費税交付金につきましては、決算見込みで調整をさせていた
できました。

地方交付税につきましても普通交付税の確定により調整をさせていただきました。

国庫負担金につきましては、歳出の所要の措置を講じるものでございます。

続きまして、84ページでございますが、国庫補助金につきましても歳出の財源に伴う増
減でございます。

寄附金につきましては、公団からの民間おろし等の開発寄附金でございます。

85ページでございますが、財政調整基金の繰入金、減額補正でございますので、繰入金を
戻すという補正でございます。

町債につきましては、減税補てん債、臨時財政対策債等は、いわゆる恒久減税あるいは交付税の繰出分としての財源手だてでございます。

その他、目的に応じまして、それぞれの事業の起債額の増減をお示しをさせていただいております。

続きまして、80ページにお戻りいただきたいと思うんですが、地方債の補正でございますが、それぞれの目的に沿った追加変更をさせていただいたものでございます。当初6%の金利を見ておりましたんですけれども、実態から3%以内ということで補正をさせていただきました。

明許繰越費の補正につきましては、それぞれの事業の平成17年度に繰り越すべく事業を列举しております。

それから、79ページにつきましては、お戻りいただきますと継続費の補正ということになってございますが、新清掃施設関連事業のすべての年割額の変更をいたしておるものがございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程27番、議案第23号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第23号についてご説明を申し上げます。

補正をお願いいたしますのは、歳入歳出それぞれ1,903万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億341万9,000円とするという内容でございます。

議案書の95ページをお開きいただきたいと思います。歳出の方からご説明をいたします。

第3款老人保健拠出金でございますけれども、この拠出金は国保加入者のうち老人保健対象者に係る医療費相当額を各保険者が老人保健医療費拠出金として社会保険支払報酬基金に拠出するものでございます。当初予算計上に比べ、16年度の概算拠出金の算定率に変更されたためのものでございまして、今回1,134万2,000円を補正するものでございます。

次の第4款介護納付金でございます。ご承知のように40歳以上65歳未満の人に係る介護保険の第2号被保険者の納付金でございます。不足を生じた理由は、当初積算段階におきまして平成14年度の概算介護納付金額の算定の誤差から、今回469万3,000円の補正をお願いするものでございます。

第5款共同事業拠出金でございますけれども、これは70万円以上の医療に対する再保険

事業として掛け金を各保険者が拠出するものでございます。補正の理由は、当初の見込みより医療費が増加したためであり、今回300万円の追加拠出をするものでございます。

次に、これら歳出に対する財源といたしまして93ページの歳入について説明したいと思います。93ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち療養給付費負担金で老人保健医療費拠出金及び介護納付金の国負担分90万8,000円を計上しております。

また、高額医療費共同事業負担金として国の負担分4分の1でございますけれども、75万円を計上しております。

さらに、国庫補助金としまして財政調整交付金で103万6,000円を計上させていただきました。

第4款県支出金でございますけれども、先ほどの国と同様、県において高額医療費共同事業負担金として4分の1の負担をいただくわけですけれども、75万円を計上いたしました。

94ページをごらんいただきたいと思います。第6款繰入金でございます。税収の確保が大変厳しい状況の中で、国保財政調整基金を取り崩しさせていただきまして、財政調整を図ったという内容でございます。

以上、1,903万5,000円の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願いをいたします。

議長 次に日程28番、議案第24号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について説明願います。都市整備部長！

都市整備部長 それでは、下水道事業の補正予算についてご説明申し上げます。

101ページでございます。歳出からご説明申し上げます。

流域下水道事業費の減額につきましては、奈良県より概算の事業負担請求がありましたので、今回の補正となったものであります。

公債費の変更につきましてもその関係でございます。

次に、歳入でございますが、1つ手前の100ページでございます。県費補助の雇用創出特別交付金事業につきましては、事業の追加希望の打診がございましたので、県費100%ということもありまして、GISの台帳整備に活用したものであります。

繰入金、町債の変更につきましては、流域下水道事業の精算の変更によるものであります。

以上、歳入歳出それぞれ778万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ15億4,170万7,000円とするものであります。以上、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程29番、議案第25号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第25号につきましては、奈良県市町村職員退手組合から平成17年9月24日をもって西吉野村、大塔村が五條市へ編入されることから、脱退することに伴う議決をお願いをいたすものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程30番、議案第26号、奈良県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第26号につきましては、平成17年9月24日をもって規約の別表及び別表第2中、吉野選挙区から西吉野村、大塔村を削除することに伴う議決をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程31番、議案第27号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第27号につきましても公務災害補償組合から平成17年9月24日をもって西吉野村、大塔村を脱退させるための議決をお願いするものでございます。

議長 次に日程32番、議案第28号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第28号につきましては、災害補償組合から脱退する別表第1及び別表第2、西吉野村、大塔村を削除することにつきまして議会議決をお願いするものでございます。

議長 次に日程33番、議案第29号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少でございます。同じく平成17年9月24日をもって西吉野村、大塔村を脱退されるにつきまして議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に日程34番、議員提出議案第1号、予算審査特別委員会設置に関する決議については、坂口君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 坂口君！

9番議員 それでは、既に皆様方のお手元に予算審査特別委員会設置に関する決議についてということについて文書を配ってることでございます。一読をお願いいたします。

次のとおり予算審査特別委員会を設置するものとするということでございます。

名称は予算審査特別委員会と、設置の根拠としまして、このように地方自治法第110条で決められております。

目的としては予算審査、委員定数は16名としたい。活動としては、本定例会の会期中とすると、このようなことにしまして提案したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第1号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には笹井議員、副委員長には坂口議員と決定されましたので、ご報告いたします。

議 長 次に日程35番、議案第30号、平成17年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第30号、平成17年度広陵町一般会計予算をご説明を申し上げます。

別札の予算に関する説明書1ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度の施政方針につきましては、午前中に町長がご説明を申し上げましたとおりでございますが、ここに平成17年度の一般会計予算総額を121億6,000万円と定めさせていただいたところでございます。前年度に比べ2.2%の増額予算となっております。

それでは、主な歳入の内容をご説明させていただきます。

14ページをお開きいただきたいと思います。まず、町民税でございますが、個人分で4,

960万円の増収、これは特別配偶者控除の廃止あるいは所得を有する配偶者の均等割課税分等により増収でございます。

逆に、法人では4,600万円程度の減収になる見通しでございます。

固定資産税でも現年度課税分で土地おきまして5,500万円の減収、家屋におきましては2,300万円の増収、償却資産におきましては260万円の減収など、全体的には3,410万円の減収となる見通しでございます。

次に、16ページの所得譲与税でございますが、税源移譲2年目の暫定措置といたしまして5,740万円の増収を見込んでございます。

次に、20ページ中ほどの地方交付税でございますが、このうち普通地方交付税では、平成16年度の決算比較におきまして経常経費分で0.4%の増額、投資的経費分で2.8%の減額、公債費算入分で5.8%の増額をそれぞれ計上しておりまして、全体といたしまして3.9%の増収を見込んだものでございます。

24ページ、中ほどの総務手数料、右の欄の窓口手数料でございますが、本年度より印鑑登録カード再交付手数料200円をちょうどいすることによりまして、95件分1万9,000円でございますが、計上しております。

次に、26ページの民生費国庫負担金をごらんいただきたいと思います。保険税の軽減世帯に係ります保険基盤安定負担金の県への移譲及び養護老人ホーム措置費の一般財源化によりまして3,300万円の減収見込みでございます。また、民生費国庫補助金では障害者福祉全般に有効に機能するシステムの導入など1,310万円の増収を見込んだものでございます。

続きまして、28ページの衛生費国庫補助金でございますが、新清掃施設建設に伴う平成17年度の事業補助金9億150万円を計上しております。

続きまして、30ページの民生費県負担金をごらんいただきたいと思います。先ほどの保険税軽減世帯に係る負担金が国庫から移譲されることなどから、全体といたしまして3,130万円の増収を見込んでおります。

次に、37ページをお開きいただきたいと思います。基金の繰入金でございます。不足する自主財源の補てんといたしまして、本年度もルール繰り入れ以外に財政調整基金3億3,000万円、ふるさと基金の振替運用といたしまして1億5,100万円を取り崩しを予定することといたしました。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思います。下段の町債でございますが、

恒久減税の実施に伴う減収の一部に対処するための減税補てん債、同じく地方一般財源の不足に対処するための臨時財政対策債につきましては所要の見込み額、また主要事業に係る町債につきましてもそれぞれ目的別に沿った計上をいたしております。

さらに、過去に発行をいたしました図書館建設事業債につきましては、世代間の公平な負担をしていただくために借換債として計上をいたしております。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思うんでございますが、年々深刻化いたしてまいります財政状況におきまして徹底した経費の節減と人件費の抑制を図るため、財政改革5カ年5億円減税を掲げ、本年度はその第一歩として6,000万円の削減を予定をいたしております。

それでは、本年度の主要重点事業について、別冊の資料で要約して御説明を申し上げたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

資料の4ページでございます。平成17年度の主要事業の一覧表に基づきましてご説明をさせていただきますので、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、1番、町制50周年の記念式典でございます。昭和30年4月15日に誕生いたしました本町が、ちょうど満50年を迎えるに当たりまして、町民とともに50周年を祝う、いわゆる記念式典委託料等を計上させていただいております。100万円でございます。

行政と地域の大学が連携のもとに相互の人的・知的交流を図りながら、より積極的なまちづくりを目指して、産・官・学連携によるまちづくり事業として研究費用50万円を計上させていただきます。

例年の防火水槽設置につきましては3基を予定しております。

また、第3分団の消防自動車購入につきましては、耐用年数の経過とともに新規導入をいたすものでございます。

それから、7番の高齢者の筋力向上トレーニング事業でございますけれども、運動機能の向上を期するために高齢者の、いわゆるトレーニング機器を配備するものでございまして450万円でございます。

それから、高齢者の生命、財産を守るために、いわゆる家具の転倒防止金具取り付け事業という形でシルバー委託をさせていただく50万円でございます。

それから、健康広陵21計画の策定につきましては、国の健康日本21計画を踏まえ、いわゆる健康寿命の延伸と健康行動の浸透を図るという観点から、講師にお招きをして謝礼金等を計上しております。

それから、11番、医療無料化のさらなる推進事業といたしまして、就学前までの歯科及び入院医療費の拡大助成を行うものでございまして、1,340万円計上をしております。

続きまして、5ページをお願いいたしたいと思います。14番の清掃センター管理課、施設課でございます。操業期限後のごみ処理事業といたしまして7月1日以降の委託処理費をすべて含めまして6億570万円を計上させていただいております。例年4億円程度の管理費を計上しておったわけですが、処理委託費用として約1億8,350万円を要するものでございます。

15番ですが、新清掃施設の整備事業でございます。ごみ燃料炭化施設及びリサイクル施設整備を行う事業でございます。17年度の継続費割当額、全体事業費19億3,120万円でございます。うち国庫補助金が9億150万円、起債で9億1,800万円、その他基金で1億円を取り崩すことといたしまして、自主財源は1,170万円でございます。

それから、地方道路交付金事業でございます。古寺中線の道路整備でございますが、用地費、補償費、工事費等でございます。1億500万円、交付金事業で対応してまいりたいというふうに思います。

17番の特定道路整備事業、同じく古寺中線でございますが、これは林口橋、1億9,000万円の事業費でございます。

それから、地方道路交付金事業、百済赤部線でございますが、土庫川に橋梁を架設する1億円並びに取り合い用地事務費等1億5,000万円を計上させていただいております。これも交付金事業でございます。

それから、グリーンプランに伴う周辺環境整備でございます。道路橋梁新設維持修繕、交通安全施設、借地公園、公民館改修等、いわゆる周辺環境の整備事業として2億5,350万円を計上させていただいております。ここでも新清掃施設建設基金5,000万円を充たいたいと思っております。

次に、団体営の水環境整備事業、古寺地区の環濠整備でございますが、継続費として3,107万3,000円、県費補助を計上しております。

それから、基盤整備促進事業、土庫川の古寺地域の井堰設置でございますけれども、新規に4,950万円、県費事業でございます。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思います。23番の都市整備課、交通安全施設等整備事業でございますが、百済赤部線の歩道工事でございます。4,500万円、交付金事業として対応をさせていただきたいと存じます。

それから、住宅のリフォーム促進事業、26番でございますが、広陵町の雇用の安定化と地域経済の活性化の促進を意味として10万円、50件分で500万円の計上をさせていただいております。

それから、28番、子ども安心メールの配信事業でございますが、子供の安全にかかわる情報を携帯電話を通じて保護者に配信する装置でございます。行政ミニ通信とも利用を可能といたすものでございまして、広報的な利用も含めまして63万円を計上させていただきました。

文化財センター等の設置事業でございますが、現在の分庁舎を文化財センターに改修する事業でございます。1,786万2,000円、特別史跡の巢山古墳整備事業ではございますが、継続的に事業を展開をしております。2,000万円事業費を計上いたしました。

これら主要事業の合計が36億円程度でございます。補助金が11億4,000万円、起債が13億5,000万円、その他特定が1億7,900万円、一般財源9億2,100万円を投じて主要事業を消化していく内容となっております。

以上、本当に要約してご説明を申し上げましたが、予算に関する説明書の内容につきましてはご熟読をいただきましてよろしくご審議を賜りたいというふうに思います。

以上で議案第30号広陵町一般会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、終わります。

議長 次に日程36番、議案第31号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第31号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

平成17年度の歳入歳出予算の総額は22億7,580万円でございます。

申しおくれました。説明書の193ページでございます。対前年比でございますけれども、9.4%の増額予算となっております。

本会計につきましては、2月16日に広陵町国民健康保険運営協議会におきましてご審議を賜り、了承をいただいたということをご報告させていただきます。

それでは、中身につきまして説明をしたいと存じます。

まず、200ページ、歳入からご説明をしたいと思っております。国民健康保険税でございます。この税の内訳につきまして若干基礎数字を申し上げます。

一般被験者の医療給付費現年課税分では、被保険者数が8,723人、世帯数で3,986世帯と見込んでおります。介護納付金現年課税分は、被保険者の数が2,800人、世帯数を2,062世帯と見込んでおります。滞納分につきましては、所要の見込み額を計上いたしました。

次に、退職者の被保険者に係る医療給付費の現年課税分の基礎数値を申します。被保険者数を1,803人、785世帯と見込んでおります。同じく介護納付金現年課税分では、被保険者数を810人、569世帯と見込んだものでございます。同じく滞納繰越分につきましては所要の額を計上いたしております。

なお、この課税業務につきまして現行の減免規則がございます。その内容につきまして税の公平といえますか、負担の公平という観点から若干の見直しをしてみたいなという考え方を持っております。それと、税の課税の仕方でございますけれども、従来どおり税率等は変更しないということで計算をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の国庫支出金でございますけれども、療養給付費負担金は国の負担として6億770万3,000円を計上しております。さらに、高額医療費の共同事業費負担金としては、国の負担分4分の1を計上させていただいております。

202ページをお開きをいただきたいと思ひます。財政調整交付金についてでございますけれども、これは全国の保険者に対して財政力を平均化するとか、算定基準をもって交付されるものでございますけれども、今年度につきましては1億3,738万9,000円を見込んでおります。

特別財政調整交付金、これは保険者が行っております特別な事業に対する補助ということで所定の額を交付を受ける予定をしております。

療養給付費交付金でございますけれども、これにつきましても退職者に係る部分ということで4億4,700万円余りを予定をしております。

県支出金につきましては、先ほどの国と同じく高額医療費に対する負担金ということで4分の1、1,290万7,000円を計上いたしました。

それと、204ページでございますけれども、県補助金ということで福祉医療の実施に伴う県の補助ということで522万9,000円を見込んでおります。

共同事業交付金、これにつきましては3,500万円の予算を見込んだものでございます。

次に、第6款の繰入金でございますけれども、保険税の軽減分といたしまして6,224万1,000円、以下保険者支援分、あるいは職員給与の繰入金といった内容で所定の金額を

繰り入れていただく予定をしております。

おめくりをいただいて、206ページの基金繰入金でございますけれども、平成17年度における広陵町の国保財政予算というものは、大変厳しい状況が予想できます。そういう関係で、国保財政調整基金からの繰入金を1,145万2,000円見込ませていただいているものでございます。

あと財産収入、あるいは諸収入につきましては所定の額を計上させていただきました。

次に、歳出の方について説明をしたいと思っております。210ページでございます。

総務費につきましては、例年同様、必要経費を計上させていただきました。

運営協議会費用等も例年どおり計上いたしました。

保険給付費、212ページでございます。この内容につきまして基礎数値、想定しております上昇率等について申し上げます。

一般被保険者の療養給付費につきましては6,635人を見込んでおりまして、1人当たりの平均医療費は過去4年間の平均医療費から15%増加をするという見込みで計上させていただきました。

退職被保険者分につきましては、1,803人で9.3%の増を見込み計上しております。

療養費につきましても療養給付費同様、積算して、一般被保険者につきましては30%の増加、退職者被保険者につきましては20%の増ということを見込み、計上しております。

1人当たりの見込み額でございますけれども、療養給付費で一般被保険者分につきましては12万9,517円という数字が出てまいります。退職者分では25万4,614円と、こういう数字をもとに計上させていただいております。

療養費では3,638円、退職者分としましては5,908円というように考えて計上させていただきました。

高額療養費につきましては、一般被保険者で5%の増、1人当たり1万2,733円という数字をもとに計上いたしております。退職者分につきましても20%増を見込み2万361円ということで計算をさせていただきました。

次に、214ページの事業でございますけれども、出産育児諸費ということで、前年度同様60人という想定で1,800万円を計上させていただいております。

葬祭諸費につきましては120件で360万円という計上をさせていただきました。

次に、216ページ、老人保健拠出金でございますけれども、拠出金の金額が税収のほぼ6割という状況でございます。本年度予算では15年度分の精算と17年度の概算を合わせ

まして5億1,234万9,000円を計上させていただいております。

介護納付金につきましても第2号被保険者2,800人という見込みで、合わせまして1億6,970万8,000円を計上させていただいております。

共同事業拠出金につきましても、これは再保険事業の掛け金というものでございますけれども、5,163万2,000円を計上させていただきました。

218ページ、保健施設費でございます。これにつきましては健康家庭の表彰、あるいは年6回の医療費通知、あるいは人間ドックの助成等を含めて747万3,000円を計上させていただきました。人間ドックにつきましては、過去の受診をいただいている実態等、いろいろ精査の結果、日帰りドック、入院ドックともに2万5,000円の補助という統一をさせていただくように考えております。

220ページの公債費あるいは保険税還付金、予備費につきましては科目取りに加え所要の予算を計上いたしました。

以上、17年度の広陵町国民健康保険特別会計予算の説明を終わりますけれども、どうぞよろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議 長 お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定いたしました。

議 長 次に日程37番、議案第32号、平成17年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第32号についてご説明をいたします。

223ページからでございます。第1条で歳入歳出それぞれ22億5,360万円ということをお願いするものでございます。対前年比では1%の減額予算になっております。

恐れ入ります。228ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入についてでございますけれども、支払基金交付金、あるいは国庫支出金、国庫負担金、補助金、さらに県負担金と、こういった内容につきましては御承知のように応分の費用負担割合がございます。それに基づきまして計算をさせていただいた数値、金額を掲げているものでございます。

230ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、一般会計からの繰

入金ということで医療費分1億5,200万円と事務費分、さらには予備費といったものを合わせて1億6,419万円計上させていただいたものでございます。

232ページ、歳出でございます。一般管理費ということで事務経費、電算の共同委託料、レセプト点検委託料などを掲げているものでございます。1,105万5,000円でございます。

そして、本会計の大部分を占めます医療諸費でございますけれども、これの計算根拠とした数字について申し上げます。

まず、医療給付費でございますけれども、国保分で2,150人、医療費の増が5%、そして医療費の額が70万1,100円というように見込んでおります。社会保険関係の人数は900人、そして同じく医療費の増は5%、費用につきましては69万9,800円という見込みをさせていただいております。高額医療費につきましても1万6,800円ということで3,050人に対して計算をさせていただきました。金額といたしまして21億8,842万5,000円という高額になっております。

次の支給費、いわゆる医療費支給費、はり、きゅう、コルセット等の支給分でございますけれども、人数は同じでございます。額につきましては国保分で1万4,000円、そして社保分で1万6,500円ということで、いずれも増の予算を見ております。

審査支払手数料につきましては、件数をトータルで月当たり6,100件ということで見込んでおきまして、12カ月分817万円を計上させていただきました。

最後に予備費でございますけれども、これにつきましては100万円の計上をさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、17年度老人保健特別会計予算について説明させていただきました。どうぞよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 次に日程38番、議案第33号、平成17年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第33号、平成17年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず初めに、平成17年度は第2期介護保険事業計画、3年ごとに策定する計画でございます。の最終年度の予算でございます。また、第3期の介護保険事業計画、保険料等の設定を策定しなければならない年度でもあります。現在、通常国会におきまして介護保険制度の

持続可能性の確保に向けて、できるだけ介護が必要な状態にならないよう予防を重視した制度改正の法案が審議されているところであります。

それでは、予算説明書の237ページをごらんいただきたいと思います。平成17年度の介護保険特別会計、歳入歳出の予算の総額は、9億2,940万円となっております。予算の内容につきましては、244ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の保険料、第1号被保険者保険料でございます。保険料は介護保険条例で3年に1度、設定することになっております。平成15年度から17年度までの3年間の保険料率の基準月額を月額2,500円、年額3万円を基準として計上いたしました。保険料率の所得段階別被保険者数は、第1段階で50人、第2段階で1,256人、第3段階で2,548人、第4段階で556人、第5段階でも556人の計4,966人を見込んでおります。そのうち年金から天引きして納めていただきます特別徴収の保険料1億2,107万6,000円、普通徴収の保険料3,026万9,000円、滞納繰り越しの普通徴収保険料で94万5,000円を見込み、全体保険料といたしまして1億5,229万円を計上させていただきました。

次の使用料及び手数料の督促手数料でございますが、普通徴収対象者に対する督促手数料として4万円を計上しております。

次に、国庫支出金の介護給付費負担金でございます。保険給付費の20%、1億7,918万3,000円を計上しております。

次の246ページ、国庫補助金の調整交付金につきましては、基準算定率が5%となっておりますが、本町の場合は75歳以上の後期高齢者率及び1号被保険者の所得水準が全国平均に比べて高い水準ということで、算定率を4.78%の率で4,282万4,000円を計上いたしました。

続きまして、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、2号被保険者、40歳から65歳未満の医療保険加入者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金から受けるもので、保険給付費の32%相当額2億8,669万4,000円を計上しております。

次に、県支出金の介護給付費負担金につきましては、県の負担分として保険給付費の12.5%を受け入れるもので、1億1,198万9,000円を計上いたしました。

次に、寄附金につきましては予算科目どおりでございます。

次の248ページ、繰入金の介護給付費繰入金につきましては、町としての負担分で、保険給付費の12.5%、1億1,198万9,000円を計上したものでございます。

職員給与等繰入金につきましては、3,242万4,000円を計上しております。

次の介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成15年度から17年度までの3年間の中期財政計画における保険料抑制財源として基金からの繰り入れを行うもので、1,182万7,000円を計上させていただきました。

次の諸収入の預金利子以降の第三者納付金、次のページの返納金、雑入につきましては、予算科目どおりでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。恐れ入りますが、252ページをごらんいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の実施に伴います関係経費で、総額765万7,000円を計上しております。

連合会の負担金につきましては、サービス提供事業者に支払われる介護報酬の審査及び支払いに関する事務を奈良県の国民健康保険連合会に委託する費用の負担でございます。83万5,000円を計上しております。

次の認定審査等費につきましては、審査及び判定業務に要する費用として1,045万3,000円を計上したわけでございます。

次の254ページでございます。介護認定審査会費につきましては、葛城市・広陵町認定審査会の負担金として600万5,000円を計上しております。

次の趣旨普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため、各種のリーフレットや制度改正のパンフレットなど、周知促進費用として220万5,000円を計上しております。

次の介護保険事業計画策定委員会費につきましては、平成18年度から平成20年度を1期として策定いたします第3期の介護保険事業計画の策定委員会に要する費用で、339万9,000円を計上したものでございます。

次の256ページ、保険給付費の介護サービス等諸費並びに支援サービス等諸費につきましては、第2期介護保険事業計画の保険給付費見込み額を基礎に算出したもので、介護サービス等諸費8億7,908万8,000円、支援サービス等諸費1,115万円を計上しております。

次の介護サービス等諸費につきましては、要介護認定を受けられる方の1割の利用者負担が一定額を超える場合、負担軽減を図るために行う給付で408万5,000円を計上しております。

次に、その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託しております給付明細審査に要する費用で1件95円とされておりまして、総額159万6,000円を計上しております。

次の258ページ、財政安定化基金拠出金につきましては、県が主体となって国、県、市町村が3分の1ずつ負担する財政安定化のための基金で、拠出金額84万7,000円を計上しております。

次の公債費の利子は、借入金に対する利子でございます。

次の諸支出金、第1号被保険者保険料還付金につきましては、予算科目どおりでございます。

次の260ページの他会計繰出金につきましては、葛城市・広陵町介護認定審査会が葛城市で運営されるということで、介護認定審査会費で負担するため廃目といたしました。

次に、予備費は200万円を計上いたしました。

以上で平成17年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の概要の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いをいたします。

議 長 次に日程39番、議案第34号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

現在、広陵町の下水道普及率は96.1%であります。供用開始世帯総数で言いますと1月現在で9,477世帯であります。そのうち接続済み世帯が8,357世帯であります。したがって、水洗化率は88.2%となっております。さらなる水洗化率の向上に努めるとともに効率的な事業を考え、効果的な投資を目指していきたいと思っております。

それでは、平成17年度の予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

主な事業の内容といたしまして、さきに一般会計の方でも説明がありました資料の平成17年度主要事業一覧表の一番最後のページをごらんになっていただきたいと思っております。

公共下水道事業の補助及び単費、特定環境保全公共下水道事業の補助、単費、それぞれ合計4億1,000万円を計上いたしております。

そのほか主な内容といたしまして説明書の279ページでございます。一般管理費でございますが、その中の主なものの委託料であります。下水道使用料徴収業務委託料として1,

467万9,000円とマンホールポンプ点検清掃委託料423万3,000円、管掃費といたしまして500万円、負担金といたしまして流域下水道維持管理市町村負担金といたしまして1億7,044万4,000円を計上いたしております。

その次に、283ページでございます。流域下水道事業負担金といたしまして2,014万7,000円を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、公債費の元金4億3,281万9,000円、利子分として3億4,878万7,000円を計上いたしております。以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。273ページにお戻り願いたいと思っております。

下水道使用料といたしまして2億5,386万円を予定いたしております。

事業の国庫補助金といたしまして先ほどの事業費の補助分としまして1億4,500万円を計上いたしております。

次に、一般会計からの繰入金につきましては、6億7,179万2,000円を見込んでおります。

次に、275ページであります。町債でございますが、公共下水道債、流域下水道債、資本費平準化債を合わせまして3億8,540万円を予定いたしております。

最後に諸収入の中の雑入でございますが、消費税の還付金といたしまして1,171万4,000円を見込んでおります。

以上、平成17年度下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ14億6,900万円を予定いたしております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議 長 次に日程40番、議案第35号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第35号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

恐れ入ります。説明書の296ページをお開きいただきたいと思います。広陵町の石塚霊園墓地についてでございますけれども、現在1,070区画の整備を終えております。そのうち1,043区画につきましては使用許可販売を完了しております。平成17年度におきまして残っております27区画のうち12区画について販売を予定しているものでござい

す。1区画97万円で墓地使用料として1,164万円を予定させていただきました。また、管理費につきましても1,055基分、525万5,000円を見込んでおります。

なお、12区画の販売ということがございますけれども、さらに残ります15区画につきましても随時募集、あるいは販売をしてみたいということを考えております。

墓地手数料がございますけれども、使用許可書の再交付でございますとか、あるいは承継使用許可書等を見込みまして5,000円の計上をさせていただきました。

今年度につきましては、一般会計からの繰入金についてはお願いをしないということで、廃目になっております。

歳出について説明いたします。298ページでございます。

墓地管理費ということがございます。職員給与費としまして770万円余りを見込んでおります。それと、墓地管理委託料ということで199万円、さらには永代使用料の返還、そういうことを想定して582万円の計上はしております。発生するかどうかは未定でございますけれども、予算計上をさせていただきました。

歳入歳出とも1,690万円という予算でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。ありがとうございます。

議 長 次に日程41番、議案第36号、平成17年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第36号、平成17年度広陵町学校給食特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算に関する説明書の303ページでございます。平成17年度広陵町学校給食特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ2億550万円でございます。

予算案の歳入からご説明を申し上げます。308ページにお進みをいただきます。

まず、給食費保護者負担金でございますが、給食食材費につきまして季節的な価格変動が予測されるものの、年間を通じましての平均価格が平成16年度とほぼ横ばいに推移するであろうと想定いたしまして給食費保護者負担金を月額3,700円に据え置くこととさせていただきました。全体の児童数につきましては2,409名を予定し、9,804万6,000円を計上させていただいております。

次に、一般会計繰入金でございますが、賄材料費に充てます牛乳、米飯給食補助などのルール分と給食調理員の人件費、事務費、備品費等の繰入金を合わせまして1億72万9,0

00円を計上させていただきました。対前年比が減となっておりますのは、全体児童数の減少によるものでございます。

次に、諸収入の雑入でございますが、教職員163名分の給食費671万5,000円を計上し、次の繰越金では科目取りとして1万円を計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、310ページをごらんいただきたいと存じます。

給食調理員16名の給料、諸手当、共済費等の人件費関係で7,408万円、学校給食パート調理員6名分の賃金581万円のほか、需用費1億1,992万6,000円の需用費とし、そのうち賄材料費で1億1,718万8,000円、この根拠といたしまして給食材料費1食平均単価を223円と試算し、年間の給食実施予定数を181日としたものでございます。

このほか負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金で402万7,000円を計上させていただいております。

学校給食特別会計につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程42番、議案第37号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第37号をご説明申し上げます。

本会計予算は500万円と定めるものでございます。

322ページをごらんいただきたいと思っております。平成15年度及び平成16年度に新清掃施設関連のコミュニティー施設用地として先行の取得をしましてまいりました起債の利子を計上させていただいております。500万円でございます。なお、財源につきましては一般会計からの繰入金でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程43番、議案第38号、平成17年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第38号、平成17年度広陵町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

325ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第2条の業務の予定量についてですが、年間総給水量を396万600立米といた

しました。これにつきましては給水人口を3万3,500人、有収率を92%、1人1日当たりの平均有収水量を298リットルとして見込んだものです。

次に、第3条の収益的収支についてですが、収入につきましては水道事業収益として9億409万9,000円、支出としまして水道事業費用8億9,154万7,000円、差し引き1,255万2,000円の黒字予算となっております。

次に、326ページをごらんいただきたいと思います。第4条の資本的収支についてですが、収入額が1億669万5,000円、支出額が2億8,790万4,000円となり、不足額1億8,120万9,000円につきましては全額、過年度損益勘定留保資金で補てんさせていただきます。

第5条につきましては、議会の議決をいただかなければ流用できない経費として職員給与を定めたものです。

第6条につきましては、メーター等の貯蔵品の購入限度額を定めたものです。

次に、327ページをごらんいただきたいと思います。平成17年度広陵町水道事業会計予算実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてですが、収入につきましては営業収益として9億229万7,000円、その内訳としましては給水収益が8億3,703万9,000円と前年度の当初予算に比べ392万8,000円の増収を見込んでおります。

次の受託工事収益につきましては、町の下水道工事や県の河川工事に伴う水道管の移設工事の工事負担金として4,401万8,000円を見込んでおります。

次のその他の営業収益2,124万円につきましては、下水道使用料徴収事務手数料1,467万8,000円や消火栓維持管理負担金610万2,000円等を計上いたしております。

次の営業外収益180万2,000円につきましては、預金利息や真美ヶ丘配水場の用地及び建物の貸付料等を計上いたしております。

次に、支出についてですが、営業費用としまして8億7,328万9,000円を計上いたしました。

その内訳につきましては、まず第1目の原水及び浄水費5億1,151万8,000円につきまして、その主なものにつきましては人件費として1名分で906万9,000円、次の修繕費2,324万2,000円につきましてはポンプや水位計、水質計等、計器類の点検整備費用や急速ろ過器の塗装費用、沈殿池汚泥かき寄せ機の修繕費用等を計上させていただ

きました。受水費につきましては、年間総給水予定量の71.5%に当たる282万立米分として4億2,934万5,000円を計上させていただきました。

次の2目の配水及び給水費4,274万8,000円につきましては、人件費として1名分で973万円、委託料として280万1,000円、その主なものにつきましては配水場の草刈り、剪定等委託料として117万6,000円、その他配水場警備委託料、管路情報管理システム保守料等を計上させていただいております。

次のページの賃借料439万1,000円につきましては、管路情報管理システムリース料470万4,000円がその主なものとなっております。次に、修繕費2,140万6,000円につきましては、配水管の修理費用として800万円、配水場水位計やポンプの整備費用として625万円、その他量水器の取りかえ費用等を計上いたしております。

次に、3目の受託工事費6,040万8,000円につきましては、町の下水道課及び県の高田土木事務所からの受託工事費用を計上いたしております。

次の4目総係費につきましては6名分の人件費として4,985万1,000円、委託料としまして事務機器及び料金システム、企業会計システムの保守料、宿直、集金、検針業務等の委託料等、合わせて1,557万8,000円を計上いたしております。次の賃借料619万円につきましては事務機器及び会計システム、料金システム等のリース料等を計上いたしております。

次に、5目の減価償却費につきましては17年度は1億7,257万8,000円を予定いたしております。

次の6目の資産減耗費についてですが、鴨山配水池を取り壊したため、それを除却するための費用として資産の残存価格分の504万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、329ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、収入についてですが、1目の工事負担金1億669万5,000円ですが、下水道課への受託工事に伴う工事負担金として4,590万円、その他給水分担金として5,355万円、施設分担金として724万5,000円を見込んでおります。

次に、支出についてですが、1目の配水施設費として2億7,968万9,000円をお願いするものですが、その主なものにつきましては人件費として2名分で1,716万5,000円、次の工事費2億4,235万円につきましては配水管の更新工事費用等として1億円、下水道工事に伴う受託工事分として5,100万円、井戸新設工事費として5,50

0万円、なおこの件につきましては現在ある井戸のほとんどが10年以上たっており、中でも4つの井戸におきましては既に20年近くたっているため、3割程度の自己水を確保することが困難になってきており、大滝ダムの供用開始もまだ5年程度かかるとのことであり、夏場の渇水等も考慮し、町の交通公園の一角を借地して井戸の新設を行うものです。その他鴨山配水場の整地費用として500万円や舗装の復旧工事費、弁の取りかえ費、新設費、取水ポンプの取りかえ費等を計上いたしております。

次に、2項の企業債償還金についてですが、起債の未償還額、約1億3,500万円に対する17年度に償還する元金分です。

以上、まことに簡単ですが、予算の概要説明とさせていただきます。

なお、ただいま説明申し上げました以外にも地方公営企業法の規定によります予算に関する説明書を後ろの方に添付いたしておりますので、後ほどでもごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案熟読のため、3月1日から6日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって3月1日から6日までの6日間は休会といたします。

3月7日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5 : 15 散会)

平成17年3月7日広陵町議会
第1回定例会会議録（2日目）

平成17年3月7日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第 1 号	広陵町個人情報保護条例の制定について
2 議案第 2 号	広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
3 議案第 3 号	広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
4 議案第 4 号	広陵町印鑑条例の一部を改正することについて
5 議案第 5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
6 議案第 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
7 議案第 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
8 議案第 8 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
9 議案第 9 号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
10 議案第 10 号	葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止について
11 議案第 11 号	広陵町文化財保護条例の一部を改正することについて
12 議案第 12 号	広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについて
13 議案第 13 号	広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
14 議案第 14 号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
15 議案第 15 号	広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
16 議案第 16 号	広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
17 議案第 17 号	広陵町環境保全条例の一部を改正することについて
18 議案第 18 号	広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について

- 19 議案第19号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 20 議案第20号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 21 議案第21号 町道の路線認定について
- 22 議案第22号 平成16年度広陵町一般会計補正予算（第4号）
- 23 議案第23号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 24 議案第24号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 25 議案第25号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 26 議案第26号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 27 議案第27号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 28 議案第28号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 29 議案第29号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 30 議案第30号 平成17年度広陵町一般会計予算
- 議案第31号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成17年度広陵町老人保健特別会計予算
- 議案第33号 平成17年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第36号 平成17年度広陵町学校給食特別会計予算
- 議案第37号 平成17年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 議案第38号 平成17年度広陵町水道事業会計予算

議長 まず日程1番、議案第1号、広陵町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 個人情報保護については、基本的に大変必要なんですけれども、ちょっと幾つかの点についてご説明いただきたいと思います。

まず、これは5ページの左側の方で、実施機関のところなんですけれども、この中で議会が入っているんですけれども、議会についての個人情報保護っていうのは、具体的にどうい

うことを想定されて議会が入っているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、5ページの第4条の方の事業者なんですけれども、広陵町内で対象になるような業種、どのような業種があるのか、そして全体として何社ぐらいが該当すると想定されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、9ページの方なんですけれども、(6)の中で、「町の機関及び国等の内部または」というところで、審議の部分なんですけれども、この内容が開示することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ云々ということを書いてあるんですけれども、これを具体的に物差しをつくるというと、大変難しい問題になると思うんです。情報公開では、意思形成過程ということで表現されているとは思いますが、これがいたずらに拡大解釈をされていくと、町の中でのいろんな各種審議、全く情報が公開されなくなる。以前よりも増して、情報公開以前よりも厳しい情報を未公開にしていくということが起きないか、大変懸念される場所なんですけれども、原則は、やはり情報公開条例の方が上位といいますか、個人情報保護の条例よりか情報公開の方が優先されるべき問題、ちょっと表現としてはニュアンスとしておかしい分あるかもしれませんが、強弱で言えばそういう位置づけだと思うんです。そういう中で、情報公開条例を有効に生かしていくということを踏まえて、この点については具体的にどのように物差しをお考えいただいているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、次のページの第15条なんですけれども、この一部分の部分開示なんですけれども、部分開示というと大変手間もかかる場合もあるわけなんですけれども、やはりできるだけ情報公開していくということになれば、場合によっては名前を削除するとか、部分的な削除をしながら公開していくということになるんですけれども、これについてはきちっと対応していただけるのかどうか、この点も確認しておきたいと思います。

15条の1にあるんですけれども、これに対しての具体的な運用基準とかそういうものが、だから必要にならないのかなあというふうに思うんですが、その点加えてお願いしたいと思います。

17条なんですけれども、その情報があるのかどうか明らかにするだけでも影響が出る場合があるのでということでの項目ですけれども、これについては具体的にはどのようなケースを想定していただいているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、18ページなんですけれども、罰則規定があるわけなんですけれども、これは罰則規定の設けている自治体、設けていない自治体あるわけなんですけれども、これいきなり懲役

だとか罰金ということについては、クッションがないということが疑問に思うわけなんですけれども、といいますのは、いきなりこういう懲役、罰金っていうところに直結していくと、情報公開に対して大変萎縮をしてしまうような状況が起きはしないかというふうに心配するわけです。私、たくさんは時間がなくて調べてませんが、たまたまニセコ町と京都市の個人情報保護条例を調べましたところ、両方ともこのような罰則が入っていないんです。ニセコ町の方は勧告とかそういう手続が入っていましたけれども、ですのでクッションとなる指導とか勧告があってもいいのではないかというふうに思うわけですが、この点についてどのようにお考えなのか。

この量刑としては、個人情報保護条例としたら一番重い方の量刑になっているなというふうにも思います。国の方では、事業者と、それから行政機関の方とそれについて分けて法律つくってますから、そういう量刑についても国の機関の方が重くなっているわけで、事業者の方が軽くなっているわけなんですけれども、それについてお答えいただきたいと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 たくさんの質問でございますので、なかなか整理できないまま答弁になるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

まず最初に、どんな業種に個人情報に関係してくるのかというようなことでございますけれども、これは広陵町で働くすべての職員、パートまで含みますけれども、議会議員さんも含みますけれども、そういったもののすべての業種にわたる内容でございます。1点は、すべてにわたると。私たち、広陵町で働くパートまで、これは知り得たものを個人情報として漏らしてはならないかということで、全般にわたる広陵町の業種であるという理解をしていただけたらありがたいと思っております。

2つ目が、情報公開が未公開になる懸念があるのではという第14条のことだと思います。詳しく総務文教委員会でご説明申し上げます。

議 長 ほかに。松野さん、できましたら、そしたらこれだけは今聞きたいというのと、委員会でもよかったら委員会のやつと、ちょっとそれだけ言うてもらえますか。 12番議員！

12番議員 ごめんなさい。今のところは個人情報保護条例というのは、これから大変大きな影響を与えていく大事な条例ですので、かなり具体的に審議をしていくべきだというふうに思うんですが、こういう難しい内容の条例でもありますので、今準備されていなくて答えら

れないところは委員会に回していただいてもいいんですが、お答えできるところはとりあえず1回目答えといてください。

議長 総務部長！

総務部長 第46条のページ18の罰則規定のクッションはないのかというようなことでございますが、罰則規定につきましては、大きな5つの罰則規定がございまして、私たち広陵町で働く者の漏えい、そしていろんな個人情報を漏らしてはならないということで、漏らした場合はどうなるのかと。この一番最後の方に5つの罰則規定がございまして。

その罰則規定、簡単に申し上げますと、私たちには守秘義務という罰則もございましてけれども、公務員に課せられた罰則でございまして、公務員の守秘義務に関しましては、罰則も大分緩やかで、懲役も1年以下、3万円未満の罰金と、こういうふうになっておりますけれども、罰則も46条になりましたら、これをもっと大きく、個人の情報を人に簡単に出してはいけないというようなことで、懲役は2年以下、そして罰金は100万円以下と、こういう大きな守秘義務の違反よりもきつい罰則規定を設けさせていただきました。5項目にわたる内容でございまして、最後は、職権を乱用して個人情報を漏らすことによって罰則もありますよという第51条、そこまでの5項目は罰則の細かい規定でございまして。

議長 12番議員！

12番議員 ほとんどご答弁いただけてないわけなんですけど、先ほども言いましたように、議会については基本的には入れないのが原則になっているのではないかなと思うんですが、議会の個人情報と言いましたら、議員の方は選挙によって選ばれてくるわけですから、そういう中でいろいろな、何年生まれだとか、住所とか、そういうのも当然新聞紙上等も含めて公開されて立候補するわけですから、そういう部分でそれ以外に議会はもちろん公開をされているわけですし、ですからそういう部分でどういう部分がこの個人情報として議会の保護されなきゃいけないのかという部分は総務委員会までにきちっとお答えいただけるように、議論できるように準備をお願いしたいと思うんです。

それから、第4条につきましては、先ほども言いましたように、意思形成過程なんですけれども、これは今後は意思形成過程についてもはっきりと全部公開していくという方向になってくる、これについては間違いのないところなんですけど、先般私が参加しています都市計画審議会の方で、議事録とテープの方をお願いしたんですが、議事録は要約した議事録だけでしたし、私は委員だから、その情報公開には対応しないと思うんですけれども、テープの方はだめだということで、情報公開はテープとかそういういろいろなフィルムとかそういう

のも対象にしてるわけなんです、それを委員ですから当たり前を考えて、その状況を知っていて確認をしようという部分でお願いしたにもかかわらず、出していただけなくて、都計審の審議に提案されたというような経過がありまして、だから基本的にはそれも結論を出すという形でしたから、意思形成過程から離れて、もう結論出した後での情報公開に当たる、情報公開適用するとしてもそういう場に当たるわけですから、やはり私はそれは当然委員の一人ですから、情報公開以前の問題としても当たり前だったなあというふうに思っていますので、この点について今後そういう形になっていくと、何事につけても情報が閉ざされていく、今までよりも一層閉ざされていくということになったら、情報公開条例がない方がよかったということになるわけです。ですから、情報公開条例が先にありきなんです、個人情報保護条例よりも。ですので、その辺の見解は町としてもはっきり持っただけのは当然だと思うんです。ですから、その点についても、今お答えいただけるのであればお答えいただいて、また十分委員会の方でも議論していってもらわなきゃいけない問題だなというふうに思っているわけです。

それと、事業者の方で、具体的には出てこなかったんですが、さっき言いました医療機関だとか、また銀行だとか、大変大事な個人情報を取り扱っている機関なんですけれども、そのほかにもあるのかなと思ってお聞きしたんですけれども、とりわけ個人の町民の責務という部分も入っているんですけれども、以前に国会の方で問題になったのが、マスコミだとか、それから研究者とか、著作者、作家とか、そういう部分で大変大きな問題になって、その点についてはある程度問題が意識が定着して、あと、どういふのかな、これは何だったかな、附帯決議ということでは一定の部分では表現の自由とか、学問の自由とか、出版あるいは報道について適用除外ということを入れているわけなんですけれども、広陵町においても、そういう認識の部分でいろいろ報道のマスコミの方も来られるわけですし、また広陵町内でも出版をされている方もたくさんいらっしゃいますので、その点については明確に区別されているのかどうか、この点については再度お聞きしておきたいなというふうに思います。条例の中では全く出てこないなというふうに思いますので。

それと、先ほどの9ページのところのはそうですね。

それからあと、先ほど質問したところでお答えいただけていないところは、また総務委員会の中で十分議論して行ってほしいんですが、最後に罰則規定の方なんですけれども、罰則規定について、別に広陵町の条例で決めなくても、国の方の法律で罰則が入っていますから、広陵町の中であえてこれだけ厳しい国を超えた罰則に——超えてはいませんね、同じで

すね——なっていると思うんですけども、そういう部分で言えば、町なんですから、もう少しやっぱりきちっと運用できるような形で、指導とか勧告という部分を入れて、別にどうしても罰則を入れなきゃいけないというふうには思わないんです。そういう部分で、先ほども言いましたように、いきなり何か、これは判断の問題がたくさんあるんです、個人情報保護するかといことは。後で審議会の方の設置条例出てきますが、審議会に頼ることなく、職員さんが個々に判断をしていくというケースが大変たくさん出てくるわけです。だから、そういうことを考えていけば、やっぱり多少の判断の誤りがあったときには、やっぱりこうこうだからこうすべきだという指導とか、あるいは勧告とか、そういうクッションがあって当たり前だと思うんです。

ところが、この言うたら罰則ということが、懲役とかということがいきなり出てくるといことは、職員さんのそういう判断を萎縮させて過剰反応にになってしまうということが大変大きく懸念されるわけなんです。国立市の方でも、教育委員会の教育長だとかの問題が何かあって、それで勧告という形をとったというニュースを覚えているわけですけども、だからそういうのがあって当たり前で、そうでなかったら職員さんがもう本当に負担大きいと思うんですが、再度この点について考え方と、それからここについては変えてもらいたいと思うんですが、それについて再度お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 一つの例として、都計審の内容のテープ、これを見たいということでの都計審に申し出たと、こういうことをございますけれども、これは当然公開すべきか、保護すべきかという問題に当たると思っています。基本的には情報公開に当たるものか、個人情報をすべきものであるのか、十分今後考慮した中で運用してまいりたいと思っております。

次、おっしゃっていただきました、罰則規定が余りにも勧告とかそういった柔軟性を持ったものではないと、こういうことをございますけれども、私ども広陵町の条例は、職員にも厳しい条例をつくらせていただいたと。やはり人の個人情報を守るためにも、ぜひ職員が守っていただきたいと。万が一間違ったときは、こういう罰則をかけますよと、こういう態度で臨んだつもりでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 今議論をしてもらって、非常に安易な形での認識を持ってもらっては困るというように思うんです。

一つは、情報公開についての行政の使命の問題です。住民との意思形成過程の中で、どれ

だけ情報公開が必要なのかという点は、時代の流れとして定着しつつあるわけですが、ここに行政が長年秘密性を保持するということに重点が置かれてきた経緯があるわけで、そういうところの問題っちゅうのが非常に認識をどう職員の方々が持つかというのは非常に大事なところだと思います。

まず第1に、この条例の中のかなりの部分ちゅうのは、結局はあいまいな抽象的な言葉なんです。具体的に何かという点になると、答え切れていない問題があります。

1つ例を挙げさせていただきますと、今回特別職の方々の名簿をいただいています。これについては、いわゆる住所のある方、電話は一切ないというようになってるんです。ここにいわゆる先ほどの松野議員も出てきたように、議会や、あるいは町に携わる人というのは、一体これはどういう立場なのかと。公の立場だということを明確にさせる必要があると思います。もちろん公の人でも個人の情報を保護するというのは当たり前の部分があります。当然の話です。しかし、そういうところの部分について、本当に行政機関の中できちっと議論をされた上でそれが処理されているのかどうかというところの問題なんです。こういうところの問題をあいまいにしていくと、例えばこれは第8条のところで、実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各項に該当する者はこの限りでないちゅう。本人の同意があるとき、法令等に定めがあるとき、出版、報道による公にされているとき、こういう内容やその他ずっとあるんです。そしたら、電話帳というのは、これは個人の情報が流されているところなんです。もちろんそこには登載拒否する個人の自由もあります。こういうところの部分というのは、純粹に個人の部分なんです。ところが、公の機関で働く、あるいは公の機関でかかわって仕事をする。こういうところの部分ちゅうのは、最低の保護情報というのほどまでなのかということが問われるんです。こういう内容について、本当に審議をして、非常勤の特別職の名簿について電話や住所を削除したのかと、こういうところについてまず具体的な内容にかかわりますので、お聞きしたいと思います。

それから、やはり第9条のところの「審議、検討または協議に関する情報であって、率直な意見の交換もしくは」、こういうところの部分というのは、本当に公の立場で議論をする問題が大半なんです。こういうところの部分というのが、意思形成過程が取得されるというものであれば、これは実際にどういう意見が交わされたのかというのが全く見えてこない。これは行政政策の決定というのはどういう形でやっていくのかということも、国家が今できるだけ公にしようという流れになっている状況です。そういう問題についても、ここの問題については何なのかと、何が問題に問われているのかということについて、きちんと議論を

した上でこういう条文を入れているのか。国や県やその他のところで全く横並びで、具体的な広陵町での議論に値した形でこれが条例として出されてきているのかということだというふうに思うんです。先ほどの事業所の問題についても、5,000人以上、あるいはそういう事業所の対象という問題についてもどういう形なのかというのを、この条例を提案する場合に当たっての議論が、行政機関、これは部長だけじゃない、部長だけがこんな問題を持ってたんではどうしようもないわけですから、町長初め町職員全体のものになった上での提案というようになっているのかどうかというのが問われてるわけなんで、そういうところの部分についてお聞きをしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほど非常勤特別職名簿、この議会に出させていただきます。これが本当の個人情報保護条例を守った資料だと認識いたしております。

もう一点は、町長からアルバイト、パートまで、全体を見据えた条例なのかということでございますけれども、これにかかわる個人情報保護を当然実施していかなくてはならない、また守っていかなくてはならない、これは町長も当然でございます。職員がパートまでもこれを守っていかなくてはならない。サービス公社や社会福祉協議会やシルバー人材センター、こういった広陵町が出資する法人についても、そこにおるそういった職員もこの個人情報保護条例を守っていただかなくてはならない、こういうことでございますので、すべての職員の一つになった条例であるというご理解をいただきたいと思っております。

議 長 6番議員！

6番議員 委員会で具体的な、先ほどの松野議員が質問した内容等についてもやるとして、今おっしゃった非常勤の特別職の資料提供は、個人情報保護条例にこれが今見合った見本だというようにおっしゃってるわけなんですけれども、それでは先ほど私が言ったように、いわゆるこの条例の中にもあるように、出版、報道等により公にされているという内容のこともあるんです。電話帳というのがあるんです。そういうようなことやもろもろ、あるいは公の立場にある者の公開性、情報公開というところの部分との兼ね合いっちゃうのは、これ資料を出されたときに議論をされたのか、その点だけを確認しておきたいと思うんです。

いわゆる個人情報保護というのを行政機関の中であいまいに考えていくと、結局は従来の行政が長年培われてきた非公開の性質というか、いわゆる民に近寄らせずというお上意識の拡大につながっていくんだという、そういう危険性が絶えず指摘されているわけですから、そういうところについて、非常勤特別職の名簿公開について、住所も電話も入れないという

のが個人情報条例の真髄だというような認識で今おっしゃったわけですけど、これは行政、各町長初め、このことについて議論されたのかどうか。

議 長 総務部長！

総務部長 1つ目、言われましたN T Tの電話帳でございますけれども、あれはたしか名前と電話番号と住所と入っていると思います。ここでいう個人情報保護の中には、生年月日とか性別とかいろんなことがございますけれども、国の法律は4月1日から施行されます。事業者であるN T T等も今後検討していかれるのではないかと考えております。

非常勤の名簿を出しますときに、当然この名簿を見ていただいたらわかりますけれども、各関係部長等で調整をいたしまして、提出させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 8番議員！

8番議員 今、寺前議員とかの質問、もっともな質問だと思うんです。この個人情報について、当然のところ本人の同意があれば電話番号も住所も何も皆出せるわけでしょ。そしたら、この非常勤のこの人らにそういう同意を求めたのかどうか。当然同意を求めて拒否された人については載せない。そのぐらいのことをやはりやらなくてはならないんじゃないかと、その辺は思うんです。それと、電話帳に載ってるちゅうのは公開されてる。だから、余り本当に個人情報のこれを1条ずつ審議されたんかどうか、部長会なんかで。これはどういうところにどう当たる、これやったらどういように最善の対応が必要になってくる。こんな名簿もらって、ただ名前だけの名簿もらったって、こんな意味ないですよ、余り。また調べて、どこのだれか、やっぱりする必要があります。だから、ちゃんとこの条例を理解して、これをつくられたんかということに私は非常に疑問を感じるんですけど、町長、この辺どうですか。

議 長 総務部長！

総務部長 この条例をつくりますときに、全員協議会で私の方から説明させていただきました。15人の各部署から選んだ職員、いろんなところから選びました。水道局やさわやかホール、健康福祉部、そういったいろんな部署から選びました。そういった部署から選んだ職員15人をもって、あらゆる方向からいろいろ検討はさせていただきました。それで、今後、区長会等云々ということもございますけれども、これからの2カ月間にわたって、いろんな機関、いろんな団体、そして職員、そういった者への啓発活動をも続けてまいりたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長 8番議員！

8 番議員 同意を求めたんかどうかということを知っているわけですね。そういう手続はしないのか、するのかということを知っている、今後。同意があれば何ぼでも出せるわけでしょう。その辺のところやね。

議 長 総務部長！

総務部長 今後調整させていただきますけれども、本人さんの同意を得て出させていただきます。こういうのが見本であるということで出させていただきますのでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 番、議案第 2 号、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 2 番議員！

1 2 番議員 この審査会を委員 5 人以内で組織するということですが、この中で委員はそういう情報公開制度、個人情報保護制度にすぐれた識見を有する者のうちと、町長が委嘱するということですが、このすぐれた識見を有する者とはどのような方を想定されているのかということの一つ確認させていただきたいと思います。

それから、同じ 3 条の 4 項なんですが、委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとするところがあるわけですが、これは一般的には今までは事前に新たな方をお願いをして、内諾をとった上でされるというのが普通のやり方であって、任期満了したのに、後がまだ見つかっていないというのは、そういう想定自体がちょっと理解できないんですが、どうしてこの項目が入っているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、この審査会の方、調査権限とか、調査会は必要あるときに諮問機関に対して審査会の指定する方法によりいろいろこの審査会について諮問できるということですが、やはりこの内容が大変難しい判断が迫られると思いますので、この諮問とか相談という

形ででも大いに審査会の方は活用を図っていただきたいと思います。その点についても、年に2回、何事もなく開かれるというような形じゃなくって、大いに活用してほしいということで、どのようなお考え、位置づけされているのかということもお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 それではまず、1点目の委員は5人以内であるがと、こういう委員はすぐれた識見の持ち主であると、こういうことでございます。これは今後町長とも協議いたしまして、今まで個人情報保護条例、そういったものにかかわっていただきました大阪教育大学の教授、そして元奈良女子大学の教授、そして弁護士、こういった者に個人情報保護条例の制定のためにいろいろかかわっていただきました。そういう人も参考にしながら、大学の先生や、そして住民代表、そういったものの中から5名今後選定してまいりたいと思っております。これは今後起案をして、諮っていききたいなあと思っているところでございます。

そして、2つ目に、任期が来ても、後任者を選ぶまでの間、前任者が引き継ぐべきだと、こういう質問でございまして、これはやはり今考えております大学の先生やそういう内容の識見の高い先生方をお願いすると、こういうことになっておりますので、私どももやはり後任を探すのがなかなか難しい面も出てくると、そういうことで一条を加えさせていただきました。

もう一点、審査会の会議は、年2回ぐらいでお決まりのコースでは困ると、こういうふうなことだと思うんですけれども、必要に応じて審査会を招集いたしまして、いろんな論議を図ってまいりたいと、こう思っております。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第3号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第4号、広陵町印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 これについては午前7時から午後10時まで柔軟な時間設定なんですけど、これ具体的に考えると、なかなかちょっと難しいなというふうに思うんですけども、例えば朝7時から出勤していただいて、どういうふうな仕事ができるのかなあ。あるいはまた、例えば1人だけ10時まで仕事をしているというような状態が想定しにくいわけです。これについて具体的な運用について、どのような形をどういう場でどういう仕事をしていくとか、そういうことを考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 子供さんの育児、それと高齢者の介護といったものを持つ勤務体制でございます。当然、職員の勤務時間、休暇に関する条例でこの規定を設けたわけでございます。すぐ

にそうした申請が出てくるというふうな事態も想定しておらないわけでございますけれども、当然7時から10時の間でその勤務の申請があった場合については、考慮しなければいけないというふうな状況でございます。職種によって、あるいはまた勤務体系によって、それぞれの職域がございます。そうしたことについて出てきた場合には、できる限りその職員の職域あるいはまた勤務条件に合った、そういった場所への職員の配置転換というふうなことも考えられるわけでございます。

しかしながら、通常の一般業務は8時30分から5時15分というふうな規定はございますので、もし1時間、2時間が遅出勤務を申請があった場合においては、その職員は7時、8時というふうなことで勤務時間がずれますので、そうしたところにつきましてもやはり管理職の勤務する状態、そういったことにつきましてもやはり管理体制を整えていかなければ、1人が勤務体系を持っておるといふふうなところについては不自然でもございますので、調整はさせていただくというふうな事態になろうかというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 国の方の法律に合わせてということと申しますが、しかしこれを条例化をするのであれば、具体的に運用できる準備をしてから条例化すべきなんです。ところが、そういう申請が出てきたら、そのときに考えるというのでは、余りにも形式的過ぎるのではないのでしょうか。

で、これは大変難しい対応になると思うんです。先ほども言ったように、1人の方だけが例えば午後出勤してこられて、1人だけ10時まで仕事をしてると、そんなことなかなか無理なことじゃないのでしょうか。サン・ワークの方は夜やってるから、サン・ワークへの配置とか、そういう具体的な対応もあると思うんですが、朝7時からというたら、またこれどこかなというふうに思うんです。

そういう部分で考えますと、やはり条例つくる以上は、具体的にその場合はこうしますから、どんどんせっかくつくった制度ですから活用してくださいということで職員さんに働きかけをしていただくことが条例をつくっていく意義があるということだと思えます。ですから、それについて早急に具体的な手だてをして、職員さんの方に周知徹底していただけるかどうかということの一つ確認したいと思えます。

それから、もう一つは、やっぱりこれは大きな欠陥がありまして、例えば保育園の先生とかであれば、あるいは図書館の司書の立場で採用されているとか、そういう特殊な勤務の部分においては、やっぱり難しいわけです。活用しようにもできないということになりますの

で、大変不平等な内容ではなかろうかと思うんです。これについてはどのように考えていただけののかということもあわせて確認しておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 当然具体的な考え方につきましては、規則で早急に整備しなければいけないという思いであります。そして、こうした条例制定についての周知徹底につきましても、各職員にやはり周知をしてまいりたいというふうには考えておるものでございます。

ただ、職種によりまして、当然その勤務に耐えがたきそういう職種がございます。当然、ご指摘のように、図書館あるいはまた保育所、幼稚園といったケースにつきましては、申請が出されておりますけれども、その対応できる勤務体制を整えるというところで調整をすることも必要だというふうには思っておりますので、やはりそうした職種の見直しというふうなことも検討をせざるを得ないのかなというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1点だけお聞きしときたいんですけれども、この報酬については、それぞれの委員会で大変ばらばらになっているんですが、この金額を決めるに当たっての基準、どのようにお考えいただいているのかということだけ確認したいと思います。今回は1万2,000円ということで高く設定されているんですが、その点の説明よろしく願いいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 非常勤のものの報酬等につきましては、各委員、あるいはまたそうした評価委員等がございます。通常、年間の会議に出席していただきます実績の回数、そして日額、月額、そういったものにつきましても通常の形で均衡のあるやはり設定をしていかなければい

けないというふうを考えております。したがって、今回2つの委員を同時に合体をした審査会の設立によりまして、重責を担うそうした人材のことも考慮いたしまして、9,000円を1万2,000円に改正するのが妥当であろうというふうな判断に基づくものでございます。どうぞよろしくご理解賜りたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 今回の条例改正に当たって、報酬審議会を開いてお決めになったのかどうかというところが1点です。

それから、なぜ17年7月1日からの2カ年の限定にされたのか、その点についての根拠をお聞きしたいと思います。

それから、退職手当組合負担金の算定の分については、別表も例規集もありませんので、ちょっとわからないんですけれども、この退職手当について、三役の皆さんの金額、4年間の金額をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 報酬審議会を開いて今回は決定をさせていただいたものではございません。

なお、参考までに、報酬審議会の経緯でございますが、平成15年7月並びに平成16年2月に審議会を開催させていただきました。その折には、やはり現行による額が妥当であるというふうな結論を得たわけでございます。しかしながら、今回7月から町長、そして助役、収入役におきましても、減額をすることに決定をさせていただきました。当然、近年取り巻く財政事情、そして現在行政改革推進委員会、そういったところで改革案も審議していただいているところでございますが、まずもって町長の施政方針でありましたように、町財政の

5カ年5億円という大きな目的に沿うためには、当然三役の人件費も減ずる必要があるのではないかというふうな思いで上程をさせていただいたところでございます。

なぜ7月からということにつきましても、新町政のスタートとしては、やはり7月とするのが好機であるというふうな判断も持ったところでございます。そしてまた、2年後の計画においては、社会情勢、経済情勢等々をにらみ合わせて見直しをする必要があるのではという判断に基づく今回の上程でございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

退職手当につきましては、ちょっと基準表を持参してきておりませんので、委員会等で試算をさせていただきます。

議 長 12番議員！

12番議員 今お聞きいたしましたら、報酬審議会での議論ではなくて、みずからこのようにお決めいただいたということで、その点については私どもも大変高い報酬を引き下げしてほしいということをたびたび提案させていただいて、誠実に対応していただいたなというふうには評価をするところですが、議会については引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

今7月1日から2年間という部分については、適切な答弁になっていなかったのではないかと思います。これはやはり今町長の施政方針の中でも、5年間で50人の職員さんをカットするという方針出されたわけですが、そうであれば、新年度からみずからの方針についての見直しというのはすぐにでもできることなんです。新しい町長になってからということでは、現職の部分での責任逃れになるのではないかなと言わざるを得ないんです。

それで、2年間というところも、そういう職員さんについては5年間厳しい対応をしないと、言いながら、この報酬については2年間だけということについては、全く整合性がないんです。ですから、なぜ2年間なのかということについてお聞きしてるんです。

それと、最後の退職手当の表がないのでということなんです。これについてはなぜあわせて改善されないのか。前にも言いましたが、町長の場合であれば、4年間の退職金が1,800万円ぐらいでした。ですから、常識から見たら、大変高い退職金になっているわけなんです。ですから、あわせてこの点も改善すべきだと思うんですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 2年間の期限についてでございますけれども、現在行政改革推進委員会で審議をいただいております。広陵町の第3次行政改革大綱というふうな観点でいろいろと議論をいただ

いております。そうした大綱ができ上がった暁には、それを優先させていただきたいと、かように思っております。しかしながら、まずもって当局でお示しをした額、そういうものについては2年で見直しをしたいというふうを考えております。

それから、一般の退職者との接点がないのではないかとというふうなご質問でございますけれども、当然こうしたことにつきましても、その時勢で修正案を加えていかなければならないというふうにも思っております。あくまでも目標値として5カ年5億円の、そしてまた50人の退職に対する不補充というふうな目標・目的は持っておりますが、時勢においてやはり見直していく時期もあろうかというふうにも考えておるわけでございます。

退職手当につきましては、現行法で試算してまいりたいというふうに思っております。

議 長 8番議員！

8番議員 報酬審議会で審議なしで引き下げられたということなんですよ。見てみますと、先ほどからの議論ありますとおり、ただ本給だけ5万円下げると。それ以外の調整手当等については、ここに書いてありますとおり、現行の金額で算定していくと。これはどういう根拠でこういう給与のあれをされるのか、ちょっと私も非常に疑問に思うわけなんです。それを報酬審議会にもかけないでやると。

その次に、町長の任期は6月30日までなんです。自分勝手に引き下げたんだったら、自分の任期だけのことにしておいて、その次の任期の分については、また町長がその必要性があると感じるんでしたら、まだ町長も立候補の表明もされてないわけなんですよ、今現在は。それを7月1日から、他人の任期についてこういう自分勝手な形で決めるちゅうのは、僕は非常におかしいんじゃないかなと、こういうぐあいに思うわけなんです。報酬審議会ですんなさいという形だったら、まだ話がわかるんですけど、この点どういう考えでそうされたのか。

ちょっとその点と、そしてこれに伴って何か職員の役職手当を2%引き下げるという話も聞いているわけなんです。そういうところが非常に疑問に思うのは、例えて言いましたら、調整手当なんです。果たしてこの広陵町は調整手当を適用できる地域なのかどうか。通常できない地域であれば、正当な賃金ではないんじゃないかと。まず、そういうものを取り外すべきじゃないかと、職員についても。また、これそういうぐあいに引き下げはするわ、後からこれ必ず問題になってくると思うんです。調整できない地域の調整手当というのは必ず問題になってくる。1回、朝日新聞にも大々的に載りました。その後全然載ってませんけど。そうなったときに、それは取り払わなくてはならない、下げるやつは下げてやるというような状

況にもなりかねませんので、この辺について、町長、どういふぐあいにお考えでなさっているのか、ひとつお聞きいたしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 私からご説明を申し上げます。

厳しい財政環境を役場職員みずからやっぱり意識づけをする必要がございます。我々だけが給料を幾ら減らしても、また職員だけ給与をカットしたり、そういうことはできないのでございまして、役場全体がこの厳しさを理解していただくというものでございます。基本的には、私ども三役も含めて報酬審議会にゆだねるということは基本でございまして、会長さんと報酬審のメンバーの皆さんには、私から直接町の意向を伝えております。これから会議をなさって、いろいろお決めをいただく、そのことは優先をしたいと思っているところでございます。

給料は安い方がよいというそういう見方ではいけないと思いますが、やはりよい仕事をしていただくというのが基本でございまして、適正な報酬、適正な給料というものをやっぱり確保するというのが経営者、この行政の責任ある者としての考え方でございまして、職員にも管理職手当の2%をお願いをしております、また一般職につきましても、超過勤務につきましても50%の削減をしていこうと、そういう大きな目標をお願いをしているところでございます。福利厚生費につきましても大幅に見直しをさせていただきました。また、通常経費もさらに10%を減らしていこうと。そうしたときに、町長や助役、収入役、教育長はどうなのかということをお問われるわけでもございまして、そうしたことにつきましても我々は当面5万円、また他の三役につきましても3万円をお願いしていこうと。

なぜ7月からするんかということでもございます。基本的にはこれらの事務作業をする上に、すべて7月を目標に事務作業を進めるようにということでもございます。新しい町長が決まればよいということでもございますが、現在町の様子を次の町長さんもこのことについてはよく理解をしていただく、そういう思いで7月から町の様子を決めさせていただいたところでございます。あくまでもこういう財政状況をしっかりとご理解をしていただく、そういう思いで進めているものでございまして、切るなら今からやればよいんだとおっしゃるご意見もそのとおりでございますが、私は新しくスタートをする新体制からこういうことをお願いをした予算内容になっているものでございまして、5カ年5億円、5カ年50人、基本的には大きな目標であります、ことしは6,000万円というわずかな金額ではございますが、5カ年5億円という数値目標を示させていただいたところでございますので、ご理解をいただ

きますようお願いを申し上げます。

議 長 町長！

町 長 おっしゃる調整手当でございますが、やはり近隣との申し合わせ、近隣との市町村の職員に対する給与について、どういう状況でやるんか、何か時によってはいい格好をしてやってんのではないかという批判を受けるときもあるわけでございますので、近隣町とよく調整をしながら、我が町も適切な時期が来ましたら、調整手当につきましては改革を進めていきたいなと思っているところでございます。当然、報酬審議会等での職員の給与についてもご検討をいただきたいと願っているところでございます。

議 長 8番議員！

8番議員 私としたら、勝手にされるんだったら、4月から6月までやっというて、そして7月から今度新たに自分が町長になったらやられたいいと思うんです。審議会にかけてこうなったんなら、それはいろいろ考え方も変わりますけれども、そうしないとやはりだれがなるのかわからないときの分は、前の町長、そのままそうだったんです。下げておられたんです。せやけど、そんなん次の町長選のときに、その人がそのまま上げるわけにもいかないし、もとへやっぱり戻されたらどうですかということで、それはそうですねということで戻されてしまったんです。僕はそれが当然だと思っんです。それから出た人が、また新たに自分はこれではいかんということで下げられるなり、何するなり、これは個人的にやられるんだったら自由なんです。報酬審議会にかかっているんだったら、また話別です。

それと、調整手当につきましてですけども、これはもうみんなで渡れば怖くないと。間違っただことでもみんなでやっと思ったらそんでええんやという考え方に立ってるんじゃないかと。赤信号もみんなで渡れば怖くないと。この役所の大々的な間違いのところだと思っんです。この辺はやはりよその町がどうであれ、広陵町としてどういう姿勢を持つのか。やはり考える、本当に給与そのものを考えるんだったら、僕はそこからまず手をつけて考えるべき。今何も下げなん必要ない。役職手当を下げてるよりもそれの方がいいんじゃないかと。町長につきましても、これ調整手当3%カットしましたら、今の5万円下げた分ぐらいのカットになるはずなんですよ。退職金からいろいろボーナスから皆見ましたら、調整金3%取り払っただけで、僕は今の引き下げされただけの差異になると、こういうぐあいに思いますねけど、この辺いかがですか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ただいま町長もご答弁申し上げましたとおりでございますけれども、調整手当

の考え方につきましては、当然調整手当の支給できる地域というふうなところについての精査もしてまいるというふうな状況にはなるんでございます。しかしながら、現行法では、我がこうした地域につきましても、近隣市町村を踏まえ、調整手当の支給をされていることも実態としてあるわけでございます。それで、近隣市町におきましても、調整手当のカットをされておる実態もでございます。そうしたこと、いろんな手当でどうした改革を持っていくかというふうな点につきましても、それぞれの町で検討をすべきものだというふうにも考えるものでございます。今後十分そうしたことも踏まえまして、あるいはまた給与というふうな観点で申してまいりますと、一部の調整手当をさわることによりまして、本町の給与の水準といった点につきましても変化があらわれるというふうな状況にもなってまいります。そうした職員給の現在に置かれておる広陵町の給与水準というふうなものにらみ合わせていけば、やはりそうした給与水準に見合わない、あるいはまた遠いそういう手当から少し減額をしていくというふうなスタンスも考慮できるわけでございますので、ひとつご理解を賜りたいというふうな考えるものでございます。

議 長 9番議員！

9番議員 1つちょっとお聞きしたいと思います。

いわゆる三役で町長の場合、これは私が考えるには、広陵町の中から広く一般に公募すると、こういう考えなんです。あくまでも立候補、あるいはこのような条件、給料はこうですよ、退職金こうですよ、ボーナスこうですよ、このような条件を広く知らしめて、一般の人から優秀な人を公募すると。これがいわゆる町長あるいは私ら議員でもそうです。月30万円、これで広く町民の中から公募する。それによって優秀な人に出てもらうと、また優秀な人を選んでもらう。それが一つの広陵町政にとって、さらなる進んでいくべき道だと私はそう考えております。

だけど、これは今先の優秀なる町長を募集するに当たって、今の現在の町長が条件を設定して、この条件で広く町民の中から公募するというのは、私としては果たしていかなるものかなあ。その辺の現職の町長と、これから先に広く新しく優秀な人を募集したい、あるいは優秀な人の立候補を待っている、あるいは優秀な人の我と思わん方はどんどんとサラリーマンから町長にもう転進すると、どんどんこういうふうな考えも出てくるんです。真美ヶ丘ニュータウンには多くの優秀な人員もおります。

このようなことから考えると、私はどうも余りしっくりいかないという感じもするんですけど、その辺のそぐあいちゅうんですか、関連づけとかというのはどうなんでしょうか。7

月1日に新しい方の当然候補で公募するんですよ、町長ちゅうのは。ですが、その辺の考えはどうでござんしょう。だから、我と思わん者は、25歳以上の方は出られたらいいんですよ。実はその辺の考えから、みずから条件を下げて、新しい人の優秀な人を募集しようということなんですが、その辺のそぐあい、ずれ、私はちょっと変やなあとは感じるんですけど、現職の町長にそんなことをしゃあないですわ。先の新しい町長がこれになっちゃうということになっちゃうんですが、それはどうでありませうか。ちょっと私、しつくりとしないで、その辺の現職の町長としての考えはいかなもんでござんしょうかということでお聞かせ願いたいと思います。次はだれがなるか、ちょっとまだわかりませんので、はい、聞いてませんので。

議 長 町長！

町 長 任期満了が私どもは6月30日であります、6月30日以降の予算編成等事業計画については、本来は町長は何もできないわけでございます。しかし、私は、5カ年で5億円減らしていこう、5カ年で50人減らそう。そうしなければ、町の財政はもたないと。また、どうにかなるだろうということでの思いで事業計画や予算をつくっているのではないわけでありまして、町としては、こうしなければいけない、今こうすべきだということを訴えているところでございます。新しい7月1日から、新町政は、その思いをしっかりと継いでもらおうと、そういう気持で事業計画を立てた次第であります。財政についても、また町長の報酬についても、このとおりでお願いをしていこうということをご理解をしていただきたいのであります。いわゆる町としては、今日の役所のスタッフが考えた事案でございまして、このことを住民にご理解をしていただこうと、そんな思いでございまして、人が変わったら、計画のあらゆるものがすべて変わるんだということではないわけでありまして、基本的な事業計画については不変であると、そういう思いで将来のことまで述べさせていただいている。これから5年といえ、まださらに新しい任期と、それより超越をした5年を設定しているものでございます。時が変われば、また状況が変われば、その都度議会でご審議をいただくとか、報酬審で審議をいただく、そういうことが正しいものでございますので、今私たちの思いというものをしっかりとここで議案でお願いをしているものでございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 6番議員！

6番議員 1点だけ。

今回は6,000万円という数字が1つ出たんですけども、町長、三役等で言えば幾らの減額になるのか、それと2%カットは幾らなのかちゅうことだけちょっとこの場でお聞き

しておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 額でございます。町長5万円、助役3万円、収入役3万円、そして後で上程させていただいておる教育長3万円というふうな状況で、14万円のカット、7月以降9カ月の積算をしております。126万円でございます。

管理職手当の2%の減額については、当面400万円程度と試算をしておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第8号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 先ほどと同じ内容になってまいりますので、再度の質問はいたしません。教育長の退職金についても、総務委員会の方で数字、資料として出させていただきますようお願いしておきます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 承知いたしました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 これでいくと、新しく教育長になられる方の年収と部長級の古い方の年収の逆転現象ちゅうような、そういうのは生じないでしょうか。ちょっと数字ないとわかりませんか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 はっきりと比較対照表を持参しておりません。委員会でもその内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第9号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この条例適用の予想はともかくとして、実績、何件くらい昨年度あったのかということだけお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 昨年度の実績でございますけれども、60件余りということで認識をしております。よろしくお願いたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第10号、葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1点だけお聞きしておきたいと思います。

この同年度の決算上、余剰を生じたときは一般会計に繰り入れるということになっていますけれども、平成15年度につきまして170万円の赤字だったと思うんですが、赤字のときはどういう手続になるのか、その点の配慮が入っていないので、ちょっとどういう意味な

のかよくわかりませんので、ご説明をお願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 あくまでも15年度の赤字ということで、ちょっと赤字はなかったと認識しております。特別会計でこれは負担をしておりますので、差し引きはゼロということで。今回も普通は絶対あり得ないんですけども、もしあり得た場合のときには、広陵町でその費用を余剰金でいただくというふうなことに、ほとんどないわけですけど、一応形式として書かさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第11号、広陵町文化財保護条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第12号、広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 1点だけお聞きしておきます。

これの値上げによって、幾ら増収というか、影響額幾らなのかということ、見込みですが、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 増収額でございますが、年間にいたしまして329万円を見込んでおります。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第13号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず、乳幼児医療費の無料化について、歯科と入院だけですが、拡大されたことについては評価させていただきたいと思いますが、それを踏まえて、一番多いのが通院の部分だと思うんですけども、なぜそこを含めていただけなかったのかということが一つ、その通院の部分の予算、費用としては幾ら要ると見込んでいたのか、その予算についてもどう計算していただいていたか、お聞きしたいと思います。

それから、500円については、どの程度これで増収になると見込んでおられるのか。差し引きの問題が出てまいりますので、その数字についてもお聞きをしたいと思います。

それから、資料の方で見ますと、14ページなんですけれども、これの第3条の(3)なんですけど、500円についての部分なんですけど、町長が別に規則で定める額ということになっているのは、これは大変重大なことだと思うんです。規則であれば、議会に諮られないで勝手にでもできるということで、知らない間にこの額が500円がどんどん大きな額になっていったとなると、大変なことなんです。ですから、なぜこれを規則で定めるということにしたのか。やはり議会で十分な審議が要る重要な内容なんですけど、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、自動償還方式ということなんですけど、具体的な手続についてどうなるのか、ちょっとわからないので、具体的にご説明をしておいてほしいと思います。

また、15ページの方の第7条の2なんですけれども、これは新たに支給を停止することができるという部分が入っているんですが、これはどういう場合を想定してこのような条項を入れられたのか、その点についてもご説明いただきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、ちょっと手元に資料がないんですけれども、通院をどうして見なかったかということでございますけれども、ちょっと数字につきましては、3歳以上就学前までの児童の数字を今持っておりませんので、後刻委員会でお示しをしたいと思います。

それと、500円あるいは1,000円という定額負担金を規則で定めるということに対するご質問がございましたけれども、おっしゃる意味はよく認識をしております。勝手に変えるとかそういうことは今現在考えておりませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、受給資格登録等の停止と、7条の2項でございますけれども、これは貸付制度というものを運用させていただく予定をしております。その貸付金に対する不適切な行為があった場合は受給資格を停止するという内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 自動償還払いと申しますのは、一たん医療機関の窓口におきまして、定額の負担金をお支払いをいただくということを考えております。それに対して、保険者の方から本人さん、いわゆる受給者の口座に対して自動的に医療機関からの通知額を算定に基づいて振り込みをさせていただくと、こういうものでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 自動償還方式は、1回手続しておけば、その年度はもうそれでいいということですね。その点については一定の改善になっているんですが、やはり窓口での定額の負担というのも、大変子供さんお持ちの家庭においては負担が大きい場合もありますので、これについては現物支給という形でやはり検討していただきたいんですが、それについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどの町長が規則で定める額という部分については、勝手に一方的に変えていくつもりはないということをおっしゃっていただいたんですけれども、ただやはり議会で議決するかどうかということは大変重要な問題なんです。とりわけこのような医療費につきましては、住民の皆さんも毎日の暮らしの中でも大きく密着してくる問題でもありますし、関心も大変強い問題でもあります。そういうところでやはりこのような議会を経ないで理事

者が決めていくことができるということにつきましては、大変やっぱり重大な問題だというふうに言わざるを得ないんです。これについて、やはり条例化することによって改善すべきだと思いますが、再度その点についてお願いしたいと思うんです。

というのは、規則、今の時点で町長さんもあと3カ月の任期の中です。我々も4年ごとに議員も入れかえもあります。ですので、過去のことがこういう議会の一回の答弁がどこまで守られるかということには大きな不安があるわけです。従前もいろいろ規則を議会に報告も説明もない中で変えられてきたという経緯の中で、どうしてかとか、あるいはトラブルがあったような記憶もあるわけです。集会所の補助金の問題だとか、それから教育委員会の規則が一方的に変えられるとか、そういう部分ではやはり規則といえども大きな影響を与えるという場合が多々あるわけですから、だからとりわけこの医療費の問題については重大な問題だと思うんです。ですので、再度条例化をしていくということを検討していただきたいんですが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 規則で定めるという事項についてお尋ねでございますが、やはり基本的な大事な事項は条例で定めておるわけで、むしろ運用については町長部局の方でお任せをいただくと。事務作業の分野でございます。しかし、このことでも大事な事項については、事前に議会と十分協議をして進めさせていただいているところでございます。ご指摘の趣旨はよく理解をいたしております。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 2点お尋ねをいただきました。

まず、1点目の現物給付を存続してほしいというお考えでございます。

確かにおっしゃる趣旨は理解できます。それがために一般会計の方で貸付制度というものを創設をいただいて対応してまいりたいというように考えております。

それと、規則で定める1件当たり500円あるいは1,000円という定額でございますけれども、これはご承知のように、奈良県下でいわゆる県単事業としてお取り組みをいただいている部分が当然あるわけです。これに対してお考えをいただいて、全国的な運用がどの程度でなされているかという調査をされた結果、1件500円あるいは1件1,000円というようにお決めをいただいた経緯がございます。広陵町だけで独自に判断をして云々ということではございませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6 番議員 先ほどの規則で500円を定めているっっちゃうことなんですけれども、先ほどから出てるように、認識はしてるということですが、地方分権法、あるいはまたその地方一括法の中で、やはり住民負担になる部分については条例化すると、こういうことについても手続を明確にするということが求められたわけですから、こういうところにも該当してくる内容だというように思うわけで、やはり趣旨がわかるということであれば、この部分は今後条例化に改めていくという点については、やっぱりきちんと見直しする必要があると思うんですが、その点再度この法の趣旨からいってもおかしいのではないかというように思いますが、どうでしょうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ただいまご説明いたしましたように、県下統一的な考え方で定額負担ということでございますので、条例で定めるというのは何か適切ではないのかなという認識もしております。奈良県下一斉の価格でございますので、はい、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第14号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6 番議員！

6 番議員 これも負担すべき額ということなんですけれども、大体先ほどの問題も含めた話なんですけれども、金額としては全体でどれほどになるのかということです。

それと、貸付制度の問題なんですけれども、実際に運用する場合において、非常に不便であれば意味がないわけなんです。こういう内容について、どんな手続を想定されているのか、その点について詳しい規則等、これはどういう形でされるのかという点を1点聞いておきたいというふうに思うんです。

これも同じようにこういう手続については条例化していくということが当然必要だと思うんですが、そういう点についてもどのように考えておられるのか、お聞きしときたいと思

ます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 母子医療費の見通しについてご報告をしておきます。これはあくまでも試算でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

広陵町全体で約1,500万円ほどの支弁ががでてまいります。それに対しまして、定額負担をいただく金額でございましてけれども、210万円ほど見込んでおります。これは母子医療費についてでございます。

それと、先ほどの条例化の件につきましては、先ほどの答弁でお許しをいただきたいと思ひます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 平成17年度予算でお願いをするわけでございましてけれども、総額500万円を計上させていただきます。具体的な運用につきましては、まだ決定していない部分もございまして、今後御意見を参考に煮詰めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑。 6番議員！

6番議員 普通、社会保険等での貸し付けの場合は、社会保険が何とか財団に医療費の支払い調書や医療機関からもらった内容をつけて、結構手続が複雑なんですけれども、当然この場合については後で返ってくるということですから、保証にもそういうのは要らないのは当たり前なんですけれども、その手続については、郵送あるいはまた役所に出かけてやるというような形になるのか、それともその便宜を図っていくということが必要なわけなんですけれども、そういう点についての考慮というのは考えていただけるのか、そういう点もお聞きしたいと思ひます。

というのは、非常に子供の場合についての発生した場合ちゅうのは、親が役所に行って云々なると、非常に手間のかかる状況ですので、そういう点についての簡易な方法というのは考えられるんかどうか、お聞きしたいと思ひます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 決定はしておりませんが、現在考えておりますのは、借りる場合はやはり窓口においでをいただくというのが基本であるというように私は考えております。今後検討してまいりたいと思ひます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 前のところもかかわるわけですが、ここの町長が定める一部負担500円です。県の方が一律に決めてきたという額は、それは理解しているんですけども、ただとりわけ母子家庭につきましては、大変生活が厳しい方が多いわけです。ですから、これで先ほど定額の部分で210万円の見込み額というご説明いただいたわけなんですけれども、210万円であれば、やはり町の方でカバーできる金額だということははっきりします。というのは、先ほどの町長と三役、教育長の報酬減額されましたが、そういう金額を充てれば、県言いなりのこういう新たに負担を設けていくということをしなくても、町長が日ごろからおっしゃっている、町民に優しい政治ができるのではないかと思うんですけども、せっかく報酬引き下げするんだったら、こういう具体的に目に見えるところの負担を逆にふやすということのないようにしていただくのが筋ではないかと思いますが、この見解については町長の方のご答弁をお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 額で200万円ということで、それぐらいであれば町で何とかできるんじゃないかというご提案でございますけれども、やはり福祉医療という観点から、今後もこの制度を維持していくということから、限られた財源をできるだけ数多くの人に将来にわたってもこの制度を維持していくという趣旨に立ちましての定額負担でございます。ひとつご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程15番、議案第15号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 これは資料でもらっていたと思うんですけども、24ページですか、老人医療助成制度受給者対象調べということなんですけど、結局この改正によって、いわゆる町や県はどれだけの負担が減るのか、逆に言えばお年寄りに増になるのか、その点の金額についてまず

お伺いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 老人医療につきましては、ちょっと手持ち資料がございませんので、影響額につきまして、委員会でご報告したいと思います。資料をお出しいたします。

議 長 6番議員！

6番議員 ちょうど共産党の委員がおられるので質問できへんけど、結局対象者405人、これは16年の場合ですけれども、28.2%の今まで受給していた方が外れてしまうということになるわけですけれども、非常に大きな影響を与えるというふうに思うんです。こういう方々は、もともと所得制限を設けた形で制度を維持してきたわけですから、非常に負担がふえるということになるわけですけれども、この405人の方々の所得の水準は、もちろん所得制限というのが決まっていますけれども、平均どれぐらいになっているのかという点についてきちんと把握されているかどうか。これはそういう方々が非常に少ない所得の方が今度は対象から外れるということになるわけですから、深刻な事態だというふうに思いますので、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 所得制限につきましては、ちょっと間違いを申してはなんでございますので、資料をお出ししたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 老人医療費についても、またさらなる負担がふえるということについては、本当に胸の痛む思いです。とりわけ国の方では、高齢者を税金の控除なくすとか、所得税の負担増、あるいはそれが反映して介護保険料、国民健康保険税が値上げしていくわけですが、さらに介護保険も保険料負担、一部負担をふやしていこうとか、本当に高齢者の方にとっては先が本当心細い状態がますます募っているわけですが、こういう点につきましても、先ほども寺前議員が触れましたが、地方分権一括法が出されまして、ことしで国の法律が通って5年目なんですけれども、やはり広陵町としての独自の施策があってもいいのではないかと思うわけです。こういう中で、今こそこういう高齢者に対して大変な負担増の中で、このせめて医療、広陵町で守っていこうという姿勢を示していただいてもいいのではないかと思うのです。

きょうちょっと資料持ってきませんでしたけど、長野県のある村では、医療費を独自に全部ゼロにしてきて、ヘルパーの方も負担ゼロという形で頑張ってきて、介護保険が導入されて

から高齢者の負担が一挙に大変大きくなってしまったということで、これは大変だということで、またその村独自で介護保険の1割負担の部分を4割に減らしていくという施策をとって、高齢者の方の健康を見守っているという、そういう村もあるわけなんですけれども、本当に先ほどから言いますように、人に優しいまちづくりをするのであれば、一番しんどいところ、しわ寄せの多いところを助けていくということが切実に求められるところではないでしょうか。こういう点について、国が、県がというのではなく、広陵町の独自の施策が必要だと思いますが、任期も残りわずかということではありますが、現時点での町長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご発言の趣旨につきましては理解をいたしますけれども、先ほども関係の議案の中で申しましたように、広くやっていくと。それと、特にこの老人医療費につきましては、老人保健制度というものが従前は70歳からであったと。それが75歳に引き上げをされた。この背景にもやはり高齢化ということとともに、いわゆる昔の65歳以上というのと今の65歳以上という認識が、若干お元気になってこられたんじゃないかなということもうかがえるわけです。その辺のところ、いわゆる75歳以上の高齢者にできるだけ重点を置いていこうという国の制度のあり方の中で、一連のこういう制度が出てきておるというように私認識いたしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

議 長 12番議員！

12番議員 平均寿命も長くなって、元気になってこられたということについて否定するわけではないわけなんですけれども、それだけに老後というのが先が大変長くなってきているんです。そういう中で、大変な負担が強いられてきているというのが今の現状なんです。

あわせて、医療につきましては、今混合医療ということで保険の範囲をどんどん縮小していこうということになってくる方向が強められているわけなんです。そうしますと、お金のある人は十分な治療を受けることができるけれども、お金のない人は本当に不十分な治療で我慢しなきゃいけないとか、あるいは医者にも行けないという状況がどんどんと深刻な状況になってきているわけです。ですから、そういう点は幸い広陵町はまだ3万3,000人という人口規模でありますから、かなりの部分で住民の皆さんの実態を職員の皆さん初め、町長も初め、把握をしていただいていると思うんですけれども、やはり切実に困っておられる方もどんどんふえてきている、不安も拡大してきているという状況がありますので、それを踏まえて、やはり広陵町独自の施策という部分を打ち出していくべきだということで、

再度町長の方に考えをお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 高齢者福祉についての考えを問われているわけですが、高齢者につきましては、極めて健康をしっかりと維持していただくというのが私ども町では願いを持っておるわけですが。ただ、老人福祉施設でカラオケを歌って、ふろ入っているだけでは、もう健康維持はどうかと疑っているわけですが、パワーリハビリなど導入をして老化を防ぐ、寝たきりの予備軍をしっかりと寝たきりをなくす、そういう施策を町独自で取り入れたいと願っているところでございます。

今おっしゃるように、高齢者は深刻だという状況でもございます。私も承知はしておりますが、基本的には元気老人をそのままお続けをいただく施策を広陵町独自の施策で取り上げていきたいなと思っています。

また、特に負担をしにくいという家庭につきましては、貸し付け制度を500万円の基金を持ちました。しっかりとこれの利用をしていただこうと。また、介護をする人、また隣近所の力というものをしっかりと育てていきたいなと、そんな思いで進めているところでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程16番、議案第16号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 この説明について、再度説明をしていただきたいと思うんです。

それと、この対象者等の変動、負担等についての数字についても、先ほどと同様にお聞きしたいと思います。説明について、再度この条例内容の説明をお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 この改正につきましては、ご説明を再度させていただきます。

現在の条例の中で、2条第2項の中に助成要件というものがあります。この表現が、老人医療費助成条例等の改正案を上程しておりますが、それとの関係で実態にそぐわない表現になってしまいますので、1歳から65歳に達する日の属する月の翌日までの者という限定した表現にまず改正をさせていただくと……65歳に達するというところでございます。

それと、その以外の部分につきましては、自動償還払いへの統一ということの内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 これもあくまでも試算でございます。15年度の実績をもとに試算させていただきました。資源総額が試算でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。約2,500万円でございます。それに対して、負担を願う額につきましては、136万9,500円という試算をしております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 先ほど貸付制度の問題で、窓口にという形での認識を基本的にされたんですけども、実際に社会保険等でも医療費の貸し付け等については郵送で当然行われるということがあるわけなんです。これはやっぱり利便を図るということからも、郵送やその他の利便性を踏まえた形で、負担を少しでも軽減させるという点も検討を加えていただきたいと思うんですが、その点よろしくお願ひしたいんですが、答弁をお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご意見として承っておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 該当されると思われるのが、県単事業としては総数で156名、上乘せになってます町単部分で34人というように試算をしております。

議 長 12番議員！

12番議員 今まで高齢者の部分でも、母子医療でも、本当に所得が低かったり、またさらなる負担がしわ寄せ来たりということで、大変だということを指摘してまいりましたが、障害者につきましては、その中でも一層深刻な事態に陥ることが多々あるわけです。というのは、例えばご主人の方が交通事故等で障害になってしまうと。そうしますと、その家族の者がやっぱり世話をしなきゃいけない状態ができて、家族の者も働けなるとか、そういうケースもあるわけです。そうすると、障害者年金だけで生活しなきゃいけないんです、2人。これはもう大変に厳しい状態になるわけです。具体的にそういう例も知っているわけなんですけれ

ども、そうしますと、わずかなお金でも本当に痛い状態になってくるんです。そういうところにまでまた新たな負担強いていくのかということについて、本当に辛い思いなんですけれども、それこそこういうところについて、今回の医療の改正の中での新たな負担については、到底認めることができないというふうに思っているわけなんですけれども、そういう障害者の皆さんの暮らしぶりの実態、全部が全部ではないですけども、そういう実態についてどこまで把握していただいているのか、そういう深刻な事態に対してはどのように対応しようと考えていただいているのか。一律に本当に先ほどからも繰り返し言ってますが、国、県の言うとおりの施策さえやっていけばいいという時代ではもうないんです。広陵町として、やはりどういうふうに救済していこうか、保障していこうかという時代なんです。ですので、この障害者の方について、さらに実態どのように把握しておられるのかということも含めて、そういう考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 残念ながら、私、実態をどの程度把握しているかということですが、現時点では把握をできていないのが実態でございます。ただ、今後、ご指摘いただきましたことにつきまして、職員一同、実態をよく知った上でこういう業務をさせていただくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:30 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

次に日程17番、議案第17号、広陵町環境保全条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 52条中の美観風致を良好な景観または風致に改めるといのは、内容的に変更があるのかどうか、言葉だけの表現方法だけの問題なのかどうか、確認しておきたいと思えます。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 文言だけの改正でございます。以上です。

議長 ほかには質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程18番、議案第18号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 一つは、契約者、この間職員の方が調べていて、これでええのかどうかというようなことで調べておられたようですが、区長がかわっているということなのか、それとも今区長、このまま現況のままなのかということもちょっと確認しておきたいというふうに思えます。

それと、この立ち退きについての説明で、いつから次の場所を探すのかという形で説明があったと思うんですけども、そういう点はこの中には入っていないということですが、それはどういうところでの経緯で地元との協定になっているのか、その点を確認しておきたいというふうに思えます。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 まず、1点目の古寺区の区長さんの交代のことでございますが、この13日に総会がございまして、そこで引き継ぎが行われるということで、堀内区長から後任の竹村区長に交代がその日に決定されるということでございます。

議案の方は、提案日時点では堀内区長でございますので、また議長のお許しを得まして、この区長の氏名の変更だけをお願いすることになるかと思えますが、よろしくお願いを申し上げます。

それから、2点目の立ち退きといいますのは、この新清掃施設15年後のことをおっしゃってるのでしょうか。15年後のことは、どの地域でも確実に次のところを決めないと、またぞろ今のような問題を起こすという反省から、この新施設が操業終了を迎えるまでに新しい位置を決めておけという要請がございました。そのために、この新清掃施設操業開始後5年をめどに町民会議を設置して、新たな位置を決定していただくということをこの協定の中に表示をさせていただくということでお約束を申し上げております。

議 長 ほかに。 12番議員！

12番議員 操業期間終了後の跡地利用については、施設操業開始後10年を経過する日までに決定するものとするということで、決定してから5年間のブランクがあるわけなんですけれども、そうすると地元の住民の皆さんのご要望もまた変わってくることもあろうかと思うんですけれども、この5年間の空白という部分について不安を持っていないのかどうか。

それと、ここに書いている公園緑地とか教育文化施設とか、いろいろまだ具体的には決まっていないわけなんですけど、これに対する予算はさらに別枠でということで、今回の中の約120億円には含まれていないと認識していますが、確認をしておきたいと思います。

それと、前も質問、全協でもさせていただいていましたが、広陵町のごみ処理町民会議の組織というところにおきまして、やはりこれはこの目的が新しい施設だけのどうしようかという、そういう会議であると、なかなかせっかくの公募でも公募に応募される方っていうのは難しくなってくるなという部分含めて、これについて改善すべきではないかというふうに提案させていただいたわけなんですけれども、これで公募が10人集まらなかったら、この部分が約束守れないということになるわけなんですけれども、この別記の部分とか、これ期限だけじゃなくって、そのほかの内容すべてに対しての裁判の内容になっているのかどうか、その点もお聞きしておきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 跡地につきましては、目的は公共施設用地として活用するというを協定案の中に第7条で表現をさせていただいております。当初からどれにということは、やはり社会情勢も変化してまいりますので、操業期限を5年ほど残した時点で協議をさせていただくのが、その時代に合った用途を確定できるというふうに思っております。そこから準備をいたしましても、5年というのはすぐにたってしまうので、そこから跡地の利用についていかにすべきかというその時点でご相談を申し上げるということで、次の事業に移っていく、スムーズな手続ができる、そのために5年ぐらいは必要だというふうに判断をいたしております。

ます。

それから、120億円に跡地利用の事業の分は含んでございません。もちろん用地はこの118億円の中に含まれてございますが、事業としては積算はいたしておりません。

町民会議につきましては、もちろん次の候補地を決めるだけで議論はできないとも思います。広陵町のごみ処理をいかにすべきかというところも含めて議論をしていただく必要が出てまいると思いますので、その町民会議の運営の仕方等については、今後検討していかねばならないと思います。以上です。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程19番、議案第19号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 先ほどもう一度質問ちょっとしてませんでしたので、この分につきまして、前も3つの議案一緒の内容になるわけなんですけども、和解の要旨の中に全部すべてその協定書についても和解の中に入っているという認識でいいわけですね、見ますと。そうしますと、この中身を全部守れなかったら、裁判の内容に従ったということにはならないということで、大変多岐にわたっての内容というのは厳しいものがあるかと思うんですけども、そういう点で先ほど10年を経過する日までに決定してしまってから、あとは建設に直接着手するというような内容になってるでしょ。10年たった時点でどうしようかということ相談するのではなくって、10年を経過する日までに決定をするわけですから、どういう施設にするかということについてはね。だから、期間があるのではないかなというふうに思ったわけですが、そういうことも含めていけば、これもすぐにでもまた新しい施設が建設し、操業されたら、すぐにでもこの内容についても相談をしていかなきゃいけないという内容になってくるんですけども、そういう問題とか、それからごみ処理町民会議を設置するとか、そう

いうのもすべて裁判で和解で決めた内容という、大変重い内容になってくるわけですから、すべてそれがきちっとしていくということに対しては、先ほどの問題と、それからごみ処理町民会議を本当にこういう形で組織できるのかということについてもかなり不安があるということでお聞き、再度しておきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 おっしゃいますとおり、即決和解で町にいろいろな義務が課せられるということになりますので、町は責任を持ってこれを対処していかなければならないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、操業開始後10年を経過する日までに、跡地の利用については決定をするということでございますので、このいわゆる期限までに、何に利用するのかは決めていかなければならない。事業を實際行いますのは操業期限後ということになりますので、それに向けて準備を進めるのが5年間ほど必要だというふうに思います。

ただ、社会情勢の変化に伴ってどのようなものが必要なのかは、やはり適当な時期にご相談申し上げるべきかと思えます。今から10年先を見通してというのはなかなか難しい点もございまして、この協定に基づいて今後も議論を行政としてはしていかなければならないというふうに思います。

議 長 6番議員！

6番議員 ちょっと話を聞いていると、この跡地利用については、町のいわゆる基本構想、基本計画、実施計画という段階を踏んだ町全体の全体計画の中でどうするのかという問題が当然出てくるわけでありまして、ここに跡地に何をつくるかということによっては、全町的な施設の計画が影響を与えるわけです。そういう点を言うと、結局はいわゆる操業から10年後、跡地までの間、建てるものが決まれば、その以前にダブるような施設あるいはまたそういう施設はつくれないということになってくるので、これはやっぱり町の相当長期のまちづくりにかかわる問題だというように思うんですが、そういう点での認識を持って、この施設、公園緑地、教育文化施設、体育施設または福祉施設に活用ということを認識しておられるのか、お聞きしておきたいというふうに思うんです。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 もちろんそのように行政としては認識しておかなければならないというふうにご考えます。

議 長 1番議員！

1番議員 今ちょっと総括させていただいて、この3つの協定書、古寺、中、広瀬を含めて3つの総括させて質問させていただきますが、これは各大字にこの協定書を区長さん等々で村で考えていただきたいというので、村の方にこうして投げかけられたわけでありましたが、一つは、いろんな意見が出たと思いますが、どういう意見が出たのか。

また、広瀬においては、やはり公害監視委員会の組織についても、小字が4つあるから4名にしてほしい等々のいろんな意見が出たと思いますが、総括で聞いておられる範囲内で結構ですので、ちょっと教えていただきたいなあと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ただいまの公害監視委員会の人数を例にとりて質問いただきました。広瀬区では、やはりこの3名では垣内間のバランスがとれないので4名にしてほしいというご意見もございました。議案の協定案では3名にさせていただいておりますが、これ実際協定の段階では、人数を調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、ほかの地域では環境整備事業、町が地元と約束をさせていただいております事業について精力的に進めてほしいということでございまして、それ以外は甲乙の文言のことも、こちらから議会の方で町を乙、大字を甲にしてあるのを、町を甲に、大字の方を乙にしてはどうかというご意見もあったということで地元に向けております。甲乙の扱いについては、町の方の最終的な判断にゆだねるというようなこともおっしゃっていただいております。それ以外につきましては、ほぼこの協定案でいいというふうにご返答をいただいております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 ちょっと質問が抜けてたわけなんですけれども、この協定は、RDF炭化及びごみリサイクル施設というようになってるんですけれども、いわゆるその場合の中身についてはもちろん示されていなかったと。一つは、議会で議論していたように、いわゆる炭化施設の間接方式、直接方式によって、排気ガスの排出量が違うという問題等があったわけですが、それとまた8時間操業ということもあったわけなんですけれども、それはこの中では炭化施設、ごみ固形化施設とリサイクル施設というようになっていて、操業時間等はないわけなんです。そういう点では、どのようなことになるのかちゅうことで、根本的な問題にかかわっているように思うんですが、その辺の扱いはどうなるのか、教えていただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ごみ処理方式は、協定書でごみ固形燃料炭化施設及びリサイクル施設と表示

をさせていただいております。

それと、協定書（案）の第5条で安全の確保という項目がございまして、この中に町と地元で共同して公害監視委員会を組織をして、公害防止協定を内容について議論をした上で締結をするということになってございまして、その公害防止協定案も地元以案としてはお示しをいたしております。

特に作業時間につきましては、当初の案では、午前7時30分から午後11時30分までの16時間以内とするということでお示しをいたしております。

2項に、緊急、やむを得ない特別の事情が生じた場合は、前項の時間を超えて作業しなければならない場合は事前に協議をするという一項を設けてございまして、ある地区におきましては、8時間と説明しているのに16時間と表示をするのはおかしいのではないかというご意見がございまして、必要あれば、緊急やむを得ない特別の事情が生じたときに延長できるのではないかというご意見もございました。このあたりは公害防止協定を各大字から公害監視委員として出ていただいた段階において、その時点ではどの機種か明確に決まっておりますので、それらの機種の特性に合わせて、再度公害防止に関しては公害監視委員会でご相談を申し上げてまいりたいと思います。基本はあくまでも8時間運転でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 14番議員！

14番議員 ちょっと基本的なことで確認をさせていただきたいなあと思いますねけど、この環境整備補助のお金ですわね。これに関してももちろんこの協定の和解、いわゆる即決和解の協定に明記されているわけですが、新聞等で田原本の清掃センターのこのようなお金に対して、いろんな論議が載っていたように思います。これとまたちょっと違うのか、私の勘違いかわかりませんが、もちろんそういう意味も含めまして、いわゆるこういう後でいろんなクレームのつくようなことでは、当該地なり、周辺大字に対して迷惑をかけることになってまいかんと思いますので、法的に考えても、環境補助という形でのお金の出し方ということに関して十分精査されたと思いますが、再度ここで改めて確認をしておきたいなあ、こう思うので、明確なご答弁をお願いします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 隣の田原本町で監査請求があったということも承知をいたしております。この環境整備費補助金の使途につきましては、区民の方に分配をしていただかないという条件をつけてございます。

さらに、こういった使途に使っていただくべきか、また収支、経理の仕方についてもどう

すべきかということ、この資金を交付する時点において明確にしていまいりたいと思います。不明瞭な会計をされることのないよう、町も継続して収支報告を受けるなど対応してまいりたいと思ひまして、新聞等で報道されております内容につきましても、研究もさせていただいて、遺漏のないように事務を進めたいと思います。以上でございます。

議 長 14番議員！

14番議員 それなら結構ですねけど、もちろん当該地の周辺の協定大字の区に対しても、それはきっちりと説明をされていると、それでよろしいですね。はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程20番、議案第20号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程21番、議案第21号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程 2 2 番、議案第 2 2 号、平成 1 6 年度広陵町一般会計補正予算 (第 4 号) を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 2 番議員!

1 2 番議員 補正予算の中で、ちょっと説明聞き漏らした部分があるかなとも思いますので、再度ご説明いただきたいんですけども、歳出で言いましたら 8 6 ページの地域イントラネット基盤施設整備事業の 1 億 4, 0 0 0 万円の減額についてと、それから被用者小学校の特例給付等の減額についてです。それは 2 点は説明ちょっと再度してください。

収集車、パッカー車の購入費用を予算計上されているわけですが、これについては委託のときにまた要するという説明だったかと思うんですが、それは来年度に委託するわけですから、補正組んで事前に購入というのはどうしてなのかなと思うわけですが、その点についての説明をお願いします。

それから、8 9 ページの第二小学校の増築なんですけれども、これについては今年度は増築じゃなかったか、エレベーターでしたね。その前の年に第二小学校の増築があったかと思うんですけども、それが最終という見通しで説明を受けていました。にもかかわらず、また再度こういう増築をしなければいけないということ言えば、今後もまだふえる可能性もありますし、何回このような増築を第二小学校について続けるのかということについて、幼稚園も含めて大変不安になってくるわけです。第二小学校はいつも工事中なんです。ですから、もうちょっと長期計画にのっとった形でこのような増築計画はすべきだと思うんですが、その点について今後の児童・生徒の推移予測も含めて、どの程度の増築でどうなのかということの説明していただきたいと思います。

議長 総務部長!

総務部長 地域イントラネット整備事業の 1 億 4, 0 0 0 万円の減額でございます。

私たちは、町長初め助役、近畿総合通信局、そして総務省、そういった等々に補助金の確保のため精いっぱい陳情をしてまいりました。補助金希望市町村は、特に 1 6 年度は多かったということも聞いております。2 0 カ所を補助を出すのに 2 0 0 カ所からの希望があった

ということも後日聞きました。奈良県下では、全国一番おこなっている奈良県と五条市、そして広陵町、この3つの団体が申請させていただきました。奈良県にありましては、16年度の採択にありましては、県下で奈良県のみでございます。五条市も広陵町も精いっぱい頑張りましたけれども、不採択となり、残念に思っているところでございます。そういうことで、精いっぱいやりましたが、補助金がつかなかったということでございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました86ページの被用者、非被用者の小学校第3学年終了前特例給付についてでございます。

これはご存じのように、次世代の育成支援対策を推進するということで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、児童手当についての改正が行われたわけでございます。16年4月から新たにできた制度でございます。

本来、当初予算で12カ月の予算を組んでおたわけでございますが、実質的には10カ月の予算で足りると。申しますのは、ご存じのように、支払い月、これは毎月あるわけではございません。年に3回の支払いでございまして、2月から5月が6月、6月から9月から10月、10月から1月が2月というふうな支払いでございまして、17年2月、3月は翌年度の支払いというふうなことで、10カ月の予算でよかったというふうなことで、大変ご迷惑かけて減額をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 パッカー車についてでございます。

ご承知のように、主に他の市町村への搬送に利用させていただくということでこのたびお願いをするものでございますが、ご承知のように、パッカー車は特殊車両でございます。製造するのに3カ月ないし4カ月の期間が要するというところでございますので、今回補正をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまいただいておりますご質問の内容につきまして、さきの議会でいろんなご議論をいただいたときにお答えをさせていただいたものと全く同じでございますが、まず公団開発で当初予定をされておりましたところが民間開発に変わり、民間おろしをされた関係で入居が早まり、18年がピークだというふうにご考慮しておりましたところが前倒しされ、現実に1年早くピークが来ているという見通しの中でお願いをした増築でございます。

何回繰り返すんかということのご指摘もございますけれども、現在お願いいたします4教室の増築で当分それで必要としないと。それで最終的になるという見通しを持っております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 小学校の件ですけど、18年がピークと思っていたのが、1年早くピークが来ているということなんですけれども、その中で4教室っていうのは、学級編制から見て、来年度の学級編制ではどんな状況になるのかがちょっと資料を持っていませんので具体的にわからないわけですが、この数で目いっぱい使わなきゃいけない4教室なのか、それともゆとりを持った4教室になっているのかということを再度お聞きしておきたいと思います。

それから、まだまだ公団以外のところで民間のところもかなり空き地があるんです。私が住んでいます北5丁目でも、朝日国土がまだまとまった土地持っておりますし、中の方にいたしましても、あちこちまた空き地がありまして、それも今後はまちづくりの指導要綱変更の中で、今までに100平米に1区画というのが壊れてきて、小さい住宅が建てれるとなると、軒数が予想に反してもっとたくさん建てることできるようになってくるんです。そうすると、従前の見通しでは役に立たないということも想定されるわけなんです。そういうことを踏まえて、再度生徒・児童の増加についての予測されている数字をどのように検討されているのか、教えていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 順を追ってご説明申し上げます。

4クラスを増築させていただきますが、この4クラスにつきましては、一度にすべてが埋まるということではなく、少人数指導の教室に転用したり、最終的には4教室を使わなければならない状況まで踏まえた中での増築計画を持っております。

それと、今ゆとりの内容につきましては、ただいまご説明申し上げましたのと同じこととなりますので、省略をさせていただきます。

それから、まだ答弁続きますので。

まだ空き地があって、これから入居されていくというご発言でございますけれども、当然そのこともらみ合わせた中で、4教室というものを確保することにおいて、少人数教室あるいは特別教室等の利用の中から、最終的に最大ピークのときには4クラスを普通教室に転用しなければならないと。そういう時期が来るであろうというところまでを見ております。だから、今現在、人数を把握している数字、私、きょうは持ってきておりませんが、

最小人数から最大人数まで、そして今小さいお子さんの年齢から、その子たちが小学校就学に至るまでの数字等を押さえた中での計画でございます。終わります。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程23番、議案第23号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

12番議員 1点だけお聞きしたいと思います。

老健の拠出金なんですが、ピーク時は5億円を超えていたことがあったかというふうにも記憶してるんですが、国の老健の負担の制度の割合が変わってきていることによって、少しずつ負担が減ってきていると思うんですが、思ったより減っていないなというのが実感でして、今後どの程度まで減る見通しなのか、医療の量によって違ってくるといのは承知していますので、大まかなところで結構ですので、お願いしたいと思います。

議 長 住民生活部長!

住民生活部長 老人保健の拠出金でございますけれども、ご承知のように、公費負担5割、いわゆる基金の方の負担も5割というのが最終目標の姿でございます。これは平成18年10月以降、公費5割負担ということに今現在も年間4%ずつ拠出基金の方は減額になってございます。従来、平成14年9月までは拠出金として70%の負担をしていたものが、18年10月以降は50%の負担になるということでございます。単純に申しますと、20%減額になって、そのかわり国、県、市町村の負担が公費持ち出しが若干ふえてくるということでございます。相対的に申しまして、広陵町という立場で考えますと、20%減って、町村の負担が3.3%ほど負担がふえるというように考えております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 4 番、議案第 2 4 号、平成 1 6 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 5 番、議案第 2 5 号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 6 番、議案第 2 6 号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 27 番、議案第 27 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 28 番、議案第 28 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 29 番、議案第 29 号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 11 休憩)

(P.M. 2 : 31 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

議 長 次に日程30番、議案第30号、平成17年度広陵町一般会計予算、議案第31号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算、議案第32号、平成17年度広陵町老人保健特別会計予算、議案第33号、平成17年度広陵町介護保険特別会計予算、議案第34号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計予算、議案第35号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算、議案第36号、平成17年度広陵町学校給食特別会計予算、議案第37号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計予算及び議案第38号、平成17年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

予算審査特別委員会を設置しておりますので、細かい質問はその特別委員会でしていただきたいと。施政方針に対して大きな質問でお願いをしたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、本案について総括質疑に入ります。質疑ありませんか。 15番議員！

15番議員 町長の施政方針でちょっとお尋ねしたいと思います。町長にお願いしたいと思います。

14ページの悪質な滞納者を強制手段で対応したいとの考えがあるということをおうたっておりますので、その内容というんか、ちょっとそれについてお聞きしたいと思います。その時期とか、どういう方法ですとか、いや、何年以上滞納あるか、また金額は何ぼ以上とかを先やるとかということ、また今けじめですので、年度末までに第1回ぐらいそういうことを行われるのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、滞納整理等収税につきましては、万全を期しているところでございますが、収納対策本部を設置をして、収入役にその責務を担当していた

だいております。このことは他の町でないことを収入役に責任を持っていただいておりますので、まず収入役からそのことをお答えをしていただきます。

議 長 収入役！

収入役 あしたの八代議員のご質問の中身もでございますので、またそのとき詳細な数字的な資料とか、そういった点をご報告、ご質問にお答えいたしたいなど、こういうふうに思っております。

だんだんこういう非常に経済的に低迷が続いておりますこういう環境でございますので、職員、また関係者の職員等連携いたしまして、収納率の向上に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

具体的には、今まで調査いたしてまいりました70件以上の資産調査と申しますか、預金調査等もいたしておりますので、差し押さえを前提とした、そういった催告状も出しております。10名以上の方にこういった差し押さえ予告をいたしてございまして、これらの方について強制的な執行をいたしたいなど、こういう予定をいたしてございまして。

また、現在準備いたしてございます状況でございますが、差し押さえ予告の催告状を出した人は、現在のところ25名でございます。また、資産調査をした人は16名でございます。この状況いかんによっては強制的な手段をとらせていただくと、こういう予定をいたしてございまして。以上でございます。

議 長 15番議員！

15番議員 今詳細にお聞きいたしましたが、催促状とか、それからおっしゃったなあ、調査をしているとかいう点についての人数は、別々の人数の数字で解釈してよろしいですね。

それから、庁内、行政内での先ほどちょっと少し触れられたと思いますねけれども、連絡プレーをやっておられると思うんですねけれども、収納課、また各課と連絡しておられるんですけど、その点は私ちょっと不審な点があるように思いますねけれども、その点についてはちょっとお聞きしたいと思っておりますねけれども、連絡プレーの件につきまして。

そういうあれというのは、一番関係のあんののは、いろいろ個人的な問題もあろうと思っておりますねけれども、都市整備部関係が少しあると思っておりますねけれども、その点については都市部と収納対策本部との連携も密にやっておられるか、その点をお聞きしたいと思っております。

ほんで、都市整備部関係です、工事とかありますね。そういう関係の課とも連携を取って、その収納対策に取り組んでおられるかということをお聞きしたいわけなんですわ。

議 長 収入役！

収入役 ちょっと具体的な例が出てこないわけですが、例えば以前に都市計画事業なんかで工事をすると、あるいはしたと、そういうところで何かトラブルがあって、それが滞納に結びついてとか、そういうような意味についてどう対応しているのかという、そういう意味でございましょうか。そうじゃないですか。それとも、滞納があって、業者指名の問題がどうのこうのという、そういう感じです、そうじゃない。済みません。

議長 15番議員！

15番議員 少し収入役が申されましたが、工事の件に対しまして、私の推測ではございますが、そのお方に何か注文をお受けになって工事をしたと。そのお方は、やはり口も弁も達者やと思います。行政に対してはいろいろと話はすると思いますねけども、そういうお方に対しての税の調査もして工事したかということをお聞きしたいんですわ。

また、あれで、その点に対しましては、また話させてもらいます。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑。 8番議員！

8番議員 施政方針の中で、1点だけご質問させていただきたいと思います。

13ページ、町長は、事あるごとに削減目標、5カ年で50人の職員を削減するというお話をされているわけですが、この施政方針にもその件が出ております。

第1点は、5カ年で50人ということになりましたら、50人の定年退職者があるのかどうか。あるいは、中途退職者も見込んでおられるのか。あるいは、希望退職者を募ろうとされているのか。ちょっとこの辺について、1点はお聞きいたしたい。

2点目は、これだけの人数を削減いたすについての行政サービスの低下を見込んでおられるのか。あるいは、行政サービスを低下させないでこれだけの人員を削減しようということになりましたら、それを補うのは何なのか。人というのは、絶対減らせない部署というのは必ずあると思うんです。だから、減らすところは非常に減らさなくては達成が難しい。当然、これ幼稚園の先生とかいろんな、それはもう生徒が減れば減らせますけれども、生徒が減らなきゃ減らせない。そういうことを絡めまして、例えばコンピューターのシステムで例を言いますと、非常にこういうぐあいに補うと。だから、事務的な要素をこれだけコンピューターのシステムでコンピューターを利用して補っていく。あるいは、住民の力をこういうぐあいにおかりすると。何らかのその辺の施策があって初めてこの50人の削減ということが言われるんじゃないかと。その辺の計画、どういうふうを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 5カ年50人の内容でございますが、基本的には定年退職者の補充をしないと、そういう方針で進んでいるわけですが、定年退職は5カ年でおよそ40人を想定しています。それ以外に毎年1人か2人やめる人があるであろう。もしくは、体の不都合な人がございまして、いまだ病気療養、そういう立場の人もあるわけでございますが、こういう人たちもおやめをいただく場合も想定をしております、その数が5カ年50人でございまして、現役スタッフがやめることは想定していません。

また、やめるということになりますと、これは補給をしなければ、たちまちギブアップするわけございまして、特に幼稚園、保育園の先生は、おやめをいただくとすぐに補充をすることになります。

基本は、管理職、定年を迎えた場合は、例えば部長が定年を迎えた場合は、組織の合理化を図りながら、担当課長もしくは部長の少数精鋭で対応できるという判断をいたしているところでございまして、非常に厳しいノルマを課せられることとなりますが、みんな頑張っている、そういう思いで5カ年50人を目標にいたしているところでございます。

この頑張りだけでは消化できません。専門家の力をおかりする場合がありますし、民間の活力、ボランティアに依存をする場合もございまして、役所に対してすべてが給与を払ってもらっている人たちで運営するでなくして、私たちが応援させていただこうと、そういう市民ボランティアというのか、このような形で要請をしてみたいと思います。いわゆる地域の力、またまちの活力、民間活力を要請をしてみたいと思っているところでございます。基本的には、サービス低下を起こさないような施設づくり、少数精鋭を期待をいたしているところでございまして、初年度はわずかな人員であります、あと2年、3年目に備えて、一番ピークは4年、5年、6年目を一番ピークにかかるわけでございますが、いずれも低下を起こさせない、そして人材の育成にかかっていきたいなど、そのように思っています。

また、機械等も極めて発展・発達している社会でございますので、いろんなコンピューター等、いろんな機械にも依存をせざるを得ない、事務合理化に向かって進めてまいりたいと思っております。

議 長 8番議員！

8番議員 大変な削減目標でございます。よほど計画的にきちんとやっていただきたい。そうしないと、例えて言いますと、これ5年たって、定年退職してやめていかれると。そして、下を補給しないとなりましたら、頭でっかちの組織、非常に役職者がほとんどで、部下が皆

というふうな感じにかなりなってくるんじゃないかと。だから、職員のもうかなりの部分、係長というのが役職であって、というような職員のバランスを欠くと。余り極端なことをやられますと、職員のバランスを欠くということも十分考えてやらなくてはならないと、私はそういうぐあいに思うんです。だから、その辺に、これをやられるんだったら、もうことしからその対応をどういうふうに具体的に進めていくのか、その辺のやはり計画を来年度早々に出していただきたいと、このように思いますねけど、その点についてひとつよろしくお願ひします。

議 長 答弁はよろしいですね。 3番議員！

3番議員 済みません、26ページ、産業活性化対策として個人住宅のリフォーム工事に対する助成を新規事業として盛り込みということを町長さんも各種会合でお話ししてくださるのを聞いて、本当に心待ちにしておられる方のお声を何人か聞いておりますが、この開始時期はいつなのでしょうかというご質問がありました。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 この新規の事業につきましては、開始する目標は7月1日というふうに今のところ計画いたしております。

議 長 3番議員！

3番議員 新年度ですので、4月ぐらいにしたいという話がありまして、その前倒しというのか、そういうことはできないものかというのが、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今、実はこのリフォームの補助金をお金じゃなしにいわゆる商品券、広陵町が発行する商品券にかえてみてはどうかという今構想を持っております。そのリフォームだけでなく、いわゆる役場の中で、極端に言えば職員の給料部分もそうなんですが、いろんなアイデアの中でそういう商品券を流通してはどうかという構想を持っております。

また、このリフォームだけに関しましても、かなりの応募の方がおられると見込んでおります。ですので、応募をする期間を幾らか設けたいなど。応募をして、審査をいたしまして、今年度やる部分を決めるというような順番になるかと思っておりますので、いわゆるその準備期間も少し必要かというふうに判断いたしております。

議 長 14番議員！

14番議員 町長の施政方針で、大きな視点でちょっとお伺いしたいなああと、こう思うわけがございます。

施政方針をずっと拝見し、また新年度予算、新規事業、いろいろ見てますと、町長みずからが任期満了後、再度当選という2文字をいただいてやるという決意がちょっと感じるような予算編成と私は思っております。

そこで、先ほど山本議員もちょっと聞いておられましたが、職員の体制、陣立て、陣形、人員の、職員の、そのことも含めまして、5カ年で50人の削減、これは退職者ちゅうのは自然の退職されるという、それはそれでよろしいですけど、ということは、私、町長のどっか頭の隅にはやはり合併ということのとらえ方というのを全く今考えてませんということはないと思います。なぜならば、これから当のいわゆる周辺自治体のいろんな合併に対する取り組み、住民の判断等、いろいろあります。それで、広陵町は、特に位置的に、地理的にも、かなりその意味では重要なポジションを背負っているように、私はそう位置づけております。

そこで、将来、施政方針にも示されておりますが、ここでちょっとちらっとさわっておられますが、合併に対する自分の広陵町長としての、また7月に再度登板できるという頭も入れて、そういう流れの中での決意というもんがあると私は思っておりますが、その意味で削減、削減、大いに結構ですが、住民サービスの低下を見越して削減もそれは当然できないと。また、民間活力、いわゆるアウトソーシング、そういう意味も当然考えられる。しかし、やはり何としても国の流れ、施策として合併ということに関して、やはり選挙を控えて多分問われると思いますし、また全く触れないということでもないと思いますので、その辺の大きな視野から見ての町長のこの平成17年度の施政方針、予算の立て方を踏まえた上で、どう合併を頭の中で、今言えないところもあるかもわかりませんが、描いておられるのか。もちろん新清掃センターのことも当然含めての、財政負担からすべて含めて、大事なときに私は差しかかっていると、こう思っております。そういう意味で、町長の大きな視野に立ったかじ取りの考え方をちょっとお聞きしたいなあと、こう思うわけです。

議 長 町長！

町 長 職員の削減案を発表しているわけですが、厳しい財政の中で、職員の給料を減らすというところと、職員の人員を減らすというのと2つ方式があるわけでございまして、行政需要を対応し、お金のない財政をいかに乗り越えるか、厳しさをどの方法に向かうかということでもあります。職員も私は数多く聞かせていただきましたが、給料減るよりも仕事もう少し頑張る方がいいという答えをみんな言ってくれているわけございまして、しっかりと仕事をしてくれということを申し上げているところでございます。

多くの方々が退職なさっても、あと一人入れてくれと。各課から1人入れてくれという要望があれば、課が40あれば40人要るんです。これではだめでございます、1人やめても、後でいろいろ隣の課と連携してやっていくんだと、そういう意気込みを実は期待をしているところでございます、今回は一部の本給、また調整手当にもまだ及んでおりませんが、管理職手当、また超過勤務については、家にでも仕事を持ち帰って頑張ってくれと、与えられた時間内にしっかり頑張ろうという、そういうお願いをしているわけでございます、私は、職員の意欲からしてもできると思っております、私も職員は最大の広陵町の資産と思っているところでございます。職員の頑張りに大いに期待をしているもので、決して5年50人は厳しい目標ではないなと理解をしているところでございます。

それから、合併についてお触れをいただきましたが、今なお役所の中では推進室を設けておりまして、近隣の動向をうかがっているところでございます。葛城広域圏の会議に行きましても、常に合併について話し合いをし、どう進めるかを検討しているところでございます。いつも話題に上ってありますものの、前向いて進むのは、何かとまっているような感じでございますが、広陵町に対しては非常にもらい手が多いというと語弊がありますが、非常に注目をされておりました、香芝につきましても、田原本につきましても、王寺町にしても、こうした周辺、早く我が町にというような意向が多いようでございます。次なる任期の4年間は、私は、県から、また国から厳しい求めをしてくるのではないかと思います。このままではいけないということがもう十分承知をしております、次の4年のうちには合併がはっきりとうたわれるのではないかと、もっと厳しい制約をされて、財政が厳しくなる、合併に誘導される、強制的にされるのではないかという思いをしているところでございます。私は合併には反対しておりません。積極的に広域連合、広域の事務処理体制をすべきだと思っております。どうぞよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議 長 14番議員！

14番議員 他の周辺自治体、いろいろ皆目策があり、当然なことと思います。ただ、広陵町というのは、おかげさんである意味での人口増、香芝市は特別率は高いですけど、それに劣らずほど広陵町も人口のふえている町の一つであるわけですから、その意味での責任、住んでよかって、住もうというお方の多い町という大変なる私は武器であると、こう思っておるわけですから、その意味で広陵町というのは、ただ一緒に合併して、引っついてどうしようかという考え方で発想ではできない町と私はとらえていますから、その意味で広陵町がある意味では主導権の持たざるを得ん場合も出てくると思います。

そういう意味を含めまして、町長、この広陵町においても、例えば単独町政を貫いていくという、それは選択肢も一つあると思います。それを私も何年か前から言ってますが、いろんなことを想定をしていくということ自体が、今の時代、特に情報収集を当然して、そして自治体も競争の原理を持って、よその自治体よりもより早く情報を収集して、それに将来をどう見越して、どう国策が動くんだと、——総理大臣がどうかわるんだというぐらいまで考えとかんなんような時代にも突入してると思いますわ。その意味で大事なことは、職員さんにもそのように、ただ内部での守るという意味やなしに、外に対しての情報も収集をして、広陵町に対してプラスになる施策をみずから提案もできるという、町長もいつもおっしゃっているような下から上がってくる意見というのも大事やと、こうおっしゃってますわね。そういう意味で、その意味での合併ということに対して、そして単独町政で行くのがいいのか、わんのか、それも既にもう当然研究されてると思いますが、あらゆるものを想定して、シミュレーションをつくっていくという、私は広陵町の職員さんにその能力はあると思っておりますので、周辺の色、雰囲気を見てるというのも、これは一つの戦略ですが、みずからがどうすべきであるか、どうやろうという、いわゆる実現するかしないか、これはまた別としての自分のしっかりとしたビジョンの広陵町の将来に対するスタンスという考え方を町長自身が持って行って、そこで堂々と他の市町村をリードするぐらいに、顔色ばっかし見るのも一つの芸ですが、それはあかと私は思いますので、その意味で、町長、大事なときです。非常に大事なときに広陵町は、ただ広陵町を守るといっただけやなしに、新清掃センターをつくるというのは、私、そんな難しいもんやないと思います。みんなが協力していただくという、ただそれだけですから。ただ、この広陵町の位置づけをどこに持ってくるんだということに関しては、これは対外的に他の市町村と競争するというある意味で戦争になる可能性があるわけです。けんかと違いますよ、その意味での。そういう意味で、町長、大事なときですから、非常に今後選挙戦においても、そのことを町民にも示していかないと私は思っておりますので、再度、合併に対する現町長の周囲の動向を当然把握するというのはそれは一つですが、勝手にできませんから、その意味で町長は、例えば単独町政は考えてシミュレーション起こしてるのか、現実はどうやってんのかということをちょっと言えないことは言わんでよろしいけど、言える範囲で聞かせてください。

議 長 町長！

町 長 ご質問をいただいておりますが、昨年広陵町は、人口伸び率が奈良県一であったわけです。多くの人を転入を迎えたわけですが、これは単に宅地があるから、家があるから広

陵町に来られたんではないと思っています。私は、ある人に、なぜここを選ばれたんですかということをよく質問をするんですが、広陵町を選んだという人をやっぱり言っていたている。町を選んでいただいたということは、いろんな行政においても、教育においても、非常にいい成績をおさめていただいているという方が評価をされて転入をいただいております。そんなことは大変皆さん方のお力添えをいただいているのでそうした町を評価をしていただいているわけでごさいます、非常にそんな人たちに感謝をするわけでごさいます。それなりに私たちは責務の重大性を認識をしなければいけないなと思っています。今簡単に町を売るわけにはいけないと思います。大変な時期であります、単独の町として生き残るんやということも非常に言えない状況でごさいます。いろんなことが近隣町と力を合わせて広域行政をさせていただいているわけです。病院しかり、消防、し尿処理、また観光行政、こうしたことは本来は単独町ですべてやらなければいけないことが広域連携を深めながらさせていただいているというのが実態でごさいます、広域行政のよさも取り入れて、町の将来を考えなければいけないと思っています。

これからも今青木先生のご理解いただく貴重なご意見でごさいます、皆さんの意見を多く聞き入れて、いい方向づけを、またこの1年間はそうしたことをしっかりと考えなければいけない時期だと思っています。合併特例期限、法の期限が切れるわけですが、切れた後には国、県の動向もごさいます。町としても態度をしっかりとしなければいけない厳しい一年になるかと思いますが、その節はどうぞよろしくご理解、そしてご提案をいただきたいなと思っています。

議 長 10番議員！

10番議員 施政方針の22ページでごさいます、新清掃施設のきょう町長が入札のやり方というのかな、それを報告していただいてありがたいと思うてますねけども、そういう関連でまだ地元業者にも、またこの前の広陵町の古寺地区の公民館の新設のときに地元業者を使っていたかと、また業者にそういうぐあいに事を進むように動きかけるというお言葉をいただいて、実際そういうぐあいにさせていただいたと。今回もこの大事業でまた地元業者に使っていたかとこはまたそういうぐあいにアピールしてまえると、そういうお考えあるかと。

それと、またこの土木費の道路橋梁新設工事とかそういう工事でも、1本で出すよりは上部も下部もまとめて出せばすごい金額になりますわ。それをまた地元業者のためにも割って出すとか、そういうお考えがあるのか、教えていただきたい。

議 長 町長！

町長 今乾議員のおっしゃるように、町を発展させる、町を育てるということは、他の町の人をお願いをするということでは、私は町の発展はありません。いい町をつくっても、それは町民の喜びにはつながりにくいと思います。基本は、町の人たちと一緒にともにやっばり町を育てる、つくるということが基本でございまして、できるものは町民の知恵をかって汗を流していただくということが基本でございまして、なるべく町内の皆さんとともに、町内の企業の皆さんとともに、工事の場合はできる限り町内業者に手をかりる、町内業者も頑張ってください、これが基本でございまして。

議長 ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 ちょっと31ページの中学校の給食の件です。スクールランチ事業についてお尋ねします。

これは4月から始まるわけですが、具体的に業者、値段等々について決まったのかどうか、それ1点お聞きしておきたいと思います。

それから、IT授業が始まりまして、パソコン等々のいわゆる学校の配備率も多くなっているわけでありまして、この1台当たりのパソコンの配備の人数、その数字等々、小学校、中学校でわかれば教えていただきたいと思います。

それから、やはりIT授業につきましては、やはりIT授業ができる先生の割合は、全国的に見たら、小学校で72.7%、中学校では53.8%という数字が出てるわけですが、広陵町におけるこのIT授業をできる先生の割合はつかんでおられるのかどうか、わかれば教えていただきたいと思っています。

それから、IT授業が学力向上にどのような効果があったのか、そういう総括はされてるのかどうか、お願いしたいと思っています。以上です。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、スクールランチのことにつきましてご説明を申し上げます。

スクールランチにつきましては、先日入札が終わりまして、給食を提供いたします業者につきましての入札が先日終わりまして、2社の業者が確定させていただきました。一社は千成給食、もう一社は伸和フーズ株式会社、伸びる、昭和の和。弁当の提供料金は、ともに350円でございます。以上でございます。

議長 教育長！

教育長 ITの小学校の方ですね。7,500万円のやつ、あれ小学校5校に42台ずつを入れていきたいと、このように思っております。

ただ、今そういう機械を入れて、そしたらすべての先生がそれを自由にこなして生徒とにということになってきますと、これは大変難しいものであらうと思います。中学校の方には、私の方は大体把握できるわけなんですけども、ほとんどの先生方は、利用しようと思ったら利用できると思うんですけども、ただ時間的なものもありますし、カリキュラム的、それからもう一つはソフトの面もありますので、すべてがすべてということはありませんけども、やはりできるだけそういうものを利用しながらも、やっぱり授業の効果を上げていきたいと、このように思っております。

小学校の方につきましては、いろんな部面で導入の部面から入っていきながら、教育の内容よりも、いかにしてパソコンになじみますか、それを日常化しながら、自分たちの自分で考えて、やっぱり今家庭でもあるような、そういうインターネットを使っているものも考えていけるようになってくれたらなと思っております。

ただ、言われているように、そしたらどういう効果があったかちゅうと、すぐにこれは出てくるものではありませんし、私は今各学校42台ずつ入れてもらっているわけなんですけども、来年度のときに、この間校長会のときにも、大体1年間使ったようなどいう教科でどんな時間に使ったかなと、そういうこと、それからまた子供の声も聞いてもらいたい、こういうことの話で、そしたらそれがなかったら、効果であったかなかったかちゅうに言われたときには、ちょっと疑問視するところもあるんですけども、やっぱりそういう姿勢で臨むことによって、またたくさん使わせてもらう予算も有効に使えるんじゃないかなと、このように思っております。その辺でよろしいですか。はい、以上でございます。

議 長 よろしいですか。 教育長！

教 育 長 42台ちゅうのは、一学級が40人という、最高ですね。2台というのは、指導用に使う2台でありますので、1つの学級を形成しようと思ったときに、1学級分42台と、こういうことなんです。ただ、児童で割ったらいいんですけども、オール1学級のところであれば、ものすごく大きいし、オール4学級のところやったら、やっぱりその割り算になりますので、しかしそれは教科の内容とか、また方法とかについては各学校の方でお任せしていこうと、このように思っております。以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 まず最初に、地方交付税、7ページから8ページですけれども、7ページで三位一体のところの部分で、昨年同様、所得譲与税、税源移譲予定交付金ではほぼ同額が予定されているというように言われているわけです。また、この後の次のページでは、地方交付税が3.

9%増額になっていると、こういうように述べられています。ところが、実際のところ、地方交付税については非常に厳しい状況であり、今年度については満額いわゆる言葉で言うたら振り替えで満額入ることが言われているわけですがけれども、実際にこのところについてはどのように認識されているのかと。つまり、地方交付税の問題では、基準財政需要額の経費算定が去年は非常に低く見積もられていると、こういう実態に合わせた場合、本来もらえる地方交付税というのはどんな数字なのかということについて認識を持っておられるのかどうか。それで、なおふえるということについては、広陵町においては人口増加、あるいはまた財政力指数が落ち込んできているという、そういう裏づけの数字になっているんでしょうけれども、その点についての認識をまず一つお聞きしたいと思います。

それから、その次に9ページです。民間における行政改革員を立ち上げ、審議をしていって、財政5カ年計画、5億円削減というのは先ほど質問も出ました。しかし、ここに5カ年計画の内容が出ていますわけですがけれども、現実問題として、どこかは忘れましたが、民間の経営手法を取り入れるということも述べておられます。しかし、実際に公務労働、公的労働という問題についてお伺いするわけですがけれども、例えば民間的経営というのは、損得の勘定で撤退する。広陵町で見事に出されているのが、公益的事業であるバス路線の廃止です。これを補って公的資金が投入される。これは全国、この問題については、津々浦々、いわゆる独自バス路線が発達しております。奈良県でももう数えるほどにあるわけですから、そういう点で考えると、公的サービスというのは一体何なのかという問題の認識、議論を抜きにできないわけなんです。民間的経営といえば、もうからなければ撤退するというのが基本なわけですから、そういうところの考えというのは、公的サービス、いわゆる憲法と地方自治法に列挙されている精神を実現するところに公的なサービスがあるわけですから、そういう点で言えば、民間的手法と言うけれども、利益の出ないところをやらないとすれば、一体どこにだれがするのかという問題になってくるわけですから、今ここに民間による行政改革委員会を立ち上げて、削減をしていって、人数を減らして、先ほどから出てくるサービスの低下を起ささないということと、民間的経営の概念、理念というのはどんなつながりがあるのか、説明していただきたいと思います。

それから、10ページですがけれども、配偶者特別控除の廃止に伴って、納税者がふえているというようにここに書いてるんです。一体この部分でどれだけの増税になっているのかと。いわゆる税収がふえたのかちゅうことです。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、12ページですがけれども、その他歳入の、いやいや、細かいねん、大きいや

つやねん。その他歳入のところ、受益と負担の適正化、近隣自治体と整合性を図る、こういう一番大きいと思ってんねやけどな、数字的に。数字はまあええとして、どういう意味なのかということをお聞きしたいと思います。12ページです、この言葉ですよ。

それから、この後に13ページに民間企業雇用形態を見据え、知恵を出し、効率的・効果的というのは、先ほどの内容と関連している部分であります。

それから、飛ばして行きます。20ページのところで、医療費の無料化、これは先ほども議案審議のとこに出ているわけなんですけれども、いわゆる先ほどもこれ資料で出ることになったのかな。通院の場合の金額、その他トータルとしてどれだけの金額が必要であって、今回はいわゆる入院プラス歯科というようになったというトータルの資料を出していただきたい。これはもう答弁結構です。資料を出していただくということで対応したいと思います。

それから、22ページ、これは非常に22ページの地元及び周辺地域環境整備事業ということです。これはいわゆる長期財政計画の文言がないのでこういう形になるわけなんですけれども、広陵町の将来像というのは、12月議会でも一般質問をしたわけなんですけれども、長期財政計画という問題をこの新清掃センター建設に絡んでどのような内容の見直しを持っているのか。これは以前には中・長期計画として平成20年か平成22年までの内容を出していただいています。しかし、それは全くアウトライン的な内容であったわけですから、そういうところにこの問題の考え方を、きちんと町長が把握されてるのかどうか、この問題についてお伺いしておきたいと思います。

あと、飛ばしまして、飛ばし過ぎかな。25ページ、それじゃあちょっと戻ります。

議 長 あかん、あほな、戻ったらあかん。

6番議員 行政、JA、地域の業者協力して積極的にちゅうこと的前提で、これはそのページの前のページにある直売所やその他のハード事業を実現するための地域の合意形成などのソフト事業でありますということの内容なんです、この内容について、実際にこれも12月議会で議論したわけなんですけれども、いわゆる農協が県単になって、この地域は新庄が管轄地域になってるわけなんです。そういうところの範囲でやるのか、あくまでも広陵町単独でこの問題に取り組むのかという点が明確になっていない。南支所のガソリンスタンドの跡地の利用という問題に対して、町単独で農協とタイアップして、この内容をやっていくということなのか、確認をしておきたいと思います。

それから、先ほど26ページ、質問で出たわけなんですけれども、この地域商品券というのは、

考えとしては私は以前に私自身も質問したことがあるので、その考えとしてはいいんですけども、高田などやっているとところの実情を見てみますと、やはり商工業者がその運動の中心に据えて、そしてみずからと地域の商工業の発展を願う方々との連携プレーがなければ、なかなかこれはうまくいかない。そういう点で、行政側から押しつけるような格好でこの問題が出てくるとすれば、あるいは出ているとすれば、この活用、利用は大きな混乱を伴う事態になりかねないわけです。広陵町の場合の商工業は衰退の一途をたどって、在来地域はですよ。真美ヶ丘については出店が非常にふえているという逆転現象あるわけですけども、そういう点でのとらえ方というのをどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、リフォーム制度について、先ほど7月1日からということで周知徹底期間が必要でしょうけども、この内容については、総じてその関係者全員のもとに行うと。これはいわゆる実施機関はどこなのかということを確認しておきたいというふうに思うんです。

27ページですけども、青木さん一生懸命言うてはるのに、おれに言われてもどうもしゃあないの、ほんなの。

27ページですけども、都市計画法34条の変更、つまりこの内容については、地方自治の確立という問題と大きく関連していて、これは一般質問とも関連するんですけども、地方計画の変更によって、都市計画、地域計画と建築については地方自治の範囲になったわけなんです。そういうところからいって、調整区域内で云々のこの文章についても、地方自治についての認識、どのように持っておられるのかと。これは一般質問に上がってくるパチンコ等の規制条例に対して、条例があるにもかかわらず、上位法で負けるからといってギブアップしている。ところが、ここにも書かれているように、都市計画法では34条の変更、つまりこういう形で町のつくり方は自治にゆだねていく、こういうことがここにも明確にあるわけでしょう。そういう点で、どのようにこの認識を持っておられるのか。都市計画にかかわって、地方自治体に譲られた自治事務になった点についての認識、パチンコ規制条例との関連もあわせて、一般質問でも深めますけれども、お答え願いたいと思います。

それから、先ほどから山本議員の意見が出ていますので、教育とかその点は省かせていただきます。そういうことでございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、順番にお答えをさせていただきたいと思いますが、9点ばかり質問をいただいたようでございますが、各セクションで答弁をさせていただきたいと、このよ

うに思います。

まず、交付税でございます。

ご承知のように、三位一体の改革によります交付税にご関心をお持ちのようでございます。昨年度につきましては、当然交付税にもその影響が出てまいりました。2億7,000万円程度の減収になったものでございます。そして、今年度で申しますと、その影響額が、さらに広陵町の影響額といたしましては、3,827万円ぐらいの影響額が出てまいります。さるかわりに、税源移譲の収入面も増加してまいるわけでございます。今年度、三位一体の影響額といたしましては、1,590万円ほどの収入の減というふうな試算をしておるわけでございます。

それから、民間活力の導入という件につきましては、町長から答弁を申し上げるつもりをしております。

3つ目に、配偶者の特別控除の廃止によります増税と申しますか、税金の増収でございますが、配偶者特別控除の廃止によります収入増は、5,700万円と推定をしております。

それから、4つ目でございますが、受益と負担の適正化についても例をいただきました。当然、住民に転嫁してはならない、そういった負担につきましては、地方自治制度に基づく趣旨を十分踏まえております。しかしながら、当然受益と負担の適正化につきましても、やはり受益いただく方の負担によって、そうした事業が展開されていくというのも方でございますので、貫いてまいりたいと、かように思います。

あとは担当部署の方から答弁を申し上げたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、特区による農業構造改善のためのハード事業を計画するんですが、いわゆる農業の活性化をやろうという部分でありまして、特区によりまして、その担い手の育成ですとか活性化を目的として、今17年度におきまして、ソフト事業で予算を組んでいるわけでございます。

J Aとどういうことかというご質問であったと思いますが、今このソフト事業そのものは、町としてどういう形で農業の活性化ができるかという事業になっておるものでございまして、そのソフト事業を通じましてJ Aと共存できるかということも視野に入れて考えていけたらというふうに思っております。

その次に、商工会の部分でございますが、このリフォームの部分につきまして、いわゆる商品券の関係も商工会と先日から密に打ち合わせをいたしております。もちろんそういう部

分のご協力もなければいけないだろうし、協力があってこそその活性化だというふうに認識しております。商工会の方も大いに協力していただけるというお話を得ております。

それと、最後の都市計画法34条の変更に係る部分でございますが、これはいわゆる市街化区域を指定する中で、調整区域の中でもいわゆる第2線引きといいますか、市街化区域並みの行為が許されるよという部分でございますが、これが当然県として条例が決められたわけなんです、指定をするというか場所を決めるのは、その市町村の自治体でございますので、広陵町が町のために活性化できるという判断であれば、そういう34条の変更による区域を変更するということになるわけでございますので、今のところ町としても、いわゆる広陵町の性格といいますか事情からいろいろ考えましたら、そういう方向へ行くのが正しいのかなという判断もいたしておりますので、まだ決まったわけではございませんが、県とそういう内容についてこれから十分調整していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 民間経営について何かというご質問でございますが、やはり地方自治体と民間株式会社とは根本的に違うわけでございますが、この点はよく理解をしております。しかし、納税者から信頼される、期待される、そんな組織体を目指しているものでございます。現在の厳しいこういう経済状況の中で、職員はどうにかなるだろうというそんな思いではだめでございます、親方日の丸公務員の考えを脱却をして、どうにかせないかん、私は何をするか、そんなことを今問われているわけでございます、基本的にはやっぱり思いを変えていただいてやらなければいけないと思っております。民間の厳しさを私たち職員がやっぱり人材育成を図っていく、そんな思いで民間を模範として倣っているところでございます。

今、総務省では、指定管理者制度というのを進めております。また、国交省では、包括民間委託ということを言われています。いわゆる公の施設の管理につきましても、民間にゆだねなさいと。民間の力を大きく評価をしているわけでございます、基本的な自治体の運営は、我々地方自治体、公務員がしっかりとしなければいけない。また、管理業務等につきましては、民間のノウハウを生かして、そうした委託制度を考えよと、いろんな方面で言われているのが実態でございます、私どもも思いを変えた役所経営を運営から経営ということで頑張っていくというのが民間経営の考え方でございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 現在、中・長期計画の中で財政運営、事業展開をしておるわけでございます。

当然、基本構想の中にでもその財政分野の項目がございます。いわゆる長期財政計画といった項目もあるわけがございます。中期財政計画の見直しの中で、新清掃施設のそうした事業展開の長期にわたることにつきましても、長期財政計画に反映していかなければならないというふうに思っておりますし、行財政運営審議会でのそうした大綱の中でも、そういう意見を反映していかなければいけないというふうに感じるものでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 ちょっと待って。細かいことはもう委員会でお願ひします。 6 番議員！

6 番議員 うん、2 点だけ再質問します。

1 点は、先ほどの都市計画法の問題です。

これは県の条例だと言いますけれども、都市計画上は明らかに建築あるいは都市計画の土地利用計画については、もちろん県の上位の協議が義務づけられているわけですが、自治事務になったわけなんです。これは明らかなかたでしょう。そういう中であって、どのようにそういう自治事務になった内容を認識しているのかということなんです。いわゆる上位法が優位だからどうしようもないんだという点は、自治事務の考えに反するんです。今なおこれは「地方議会人」の2月号です。ここに全国知事会の会長が書いておられるんですよ。今後地方分権を進めていく上での地方議会議員の役割は極めて大きなものがある。全国町村会云々、ずっとあるんですけども、地方分権推進連盟——これは町長も入っておられます——が結成され、国会議員が継続し、政治の力で地方分権をさらに大きなうねりとする。地方6団体がこれからの闘いに挑む際の最重要戦略の一つになっていると、こういう言葉があるんです。

あるいはまた、地方6団体というのは、いわゆる我々が目指す地方分権の推進、地方自治の確立と軌を一にする。これはいわゆる世界地方自治憲章案です。これも町長もこの話は知っておられると思います。こういうようなものが今具体的に地方6団体のところで議論されてるんです。そして、地方自治の国際基準から見た三位一体改革という点でも、これも6団体で議論されている。そういう点で言えば、さらに言葉はもう省きますけれども、ここにいわゆる交付税の問題についても、あたかも地方は国の出先機関であるかのように、国の役人が一方的に適否を判断し、査定しようとする地方自治無視の発想、考え方である。こうした現実我が国の地方自治の実態が国際的な標準を満たしているどころか、相変わらず発展途上国にとまり、世界の潮流から大きく取り残されていることを示すものである、こういう形にある。これは私が言ってるんじゃないですよ。全国知事会の会長が言ってるんです。

こういう認識を町長初め職員が持つということがいかに大切なのかということが、地方分権の中での思想なんです。だから、これはこういう一般質問でまたしなきゃならないわけですが、改めてこの点に聞きます。

こういう考え方に町長、職員が立っていけるという教育をやっていくのかどうか、こういう問題があります。それはどういうことかと言えば、公共事業が計画段階から情報公開され、住民参加で議論し、結果を評価していく。これは国が言ってる問題を私が地方自治はどう評価するかということ言ってるんです。国は、いわゆる評価基準を設けて、評価をしろということ盛んに言ってるんです。こういうところについての考え方は、やっぱり住民参加によって評価していくんだということが問われているんです。そういうことの地方自治の問題点についてお伺いをしたいと思います。

もう一点は、忘れた。もう一点は、中・長期の財政計画なんです。

先ほどから基本構想を中心にしたとか、見直した中で反映していかなくちゃならないというふうにおっしゃってるんですけど、これは本末転倒なんです。5年間で5億円の削減構想を打ち出しているわけでしょう。そのときに、2年前に議会に提出していただいている中・長期計画の具体的な見直しを数字できちんと出しておられるんですか。そういうことが今地方自治の確立のところに求められているわけなんですから、5年間の5億円削減計画、50人削減計画とかというように言っておられる、その中身を今具体的な中・長期計画の中でつくるのが求められているわけでしょう。それ抜きにして、5億円の削減や50人の職員の削減やというのはあり得ないんです。そういう点について、きちんとした数字を持った上でこのことを言われているのかということをお伺いしてるんで、その2点についてお伺いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 三位一体の論議を言っていただいておりますけれども、三位一体改革の再認識ということで、私は、国から地方へのやはり補助、こういったものは交付金制度に見直される、そしてまた廃止財源の8割を移譲されておる、それが交付金対応でまちづくりをする、そういった行政につなげていく、これが三位一体の趣旨だというふうに考えております。

地方分権の論議で、やはり住民に向き合っただけのサービスの提供をするならば、やはり地方そのものが税金を払っていただきたいというふうな地方分権の論議もあるわけがございます。確かに一方では、地方に仕事をやらせて、そしてまた国で権限は譲らないという

見方もあることも事実でございます。しかし、現在取り組まれている国の政策につきましては、地方が地方なりにできることは地方でやるんだと。地方の自主性・自立性を高めることは、自己責任も含まれておるといふような観点で地方行政が運営されるべきであるというふうに承知しております。

したがって、当然今までのむだをスリム化する、こういったことも補助金の申請から決定までの中央集権型の地方が行う、そうした業務につきましても簡素化をして、そして軽減する費用で、そして地方が地方で行政を運営するだけの財源が移譲されて、初めて個性あるまちづくりが展開できるという思想での三位一体改革路線というふうに認識をしておるわけでございます。

それから、地方の財政計画で議論していただいておりますけれども、当然中期財政計画は数値的には持っております。しかしながら、収支のバランスを図る財政計画でないと、財政破綻が生じるような財政計画は立てられません。したがって、どうしても今回の5年5億円という金額でもって節減するにつきましては、当然収入面にそれだけの不足資金を生じるという状況のもとで、今回財政計画を5年5億円も反映していかなければならないなというふうに感じておるわけでございます。

そうした中で、長期計画につきましても、中期計画の修正とともに長期計画に反映していく必要があるなというふうに答弁申し上げたところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 地方分権について申されているわけですが、今担当部長が答えましたように、中央集権的物の考えが地方にやっぱり権限を与える世界に変わりつつあるわけでございます。まさに三位一体はそうありますが、補助金から交付金に変わった。すべて国の補助金はなくなったんです。しかし、私どもは、ただ名前だけ変わったのではないかと。我々町村長会では、そのことを常に心配をしているところでございます。内容は一緒やと。補助金が交付金に変わっただけで、何ら言葉だけ変えてんの違うかというふうなことをしております。

しかし、国は、町がしっかり計画を立案して、住民とともに考えてこいというふうなことを申されているわけでございますが、内容は変わりはないわけでございます。地方がしっかりと光り輝く町になってこいと、受け皿もしっかりせえ、そんな小さな町ではだめや、合併せえと、またこういうように言うわけでございますが、こうしたことに非常に矛盾を感じている現在の状況でございます。三位一体の改革で、この17年、18年はどうにか越せる

けれども、次のことは全く約束をされていないのが実態でございます。もう少し果たして地方分権が本当にそうなのかどうか、これから見きわめていきたいと思っているところでございます。

それから、いつも町の将来の構想についてきっちりしていないというふうなこともおっしゃっていただいているわけですが、清掃センター等大きな事業を実施をする関係で、町の根本的な計画については、大きくこの数値が変わってくるわけでございますので、こうしたところについては整合性を図りながら、計画の変更も含めて町の将来を考え直したいと思っています。

議長 ほかに質疑。 2番議員！

2番議員 2分間ほど簡単な質問をいたします。

39ページの下水道の家庭に96.1%という9,477の世帯というところでありますが、下水道工事のまだ開発のされてない場所をできれば後でも結構ですので、地図でもいただきたいと思います。それだけです。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 はい、承知いたしました。また後ほど。

議長 12番議員！

12番議員 では、まず……。

議長 松野さん、集約してできたら。あと、細かい点は委員会でお願ひします。

12番議員 まず、この予算編成の基本的な部分でお聞きしたいと思います。1点だけではないですよ。

基本的な部分につきましては、町長選挙が6月に行われる予定ということで、通常であれば次期の新しい町長にももう少し予算の幅を与えるということで、骨格予算を組むのが通常ではなかったかと思いますが、今回の予算編成につきましては、引き続き平岡町長が施政をかじを取っていかれるのかなというような観のする中身ですけれども、この予算編成についての基本的な部分についてお聞きをしておきたいと思っています。

それから、次ですけれども、今回は国の方の増税が定率減税の半減、そしてまた高齢者の基礎控除の廃止等々、町民に大変大きな負担を強いることについては、もう予算の中にも反映されているというふうに思うんですけれども、町民税につきましては、この中で先ほども質問がありまして、数字も出てきてるわけですが、国保税とか介護保険料につきましても、かなり大きな影響があると思うんですけれども、この点についてどのような影響があるのか

ということをご説明をいただきたいと思います。

そして、そういうような中で、国民健康保険税の減免制度を見直すということについては、どういう方向で見直しをされるのか大変不安なんです、その方向性についてご答弁いただきたいと思います。

それから、先ほどから議論が重なっている分でございますが、5年間50人の人員の削減という中で、民間経営の手法を取り入れるという議論がされているわけですが、このような平成16年度は退職される方とか途中退職の方が大変多くて、町の事業が行うのに支障を来すということで、16年度は何人でしたか、5人でしたか、7人でしたか、新規に採用をされたわけです。そういう経過も含めて、それでもなおかつ大変忙しい状況あると思うんですけれども、今回40人自然退職、補充しない、そして50人の人員削減ということについては、紙の上では理解はできますが、実際のところにおいては、やはり実施が困難だと思うんです。今までも言われていますけれども、そういう実態がことし16年度にあったにもかかわらず、5年間50人削減ということについては、余りにも安易な考え方であるということをおっしゃるを得ません。

そういう中で、臨時職員さん、パートさんとかどんどんふやしておられますが、この臨時職員さん、パートさんでは業務に習熟する時間的ゆとりがないわけですから、そういう部分たくさんふやされても、いい職員さんを育てていくことはできない、こういう状況になってまいります。専門性のある仕事、一般の事務でも専門性が公務員の場合あると思います。そういう点おきまして、臨時職員さんと正職員さんとの比率、制限をしていくべきではないかというふうに思うんですけれども、その臨時職員さんの採用について、どのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、ちょっとこれは細かい部分になるんですが、16ページのブックスタートですが、これは私も何年間にわたって質問して、提案してきた内容なんですけれども、ブックスタートしていただくということについては大歓迎なんです、これ見ると、絵本を誕生のときに与えるというだけのブックスタートなのかなというふうに思うんですが、そのやり方について再度ご説明いただきたいんです。本当にブックスタートの趣旨をご理解されているのであれば、そういう本を渡せばいいというような安易なやり方にはならないわけです。4カ月健診のときに、子供とかお母さんあるいはお父さんと一緒にボランティアも含めて協力をお願いして、絵本を具体的に読んであげるという体験をしていただいて、そしてそこで意外にも子供が小さいのにわかるんやな、喜ぶんやなあとか、そういうところで絵本を通して抱っこし

ながら読むという体のぬくもりの中で、絵本を通じての子育てという観点が抜けていけば、とにかく本がたくさん読めればいいということでは全く図書館の仕事になるわけですから、ブックスタートの趣旨には合わないと思いますので、この点せっかくブックスタートという形でここに書いていただいているのであれば、中身の伴うブックスタートにしていただくことがとても大切だと思いますので、その点についてお聞きしておきたいというふうに思います。

主な点ということですので、あと教育について少しお聞かせいただきたいと思います。

この施政方針30ページの中でも、豊かな心と確かな学力。確かな学力ということについては、3回も括弧を使って書いていただいているわけです。今学力の低下が心配されているという状況があるわけですが、それを踏まえてまた方針が変わってくるようなことも聞いているわけですが、この確かな学力、豊かな心、そしてきめ細かい教育という推進のために、少人数学級ということでも実際今もしていただいているのはあるわけですが、科目が限定されているわけです。一番この実現に効果があるということにつきましては、やはり35人学級あるいは30人学級等にしていくことが実効性があるというふうに認識しているわけです。その35人学級等につきましては、議会も全員一致で、大分前ですが、意見書可決しておりますし、当時の教育長もそれについては機会あるごとに県の方にもお願いしているんだということでご答弁いただいていたという経緯があります。だれもが保護者も含めて反対する内容ではなく、大いに推進する内容であるわけですが、今自治体単位でも35人学級とか少人数学級が実施しようと思えばできるという状況の中で、全国的にも定着した少人数学級、35人学級とか30人学級が実施されてきている中で、広陵町もこのような少人数学級を決断する時期に来ているというふうに思うんですが、この点についての考え方をお聞きしておきたいと思います。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 予算編成の点についてでございます。

ともあれ、町長選挙が行われる年には、暫定予算という編成方向もあることはあります。しかしながら、継続する町政の中で、最重要案件である大きな課題を持っておる、そうした切りかえ時につきましては、これを一般の町民の皆さん方が突然に暫定予算あるいは骨格予算ということになりますと、町の内容あるいは台所事情をわかって不安になられる、こういった場合においては本予算を編成する、そういったことも手法でございまして、何ら町長の発案権であるというふうに認識しておりますので、今本予算を上程させていただいたという状況でございます。

それから、民間企業あるいはまた5年間50人の削減措置でございますが、これは先ほど来山本議員にも町長がご説明を申し上げますとおりでございます。よろしくお願ひします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 当然資格の要する勤務につきましては、資格者のそうした採用をしております。業務の内容によっては、3年継続雇用といった形もテクニックとしてサービス公社の職員を派遣している部署もございます。1年雇用として十分役所の業務に耐え得るといふような状況になりますれば、1年雇用の臨時職員も対象としているものでございますし、割合につきましては、少し数字的なものでもございますので、今申し上げることができません。よろしくお願ひします。

議 長 町長！

町 長 予算の編成の仕方で問われているものでございますが、私は、任期があるなら、さらなる事業をもっと出したと思っておりますが、必要最小限の住民ニーズにこたえたものを計上したものでございます。これもすべて、私すべてアイデアを出したんでもないし、私が命令したものではありません。職員が一生懸命努力を積み重ねて、こうした事業展開をすべきだということで、各種の会議を通じて予算編成に及んだものでございます。審議をした成果でございまして、このように一日たりともゆとりのない必要最小限の事業費を計上したものでございます。

また、新町長が就任をいただければ、新たな施政方針を打ち出してご審議をいただき、補正をいただければ、私はいいものと思っております。そういう思いで予算編成をいたしたものでございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました介護保険の所得税とか住民税の一部改正によります影響というふうなご質問でございます。

確かに影響はあるというふうに考えております。あくまでも介護保険の保険料につきましては、住民税が課税、非課税というふうなものによって保険料を決定しております。ですので、そういうことは起こり得ると。ただし、今現在は影響額の算定は行っておりません。今後、第3期の事業計画の中で当然その辺の分析もしていかなければならないというふうなことで思っております。以上でございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ブックスタートの件でございます。

本年度から絵本を出生届けのときにお渡しするというふうなことでございます。そのときにも図書館と連携をいたしまして、図書館で今現在赤ちゃんが絵本を楽しもうとか、それから絵本の読み聞かせとか、こういうふうな事業を行っております。そういうところを利用してくださいというふうなパンフレット等も入れさせていただいておりますし、4カ月健診のときにもパンフレット等をお渡しさせていただいております。ただ、4カ月健診とかのときには、非常に煩雑する中で、その中でそういうふうなお話をというのは非常に難しいというふうなことで今思っておるわけでございます。

また、保健センターにおきましては、マザークラスとかという事業もございます。そういうところでも絵本の読み聞かせというふうなこともお話はさせていただいているということでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 減免制度についてお尋ねでございますので、その部分について説明いたします。

他の市町村、いろいろ調査をさせていただいた中で、広陵町の減免制度というのは突出をしておるとい状況がまず一つございます。どういう件数になるかといいますと、広陵町の減免制度の件数が250件、上牧町あるいは高田市は広陵町よりは多いわけなんですけれども、それ以外の周辺各市町村の数字を見ますと、広陵町の減免というのは非常に突出をしておるとい実態がまずございます。

そうした中で、国保税の若年層と申しますか、働き盛りの世帯の人たちと比較したときに、老年層であるというだけの減免を受けておられる人が、実際は若い人たちよりも収入がはるかにたくさんあるという部分も実態としてございます。そういう世代間での不公平部分を是正をしたいというのが、今回減免制度の見直しということで取り組んでいくものでございます。

その影響額はということでございますけれども、いきなり一気にということではなしに、1年あるいは2年目というように、段階を設けながら理解をしていただくようにして進めてまいりたいというように考えております。

概数を申しますと、私の手元にあります先ほどの250件で減免総額が約840万円余りあるわけです。これを初年度では300万円余り減額ができるだろうというように考えております。以上です。

議 長 教育長！

教 育 長 2つの質問があったかと思ます。

確かな学力はと、こういうことなんですけども、いろいろと今文部科学省が言ってるわけなんですけども、私自身は、この法律に対する中身についての批判ちゅうもんはできない立場ですから、確かな学力とは、言葉をかえて言いますと、文部科学省が言っている学習指導要領の中の基礎・基本の部分がきちっと各学年に合った、そのことが教えられ、また子供たちがそのことを持っている、それが確かな学力だと、こういうことに考えております。

もう一つ、少人数学級のことなんですけども、これはあすになるんかどうか知りませんが、寺前議員の方からのご質問の中にほとんど含まれております。私の方から言っておきますけども、先ほど言われた中で、ちょっと勘違いされているところがあるんじゃないかなと思います。今は35人と言っておられましたけども、30人です。

それから、もう一つは、学級の指導と、それから教科の指導あるんですけども、今何でこんなん持ってきたかといいますと、17年度の各学校の方、この計画に基づいて今県に上げようと思っているわけなんですけども、そういう中でうちの方もとれるっておかしいですけども、その該当する教科、また学年、これはすべてやっぱり上げていただいて、今県の方に申請しようと思っております。

なお、平成16年度の方で実施されているのは、小学校では174校で約70%の方、それから中学校では88校、約80%の学校で実施されております。

今少人数学級の方では、学級ともう一つは教科というようなものは、大体今まではきちっと分かれてたわけなんですけども、今はだんだんとその垣根が低くなってきておまして、配置された教員の方で、各学校の方でうまく利用というんですか、活用していただけたらと、こういうようになっております。

しかし、学級指導については、小学校は1年から3年生、中学校については1年生のみと、こういうことになっております。

詳しいことは、また寺前議員のところでお話しさせていただきたいと思ますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。以上です。

議 長 12番議員！

集約してくださいね。

12番議員 先ほど寺前議員の質問の中で三位一体改革の質問がありまして、その中で町長の方が、補助金が交付金に変わっただけではないかという議論をしているということなんですけども、しかしこれは大きなやっぱり削減があるということをおっしゃるを得ません。

例えば、広陵町の清掃センターの問題でおっしゃっていたと思いますけれども、この16年度中であれば補助金がつくけれども、来年度17年度になればつかないと。交付金という名前になるんですね、これも。ところが、その交付金を支給される対象が大きく変えられるわけです。過疎地ということで国の方が指定している地域あるいは5万人以上の人口あるいは200平方キロ以上の広い土地のある自治体ということで、中間のところの大部分はこれカットされてしまうということになるわけです。そういうので見ていくと、この補助金がなくなるということについては、そのほかにもいろいろと影響出てくるのではないかというふうに不安になるわけなんですけれども、その辺では具体的に来年度予算編成の中でそういう影響が出てきているところがあるのか、ないのかということを確認しておきたいと思います。

それと、清掃センターの問題の補助金なんですけれども、これについて年度を超えても内示が出ているので、補助金に影響がないと。余りおくれたら問題かもしれませんが、そういうことも聞いているわけなんですけれども、これのスケジュールの中で、入札との関係で、例えば入札も来年度になっても大丈夫だということも聞いたりもしてはるんですが、正確かどうかというところについてはよくわからないので、この場で確認しておきたいというふうに思います。

それから、ブックスタートなんですけど、先ほどおっしゃったように、図書館でやられているのは、ブックスタートの後のフォローとしてはとてもいいことなんです。だから、それは大いにやっていただきたいというふうに思うんですけれども、どこもブックスタート事業をやっているところは、4カ月健診のときに先ほど私が言いましたような形でお母さんと子供さんに絵本を読み聞かせてあげて、本当に子育ての中で絵本を通じた子育てということをやっくりお話しなさせて、そうするとお母さんの心もほぐれて、本当にその方たちにもいろいろな悩み話したりとか、そのとき相談に乗れる方も配置されておりますので、悩みそこで相談できるとか、いろいろな大変いい影響があるということで、全国的にも大いに広まっている制度なんです。だから、広陵町だけできないということは考えられないことなんで、これについてはやはりやる以上は、ブックスタートという名前を使うのであれば、中身が伴ったやり方をぜひしていただきたいということを重ねてお願いしておきます。お願いで、答弁いいです。

それから、教育委員会の方なんですけれども、今は30人学級ということですが、私がちょっと言い方がややこしかったかもしれませんが、言っているのは、学級編制としての少人

数学級を言っているんです。教科についてはかなり実施されてきているということは把握しているんですけども、寺前議員が質問通告を出しているそうなので、ちょっと私も控えておきますが、その辺ではまず35人学級、30人学級、段階があってもいいだろうというところで、35人学級あるいは30人学級ということで提案させていただいたんです。

学力につきましては、もう文部科学省の方も本当に懸念してきて、指導要綱も変えていかなきゃいけないんじゃないかということも今議論されてきている状況なんですけど、そういう点で一番やっぱり効果的なのが、学級編制として少人数学級をしていくということだということを重ねて伝えておきたいと思います。

この後については、寺前議員の一般質問の中で議論をしていただいたら結構だというふうに思います。

それから、減免制度の一部見直しなんですけれども、先ほどの説明いただいたわけなんですけれども、何か主体性がないなというふうに思うんです。先ほどから言っていますように、広陵町として福祉をどうしていこうという主体的な考えに基づいて進めるべきであって、他市町村がどうだからということで決めるのは、余りにも日和見的な気がいたします。

ですので、こういう点について、この減免も、本当に今高齢者の方で所得が高い方がいらっしやるということもおっしゃっていましたが、本当に大部分の高齢者の方、介護保険の段階見ても、3段階まで見ても、70%の人が含まれるという、本当に所得が低くて、国保税も払えないという方の多くの方は高齢者の所得の低い方なんです。ですので、この減免制度、広陵町が誇るべき素晴らしいところを近隣に合わせて捨てていくということについては、納得がいけないというふうに思いますので、これについても再度そのようなやり方をやめていただいて、一層充実をしていくという方向にさせていただきたいということをお願いをしておきます。もうこれは答弁は結構です。以上です。

議 長 理事者、簡潔に。わからなかったら委員会で結構ですので。 町長！

町 長 それでは、簡潔に申し上げます。

補助金から交付金に対して影響が出るかどうかということですが、実は心配なことをございまして、国はお金ないんです。国はもう地方に支出するお金はない。そこで、厳しい状況をされているんです。ほとんど地方自治体は、もう身動きもとれん状態に陥ると思います。しっかりとアンテナを張って、我々の今後の事業に対して備えてまいりたいと思っています。県の指導も受けたいところをございます。

特に清掃センターの関連については、地元と色々なお約束をしているわけをございます

ので、この事業については何とかやり遂げたい、それが役所の方針でございまして、清掃センターの関連の担当課であります県の廃棄物対策課、ここに職員1人広陵町から派遣をいたします。担当課に1人職員を送ることによって、しっかりと廃棄物対策課と連携を取ると、これも一つの方法でございまして、この4月から職員を1人県へ送ります。廃対課で活躍をいただいて、いろんな情報を町へ送っていただこうと。既に廃対の課長さんもお越しをいただいて、力を合わせていこうということをお願いをされに來られたところでございますので、いろんな方策をとっているということをご報告を申し上げておきます。

議 長 もう予算委員会でええんちゃう。もう予算委員会るときにまた言うてもろたらええんちゃう。一般質問またあしたするのに、もう質問やめて。 環境整備部長！

環境整備部長 お答えいたします。

年度を超えても、16年度に内示決定していただいた分は、後年度もその事業を承認いただいておりますので、交付いただけます。ただ、いたずらにおくらせることはできないということをご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号は予算審査特別委員会に付託することに決しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 14 散会)

平成17年3月8日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成17年3月8日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 まず日程1番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、笹井君の発言を許します。

15番議員 皆さんおはようございます。

議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

平成17年度第1回定例会が去る2月28日開催され、本日、第3日目の日でございます。きょうの一般質問は、全議員の代表として第1番目に務めさせていただき、議員全員に私は感謝申し上げます。

それでは質問をいたします。

平岡町長におかれましては、平成13年7月に初当選せられ、早いもので、本年6月30日には4年の任期を迎えられようとしております。平岡町長は、着任以来、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」を掲げ、広陵町行政の責任者として全精力を傾注され、1期4年の成果を上げていただいているところでございます。4年間の歩みの中で、特に町の最重要課題でありました新清掃施設建設に全力を投じられ、今、見事にこの難局を乗

り越え、着工予定までこぎつけられました、という現状を見たとき、まさに就任当初に申し
ておられましたとおり、任期中に解決を図るとの決意を持ってなし遂げられたものと衆人が
認めるところであります。

いみじくも新清掃センターの操業期限である6月30日が町長の任期満了日となるわけ
ありますが、新清掃施設建設と相まって、現清掃センターの操業期限後のごみ処理方針や跡
地利用計画につきましても、これまた重要課題であり、そのほか本町の抱える行政課題はま
だまだ山積みされております。折から、今地方財政は、国、三位一体の改革路線により、本
町の財政事情も非常に厳しい状況であると思われませんが、町長が手がけられました第3次行
政改革とともに夢と希望のあるまちづくりを推進、進められなければならない状況であると
存じます。こうしたことを考えたとき、引き続き平岡町政の続投を期待する声が大きく寄せ
られていることと存じますが、来る町長選挙について、議員全員がお聞きいたしたいと思
いがいっぱい、私がお尋ねいたすことになりました。

平岡町長の胸中をお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 笹井議員のご質問にお答えをしたいと思います。

公約でありました清掃センターの取り組み等、大きな評価をいただきましてありがとうご
ざいます。

引き続き町長選に出馬をし、町政を担うのかどうか、私の意を問われたところでございま
す。

私は、もとより浅学非才の身であります。この町で生まれ、育ちました。この町を愛し、
命ある限りこの町を育てたい、小さな力ではありますが、大きな思いを持っているものでござ
います。

振り返りますと、与えられた重責の4年間でした。皆さんとともに力を合わせ、重要課題
に取り組むことができました。皆さんのお力をいただいて、おかげさまで清掃センター建設
を初め、町に力強い風を吹かせることができましたこと、感謝でございます。そして、とも
に汗をしてくれた、町の成長、発展を支えてくれた職員は、町の最大の資産と感謝をしてい
るところでございます。

ことしに入りましてから、数多くの組織、団体、グループ、個人から出馬要請を受けると
ともに、書状もいただきました。私は、1期4年間を頑張りたい、一心不乱、粉骨砕身の心
意で臨むことにしておりましたので、改めての出馬については、お支えをくださった多く

の方々に相談をいたしました。その結果、引き続きさらなる取り組みを決意し、町民の信任を受けたいと思います。それがために、さらなる6項目を責務課題と銘打ち、努力する決意であります。

まず、1番目でございますが、新清掃センターの基本合意による施設づくりと周辺環境整備を行います。2番目は、現センターの煙突を一日でも早く取り壊し、跡地の整備を行うこととあります。3番目は、住民サービスの低下をしないで、財政の健全化を行います。町費5カ年、5億円削減の実施であります。4番目は、人材の育成を図るものでございます。産業人、ボランティア、役場職員、公社など、人は資産として磨きたいと思います。5番目は、「人にやさしい 人がやさしい」、特色のある元気なまちづくりを行います。子供から高齢者に至るまで、健全育成に努めたいと思います。6番目は、市町村の合併を含めた広域まちづくりを推進いたします。

数多くの町育で、課題はありますが、以上6項目を定めておるところでございます。

夢と希望のある元気な町に育てるために、町民の皆さんとともにさらなる知恵を出し、汗を流すことを決意をいたしました次第でございます。どうぞ、議員各位の温かいご理解をいただき、お力をおかしくさせていただきますよう、高席でございますが、お願いを申し上げ、お答えいたします。ありがとうございました。

議 長 15番議員！

15番議員 町長の決意をお聞きし、ありがとうございます。

町長には、健康に留意し、町民に今述べられました施策を十分に訴えて、町長選挙を戦って、勝利されることをお祈り申し上げます。

私の質問を終わります。頑張ってください。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

9番議員 それでは、平成17年度3月議会の私の一般質問を開始させていただきます。

まず、3月議会、一番大きな問題が、新しく17年度の予算ということで示されたところとあります。その予算とともに、町長の施政方針、このようなことについても、このような冊子に詳しく述べられたところがございます。私は、この中より、まず3月議会に大きなポイントとして取り上げたい。17年度新予算より、今後の財政運用を問うということで、予算について少々聞いてみたいと思います。

今年度の予算書を見せてもらいました。一番大事なのが、収入がどのぐらいあるんじやと、

あるいは収入はどのぐらい確保できるんだ、これが一番大事な問題でございます。町の財政、いわゆる町の財布はどのような状態になっているのか、このような大きなポイントでとってみたいと思います。

この予算書、詳しく見ますと、まず一番大きく、町に入ってくるお金、一番大きなものは、いわゆる町民税。ここの町に住んでる方が、皆様、サラリーマンの方々とかご商売されてる方々、町民税を払っております。そしてまた、ここに、町内に財産がある人は固定資産税、このようなものを合わせて町民税がございます。その次に大きなのが地方交付税、いわゆる国から地方交付税が交付されてまいります。この両方とも見ますと、前年度並みを考えているということの数字になっております。本来なら、不景気だし、このような数字は大幅に減るのではないかと、町民税にしてもなかなかしんどい、町内の産業もしんどいと、このようなところの心配点もあるんですが、大幅に減るのではないかと思われましたが、一般財源の総額を確保するとされているところでございます。ざっと見ましても、町民税、16年度、17年度ともに約35億円、地方交付税についても約24億円、このような数字が確保されている今回の予算にのせられているところでございます。

しかし、先ほどの平岡町長の、もし私が新しく町長になったらということを知ること、ちょっとポイントで1点ですが、本町は今のところは合併の予定はないと、このような、今までの流れですよ、合併の予定もなく、そのような、なかなか難しいところ、合併の推進、合併をいろいろ研究していると、こういうところでございます。今のところでは、本町単独での財政運営を続けなくてはならないので、今後の運営方針を問うというようなことで質問します。

かつて、平成23年ぐらいまで、いろいろな財政、このような状態ですというような資料も出ておりました。

合併するということは、大幅な行政改革、このようなことなんです。たちまち議員も半分から3分の1、これは、そんな給料何ぼ下げようちゅうどころじゃないんですよ、大幅な行政改革も進められる。さらに、要らない設備も。水道局長も1人でいい。2つ、3つ集まったら、水道局長2人も3人も要らない、1人でいい。部長さんも1人でいい。住民部長さんも、そんな3人も4人も要らない。助役さんも1人でいい。これが一番の最大の行政改革、このような状態でございます。

あちこち、議員で、我が町は、我が村は単独でいこうというところ、勉強させてもらいました。そこは厳しいですよ。議員16人、定員10人にする。一般職の給料、カットします、

1割カット。ほんで、特に管理職は率先してやめなさいという物すごく怖いところです。そのぐらいの決意、単独でいくという場合はそのぐらいの、みずからが取り組んでるちゅうことを私たちは議員でちょっと勉強に行きまして、詳しくその辺も続けさせてもらってきたとでございます。

今心配なのは、ざっと見ますと、一般予算120億円、このような状態でございます。いわゆる借金が残ってるのが約150億円。これが中に、内容的には普通とひもつきのあります。そんだけはないんですが、約110億円ぐらいのいわゆるお金、借金です、一般会計について。それに対して貯金、いわゆる基金、これはどのぐらいやと。ちょっと収入役に聞くんですけど、資料ないからわからないので、20億円か二十数億円台違いますかと、このような状態でございます。普通の家を考えからいうと、年収の、家のローンにすると、大体約2倍から3倍と。広陵町は毎年35億円入ってきますから、100億円ぐらいの借金まではまあまあええかなという感じですね。ほで、貯金についても年収分ぐらい貯金あったらまあまあ大丈夫と、このように申します。今、20億円、二十数億円台の基金、貯金があると、このような状態であります。今の状態では、このままでは大丈夫かなとは思いますが、しかし清掃センターについては、いわゆる40億円、50億円と大きな起債、いわゆる借金を考えていると、このようなことも今回の予算書の中で述べられてますので、この辺について、今後の運営方針を聞きたいと思えます。

まず、2番目であります。学校・保育所の安全対策と地域への開かれた運営についてというところでございます。

昨今、この地区、新聞、テレビ、いろいろ取り上げられました。特に奈良県ということで、安全についていろいろテレビとか出ておりました。

この間、また新しく、大阪なんですけど、学校の中に入ってきて犯罪を犯す、このようなパターンがこの近畿地方で見られております。現在、この広陵町、いろんな各種団体が学校の登校時、下校時の安全見守り、こういうようなことを続けられております。自治会においても、パトロールやとか、下校の時間帯には家の前に出てくださいと、このようなことで各自治会、活動をしているところでございます。また、新年度予算についても、「子ども安心メール」とか、今まで防犯ブザー、いろいろ配ってたんですけど、どうもそれだけではひとつ親の方にもニュース来ないということで、「子ども安心メール」としての緊急情報発信システムも予定されたところであります。このような中での新聞での事件でありました。

しかし、ここで非常に難しいのが、今学校も保育所も地域へ開かれた運営をなさないと、

このようなことになっております。いろいろな方が学校とか保育所を訪問して、内容を見るとか、学校の状態はどうかとか、あるいは学校の先生に話を聞くとか、地域にオープンされた運営をなささい、このようなことで当局も指示が出てるとは思います。そこで、なかなか現場の先生、あるいは保育所の保母さん、ここで悩みが出てまいります。片や、地域への開かれたオープンの運営、片や内部の安全対策、この辺の折り合いをどうつけるのか、非常にしんどいと、このようなことも声を聞いておりますので、この辺の対策についても、安全を守りつつ地域へ開かれた学校、あるいは保育所、あるいは教育機関、このようなこととしてオープンしていかなければいけない、このようなことが求められてきますので、この問題について問うてみたいと思います。

3番目が、いよいよ高齢者、障害者も絡んでくるんですが、介護保険制度。

平成12年度から介護保険制度がスタートされました。今や、すっかり定着して、この介護保険制度がないとお年寄りの方々の日常生活から、あるいは高齢者の生活から、とてもできない。非常に介護保険制度ということは、その点すばらしい点の成果が出てきたところがございます。

しかし、今、介護保険制度、来年度、平成18年度4月から見直しの期間が迫っております。いろいろと新聞などには見直しの内容がそろそろ出てきてるところでございます。国の方についてもいろいろ取り上げられてきてると、こういうことでございます。介護保険の改正が来年にありと。新しい名前として、地域包括支援センターという、今まで聞いたことのないような新しい名称も出てきたところがございます。この地域包括支援センターというのが、今後の介護保険の中心的な活動をされる場所であると、このようなところを聞いているところがございます。住民にとっても、あるいは現在の利用者にとっても、来年の改正は一体私たちの利用に当たってどのような変革点が出てくるのか、あるいは改革点が出てくるのか、こういうふうな不安も出てくるのではないかと、一説では、要支援とか介護1の半分の人は今のサービスが受けられないのではないかと、いろいろなことも、心配も先に立っているところがございます。

やはり、ここは行政が、来年の改革に向けて今このような準備をしてるよと、あるいは利用者の方にこのように新しいサービスを提供するよ、そのサービスの新しい提供、機関の中心となるのはこういうところがしますよ、具体的な姿が見えないと、なかなかテレビのニュースとか新聞のニュースで見る程度で、どうなんや、どうなんやと、このようなことがございます。来年度に向けての準備策はどうか、また当然この介護保険制度、町独自のいろいろな新

しい改革点も取り入れていきたいと思っておりますので、広く町内の方々から意見を求める、このようなことも大切かと思っております。前回のときは、策定委員会というて、いろんな専門家、学校の先生、学者さん、いろいろ入って、策定委員会がいろいろ知恵を出して案を練ったところでございます。今回、どのような準備策を考えているのか、その辺についてしばらくお聞かせ願いたいということでございます。

私は、今回3つのポイントに絞りまして、簡単ではございますが、これで壇上で質問を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 坂口議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず初めの17年度予算について、新予算より、今後の財政運営を問うということでございます。先進自治体の状況も教えていただきました。

お答えとして、現下の極めて厳しい地方財政の状況、国、地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き地方分権の時代にふさわしい、簡潔で効果的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講ずるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であると認識しております。

こうした状況のもと、平成17年度予算におきましては、施政方針でも述べさせていただいたとおりでございますが、歳入面におきまして、特に地方交付税にあっては、三位一体の改革により、今年度はほぼ昨年並みの一般財源を見込んではいませんが、昨年的大幅な交付税の削減に伴う財源手当はなされておらず、不足する財源につきましては、財政調整基金などの取り崩しにより補てんをいたしたところであります。

一方、歳出につきましても、新清掃施設の建設及び周辺対策事業等、行政需要は顕著に伸びていることから、当面の措置として、財政改革5カ年5億円削減を目標に、初年度においては三役等特別職の給料を7月から一部削減し、職員給与につきましても管理職手当の一部削減、事務の効率化による超過勤務手当の抑制、5カ年、50人を目標とした人件費の抑制などにより、約6,000万円の削減をいたしたいと考えております。さらに、現在民間による行政改革推進委員会を立ち上げ、数値目標を含めた第3次行政改革大綱の策定をお願いしているところでありますが、今後の財政運営につきましても、こうした大綱とあわせて、中期財政計画を堅持しながら町政運営に、皆さんとともに心を合わせて、知恵を出し、厳しさに耐え、心のこもった住民サービスに努めてまいりたいと存じます。

次に、学校・保育所の安全対策と地域への開かれた運営についてでございますが、ご質問の保育所内の安全対策につきましては、園児登園後は門扉を閉鎖し、以後の入所はインターホンを利用させていただくことになっております。児童の降園時は、保護者の確認を行い、来訪者については複数の職員での対応を実施しております。また、保育士は、笛や携帯電話を所持し、相互の連携を図ることになっています。防犯指導については、県教育委員会主催の保育所等における安全管理の研修を受けるなど、大切な子供たちを守るため、安全対策に努めているところであります。なお、「子ども安心メール」につきましても、公・私立の保育園においても実施いたします。

学校につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、3番目の来年度の介護保険の改正に向けての準備策はどうかとお尋ねでございます。坂口議員は、高齢者福祉のエキスパートでございまして、いろいろお述べをいただきました。

答弁として、平成18年度の改正に備えて、平成17年度に、有識者等による本町の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定委員会を立ち上げる予定であります。今国会にも法案提出されている改革案等は、いまだ審議未了につき具体的な内容は示されておらず、今後改正される全国課長会等の場で情報提供されていく見通しであります。これらの情報を的確に把握し、新しいサービスの創設等を踏まえて、住民主体の理念のもと、地域の実態に即した検討を加えてまいる所存であります。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 坂口議員の質問に、学校・保育所の安全対策と地域への開かれた運営についてのご答弁をさせていただきます。

安全対策についての現状を把握するため、安全確保に関する各幼稚園、小学校、中学校及びPTAの取り組みと行政機関の支援活動を調査し、その内容を一覧表にまとめ、その結果を資料として活用しております。内容の主なものといたしましては、児童・生徒に防犯ブザーを携帯させたり、また学校では来訪者に対する声かけ確認を重視することや、施設、設備の点検、安全管理の徹底や、地域自治会等に対し安全確保の協力依頼など、おのおの特色ある活動を展開しております。

ご質問にある地域に開かれた運営とは、単に校門を開くことを指すのではなく、地域の方々と一体となって子供の成長を見守ろうという姿勢ではないかと思っております。

また、安心メールの配信、受信に加え、全幼稚園、小学校、中学校への施設へインターホンの設置を急いでおります。以上でございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 1 番の財政運営でございます。

この財政運営、町長がリーダーシップをとって財政運営を行う、これは非常に大きなポイントを占めるところでございます。財政改革も1年や2年で終わるものではございません。5年、10年と、非常に長期にわたって、あるべき姿へ進めていくということでございます。

私は、この財政運営を取り上げたときに――私は合併推進派なんですわ、合併推進派による大きな財政改革、もう一つは町独自による5カ年計画、今いろいろ聞かせていただきました。自主財源を確保したり、歳出を見直ししたり、あるいは人のことにも踏み込んでみたりと、いろいろ聞かせていただきました。それだけでは、なかなかスパンが短うてございます。

今、さきの一般質問とかで出ましたけど、来年、以降の町長の運営、町長選どうするんですかというの、さきの方の質問ございまして、町長はその中で6つばかり特徴として取り上げられました。市町村の合併の推進を進めていきます、私も非常に心強いことを聞かせていただいたところでございます。なかなか推進を進めるというのんと、財政運営を切り開いていくということは、車の両輪のごとく活動すると効果が出てくる。町単独ではなかなか財政の運営、一つの町で3万3,000でございます。自主財源の少ないところはなかなかきつうでございます。町単独でいろんな施設を持つ、これもなかなかきつうところでございますが、先ほどの一般質問についても、町長はやっぱり次の7月にもぜひ出馬したいと、まさしく私の願いの新町長ではないのかなと、今ちょっとそういうような気が起こりまして、長期にわたっての財政運営と、町長も次期、また4年間頑張ってください、財政の立て直しというところの観点から財政運営、非常に町長の責任感の重い問題ではございますので7月以降のことを言うのはなんですが、その辺も継続的に続けるという姿勢の中から、さらに次の4年間を自分がするとしたら、財政運営についてのポイントを述べていただきたいと思います。

あと、細かいことは先ほど聞きましたので、よろしく願いいたします。

議 長 町長！

町 長 財政運営については、常に担当部局とも協議をしながら考えているところでございまして、財政の立て直しという言葉も言われましたが、本町は崩れておる状況ではないわけございまして、極めて健全経営を今日まで先人たちがやってこられたと思います。先行投資をやってきたわけございまして、ごみ処理につきましては極めて財政に及ぶ影響は大きいわけございまして、こうしたごみ処理施設、そして新たな周辺環境整備、こうしたこと、さらにまた新しい住民ニーズの対応していく財源についての確保も図らなければならないと

うところでございます。

2番目の問題は、そのようなことで十分気をつけていただきたいということで、今現在もそのようなことで進めていると、このようなことを伺いましたので、2番目はこれで結構かと、ございます。

3番目、これがちょっと、少々取り上げてみたいことでございます。

何が一番心配してるのか。実際、これお年寄りに話を聞きます。どうも新聞のニュースが先行して、介護度の軽い人は何か介護を受けられないんじゃないかと、何か予防介護になりなさいとか、介護度の重たい人は別段そう深刻には考えてないんですが、介護度の軽い方が、私ら今受けたのはどうなるんやろうとか、もうこなんなくなってしまうんやろうかなとか、何かリハビリとかこんなん出て、こんなもん私らも受けらなあかんかなとか、非常にシステムの変更する1年以上前からそういうことが盛んに新聞、テレビで流されておりますので、現在受けられてる方の、特に要介護度の軽い方については、やっぱりさきの、どのような変更をしてるのか心配である、これが1つ。

もう一つ、新しい介護保険制度にかわるよということで、町内のいろんな方々の意見を入れていく、それには先ほど有識者による策定委員会を考えているよと、このようなことも聞かせてもらいました。どのぐらいのメンバーとか、どのぐらいの人数とか、どのぐらいの期間とか、ちょっと計画ができていたら、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。これが3番目の2回目の質問でございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

現在、通常国会でいろいろと介護保険制度の審議がなされておるわけでございます。情報につきましても、十分我々もまだ聞いてないと。この3月11日に県の方で概要の説明があるということで、その辺でいろいろな内容がわかってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ご質問いただきました軽度の方につきましては、今我々がいろいろと県の方から確認しておる状況につきましては、介護度の要介護、要支援とか、その人を新たな新予防給付というふうな対象として対応していくと、その中にいろいろと、先ほども議員さんが申されましたように、リハビリとか、栄養の改善とか、そういうものが含まれてるというふうなところでございます。

それと、この介護保険の事業計画の策定委員会につきましては、一応4月下旬に発足させ

ていただきたいと、このようには思っております。メンバーにつきましては、一応15名程度というふうなことでございます。その中でいろいろとご審議をいただき、また住民の声も聞かさせていただくというふうな形をとらせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 9番議員！

9番議員 いずれにしろ、介護保険は本町の老人福祉政策の一番のメインの対策でございます。その辺の住民の皆様方に心配のないように、当本町独自の政策というのはいろいろ出てくると思います。その辺は十分に配慮していただきまして、本町の高齢者福祉対策ということで力を発揮していただき、また十分な住民の意見も聞いていただき、よりよき方向に進めていただきたいと、私の願いを加えまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、乾君の発言を許します。

10番議員 皆さん、おはようございます。

吉岡議長のお許しをいただきまして登壇いたしました10番乾浩之です。去年の4月に、地域の皆様の信託を受け、先輩議員及び町当局関係各位のご指導により、きょうで11カ月目を迎え、4回目の一般質問となりますが、まだまだ勉強不足ですので初歩的で低次元的な質問となり、お聞き苦しい点多々あると存じますが、何とぞご容赦ください。

きょうは、3項目、5点の質問を通告しておきました。

まず1項目め、地域活性化に関して1点目、陸の孤島化防止。住民や観光客の利便性からもお願いしますエヌシーバス路線に関しまして、その後も継続的に関係機関と折衝していただいていると存じますが、第4回定例会以降からきょうまでの間の折衝の概況を聞きたい。

2点目、行政の末端組織の区長から要望事項は出ていませんが、為政者として広陵町全体を考えて、町偏狭の大場地区の環境整備についての計画的なお考えを聞きたい。

続きまして、2項目めの新清掃施設建設業者の選定に伴う指名入札対象業者選定の経過に関しての2点、質問します。

まず、1点目、きょうの一般質問の前段でも述べましたように、私はまだまだ勉強不足の1年生議員ですが、住民全体の代表者であり、奉仕者である議員としての職責遂行のための努力は精いっぱいしています。低次元の質問ですが、1点目、特別委員会の権限や招集、付託について聞きたい。

2点目は、全員協議会にはどんな形式の会議があるのか聞きたい。

次に、3項目めの世間の風評に関係いたしまして1点だけ通告しておきましたが、その後関連事件も発生しましたので4点になりましたことをおわび申し上げますとともに、4点の質問することをお願いいたします。

前段として、高額の公共事業が政・官・業癒着、既得権益の温床となり、下馬評どおりの業者に落札、談合などの話を通る硬直したシステムに組み込まれているからです。その上、大手ゼネコン等による不祥事件や企業献金事件等の報道で、公共事業には必ず政と官が癒着していると想像しているのが世間の相場であり、風評です。その上、265年以上にわたり醸造された、お上のされることはお上に任せとけと村意識も作用して事件化されず、風評のままになり、投票率低下、そして無関心層の増加になっているのが現状です。今回の質問を含め、きょうまでに合計46点質問させていただいている根底には、政はまことの道なり、大衆大知自然体で大道を歩めの理念で11カ月来ました。私が一番危惧していて、風評払拭のために一番努力して意見具申しても無視、お叱りの的、二、三段飛躍したご答弁で、結果は醜態、町当局と議会の共同責任を痛感して2項目めの質問となりました。私は、基本的で素朴な質問ばかりですが、これも学習のため、何とぞご容赦ください。

それでは、1点目、去る2月1日発行の広報「議会だより」の記事と、2月25日付の奈良新聞の記事との関係、さらに今日までの経過、特に6、3、4、2までの努力が一つも表現されていないために、風評を荒壁に、例えば町当局と議会が中壁塗りように加担しているようにもなりますので、日程的な要素もあると存じますが、至急に指名業者数を原案数にして、一般競争入札か善処策をご提示ください。

2点目は、ふえた分です。奈良新聞には、機種選定委員が推薦した業者が「3社のうち」となっていたが、広報では4社ではないのですか。

3点目、行政当局は、住民の声なき声がどの辺にあるのか推測して、関心の大きいものには「町だより」に記載して、要求がなくても知らせていくというお考えを持っていらっしゃいますか。

最後に4点目、国の補助にもよることながら、大事業が始動されているきょうまでの間で、4地区へのお礼の言葉は何十回も聞いていますが、孫、末代まで続き納税していただく他の地区への協力、お礼の言葉は一回も聞いていません。その理由を聞きたい。

以上で3項目、通告外3点、合計8点の素朴な一次感想的な質問でしたが、1項目め以外は政治不信の元凶・風評払拭のためでして、長時間ご清聴まことにありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 乾議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず初め、地域活性化のためにということでございます。

随分、冒頭、謙遜された発言がございまして、何の何の、11カ月で4回目、46件と申されておられまして、地域の声をお寄せをいただきましてありがとうございます。

答弁として、唯一の鉄道駅しかない本町にとりまして、バス路線が公共交通の大きな手段でありましたが、経営難による減便が利用者の不便さに拍車をかけ、高田百済線におきましても廃止されるに至りました。何とか高田平端線の迂回路線について、町議会で全員一致採択のもと、正・副議長、乾議員におかれましても請願書により熱い要望をいただいたところでありますが、残念にも要望にこたえるには困難との結論に達したとの回答があったものであります。

こうした事態に、公共施設等の循環交通につきましては、県下の自治体で構成されております生活交通維持確保対策研究会を通じ、多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の情報交換や研究を行っているところでありますが、本町におきましても、現在民間事業者委託によるコミュニティバスや乗合タクシーの運行形態について、実施団体の実態把握をしながら再検討しているところであります。

2番目の大場地区の環境整備について、計画的な考えを問われたところでございます。

答弁は、大場地区の環濠の整備のことを言われておりますので、環濠のことについてお答えをいたします。これにつきましては、昭和57年度から63年度にかけ、地元の強い要望を受け、土地改良総合整備事業として3面張り水路及び道路整備を行ったものです。今後も地元と協議を重ね、集落の環境整備に努めてまいります。

次に、RDF炭化施設建設業者選定のための指名競争入札対象業者選定の経過について、ご説明を申し上げます。

新清掃施設建設業者選定のための指名入札対象業者選定の経過についてのご質問でございますが、平成16年2月19日に5名の専門家による広陵町新清掃施設機種選定委員会を設置し、RDF炭化方式について技術提案のあった6社を対象に各社の技術審査を行っていただき、平成16年10月に報告を受けたものでございます。その内容につきましては、平成16年10月4日の議会、ごみ問題特別委員会でご報告させていただいたところでございます。

その後、環境省の補助内示があり次第発注できるよう準備を進めるため、職員による新清

掃施設建設業者選定審査委員会を設置し、1次選定として炭化物の引き取り条件を有償あるいは無償としている4社を選定し、書類審査及びヒアリングを実施し、実績を重視し、2社が妥当とする旨の報告を受け、本年2月9日のごみ問題特別委員会にご報告申し上げたものでございます。

町の重要課題であり、今後も議会、ごみ問題特別委員会、全員協議会にご報告を申し上げ、ご意見を拝聴しながら慎重に進めてまいりたいと存じます。

公共事業に伴う世間の風評に関してとのご質問でございますが、機種選定委員会の報告を受けて、町は安全、安定した運転ができる施設、炭化物の資源化、経済的な運転及び環境に配慮した施設を建設するため、特に重要項目である炭化物の引き取り条件を有償または無償としている4業者を対象に業者選定を進めたものでございます。このような大事業であり、世間にはいろいろな見方、考え方があることは承知いたしておりますが、より安心していただける施設づくりを行うことを目的に、各業者の技術やRDF炭化への取り組み方等を検討し、選定させていただいたところであります。しかしながら、今回入札中止となってしまったことは事業のおくれにつながり、まことに残念であり、申しわけなく存じております。早々に対応させていただきたいと存じますが、昨日議会でご報告、ご説明申し上げ、改めて3社指名競争入札として実施をするものでございまして、町民の皆さん方に安心していただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げ、回答といたします。

議 長 それでは、2回目の質問。 10番議員！

10番議員 エヌシーバスは、毎回私もいつも言わせてもうてますねんけども、この前、百済地区の基本合意の関係書類の中に、国保病院から百済までのバス路線のそういうことをするとうたってましたけども、それはこの17年度の予定のところには確実になるんですかな、それを聞きたい。

まず、それ、お願いしますわ。

議 長 町長！

町 長 バス路線でございますが、国保病院が現在田原本の近鉄駅と病院との間を、路線を運行していただいているわけでございますが、これが赤字分の負担につきましては国保病院が支払っているわけございまして、我が町にも病院から百済を経由しながらバス路線を通過してほしいと、新しい運行を考えてほしい旨、病院の関係、町長、助役を含めた会議で申し上げてきたところでございます。病院会計も極めて厳しい運営形態になってございまして、今年度も7,000万円の赤字になるのではないかと、そんな状況でございまして、新路線

については極めて厳しいという状況を言われているところでございます。

引き続き、私どもも根強く、近鉄田原本と病院だけでなくして、近隣の三宅、川西も含めた残りの構成市町村を經由するバス路線を根強く訴えてまいりたいと思っているところでございます。とりあえず、事業に対しては、実現できるようにはいろんな方策を努力をしているということでございます。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。

ほな、その辺でバスの復活できるように、また努力の方をよろしくお願いします。

それと、大場地区ですもんけども、広瀬川の改修工事、あれが今年度の工事に——工事というのかな、それになっていくんですか、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の広瀬川の改修の件でございますが、昨年、町長と私とが直接上京いたしまして、国の河川局長初め幹部の方ともお会いいたしまして陳情を直接行っております。その中で、いわゆる広瀬川の改修につきましては、17年度から測量並びに設計を開始するというお話を聞いております。また、県の河川課の方にも一緒に確認しておる状況でございます。委託作業が終わりましたら、用地または工事の開始という順番に進んでいくというふうに思っております。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。

ほんなら、次は2番の特別委員会のことですが、特別委員会という場所の、どういうのかな、中の、今までごみ特別委員会とかそういう委員会の中でも、付託されて開くんですか。

議 長 議会事務局長！

議会事務局長 私からちょっと答えさせていただきます。

ごみ問題特別委員会ですが、当初設置しましたんは、ごみ問題の調査研究ということで設置させていただきました。そういうことで、議案に対して付託ということはしていないのが現状でございます。以上です。

議 長 10番議員！

10番議員 全員協議会でもこの議員必携に書いてるように、極力避けていくようにと、こういう議員必携に書いてます。そやけど、今やらせてもうてるの、たび重なる全員協議会、何

か数多いみたいな感じで、議員必携に書いてるように、今後は議員と町側は余り癒着しないでやっていきなさいとうとうてるように、またよろしく。

それと、3番目の公共事業の件ですけれども、新聞では3業者で書いてましてんけども、広報では4業者と。それと、きのう町長がおっしゃったように、指名が中止になって3業者にするという報告受けましたけども、その前に2業者に絞ったときは、安全性にほかの業者は欠けるからこの2社を選んだと。ほんでまたこれ、戻すということは、安全性に欠けた業者をまた使うんかと、そういうふうな考えでとられるのは、町民はそういうぐあいにとると思いますわ。そやから、町民にもその辺わかるように、ちょっと説明お願いしますわ。

議 長 町長！

町 長 今の質問にお答えをしたいと思います、先ほどの全員協議会で癒着というようにおっしゃっておられました、このような議会でかみしもを着て話をするよりも、お互いに気楽に話し合いのできる場ということで全員協議会をお願いをして、スムーズな質疑応答のできるような催しをさせていただいてるところでございまして、決して癒着という考えでは何か不自然なように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、当初2社を選んだというのは、やはり私どもの性能発注をしているものでございまして、基本的に設計書があって、物事をこのとおりにつくってくださいということであれば多くの業者に競争していただくわけございまして、今回は特異なごみ処理施設でございまして、大学の先生と専門家をお願いしたのは、日本ではRDF炭化はこの2社が一番すぐれておるということで2社に競争入札をお願いをしたものでございまして、このことのご理解を議会の皆さんにもお願いをしたわけございまして、このように進めてまいりましたが、1社が経済性を重視されて入札を辞退された、残る1社で入札という言葉は適用しないわけございまして、あとは随契ということになるわけございまして、このこともお願いをしたわけございまして、広く町民合意に達するにはやはり競争をしなければいけないということでございまして、我々は2社の適合よりも少々緩やかにはなるわけございまして、残る2社を加えて3社をお願いをしたものでございまして、1社は既に脱落をしておりますので、1社を除いて、残る3社に指名競争入札をさせていただいた。不本意であります、この3社で競争をしていただくしか住民にご理解をいただくことはできないと思います。国や県のご指導もいただきながら入札を実施するものでございまして、現場説明会には私ども、篤と3業者には説明を加えてまいりたいと、このように思っているところでございまして。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 町民の皆さん方に安心をしていただけるということで、今回2社を加えますに当たりまして、炭化物の引き取りについて有償、無償という4業者の中から選定をさせていただいているものでございます。

なお、ごみ固形燃料化技術RDF技術については4社とも実績がございますので、特に問題は無いというふうに判断をいたしております。

当初、2社を除外いたしましたのは、炭化炉の部分での実証がやや少ないという観点から2社に今回指名をしなかったわけでございますが、今回指名をさせていただくに当たりまして、炭化炉機能そのものの保証のために、炭化炉の機能が不十分な場合はRDFそのものを無償で引き取っていただくという条件を1項をつけ加えさせていただきまして入札を実施させていただき、町民の皆さん方にご心配をかけないようにさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくご理解のほど、お願いを申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 それと、入札のやり方としては最低限なしの入札で行われるのか、それとも最低をつくってやられるのか、その辺も聞きたい。

それと、きのうの町長の施政方針の中にも私もちょっと質問しましたけども、一つの工事であっても分割して、また町業者にいろんな面で汗かいていただくという意見をいただきましてんけども、これからできる橋でもそういうピットというんか、橋台をつくるときでも3ピットありゃあ3業者にできると、相帳場でやりにくいと思うけども、そういう点、できるだけ細かく切って地元業者の育成のために育てていってあげたいと、そういうふうに私は思います。

それでちょっとお願いしますわ。

議 長 町長！

町 長 ただいまご質問でございますが、実は予定価格をあらかじめ設定をして公表をしております。お申しつけの最低制限価格のことであろうと思いますが、これは設定はいたしておりません。結論的には幾らでも安い方がいいわけでございますので、企業努力をお願いしようということでございます。

それから、地元業者をしっかりと使ってくれということでございますので、おとりをいただいた業者等につきましても、私どもから地元で引き合いのできるような業者はしっかりとお使いをいただくよう指導をしてまいる所存でございます。

議 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

次に、八代君の発言を許します。

11番議員 議長からご許可をいただきましたので、2つ質問させていただきます。

風邪がまだ完全に治っておりませんので、お聞き苦しいところがありましたら何とぞご寛容くださいますようお願いいたします。

まず、1番目の質問でございます。

よく、行政改革とか行財政改革とか成功した市町村の理事者や議員、市民の言葉に、すぐれたリーダー、すぐれた人材がいたため、そして住民の意欲も前向きで協力してくれた、積極的やったと、そういうことを成功の要因として上げておられます。これに対して、停滞気味の地域では、すぐれた人材がいない、住民意識が燃え上がらない、風土とか伝統が閉鎖的であると、行政も住民もそのマイナス面だけを認め合って、地域づくりの意欲が冷めていると、このような指摘もあります。確かに地域づくりは、町長、あるいは議員諸氏とか、あるいは町の各種団体の有力者とか、そういう町のリーダーシップを初め、すぐれた人材によって成功した事例が多いのでありますが、しかし人的要因だけが地域づくりの成否を決定づける要件であろうかと考えてみますと、必ずしもそうではないのではないかと思います。人間の持つ能力の可能性というのは、まして公共団体として5,000や1万、2万、3万とおれば、そう本質的には余り差がないと思います。地域づくりには人材論がつきもんであっても、要はその地域の持っている潜在的な発展の可能性とか、その技法が問題ではないのかと思います。3人寄れば文殊の知恵と言われますように、皆のアイデアを寄せ集めて、その発展の可能性、技法を研究、開発し、やる気を起こすことこそ地域づくりの基本ではないかなと私は思います。そしてまた、部外の人々の知恵も拝借する。例えば、地元にとっては無関心あるいは無頓着なことであっても、外部の人から見ると貴重なもの、あるいは特異なものを発見してもらうこともあり得るのであります。これからの地方分権時代に対応するためには、国からの指示による受動的な地域振興策ではなく、例えば本町で考えれば、誇るべき自然、日本有数、1番と言ってもいい古墳という歴史資産とか、あるいは農林産物、伝統産業等々があります。地元にあるものに工夫を凝らし、個性のある地域づくりのため何をなすべきか、みずからの知恵を絞り出して実現する必要があります。しかし、いざ、じゃあ具体的にやろうかとなりますと、何から始めてよいのや検討が見つからないこともあり、結果として従来どおりになってしまうことがありますので、先ほど申し上げました外部からの知恵も拝借してやると、これが必要ではないかなと。昨年9月の議会で、私は一般質問で、豊富な人材とか知識とか情報、ネットワークを持っている広陵町にある畿央大学とか、奈良県内にある県立農

業大学とか奈良県立大学とかとの地域連携の推進を提唱したゆえんは、まさにここにあるのであります。その際、町長から非常に積極的な答弁をいただきました。また、2月28日の施政方針演説で、平成17年度の予算に研究費を新たに計上したとのことで、大変感謝をしているのであります。しかしながら、地域づくりは人づくりから始めなければならないと考えているのは、先ほど申したとおりであります。連携の推進も手段であって、それは目的ではないのであります。

ちょっと長々と述べましたが、このような見解に対しまして町長はどのように考えておられるのか。いや、もう予算も立ててちゃんと出したんねやから十分考えとると、多分そうだと思いますが、速やかに具体的な措置をとっていただくよう、特に希望したいと思います。

これから、先ほど述べましたように、国の指導で事業を進める手法は通用しないのであります。自治体を持っている潜在的な力を積極的に引き出せるか否かが問題になります。ある意味で、今の市町村は、民間企業が自由経済のもとで厳しい競争を繰り返しているように、市町村はアイデアの競争時代、こういうように言えるのではないかと思います。これには、町を初め管理職の意識改革、一步前進のためのやる気というのが要求されます。そうすれば、やる気のある団体と旧態依然と古い殻に包まれた団体とは、その規模にかかわらず、大きな格差がつくことになろうと思います。そこに、これらの自治体の存在価値が問われ、みずから考え、みずから行う地方政治の原点に立って地方づくりに一石を投ずべきと思います。

町長に対しましては、これに対してどう考えてられるか。先ほどとちょっと重複しますが、決意のほどをお伺いしたい、これが1番目の質問であります。

次に、2番目の質問に入ります。

1番目の質問は極めて抽象的で、我ながらちょっと申しわけないと思いますので、今度は極めて具体的な質問に移らせていただきます。

既にご存じかと思いますが、3月7日、おとついの奈良新聞のトップ記事に、累積滞納——これは奈良県です、216億円、不納欠損19億円、こういう大きな見出しで、ちょっと読みますと、県内の市町村税の累積納税額は216億8,800万円に上り、このうち市町村が平成15年度徴収を帳消しにした不納欠損の総額は19億7,900万円に達していることがわかったと。住民の納税意欲を疎外しかねない深刻な数字だ。滞納整理に伴う徴税コストのあり方も課題であり、税の使途そのものにもむだが多いはずである。厳しい総点検が必要である、云々とあります。既に読んだ人も多いと思いますので、これ以上は差し控えます。そして、本町もやはり同じような状態ではないのかと私は思っておるのであります。

町長は、施政方針演説で、5年、5億円の財政政策、削減ですね、の財政改革を行う、そして5年50人の人件費の削減も行う。これは厳しい財政状態からそういうことにされたのだと思います。また、新清掃センターの建設費用、あるいは可燃ごみの町外処理、現清掃センターの跡地処理等々、財政支出は何ぼ金があっても足らん、こういう状態でもあります。そこで、例えば16年3月、固定資産税の未処理額が2億9,854万7,000円、住民税が1億2,311万6,000円、合計4億2,166万3,000円の滞納があります。そういう点で、理事者の方は危機感を持たれて収納対策本部を16年1月に設置されたんだと思います。

そこで、これもまた参考ですが、これは昨年度の16年3月1日の施政方針演説で、第15ページに、「納税の推進につきましては、納税者に対し町育てにご理解いただき、納税意欲の高揚に努めるため、平成16年1月から新しく設置しております収納対策本部の担当職員や、15年5月に係長以上の職員で構成しました納税推進委員が積極的に滞納整理を各家庭に訪問し、一定の効果を上げております」。「一定の効果」であります。それから、ことしの施政方針演説、「納税の推進につきまして、納税者に対し町育てにご理解いただき、納税意欲の高揚に努めるため」、ここまでは全く同じ文章であります。後、ちょっと違います。「収納対策本部の担当職員だけでなく、各部局の係長以上の職員114名が納税推進員として積極的な滞納整理に各家庭を訪問し、一定の効果を上げております」。「一定の効果」であります。去年の3月の施政方針演説では、収納対策本部は設置しておりませんでした。そして、去年の1月設置されて、1年経過して、やはり「一定の効果」であります。私は、「一定の効果」といいますのは、余り大したことなかった、余り変わらんのとということの同義語だと思っております。そこで来年の施政方針ですが、このときには必ず、こういうことをした結果、納税推進員の努力、町民の理解もあって、極めて顕著な、良好な成績が上りましたと、こうなれるようお願いをしたく、このように努力をしていただきたいのであります。

各職員は、本来の多忙な職務のほかに困難な仕事をされることであります。滞納してる方に督促とか、あるいは法的手続とかとるのは、はっきり言いまして余り愉快的な仕事でないことは十分承知しております。それをしていただくわけですから、心から敬意を表します。先ほど申し上げたこと、今のこと、こういうことを十分理解した上で質問をさせていただきます。

平成16年1月、収納対策本部を設置されましたが、対策本部を設置する前1年間と比べ、

設置後1年間、どのような対策を具体的に立てられたのか、そして実行されたのか、それをひとつお答えいただきたい。

2番目、その結果として成果は、先ほど「一定の成果」と上げられましたので、16年度の一定の成果と今回の一定の成果の具体的な数字を、税の種類別、住民税と固定資産税、この2つに絞って結構でございますが、それと納税義務者別、法人、個人の別です、それから件数、件数というのは、1人で2件、3件という方もあろうかと思えますので、件数と納税義務者の実数、こういうことがお答えいただければありがたい。

それから、平成16年のときには施政方針演説で、特に悪質な滞納者には差し押さえも視野に入れた処分の検討と、こういうように述べられております。ことしの施政方針演説では、納税交渉にも応じない悪質な滞納者には、預金、不動産の差し押さえと、こういうことが述べられております。そこで、悪質な滞納者に対して行ったこの1年間の預金、不動産に対する法的手続を何件実行されたのか。これも納税義務者別に、対象する滞納税、法人か個人か等々、先ほど言いましたように教えていただければありがたい。以上、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 八代議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めの「地域づくりは人づくりから」ということでございますが、答弁は、個性ある地域づくりは、大都市の魅力に尺度を当てはめてもそれは無意味なものであり、地方の魅力はその町の住民が認めるものでなければなりません。町には町の顔があり、心があります。広陵町には広陵町の歴史、文化、産業、伝統があります。まさに地方分権社会の流れの中で、住民の心の底には無意識のうちにも「よさ」や「らしさ」を感じ取れる何かを探し求められていると思います。それを残し、伸ばすことが、地域づくりを進める上での最も必要なことであると考えております。地域づくりは、そこに住む住民の生活感覚に根差した計画のもとに、住民自身の参加によって維持され、創造されるものでなければなりません。まさに行政活動の原点は町民の皆様であり、行政をあずかるものにとっては、住民満足を基本に据えた品質向上経営に邁進しなければならないものとも考えます。

こうした中で行政経営品質向上に取り組むには、まさに提言をいただいております「地域づくりは人づくりに」つながってまいります。こうしたことから、昨年9月、議会でも提唱いただきました地方分権時代に対応するための産・官・学連携につきましては、町内及び県内の大学との間で地域福祉、産業振興、教育・文化・スポーツ振興、人材育成、まちづくり

など、幅広い分野における連携協定に関して研究費を計上させていただいたところであり、新年度早々に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町を初め管理職の意識改革からのやる気が、これからの自治体の「自ら考え、自ら行う地方自治」の原点としてとらえられておりますが、まさにご指摘のとおりだと認識いたしております。これからの時代、地方公共団体も知恵を出し合う競争社会になると思われます。そのためには、職員が住民に柔軟に対応できるように意識を改革する必要があります。職員一人一人が町民本位という考え方に立って職務に感謝し、町民に安心と信頼をしていただけるよう心のこもったサービスを提供することが、私の提唱する「人にやさしい 人がやさしい まちづくり」につながるものと確信いたすものであります。

今後も職員とともに汗を流し、厳しさに耐え、行政運営に決意も新たにに取り組んでまいりたいと存じます。どうぞ八代議員、新しい分野への挑戦であります。力をおかしいただきたいと思っております。

2番目の質問でございますが、納税の推進と収納対策本部の成果を問われているものでございます。

収入役に収納対策本部長を命じております。職務執行指導をさせておるところでございます。このことは他の町にないことでございます。八代議員には、収納の方策、一定の成果について数字で説明をせよということでございますが、本部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議 長 収入役！

収入役 質問事項2の納税推進と収納対策の成果と、こういうことにつきましては、私、本部長を努めておりますので答弁をさせていただきます。

収納対策本部の設置いたしましたことによりまして、収入役を本部長として滞納整理への強い姿勢を示し、納税者への理解を求めるとともに、収納職員や納税推進委員会の士気高揚を図っております。日常業務といたしましては、口座振替の推進、滞納者への戸別訪問、実情に即した納税相談や大口滞納者に対する滞納処分など、収納率向上への努力を続けているところでございます。住宅使用料等の徴収状況についてもチェックし、滞納者については分割納付を進めており、納付状況によって保証人との交渉に入る予定であります。

次に、具体的な成果を申し上げますと、平成16年1月から平成17年1月末までの滞納分として県町民税1,826万円、法人町民税88万円、固定資産税3,968万円、軽自動車税83万円、国民健康保険税3,559万円、このほか納税誓約をしたもの31件、誓

約の額2, 272万円、これらを合計いたしますと1億1, 796万円となります。このうち、納税推進委員会の活動によるものは2, 869万円でございます。また、納税交渉に応じない滞納者につきましては、預金・不動産調査により滞納処分の方で手続を進めております。具体的に申し上げますと、預金調査を行ったもの77人、不動産調査を行ったもの27人、他市町村へ実態の調査を行ったもの69人でございます。差し押さえを前提とした重要催告状を25人に送付いたしております。催告した額の内訳は、県町民税で1, 107万円、固定資産税で1, 059万円、軽自動車税で7万円、国民健康保険税で335万円であり、現時点では差し押さえには至っておりませんが、これにより5人が納税交渉に応じ、納税誓約をいただきました。その額は141万円でございます。その他、競売、破産により交付要求した件数は24件、要求額は6, 423万円であり、うち法人が7件で3, 164万円となっております。

経済の低迷が続き、厳しい納税環境ではございますが、税収及び税の公平を確保するため、関係部課との連携により収納率の向上に努力いたしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議 長 11番議員！

11番議員 1番目の質問につきましては、それで十分でございますので、よろしく願いをいたします。

2つ目の質問につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

今、収入役から具体的な数字を、私もメモをいたしましたけれども、後でまたちょうだいできればと思います。

さてそれで、例えば広陵町歳入歳出決算書、これ、例えば15年度は、去年にできたものでありますが、そのときには固定資産税につきましては滞納は2億9, 854万7, 668円と、こうなっております。それから、住民税は先ほど言いましたように1億2, 311万6, 000円。固定資産税で申し上げますと、平成13年度の歳入歳出決算書では2億186万7, 969円、14年では約3, 400万円ふえまして2億3, 518万8, 641円、平成15年度ではまた3, 000万円ふえまして2億6, 935万457円、16年度ではまた3, 000万円ふえまして2億9, 854万7, 668円であります。一定の成果が2年、こうやって入っておりますけど、また新たな滞納がふえますので、結果として、今度の夏ごろ出るんですか、16年度歳入歳出決算書では、この滞納額はまた3, 000万円ほどふえるのかどうかということが問題の一つであります。同様のことを住民税でも同じような

ことをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、15年度の決算の不納額が翌年の滞納の認定額になっておりますから、例えば、これは私余りこういう公共団体の会計、よくわからんのですが、延滞した分が翌年の滞納の認定額になるわけですね。そうしますと、徴収額が、これ先ほど言いましたように、不良債権なら不良債権になった滞納の方ですけど、平成13年度は17.48、14年度は13.81、15年度は11.36、16年度は11.5ぐらい、今現在ですと。大体13年度を除きますと十二、三%でありますけども、私の懸念しますのは、例えば去年3月時点では滞納になったけど、すぐ入ったと、比較的ましな滞納と、根雪のようにずっと2年も3年も4年も、要は時効で欠損処理落とすまで入ってる固まったような滞納はどうなっておるのかと、それこそ悪質な滞納者ではないのかと。もちろん、そら税金を払う意欲は広陵町民であればどなたも持ってはります。ですけども、固定資産税といいますのは、不動産があるからであります。

私も最近、よくわかりませんが、もちろん所定の税率によってかけられてるんでありますけども、例えば真美ヶ丘地区で不動産の広告出ておりますと、3,000万円とか4,000万円とかありますけども、大体固定資産税の税額は10万円前後なんです。10万円前後の固定資産税、大体3,000万円そこらの物件が出とるわけです。10万円の滞納で、10万円の固定資産税で地価は3,000万円、300倍。もちろん、この不良の滞納額は、そら更地の場合もあるし、それから収益物件になる場合もありますから一概に言えませんが、該当固定資産税の地価は、100倍ぐらいは何ぼ少なくともあろうかと思えます。そうすると、3億円の滞納があれば、単純に100倍としても300億円。もちろん、その方、5年間ずっと毎年滞納しておられれば、そらその5分の1になりますけども、どっちにしましても相当額の不動産があるわけです。そういう意味で、去年の夏でしたか、決算委員会のときに町営住宅の未納入者について若干の時間が費やされたのを覚えておりますけども、比較的所得者の多い方であれば、5万円、10万円、これはなかなかしんどい金額でありますけども、何千万円、何億円持っている人であれば、それなりの措置をすれば何年間も根雪のような滞納はならないんじゃないかなと、私はそこを収納対策本部は十分考えていただいて、根雪のような滞納の処理について推進をしていただきたい、このように思います。

それから、先ほど奈良新聞にも書いてあったんですが、税金の徴収、特にこれはやっぱり実地調査というのが非常に大事なんであります。例えば、不動産を中心に言いますと、不動産は法務局へ行けば、すぐ簡単に登記簿謄本が上がります。自治体がするんですから、経費

は要らないと思います。そして、その謄本を見れば、もちろん抵当権、根抵当権、あるいは差し押さえ等、法的手続のされたもんが記載してあります。まず、謄本によってその不動産がどうなのか、それともう一つは現物を見ていただくと。それが自己所有の自宅か、更地か、人に貸している賃貸物件、収益物件ですね、貸しガレージもあれば貸し工場もあるし、マンションでもあれば借地もある、借家もある。要は、現物を調査をしてもらう。そして、現物を調査すれば、収益物件であれば、その対象たる賃貸料は差し押さえの対象になるのではないかと思います。それから、現地へ行けば、滞納の場合にはセルシオとか、あるいはベンツとか、高級自動車に乗った人もあるかもしれん、あるいは上がれば40インチのプラズマや液晶テレビの新しいのがあるかもしれん。私は、40インチの液晶テレビあったって、それは40万円ですけども、人間というのは40万円しかなければ40万円のものは買わないのであります。300万円の自動車買う人は、300万円の金を全部費やして買うはずはないのであります。したがって、もちろんそれ自身も差し押さえの対象になるのであります。私が今申し上げたんは、施政方針に書かれておる特に悪質な滞納者と、こういうことを前提にしてるのでありまして、瞬間的に、病気とかいろんな面でまあしようがないなど、多少の滞納は、これは十分税金の相談にのってあげるのが、それは当然のことですんで、その辺をひとつ聞いた上でご答弁をお願いしとんであります。

例えば、実地のほかに調査という面で、先ほども収入役が申し上げておられましたように銀行調査というのも当然あります。それから、不動産の国税というのは非常に迅速に処理をするんです、差し押さえ等は。そしたら、それに参加差し押さえをすぐやると。そら、不動産の時価が1億円やと、根抵当権や抵当権、ぱっぱぱつと足したら3億円、4億円ある、とても無理やなど、こういうケースもあるやもわかりません。しかし、抵当権、根抵当権も現在の残高はどうなのか、特に抵当権であれば、設定額と残高とは必ず残高の方が少ないのであります。それから、根抵当権の場合でも、金融機関であれば、どういうんですかね、昨今の不況によってかなり融資を絞っておりますから、根抵当権が1億円ついてあるから1億円債務残高があるとは限らるのであります。あるいは、昔ついた場合であれば、債権は確定してるかもわからるのであります。そういう点もあります。それから、差し押さえを打ちますと、その対象たる、さっき言いました根雪のような固定資産税であれば、その納期限と差し押さえ期日の関係で、差し押さえの方が優先される場合もあるのであります。それから、任意売買にかけられましたら、何ら法的手続をしておかなければ、いつの間にかその不動産はなくなってしもうた、つまりだれかに売られてしもうて。ところが、差し押さえ一本入れ

ておけば、未売買の場合は、必ず抹消してくれまへんかと来ます。抹消料をもらえばいいんです。

ですから、いろんな方法で、私は大きな固定資産に対して滞納しておられる方は、やはり一般的な借家に住んでおられる方に比べれば経済的な強者でありますから、ある意味できばきとした法的手続をしないと、なかなかこれは解消しないのではないかなと思います。その辺、ひとつご答弁お願いいたします。

議 長 収入役！

収入役 八代議員の非常に豊富な経験から貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

まず最初の、固定資産税を例にとられて滞納額が年々ふえてきてると、こういう状況のご質問でございました。これにつきましても、平成16年度も15年度と同様、収納率、現在では94.1%余りでございますが、これは前年度も一緒に、前年度は94.3%でございますが、ほぼ収納率は同じでございます。そういった意味からいたしますと、やはり若干の滞納額が上乘せなっていくんじゃないかと、こういう予想をいたしております。

また、悪質滞納者に対する、いわゆる実地調査の件でもいろいろ貴重な豊富な経験を生かしてのご質問をしていただきました。前回ご報告申し上げました、例えば77件の実地調査をいたしたわけでございますが、これをいたしましたところ、やはり金融機関に対する調査でございましたが、貯金は大部分は残高ゼロでございます。結局は、払うお金がないんだと、こういうふうに想定をいたしたものでございます。こういった滞納者につきましては、先ほどご報告申し上げましたように、納税誓約を交わしていただきまして、少しずつでも払っていただくと、こういうような方法をとらせていただかなければならないと、こういうような結果になったわけでございます。

また、いわゆる悪質滞納者に対する差し押さえの件でございますが、不況が長期化いたしておりますので、その結果倒産あるいは破産と、こういうような結果を招いているのが実態でございます。ほとんど税金を払うという意欲は持ってらてるんでございますが、いかんせんそういう状態であって税金を払える状態じゃないと、こういう点で滞っておるといのがございます。そういう意味で、本当の意味での悪質、いわゆる資産がありながら払わないと、こういう人はもうほとんどおられません。おられても、ほんのごく少数でございます。そういった点で、通常八代議員が申されます悪質滞納者につきましても、ほとんどは実態はなかなか、倒産あるいは破産という形をもって資金繰りが苦しいというのがほとんどの実態でございます。そこらあたり、どうぞよろしくご協力、ご理解をお願いいたしたいと思いま

す。

議 長 11番議員！

11番議員 先ほど、私いろいろ細かいことを言いましたけども、そういうのは、ご答弁された収入役以下、114名ですか、推進員はどうにご承知のことなんだと思ってしゃべってるわけです。要は、やるかやらんかの気持ち次第であります。非常に不愉快な仕事やということは、私はよく、十分知っておりますから、非常に不愉快な仕事ですから承知の上なんで、あとはやはりやる気を持ってやっていただくと。もちろん、債務者ちゅうんか、納税義務者別に交渉記録とかそういうなんは十分つけてやってられると思いますけども、やはり税負担の公平とか、納税に対する住民のモラルハザードを起こさないとか、そういう面で、ご苦勞やと思いますけども十分にやっていただきたい。

ただ一つ、これは私の提案なんですけども、今職員を5年で50人減らすとかと言うてる
ときではなんですけども、非常に不愉快な仕事であります。そして、これから毎年10人前後ずつ職員を減らされて、後任の補充はしない、するとだんだん本来の仕事が忙しくなってくる、そこへ幹部職員の方にこの徴税業務を負担させるというのは、ある意味では酷ではないかなと、こう思うんであります。そこで、例えば、銀行で言うたらこれは不良債権、つまり滞納ちゅうのは銀行で言うたら不良債権であります。銀行では、そういう処理は管理部という専門組織で対処をしております。したがって、例えば督促の、滞納の専任職員を期限つきで雇用されたらどうかなと。不愉快な仕事ですし、極めてしたたかな納税者もおりますんで、したたかな交渉と、こういう面も含めまして金融機関、もちろん税務署のそういう方もおられるんですけども、税務署の永年勤続者は自動的に税理士の全科目無試験合格者になってしましまして、税理士職務をされますと、こういうことしはりまへんねや。したがって、金融機関で管理部経験者で定年でやめられた方、あるいはリストラに遭うた方、広陵町にはそういう方も何人かおられると思います。そういう方を専任として期限つき職員で採用されると。そして、単純な事務の期限つき臨時職員よりはやはり多少張り込んだ給与は出さなかんかとは思いますが、現在でも4億2,000万円、固定資産税と住民税だけで、国保を入れたら5億円になるかもしれんし、単純な、簡単な滞納は、これは別にそういう方に煩わす必要はないんですけども、したたかな納税者に対しましては、その方を雇用して、そして専任すると。十分、費用対効果の面から見ましても一遍考えていただく必要はあるのではないかなと。

そういう方がありましたら、先ほど町の施政方針では県の税務職員の指導を仰ぐというこ

とが書いてましたですね。私は、そやけど、こういうのははっきり言って、もう決まった税金の後です。税務調査やないんです。固定資産税とか住民税は、ほとんどかける以前の問題は決まってしまうわけですから、あとは徴収技術だけなんです。したがって、県の税務職員で研修や講習をしていただくようなことは、もう十分知っておられるんじゃないかなど。要は納税者に対して実質的に支払い交渉をしてもらおうと、そして余り若手の職員でありましたら、本来の督促やなしに態度とか言葉じりでクレームつけられまして、本来の納税の方がどっか行ってしまうというケースもありますんで、ベテランでそういう方を雇用すれば若手職員の現地指導にもなるという面で、ひとつお考えいただけたらどうかと。

これで私の質問を終わります。

議 長 町長！

町 長 今、八代議員からいろいろご提案をいただいたところでございまして、我々節減対策といいますか、経費の1割でも減らしていこうと、わずか1万円でも儉約しようというよりも、いつも庁議の会議で申し上げておりますが、こんな会議するよりも、みんな徴収に出た方がもっと大きな効果があると、こんなことを言ってるわけでございまして、しっかりと徴収をおろそかにしてはいけないと、そういう意味でございまして。

きょうまではいろんな方策を講じてきました。管理職が行くことによって大きな効果もあったんです。保育園の先生が、幼稚園の先生までも徴収に行っていたんです。先生、何で来はりますのん、こういうことから、いや滞納のために来てるんやと、それなら払おうかということにもなったわけでございまして、いつもの徴収員が来ますと、もうきょうお父さんおられませんかと居留守を使ったり、そういうように門前払いを食らってるというのが実態でございまして、いろんな人がかわって、また我々も納税交渉に行っておるわけでございまして、全員が役場の集金体制をとっております。

今日までは、滞納している人をマル秘で守っていたんです。情報公開をしなかったんです。これが悪い方法なんです。滞納してもだれもばれないと、こういうことではいかんということで、私は管理職全員が滞納者の実態をみんな持つておる、そういう意識づけを管理職全員が滞納徴収員、収納対策本部員じゃという認識は、みんな知っているということでありまして、そのことを承知をしてもらいたいのであります。また、役職者を選ぶ場合には、滞納をしている人には町を考えてもらってほしくない、そういう思いも私は持つておりますので、滞納者には絶対新しい委員にはおなりをいただいております。なっていた場合は、必ず収納対策員が駆けつけて、どうぞご理解をいただきたいというて集金をしているところ

でございます。

また、先ほど県税の担当官の技術指導をお願いすると言いましたが、これは県税徴収の悪質滞納者のプロであります。このプロの人にご指導いただくと、こういうことでございますので、こんなようなプロは、もうやめた人にはほとんどおられないわけで、実態はそんなことばかりしてる高田県税事務所においてでございます。そのお二方に実は私どももお願いをしているところでございまして、わかりました。というのは、県税収入、県町民税の中には、滞納額の中には30%が県に納める税金なんです。県の分が滞納になってるわけですから、我々だけ一生懸命集めても、県へまた納めるんですから、県税の滞納になっておるんですから、県でもしっかりと応援をしてもらわないかと、こういうことで来ていただくことになっているわけでございます。

それから、課税のしている職員と集める職員と、現在分かれているわけでございますが、税務課で課税し、収納対策本部が集金をする、また国民健康保険の係が課税をして、収納対策本部で集金をするというところでございますが、これではかけるの方はかけっ放しではいかんわけございまして、とくと理解をするために、理解を住民の皆さんにさせていただくために、賦課している人も一緒に説明に行ってもらおうということで、賦課職員も行っていただくことにしております。ただかけっ放しはだめございまして、かけ方にも問題があるときがあります。無申告だから、もう幾らかけとくと、推計の課税をしてはいかん。住宅家賃でも、無申告だから最高額かけとくと、本人は何か来るやろというようなかけ方をしておったわけございまして、これでは金額ばかり上がって、実態はやっぱり修正をしてやらないかんわけですから、この人には賦課保留をして、そして本人を呼び出して、そして課税をする。健康保険もそうであります。かけるだけかけといて、そして保険証を使っていただくということにも問題もありますので、よく相談をしながら課税をしなければ、ただ徴収金額というのか、賦課決定額だけが伸びて、徴収には成績が上がらないと、こういうケースがありますので、課税方式についても今検討をするように指示をしているところでございます。

いろんな市町村の実態を見ながら収納対策本部で変わった収納の仕方をやっておりますので、どうぞことしの成果をさらに見きわめていただき、しっかりとお見届けをいただきたいなと思っているところでございます。

議 長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 0 : 09 休憩)

(P.M. 1 : 30再開)

議長 それでは、休憩を解き、再開します。

午前に引き続き一般質問にさせていただきます。

次に、山村君の発言を許します。

3番議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

昨年4月、初当選させていただき、この3月議会で一回りとなります。何もわからない新人の私ですが、平岡町長様初め町当局の皆様方、また先輩議員の皆様のご指導のおかげで働かせていただくことができ、感謝の思いでいっぱいです。本当にありがとうございます。これからも一人の人を大切に、どこまでも誠実に、人に優しい、安心・安全のまちづくりに全力で働かせていただく決意ですので、よろしくお願いいたします。

まず1番目に、子供たちの安全対策についてですが、大阪寝屋川市の小学校で起きた教職員殺傷事件をきっかけに、学校の安全対策が再び大きな問題になっています。現在、国会で審議中の2005年度予算政府案には、公明党が提唱した学校安全対策整備推進事業、約7億5,000万円が新規に盛り込まれております。この事業は、防犯の専門家や警察官OBなどを地域学校安全指導員、スクールガードとして委嘱し、全国に約1,200人配置するものです。学校安全対策の決定打として保護者の方々からも警備員の配置を求める声があります。広陵町の考えはいかがでしょうか。

2番目に、CAPプログラムの導入についてお聞きします。

近年、いじめや虐待、誘拐など、子供が被害者となる深刻な事件が目立ちます。今の子供たちは、さまざまな暴力に遭う危険にさらされ、暴力によって深く傷つく子供も少なくありません。傷ついた子供たちへの対応も大切ですが、まずは暴力に遭わないための防止教育が必要なのではないのでしょうか。いじめや虐待、痴漢、誘拐、性暴力といったさまざまな暴力を受けそうになったとき、子供が自分で自分を守るように、持っている力を引き出すことの大切さを教えてくれるCAPプログラムを学校の授業に取り入れてはいかがでしょうか。

3番目に、介護保険についてですが、居宅支援、住宅改修費を、償還払いから受領委任払いにしてはいかがでしょうか。

厚生労働省の14年度人口動態統計によりますと、家庭内事故の発生率は交通事故よりも高くなっております。2002年に発表されたデータによれば、1年間で8,368人が家庭内事故の犠牲者となっております。健康な高齢者でも転倒して骨折すれば長期の寝たきり

になったり、また要支援、要介護になることも考えられます。一方、要支援、要介護の方が転倒、骨折により介護度が上がるケースも考えられます。高齢者のおられる家庭においては、できるだけ早く住宅改修を行い、事故を未然に防ぐ必要があります。

介護保険制度では、特定福祉用具を購入した場合や小規模の住宅改修を行った場合の給付について、一たん被保険者がその全額を支払い、その後保険者に申請を行って、9割の保険給付分の払い戻しを受けるという償還払い方式による給付となっております。しかし、この方法では被保険者の負担が一時的に重くなることから、介護保険の利用がしにくい状況となっております。それで、受領委任払い方式にしていれば、1割だけの負担額を支払えばいいだけですので、非常に利用しやすくなるのではないのでしょうか。

4番目に、耳マークの設置についてですが、耳マークは耳が不自由なことをあらわすシンボルマークです。耳の不自由な方に筆談などで職員が対応することを知らせる耳マークを窓口に設置してはいかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山村議員の質問にお答えをします。

「3番山村美咲子」でございますが、なかなか明るく、優しくお述べをいただきまして、思わず皆様方の顔がほころびました。しっかりとお答えをさせていただきます。

答弁といたしまして、学校安全ボランティア等につきましては、これは教育長がこの1番は答えます。

2番のCAPプログラムの導入につきましても、教育長がお答えをします。

3番の介護保険について申し上げます。

現介護保険の制度下では、住宅改修は償還払いの扱いとされています。これは実際に施工する業者が、建築を初めとする上下水道業者やリフォーム業者等と多岐にわたり、取り扱いが極めて煩雑となることからです。受領委任として手続するためには、利用者と施工業者及びケアマネジャー並びに保険者が事前に合意する体制づくりと契約が必要となります。

現在、県下で実施されている保険者はございませんが、今後他の保険者の動向を見据えながら低所得者対策に努めてまいります。

窓口に耳マークの設置をということでございますが、ご提案の耳マークについては、聴覚障害者のシンボルマークとして全国的に普及されつつあるものと認識いたしております。本町では、平成14年度からさわやかホールの窓口に骨伝導補聴器を備え付け、住民課窓口においても振動呼出器を設置して、ハンディキャップのある方にご利用いただけるように配慮

させていただいているところであります。

本来、この耳マークは、聴覚障害者が自主的に装着し、住みよい社会への協力を求めているただくものでありますが、窓口来所の折には、職員の接遇として、大きな声ではっきり話す、筆談等でコミュニケーションを図る等の意識のもとに、さらなるサービスの向上を目指していきたいと考えております。

また、耳マークが一般的に普及されていないため、マークの意味が理解されず、難聴者が提示してもうまくコミュニケーションがとれないことが少なくありません。社会一般に認知してもらい、理解を求めるため、窓口に耳マークを設置してまいりたいと思います。

ご提案ありがとうございました。

議 長 教育長！

教 育 長 山村議員の質問、質問1、子供たちの安全対策について。学校安全ボランティア、通称スクールガードについて、広陵町の考えはいかにかという質問でございます。

学校安全ボランティアについては、文部科学省の平成17年度の予算案において、学校の安全を確保するため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、地域や青少年関係団体の人々が学校で巡回警備に従事する学校安全ボランティア、通称スクールガードの養成、研修を行い、また警察官OBなど防犯の専門家である地域学校安全指導員、通称スクールガードリーダーによる各学校の巡回指導などのモデル事業を全国60地域で展開される計画があることは承知しております。

広陵町の考えはどうかとのご質問ですが、事業実施内容の詳細については、案の段階であることから明確に示されておられません。今後、内容の確認に努め、その是非について研究いたしたいと考えております。

続いて、質問2、CAPプログラムの導入についてでございます。

特定非営利活動法人CAPセンターにおいては、子供へのあらゆる暴力を許さない安全な社会をつくることを目指し、家庭や学校、地域の連携を深め、子供の人権が尊重される社会づくりを目的とした活動をされています。子供への暴力防止や人権教育プログラムを用意し、参加者がみずから考え、意見を述べ、ロールプレイに加わるやり方で進める参加型学習の形をとっております。

本町におきましては、平成16年度において道德教育の研究指定を受けている真美ヶ丘第一小学校においてCAP研修会を実施し、今後3カ年にわたり継続する予定であります。これらの効果が確認できれば、さらに拡大したいと考えております。以上でございます。

議 長 3 番議員！

3 番議員 済いません。ただ1 番目の質問で、教育長から、まだ案の段階なのでこれから研究するというごさございましたけれども、学校とか、特に幼稚園、小学校などっていうのは、弱者である子供たちが集う場であります。広陵町など学校設置者っていうのは、子供を預かる以上、十分な安全対策をとる必要があることを確認していただきたいと思います。また、防犯対策への取り組みを教員らだけに求めることには無理があると思います。むしろ、教師と子供が安心して教育活動に取り組めるよう、行政が体制を整えなければならないと思います。

大阪府では、寝屋川の事件を受けて、来年度には全小学校に警備員配置を決めております。ぜひとも広陵町でもまた前向きな検討をよろしく申し上げます。

また、こういう学校安全対策っていうことを考える際に、どういう学校を目指すかっていう、そういう視点っていうのも本当に大事だと思います。保護者や住民が地域活動や文化活動のために学校に集うことが、地域の方がたくさん学校に出入りしていただくことが、安全な学校の構築につながるのと指摘もあります。地域の教育力の回復が求められている現在でございますが、今後地域が支える学校という観点もますます重要になってくるのではないのでしょうか。広陵町は、どういう学校を目指しておられるか、お聞きしたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 どういう学校を目指しているかということでございますけれども、私は就任以来、地域に信頼される学校づくりというのを目指してまいりました。そういう中で、特に学校と家庭と地域がいかに具体的に連携するかということを探しているわけですが、その一つの手段として、例えば開かれた学校と言われているのもその一つじゃないかなと思います。その開かれた学校の中には、もちろん安心して学校に児童・生徒を任されるという、そういう基盤の上に立っての学校があると、このように思っておるわけですが、その一つの方策として、先ほどもお話ししましたように「子ども安心メール」もその一つでありますし、また坂口議員からの方の質問もありましたように、例えば学校、PTA、それから行政がどのような形で安全教育についてのことをやっているか、そういうことについての話もさせていただいたと思います。

後なんですけれども、そしたらもう少しこれから学校という方向性なんですけれども、例えば学校と地域の間、できたら私は溝と言っていいのか塀というのは、できるだけ低くしていくのがいいのじゃないかなと、このように考えております。ひょっとしたら太陽政策なのか

北風政策なのかと、こう言われたら、私はやっぱり太陽政策の方を求めていきたいと、このように思っております。

具体的には、校長会を通じて各学校の実態に合ったいろんなことを考えているわけですが、特に学校行事については、地域の人々の力というのをどのような形で活用また協力して願えるかというようなことについては、くれぐれもそのことについては来年度の、再来年度、いろんな形の中でそのことをしてくれと、こういうことを言っております。まだ発表の段階ではないわけですが、例えば授業参観のときなんですけども、例えば1週間、また2週間という一つの長期間にわたって行く、その中なんですけど、今までどおりのような形ではやっぱりいけないということで、例えば名札をつけていただくとか、あいさつをすとか、いろんな形の中で学校と地域が本当に塀が低くなってどんどんと地域の人々が学校に入ってきていただく、そういう中で子供たちの安全または先生の安全というようなもんも守れていくのじゃないかなと、このように考えております。もう一つは、子供たちの今、ひょっとしたら学級の、また学校内での実態しかわからないわけですが、できるだけ子供たちが外に出て、地域に出て、大人と子供たちが一生懸命汗をかいている、また労働のよさとか苦しさとかというようなものもみつけるような、そういう学校行事を組んでいただきたいと、こんなことを考えております。授業参観については、恐らく来年度は少なくとも2校、それから汗をかくのは1校やってくれるだろうと思っております。

もう一つは、やっぱり情操教育も一つなんですけども、例えば真美ヶ丘第一小学校の方でやっていただいている道徳教育もそうございまして、この間マツモトマリコさんが来ていただいて、すばらしいマリンバ演奏も子供たちと一緒に聞かせていただく、そういう中で、学校での充実ということも考えていきたい、このような学校づくりを目指している所存でございます。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。

地域と学校っていう地域ぐるみっていうのが、今本当に大きなキーワードになると思います。

ある新聞にあったんですけども、そのお母さんは、子供たちにあいさつ運動をいつもしているっていうことで、本当にあいさつ一つが地域に広まれば、あ、このおっちゃんはこの地域の人やな、このおばちゃんもこの地域の人やな、どここの人やなっていうことが子供たちもわかって、きょうは知らない人から声をかけられたっていう反応がなくなれば、本当

にそういうことで、知らない人が、もしそういう犯人とか町に入ってきて、あ、この町は本当に地域と子供たちとのつながりが強いんだなって、そういうことで事前に犯罪も未然に防げるということがあると思いますので、ぜひそういう教育長のおっしゃる地域に開かれた学校を推進していただきたいと思いますし、また北風というんじゃないですけども、そういう体制っていうのもある程度必要だと思いますので、両方あわせて検討をよろしくお願いいたします。

次に、CAPプログラムのことで、真美ヶ丘第一小学校で既に実施していただいているということですが、このCAPプログラムっていうのは非常にすごくいいなって思うのは、やっぱり今お願いしましたけれども、学校で幾ら体制がとられてたとしても、子供たちが本当に、奈良の事件でも通学路でそういう事件に遭っている。結局、子供たち自身が事前にそういう犯罪を防ぐ力を持っていないといけないと思うんです。食べるとか、寝るとか、トイレに行くっていうことなど、生きていくためにどうしても必要なことは権利であるって。そういうことをプログラムの中では、だれかにとられたら困るっていうことのあることを伝えて、その権利の中でも特に大切な3つの権利、安心する、自信を持つ、自由に生きるという権利を持っているんだよっていうことも子供たちに教えていきます。この3つの権利は、心の権利であり、子供たちの人権でもあります。いじめ、誘拐、知っている大人からの性暴力の3つのロールプレイを行いながら、この3つの権利が奪われたら嫌だ、悲しいなどの気持ちになることを子供たちと確認し合い、3つの権利を奪う行為が暴力であることをわかりやすく教える、そういう気持ちを大事にしながら話を進めていくことで、自分が他の人の3つの権利を人から奪ってはいけない、つまり他人に暴力をふるってはいけないということも伝わっていくと思います。

次に、暴力に遭ったとき、どうすれば自分の権利を守れるかっていうのを一緒に考えていき、子供たちは無力ではなく、自分たちが問題を解決する能力があるんだ、CAPは子供が本来持っている能力を引き出すエンバートメントを大事にしている。聞いたことは忘れても、自分で考えたことは残るから、ロールプレイで体験させることが大事である。具体的に、子供にもできる行動の選択として、いやだという「ノー」、2つ目にその場から逃げる「ゴー」、3つ目にだれかに話す「テル」の3つの方法があることを教え、ロールプレイで実際にやってみてもらおう。自分一人ではできなかつたら、友達の手助けをかりてもいいことを、また友達を助けることの大切さも伝える。それから、大人に相談する場合は、信じて聞いてくれる人に出会うまであきらめずに話し続けてほしいというメッセージも伝える。

この子供のワークショップの前には、大人の学習会を行う。子供を取り巻く大人、先生、親、地域の人が、CAPの考え方を共有できるようにする。暴力に遭った子供が話してきたときに、大人の聞き方によっては、子供はさらに深い傷を受けてしまうことがある。子供の話に共感を持って耳を傾け、温かく受けとめてあげる大切さっていうことを大人も学ぶことが必要だと思います。自分というかけがえのない存在の大切さを伝えてくれる人権教育であるCAPでございますが、ぜひ真美ヶ丘第一小学校だけではなく、他の学校でも取り組んでいただけるように、また検討をよろしく願いいたします。

これは答弁、結構でございます。

3番目の介護保険のことでございますが、大阪府下では8割近いところでこの受領委任払いってというのがスタートしております。奈良県でも榛原町が実施されておまして、これは榛原町の場合は、議会からの要望とか住民の要望というよりも、町の担当職員さんが、介護保険を使って住宅改修をしたいという町民の方の話の中で、一時的に負担がかかるんで困るという話を聞いて、早速それを提案されて町長にそのことを申し上げて、町の制度として平成15年12月1日に榛原町では受領委任払い制度が始まったと聞いております。仮に20万円の工事をしようと思った場合、一遍に20万円を出さない、年金暮らしの方ってというのは非常に大変だと思います。そういう方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。それで、これを、いきな払い方で、すなわちあなたは工事が終わったとき、1割だけ払っていけばいいんですよ、あとの18万円は業者に直接町が払ってあげますからねという制度なんです。これが受領委任払いになるんですけれども、こういう払い方を変えることによって、私は町民の方が非常に使い勝手のよい介護保険制度になると思うんです。予算の措置を原則伴わない制度ですので、確かに先ほど言われてましたように、業者ってというのが煩雑になるとかということもあるんですけれども、業者のチェックとか工事の内容のチェックっていうことは当然必要だと思いますけれども、大阪の場合は、業者に対して登録制をとっており、あらかじめ受領委任払い制度を希望する業者を前もって町に、そこは市ですけども、登録としておいてくださいっていうことをお願いして、その登録された業者さんを使えば受領委任払い制度が使えるという、ありました地域振興券のような使い方になりますけれども、そういう制度をしていただければ、せっかく工事をやった、でも今の状態でしたときに、それは対象外やったっていう、対象外の工事で給付が不対象になったり、それでもう個人負担になるという、使う方からすれば不都合が避けることができるっていうこともありますし、住宅改修の対象となる工事を、行政っていうか、保険者側があらかじめチェックすることができるとい

う、こういう利点もありますので、ぜひ今後検討をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、町長が奈良県下では現在実施されていないということですが、榛原町でされるといふこと、非常に認識不足で申しわけございません。

今の制度につきましても、本来施工業者が実際にその9割分を受け取られると、それが役所からやはり支給するのに1カ月もしくは1カ月半ぐらいかかるんですけど、それが業者さんがそれでいいというふうなことであれば、そういう対応はできるというふうに思っております。これにつきましても、第3期の介護保険の事業計画の策定委員会がございます。その中でもお諮りをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

議 長 3番議員！

3番議員 前向きなお返事をいただきまして、本当にありがとうございます。ぜひ早い実施をお待ちしております。

続きまして、4番目の耳マークの設置についてでございます。

本当に町長がおっしゃられたように、耳マークっていうのはまだまだ認識がありません。でもやっぱり聴覚障害の方がその耳マークを設置していただくことによって、また使いやすくなりますし、またこれから高齢化社会に向かって老人性難聴の方も本当に非常に多くなると思います。ですので、そういう方々も行政サービスが受けやすくなると思います。やっぱり聞こえにくいっていう、聞こえないっていうのは、本当に難儀しはるやろなって思っていますので、そういうことで設置していただけるというありがたいお返事をいただきましたので、小さなことですが、そういうことで人に優しい、また職員の対応が優しい広陵町となるということを本当に期待しております。

私の大好きな言葉があります。「踏まれても踏まれても、なお咲くタンポポの笑顔かな」という言葉なんですけれども、本当にタンポポはなぜ踏まれても踏まれても負けずに咲くのか、その強さの秘密は地中深くに伸ばした根っこで、長いものだと地下1メートル以上にもなるそうなんです。公務員っていうのは、私も職員になるとき宣言したんですけれども、住民の公僕であるという、そういう精神を持って、住民を本当に大事にするっていう精神をより深く、強く持っていただいて、広陵町の住民に対するサービスを本当に今後もしていただけますように、よろしく願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。

2番議員 議長のお許しをいただきまして質問させていただきます。皆さんのように上手に話すことにはなれていません。また、3番議員の山村議員の後ですので、なおさらつらいです。皆さんの質問により、私の質問は単純で、またお答えのしやすい1点に絞りました。だんだん高度な質問ができるよう努力しております。

中学生の自転車通学について、再度お尋ねします。

9月の質問の回答には、検討の必要上、PTAと学校側で協議の準備室、準備段階ということでした。17年度も新学期という節目を迎えようとしています、いまだその回答なく、間違ったら失礼します、両者の協議の現況をお聞かせいただきたい。この件については、十数年来問題にされてきましたが、申し送り事項として決定されず、自分の子供が卒業してしまうと、その必要性もなくなり、立ち消えになってしまうという経緯があります。広陵町の中学生、広陵中学で584人、真美中で553人、合計1,137名の生徒がおられますが、自転車通学許可のある地域の生徒が少数であるから問題が先送りになっていくのではないかと、父兄の間では誤解が生じるのも当然のことで、明快な説明をお願いします。

学校、またPTA、地域の人も三位一体になって広陵町の小学生238人の登下校には、生徒一人一人に防犯ブザー、また父兄のパトロールと細かい点にも気配りを注意していただき、本当に頭が下がる思いで、敬意を表します。

町長にも拝聴していただきたいと思います。後ほど、感想だけで結構でございます。「人にやさしい 人がやさしい まちづくり」のテーマとして、本当に優しい町になりつつあるのでしょうか。文字は確かに美しく、「人にやさしい 人がやさしい まちづくり」と並んでいます。いかがでしょうか。

すべての面でどういうこととは言えませんが、今は頻繁に起きる悪質な犯罪、また青少年の犯罪を見るに忍びないものがあります。この原因はどこから来るのでしょうか。

今も昔も、教育は熱心に取り組み、なされるが、教育には学校、社会、家庭の3つは絶対に欠かすことのないものです。近年は、子供の心の問題が最重要視されています。子供たちは、大人の優しい声、手を待っているのです。子供たちは、いつ家族の声がかかるかと待ちながら、寂しい日々を送っています。本当に悪いことをしたときにはしっかりと怒り、またよいときには褒めてやり、しっかりと心の手で抱きしめてあげてください。また、喜怒哀楽を分かち合うことが、これが家庭教育と思います。

最近、テレビのコマーシャルじゃないですけども、放映されています。愛する子供に親として愛し方がわからない、親自身、自分の親としての立場が理解できないに困っている、こんなときに、社会特に地域の協力が必要で、余った資源、有効利用、人材面では時間的に余裕のある高齢者、教育現場を終えられた方々の人生の先輩としての知恵をおかりしていただき、施設面では利用されていないと、公共の施設、建造物の再利用と、真剣に考える時期に来ていると思います。

ここで私は、加害者には更正する期間、時間が設けられ、被害者より人権の方が守られているように思われます。私は、これからも議員の皆様と出会って、手にとって、余った資源、高齢者と若年者とのコミュニケーションに力を入れて地域密着の地域社会を目指して頑張りたいと、このように思っております。

2番目のものには、町長、またご感想だけで結構でございます。

そして、先日、都市整備部長には、下水道の未工事の箇所にご報告いただきましてありがとうございます。

私の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 松浦議員の質問1、中学生の自転車通学についての再度のお尋ねでございます。

以前のご質問にお答えいたしましたとおり、中学生の自転車通学につきましては、各学校長の決定事項であります。

さきに議員から寄せられました声を学校現場に伝え、学校並びにPTAと協議検討していただいているところであります。この件につきましてはの学校からの報告では、PTAと協議の結果、各大字から1名の委員を選出し、自転車通学推進委員会が組織され、PTA活動として動き出したところであります。したがって、この件につきましては、前にも申し上げましたとおり学校とPTAの協議を見守りたいと考えております。以上でございます。

議 長 感想。 町長！

町 長 通告がありませんでしたので、今感想を申し述べよと、本当に優しいまちづくりをやっているのかどうかということも、厳しい言葉でもありました。

私は、今社会は非常に希薄化になっている、人間関係がはだはだになっているのではないかと思います。それがためにいろんな事件が続発をしているわけでごさいます、やはり心の教育、心の通う役所、心の通う地域間の交流というのか、また家庭というのか、いろんなことが大事だと思っているところでございます。町では、人に優しい、そして人に優しく接

することによって人様が優しい行動を起こしてくれる、相手方も優しくなってくれれば、そういう思いで行政に、そしてまた学校で、また地域の各大字において優しさの運動を展開をしていただいているところでございます。単に言葉をかけるだけでもそれで通うわけでもございまして、心の問題でございます。優しさとは、まさに心でございます。心で地方自治を推進していけば、きっといい人、いい町になるのではないかと、私はそのように思っております。

松浦議員も、タイの交流を通じて国際交流も深められており、いろいろなところで地域の優しさをご発揮をいただいて、世界にまで交流を深められていることに私は非常に敬意を表しているところで、坂口議員も同じでございますが、大勢の皆さんが優しさを発揮をしていただいて、モデルのようなお人でございますので、今後ともご指導をいただきたいと思えます。

議 長 2番議員！

2番議員 教育長、どうもありがとうございました。そのお答えは、また9月のときと同じように思うんですけども、具体的に距離が2キロとか、また大字別とか、そういうお答えが出てないのかなと思ひましてお尋ねしたんです。

議 長 答弁はよろしいですか。

2番議員 答弁は、またその後。まだすぐ、今教育長のお答えの中にきっちりありましたんで、その答えはまだわからないですね。後日、必ず。具体的に距離、通ってする、真美ヶ丘校の方は大体2キロとか聞いておるんです。ほんで私の思うのは、まともにそういう距離にありまして、地域は大字をまたがったところに、平尾の人、疋相の人ということで、平尾の大字の人が通えないと。疋相の方が遠いのに、大字が入り組んでるから、じゃから不満が出るんですけども、こういう問題は大きな1, 137人の中でほん一部の通学者ですけども、本当は昔のいうに言いますと、歩くことが健康づくりということであるんですけども、やはり私たちが歩くことがいいんですけども、やはりその親の立場に立ったときに、被害に遭うおそれが懸念されます。また、要求するにはそれなりの自分たちも何か起きたときには父兄も責任を持つと。町や学校が許可をしたからいいんですという責任の所在を転嫁するおそれが十分にあるんですけども、それもお互いにそのリョウヤクの中に入れて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。また、回答は後日教えていただいたら結構でございます。町長の方もありがとうございました。

議 長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

14番議員 14番青木でございます。何分ふなれでございますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど町長が出馬表明をされましたのでどうしようかなあと考えてましたんやけど、やめるっちゅ言わはったん、これ、質問してもしやあないなあと。選挙の結果はわかりませんが、当選されると思うてちょっと質問させていただきます。

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私、これ、ちょっと一般質問に沿うんかなと思うて心配はしてますねんやけど、あえてあつかましくもやらさせていただきます。お許し願ひしたいと思います。

平成17年度の国の予算が衆議院を通過し、いよいよ我々地方自治体にとっても補助金のカット、またそして交付税等の削減で財政はさらに厳しくなってくるわけでございます。本町においても、人口増により税収は比較的ほかと比べて良好ではあるが、この現象も真美ヶ丘地区の高齢化の突入によるなれば、それは今後短期間でのこの現象であると思います。本町の大事業の新清掃センターの建設で、特に本年度より大規模な財政措置が現実となり、より一段と厳しい財政運用となります。しかし古寺及び周辺地域の皆様方との合意した整備事業は、これは遂行しなくてはいけないわけでございます。

しかし、将来的に見て、周辺住民はもちろん、全町民の見地においても有意義なる整備事業でなくてはならないと私は思っております。いわゆる役所からの一方的な投資だけでなく、大きな視点での視野での周辺住民といわゆる民との協働的投資が今の時代により必要であると痛感し、この質問を提案させていただいたというわけでございます。これからの事業というのは、今まではインフラ事業においても要望受けて町がした、それは一部地域によつての要望がほとんどでございましたが、しかしこの事業、要望のある事業、この事業も広陵町の全体のプランとしてはどうであるのか。むだであるのか。また、余りにも二重になってないかとかというぐらいの精査で、その視点で全体を見返して事業をしていかんなん時代かなと、こう思って、私はあえてこれを質問の題にさせていただいてることをご承知おき願ひたいなど、こう思うわけでございます。

それでは、新清掃センターと周辺地域との共生、共に生きるですね、共生でございます。

処理方式も、RDF炭化と本町の今後15年間の本町の身の丈に合った、将来に悔いの残さない施設と言われて位置づけされて決定されました。現在、全国的にも最新の処理方式の一つでございますが、実績の少ないことが一抹の不安材料であるが、しかし、何事も最初は少数派ではあるが、本町の立地の条件である、平坦地で人家、耕作地に隣接している処理施

設は全国的に見てもまれであると思います。それゆえに、より安全で、公害対策は特別万全であらねばならないことは当然であります。

周辺との共生が大変重要であるのがこのことであります。私が、周辺の比較的若い人たちとフランクに話し合ったとき出た意見、要望、夢の話の中で、RDF・炭化方式という最新の方式で、そして平坦地で、周辺地域との共生をしている施設が実現できれば、でき得れば、全国各地より本町と類似した自治体もあると思いますので、多数の見学者も来られると予想されます。本町も何回もいろいろなところへも尋ねていってる現実があるわけでございます。

そして、見学者にとっても、処理施設と人家、農作地との見事に共生をした整備の姿を見てください、そして周辺住民及び町民が自慢のできるものでなくてはいけないと思います。その一つのアイデアとして、本町に認可された農地活性の特区制度を大いに活用していかれてはいかがでしょうか。これも行政が一方的に経営するのではなく、周辺住民及び町民の中で事業意欲のある人たちで経営母体をつくって、大規模な有料貸し農園、いわゆる菜園をつくり、そして大規模なる観光花畑をつくり、それを核として、真ん中に持って農園、菜園利用者には作物の即売所でそれを販売をしていただき、実益的要素も与えて、周辺の自然環境、治水の役割をも保持して、農地をより活性させて、関連施設をつくって、その中で農作物のつくり方の講座とかを先輩の高齢者の農業経験者を先生として、一般の人をですよ、先生としてそういう講座も開き、勉強もしていただき、それで作物も販売していただき、農機具のレンタルもやり、ふろに入っていていただいて、車も洗って、ごはんも食べていただいてきれいになって帰っていただく。これをうまく運営できれば、町民の雇用の促進もできると思われま

す。

これらの実現には、より計画的な戦略の組み立てが当然必要であります。それ以上に、行政があらゆる情報を収集して、行政側ができ得る最大のバックアップをすることが最重要であり、このことが清掃センターと周辺の本当の意味での共生であり、デメリットをメリットに転換し、悔いのない、後世に喜んでいただける、意義ある施設となると私は思います。この方法も一つでございますが、少し内容は違うかも知れませんが、新しい公共事業の民営化の施策、PMI方式で経営されているところが増加しているとも聞いております。これは後ほどまた触れたいと思います。そういう意味で、この、質問というより提案にまりますが、ひとつご意見なりをお聞きできれば幸いです。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいまの青木議員の新清掃センターと周辺地域との共生について質問でございました。お答えを申し上げます。

まずは、貴重なご意見、ありがとうございました。訪れに値するまちづくりを数多くのご提案をいただきました。アイデアの深さには敬服いたしているところでございます。

新清掃施設運営には、周辺住民との共生はなくてはならないものと認識しています。ご提案の内容は、周辺住民の協力がなくてはならない事業であり、今後地元等と協議しながら事業を進め、周辺地域との共生を図っていきたいと考えております。私は、新清掃施設建設を最重要課題として解決すべく、粉骨砕身努力してまいりました。結果は、現清掃センター操業期限に約1年半おくれることとなりましたが、地元の地域づくりのために皆さんといろいろな角度から協議をさせていただき、得られた結果は大きいものがあると信じております。当初から夢のある施設、地域づくりをさせていただくことを訴え、理解を求めていただいた結果であり、地域の皆さんとともに、その目的に向け取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援賜りますようお願いを申し上げ、お答えといたします。

議長 14番議員！

14番議員 行政に直球をほったわけじゃないからちょっと答弁も大変だったと、このように理解をしております。ただ、私、先ほどもちょっと触れましたが、事業を起こして、大変118億円という最終的な大きな見積もりですが、そのような大プロジェクトのうちゅうときは、やはり歴史に残るといふ一つの町のインパクトあることが大事だと。しかし、清掃センターだけをつくっていくうちゅうのやったら、こないに難しいものじゃない。それを周辺並びに町民が本当の意味で投資に効果があった、ある意味で歴史的な大きな事業になったということぐらいの視点で考えるべきじゃなあと、こう思ってるわけですね。せやから、まあいいや、清掃センターを手段として考えてみてはどうですかと、こういうようにとらえていただいて結構と思います。そういう意味で質問をさせていただいたと、このことに質問をさせていただいたというわけでございます。

この清掃センターとのこういう共生ということ、余り、清掃センターは皆、山の奥とか、かなり人家から離れてるところでつくるのが当たり前ですけど、しかしそんな場所のないところはそんなわけにいかん。そんなところも全国にかなりあると思いますし、このような人口規模の形をとってるところもあると思いますので、あえて先駆者としてやってみてはどうかという意味での考え方での発想であるわけでございます。

1年前でしたか、農業委員会であつと視察研修に行ったところが、愛知県の安城市ですか、

ここへ1年前に行かせていただきました、これ、農業委員会、専門家の人と一緒に、安城産業文化公園デンパークちゅうのがあったわけですね。そこへ行かせていただいて、これは、事業主体は安城市、市です。しかし、経営、運営が管理運営を財団法人で安城市農業振興協会という財団法人を立ち上げて、そして出損金、返さんでもええ金かどうかはそりゃ知りませんが、出損金ちゅう名目で1億円、これを15団体、民間企業等から出していただきまして、トヨタもありますので、どんどん15団体から出していただいてそういう形をとって運営、経営をされているというものでございましたので、当事者の説明は大変自信を持って非常に自慢もしていただいておりました。これは当たり前で、こんな失敗ですわというわけにもいかんから、かなりの、やっていただいておったわけで、説明は。その意味で、全体的の構想と見て、もう平成……ちょっと風邪ひいてます、失礼します。平成9年、10年、11、12、13、14と、このぐらいになってるわけですけど、入場者、利用者、最初は皆だつとあるわけですけど、大体当初55万人を予定してたんですが、大体14年度でも41万人であったと。一番最初は、これは100万人を超えてたというの、こりゃ当然初めは皆めずらしいから。そういうような施設があり、そこで私ちょっとその中で勉強になったというのは、今言うように、市民農園、いわゆる貸し農園ですな。これを大いに大きくつくっておられまして、全部で71区画かな。これ、小さいですわ。それでも小さいですよ。そういう意味で、これもかなりやっておられまして、そしてまた展示ルーム、クラブハウス、ガーデンレストラン、またレストラン2つもありますし、マーケット、それから温室、栽培の大きな温室、それから私も好きでしていただきましたけど、地ビール工場がありまして、ちょっとおいしかったですわ。そういうようなことも、なかなか大きな企業体でやっておられる。これ、かなり100億円からかかっていると思います。そういうような一つの例もあるわけですし、何もこのとおりにするだけじゃないですよ。そういうようなこともやって、現実かなり成績を上げておられるという、また雇用の促進にも、地元のお母さん方も、お母さんには限りませんが使って働いておられる姿も目の当たりにしました。そういう意味で、かなりいろんな意味で頑張ってるんだなあというのは見せていただきました。

それと、ほんこないだ、ほんこないだちゅうのかな、大分県へ、これはちょっと知り合っているのか、仲のええ仲間と議会議員、視察、大分県の大山町へ行かせていただきまして、風邪ひいて、ほとんど熱出ましたんやけど頑張ってきました。その大山町は、これは企業主体は、これは農協ですわ、JAです。JAの人が非常に自慢しておられましたが、JAがやっておられます。これは、これはまた全くちょっと視点の違う、寒村の農業者が何

としても農業で飯食えると、企業化をしたいということでの発想でされて、3,400ぐらいの人口です。全部農家の人がほとんどですが、そこで村おこしをされて、農業でいわゆる1,000万円以上の年収を得ている人が80%もあるということも聞いております。そして、もちろんレストランもつくっており、何もその町だけではそんな購買力ありませんが、大分市やとか、いわゆる都会、博多とか、そういうところへレストランも直売所も出して、ほれでそのレストランのシェフ長が、シェフの人がお母さん、地元のお母さん方が手づくりのそういうお袋の味ですな、一流のシェフとか、そんなんじゃない、フランス料理じゃない、全く違った意味での村の一流のお母さんが一流のシェフとなって、お母さん連中が、もうマンション、博多とかで泊り込みでローテーションをして、経営をされて大変なる成果を上げられていると。これも、目の当たりにいろいろ説明を受けまして、これは、それをすべてこっちでどうせれて、そういう意味ではございません。しかし、本当に頑張って無から有を生んでいく感じを持っていかれるという、そのリーダーシップのある、こんなみんなまで考えてやりましたという形はとっておられますが、やはり立派なリーダーシップのある人がやっておられるというわけでごさいます、これは何十年も前からこの大分の大山町は続いておりますと、それなりのみずからの力で種をまいて、その実を实らして、そして企業として、農業者が米づくりだけじゃなくて、すべて減反政策をもうずっと40年も前からあえてやられまして、まず梅と栗を植えようという、米はつくらんとこうというような発想でのチャレンジであったと、こう聞いております。これは成功されております。

そういう意味で、広陵町にとりまして、新清掃センターという一つの大きな事業の一つの起爆剤となり、その中でたまたま前を見渡せば与楽寺周辺もあり、農業、農地がある。そこで、後継者、農業を継いでいただく人も少なくなり、どうしようかな、しかし売るというのも二束三文みたいになればぐあい悪いとか、いろいろあると思います。そのようなことで、広陵町、これ、特区を採用させていただきまして、これはある意味で大変、いろんな逆の方向で怒ってる人もありますけど、全体として国の流れの中での広陵町の今度のことから見て、いい制度を、特区を採用されたなあとは思っております。

そういう意味で、農地を守って、環境を守って、ほんで金を生んで雇用を促進していくと、これをうまくつかんでいけば、大変私はすばらしいもんができる可能性を秘めてると。お金かけんねんからね。その意味では理解をしていただきたいなあ。ただ、これ、私だけが言うてるのと違って、もちろん東校区の人たちの意見も、当然こういうことで夢ですけどこういうふうにやってほしいなど。ただ、行政がそんなん自分できません。今現在、そういう、

そんなところへ第三セクターみたいなこととして失敗するのも見えてますから。そういう意味じゃなしに、また違った形で、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、PFI方式という方式があるわけですね。これ、私、きょう担当課とかに言うて資料取り寄せていただいたら、さすがに町長、広陵町の職員さん、すごいですわ。私、9時ごろ電話してんや。もうちゃんと持って、ちゃんとしてくれてやりますねんな。こりゃあ大変なもんやなあと思うて、私は自分のことやってん、よけい喜んでおります。そういう意味で、能力あるんやなあ、こう思ってる。

そこで、PFIと。これ、私、議長させていただいた、もう大分前ですけど、そのときに議長会の講習、講演があったわけです。そこで初めて聞いた言葉がPFI方式で民間を活用していこうという方式でやっておられるというのを聞いて、それは初めて聞きまして、それからずっと頭の隅にはいつも思うてましてんやけど、つい忘れてしもうて、それでちょっと資料を取り寄せてくださいっゆうたら、ばっと取り寄せていただきました。ずっと見たら、これ、奈良県一つもあらへん。あれっ。奈良県でどこもやってないのかなあと思って見たら、なんとPFI的要素を持ったやり方をやっておられるのは、都祁村の道の駅「針テラス」か、これがそういう方式をPFI方式で民間に任せて、公共事業を民間でリスクを背負ってもらってやっていくというこのやり方ですね。これを採用されてるということ、ここに載ってましたし。PFI、英国の公共事業民間化施策という形で、民間資金を活用した仕組みで、公共事業においてその初期投資を民間企業が行い、そのサービス、運営の中で投資コストを償却して、利益創出に結びつける手法。つまり、民間企業は公共事業に対して資本投資からインフラ構築、サービス運営まで行い、民間企業のリスク、危険を民間企業が受けて、公共事業を可能にし、そのサービス運営に関して民間のノウハウが活かされる利点がある反面、また運営、パフォーマンス評価に難しいとの難点もあるという、これはまあどっちもあります。そういう意味でも、そういうようなシステムで運営方法もあるということも聞いておりますし、当然担当課の方もそのこともご承知だと思いますので、ちょっとこの辺で担当課でも結構ですから、ご意見を拝聴したいなあ、こう思いますので、よろしく願います。

議 長 町長！

町 長 今、青木議員からいろいろ清掃施設周辺整備の考え方についていろいろなご提案をいただいたところでございます。

ごみ処理施設は好まない施設でございまして、いわゆるマイナスの地域開発になっている

わけです。これをプラスにしていくためには、周辺整備をどのように開発誘導をするか、こういうことにかかっているわけでございまして、議員は今、歴史に残る事業展開をという大きなご提案をいただきました。まさにごみ処理施設と相乗効果を来すような、地元の皆さんと一緒に頭をひねって前向きに取り組みをしていきたいと思っているところでございます。周辺は農地でございますので、農地の活用、やっぱり訪れに値するいい町やなど。ついでに周辺を見ていただいて、本当にお持ち帰りをいただくのが周辺のことばかり参考にと大なるのに、そういうことでもなるのではないかと思われるような、そんなまちづくりの展開もしなければならぬと思っています。また、施設は15年でございますので、跡地の利用も含めて、そういう対応をしなければいけないと思っていますところでございます。たくさんのご意見を参考にさせていただき、今後の開発誘導をしてまいりたいと、そのように思います。

議 長 14番議員！

14番議員 前向きというよりも、前走って行くぐらいにやっていただきたい。これ、いや、いわゆるそういう環境をつくろうと。例えば、向こうから周辺の人やとか町民の方から意欲ある人が出てこられたとき、どう受けて育てるのか、つぶすのか、いろいろあると思います。その意味で、行政の役割って私が言うてるのは行政がせえというんじゃなしに、それをどういうようにバックアップをしていくか、それについて行政ができる、いわゆる規制の問題、スピーディーに許可する問題、いろいろあるわけですね。ほんで、情報も得る、こういう方法もありましてやっていると。これを本当に三位一体という形でやらなまた成功しませんわ。そして、例えば大阪近辺から、真美ヶ丘の人に1反買ってそれしてもらえって、そんなんわしはそう現実はないと思うてます。そやから、そういう意味では貸し農園という形で、小さい区画でやれば、そんな1反耕せと言われたら大変ですわ。しかし、小さい趣味のある程度の汗かく趣味のある面積を持たして、そして農機のレンタルもできれば、全部そういうような総合的な受け皿、もうとにかく来てきれいになって、ふろ入って、飯食って帰ってもろうたらもう金になるわけですから。そういうような舞台をつくる。その意欲ある民間の人と組んで、行政がやるべきバックは必ずやれるということでこういう提案ということでございますので、行政がしなさい、第三セクターでせえ、それは言うておりませんので誤解のないように。必ずその話は出てくると思います。もう既に出てんのかなあというような感じは持ってますので、そのときにどう取り組むかということで腹をくくっていただきたいなあと、そういう意味で質問させていただいたということでございますので、ありがとうご

ございました。

これで私の質問、もう時間余りまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 42 休憩)

(P.M. 3 : 00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、山田君の発言を許します。

1 番議員 では、1 番山田光春です。長いことここに立たせていただいております山田光春でございます。

きょうはせっかく部長が県の資料、「奈良エコライフ街道」、皆さんのお手元に配っていただけるようでございますので、まずこれを帰って十分見られると思いますが、この壇上からこれを簡単に目を通しながら皆さんとともに勉強し、このCO₂の削減に向けて頑張りたいと思っていますので、どうぞ皆さん、来てますので見てください。

大変地球が暑くなっていますと。地球温暖化という言葉聞いたことがありますか。地球温暖化とは、地球の気温が上がり、さまざまな影響を及ぼすことであります。昨年以来ずっと日本でもこうした集中豪雨や台風も、こうした地球温暖化の影響ではないかと気象庁では言うているようであります。また、原因は私たちの普段の生活にあるようであります。クーラーの温度の調整をしてみてもどうかとか、そして電源を切ってみる、そして必要でないときは歩いてみる、自動車等を使わない、こういう日常生活の中にあるのでないかと。そして、なぜなら石油やガスを燃やすと熱を吸収しやすい性質を持つ二酸化炭素、CO₂が発生するからであります。そして、電気や車を使うことによりふえたCO₂は、本来宇宙に放出していた熱をどんどん吸収し、地球が温室のように暑くなりますと。そして、このように熱を吸収しやすいガスはCO₂以外にメタンやフロン類などがあり、これらを温室効果ガスと呼びます。6種類あるようであります。一つは、二酸化炭素、CO₂、そしてCH₄、メタン、N₂O、一酸化二窒素、SF₆、六フッ化硫黄、そしてHFC、これはハイドロフルオロカーボンと言われるようであります。から、PFSというのは、パワフルオロカーボンというこの6種類であります。

そして、京都議定書において、日本の約束は2008年から2012年の温室効果ガス削減目標は6%、1990年に比べて6%の削減目標であります。このままでは大変と199

7年に世界各国の代表が京都に集まり、温室効果ガスの排出量を減らすため京都議定書を締結いたしました。日本から排出される温室効果ガスの成分は、二酸化炭素、CO₂が94.4%、その他メタン等含む5.6%のようであります。日本で排出される温室効果ガスは、CO₂が94%を占めるため、CO₂の排出量を減らすことが大切であります。私たち一人一人がちょっと気をつけるとCO₂は減らせますと、このようにこうしたPR版、また裏表に印刷してありますが、どうかこうしたことを、役所のテーブルの上に置いてくだけじゃなくして、どうか皆さんにPRしていただきながら、一人一人がこの地球温暖化防止に役立てば結構かなと思っています。

せっかくですので、私が文章を考えてきましたので読まさせていただきますと、質問させていただきます。

京都議定書が2005年2月16日に発効いたしました。地球温暖化、地球の平均気温が上がっていくことであります。の原因となっている二酸化炭素、二酸化窒素、CO₂など6種の温室効果ガスの排出削減義務を定めた京都議定書が2月16日に発効し、地球温暖化や環境問題に関心が高まっている。中でも、石油・石炭などの石化燃焼などから出るCO₂は、温暖化に最も大きな影響を及ぼしていると言われております。では、地球温暖化とは何ぞやと。私たちが住んでいる地球を取り巻いている空気の層を大気と呼びます。大気があるからこそ、地球上で人間や動物、植物にとって住みやすい環境が保たれています。しかし、この大気に重大な変化が起きています。大気の温度が上昇する地球温暖化です。それによって、海面水、高さの上昇や地球環境へのさまざまな悪影響が心配されているのであります。大気には窒素、酸素など多くの成分がありますが、そのうち二酸化炭素、窒素、酸化物、メタンなどを温室効果ガスと呼んでいるようでありあす。温室効果ガスは、太陽光によって地球上に与えられた熱を大気中に蓄えて、大気の外側に逃げにくくする役割を保持しています。長い期間をかけて、生物にとってほどよい気温を保つ濃度に落ち着いてきた。ところが、18世紀に始まった産業改革以降、人間が石炭や石油などのエネルギーを大量に消費するようになると、温室効果ガスがそれまで以上に大気中に排出されるようになり、濃度が徐々に高くなってきました。ほどよい環境を保ってきた温室効果ガスのバランスが崩れて、大気全体が温まりやすくなってきたのであります。

特に大気中の二酸化炭素、CO₂は、200年前と比べて約30%も増加していると言われ、このままの状態では、21世紀末には大気中の二酸化炭素の濃度は現在の2倍以上になると言われているのであります。

その結果、地球の平均気温は1.4度から5.8度も上昇すると予測されているのであります。

20世紀の100年間だけで、既に地球の平均気温は0.6度も上がり、海面は10センチから20センチ上昇しているようであります。地球の温暖化がそのまま進み、21世紀一斉に地球の平均気温が最大の5.6度上昇したらどうなるか。海では海水温の上昇による熱膨張や氷河が溶け出したりして、海面が最大88センチ上昇。南極の氷が溶け出すとさらに上昇し、数多くの島々が海に沈み、マーシャル諸島や低地の多いバングラディシュなどは洪水に見舞われるおそれがあると予測しているようであります。また、大陸の内陸部では、降雨パターンが大きく変化して、乾燥化が進み、熱帯地域では、台風、ハリケーン、サイクロンなど熱帯性の低気圧が猛威を振るい、各地で洪水や高潮などの被害が増大しているようであります。昨年は、日本でも集中豪雨や台風の上陸が多く、大きな被害を受けたのであります。なぜ収集豪雨が頻発するのか。気象庁は地球温暖化の影響も考えるとの見方を示しているようであります。温暖化による影響は、私たちの身の回りにもあわられています。

我が国については、温室効果ガスの排出量、平成20年、2008年から平成24年、2012年の期間中に平成2年、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。これを受けて、我が国では地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月に施行され、諸団体に対して、その事業、事務に関する温室効果ガスの排出のための実行計画の策定と、その実施状況の公表が義務づけられました。その実行計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制を図るためつくる必要があると思いますが、その考えを問うのであります。

2つ目、借地公園の現状と今後のあり方について質問いたします。

借地公園は、現町長が都市計画課長のときに発園されたと思っています。そして、現在に至っているようであります。が、当時は現在のように馬見広域公園や竹取公園等の整備がなされておらず、地域の個のミニ公園としての機能はあったが、現在に至っては各地の借地公園の利用の格差があるのではないかと。財政的に見ても、借地料が一番高いところでは約54万円、30万円代が6カ所、20万円代が4カ所等と、合計1年間の借地料は440万円ぐらいに上っているようであります。毎年予算を組んでこの契約者に払っているようでありますが、私はきのうすべての公園を自分の目で見てきましたが、借地公園が有効的に使えていない場所、また有効的に使えられている場所等々、自分の目を見たのであります。そうした面を含めて、公園と借地公園等の整理する必要があるところ、する必要がないところ等々あると思いますが、町長の考えを聞くのであります。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山田議員の質問にお答えをします。

地球温暖化防止京都議定書、いろいろと問題点をご指摘をいただき、改めて学びをいただいたこと、ありがとうございます。答弁として1997年に締結された京都議定書が本年2月16日に発効されました。この議定書では、2008年から2012年の目標期間に二酸化炭素やメタン等の6種類の温室効果ガス排出量を先進国全体で1990年に比べて5%以上削減することとされ、我が国は6%の削減を義務づけられています。京都議定書の発効を機に、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進していくために、広陵町といたしましても、庁舎空調の改善も実施いたしましたが、今後もみずからの事務及び事業に係る温室効果ガス排出抑制のための計画である実行計画の策定について検討をし、種々取り組んでまいります。

また、住民の皆様に対しましても、地球温暖化防止に向けたさまざまな情報の提供をしてまいりたいと考えております。

次に、借地公園でございますが、広陵町独自の特色を持つ借地公園につきましては、地主の方々の多大なご理解とご協力を得まして、現在地域の方々に憩いの場としてだけでなく、冠婚葬祭の駐車場、リサイクルの基地、廃品回収の基地、ゲートボール場、教育としての菜園づくりの場所、そして地元行事としての場所等、多目的なスペースとして利用されているところでございます。

今後のあり方でございますが、地元で管理をお願いしている状況を見ますと、利用状況の悪い公園も見受けられますが、利用の仕方について地元と再確認をする必要があると思えます。

今後もこの有意義な制度を保ち、地域の皆様に親しまれる場所でありたいと考えております。

なお、借地料の支払いについても、税の処理の仕方等改善すべきところは改める方向で計画をいたしております。以上のとおりでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 一番初めの京都議定書については、行動計画を策定する。これは、奈良県下においては今まだ4カ所しかないようであります。奈良市、郡山、生駒、そして町においては三郷町という3つしかないようではありますが、やはりこの中を見ますと、今町長が言われましたように、日々、この町内においてもいろんなことを取り組んだやつを、その行動計画に作成した中に入れて一つの冊子になつてようには思いますけれども、やはりまだ町独自のこの

行動計画等々もあるように思いますので、中身をきちっとしたもので行動計画をつくり、そして行動計画をつくるだけじゃなくして、それが実際に前へ動くように、そして町民が協力していただけるような行動計画の策定をお願いしたいというのが一つであります。

それから、教育の現場においても、環境教育の重要性がましているところでもあります。例えば、給食の残飯を肥料にして草花の栽培に利用している。これは、真美ヶ丘とか、この堆肥化におけるところにおいては、今このような形をされているのは十分承知であります。また、学校としても、雨水タンクを設置して、その水を利用しているとか、多彩に実践する必要があると思っています。この、例えば大きな校舎ですと、雨水が大体普通の下水の中を流れてしまうのではないかと、そうしたのもあるわけではありますが、やはりそのよその学校では、これは京都の方ですが、やはり学校としても雨水タンクを設置しているほか、今給食の残飯を堆肥に変える機械を使って草花の栽培に利用していると、こういうことです。

それから、今の雨水タンクについても、これは保育所で京都市の伏見区のあけぼの保育園というところですが、この昨年3月には屋根に降った雨水を溜めるタンク3基、約600キロリットルと、ドラム缶3本でしょうか、3基でしょうか、を設置して環境教育の幅をさらに広げていると。低い年齢から環境教育の先進的実践施設として毎月のように全国から視察団が訪れているようであります。こうしたタンクの設置のきっかけの一つは、2003年3月に国立京都国際会館などで開かれた第3回世界水フォーラムを機会に、気候の変動を初め、洪水や食糧難、国際紛争に至るまで水に関連するあらゆる問題が話し合われ、雨水の有効利用の機運が高まったと。タンク設置の前の段階から劇を仕立て、雨水利用の意義を子供たちに伝える工夫をしたと。例えば、おにぎりを1つつくるだけでお風呂1杯分の水が必要と、大切にしなくっちゃと教えた。設置後は、どろんこ遊びや園庭の掃除、野菜農園への水遣りにも使い、雨水で育てた野菜は味がよく、花は色がいいと父母にも好評だというのであります。こうしたいわゆる雨水タンクの設置等々も、この教育現場では考えてみる必要があるのではないかと思います。

また、庁舎内における行動はどんなものを計画されているのかを問うわけではありますが、例えば低公害車の導入を推進。今、町内においても二、三台はこのような低公害車の導入を推進されてるようではありますが、現在将来の考え方はどうかを聞くわけでもあります。例えば、冷暖房温度の設定についてとか、電球等のワット数を低くするとか、電気の使用料とか公用車の燃料使用料、その他の燃料使用料、例えば今100使うてるのを98ぐらいに抑えるとか、そういう削減の数値をつくって、数値を示しての行動計画はどのように徹底してやるの

かをまず2回目に聞かせていただければ結構かと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 大変研究をいただきまして、私も一緒に学んでまいりたいなあというように思っています。特に、数値的な目標につきましては、今現時点ではお答えできる状態ではございません。ただ、先ほど町長の答弁でもありましたように、庁舎あるいは公民館、清掃センター、そういったいわゆる電気、あるいは燃料をたくさん使う施設がございます。そのあたりの目標数値を十分協議を重ねた上で取り決めて取り組んでまいりたいと思えます。

それと、もう一点、過去におきまして環境家計簿というものを住民の方々にお知らせをし、必要な方についてはお配りをしたわけですが、先ほど山田議員にお示しをいただきました「エコライフガイド」、これは奈良県でおつくりをいただいているものなんですけども、ここらの数字が、いわゆるCO₂の影響度、例えで申しますと、電気であれば1キロワット・アワー当たり、係数として0.36という数字が新しい数字として出ております。以前につかんでおります数字よりも変更もございますので、そこらを十分調査した上、住民の方々にもこういう取り組みをしていただいたらこんな効果があるということを広報あるいはいろんな機会でお伝えをしてまいりたいと思えます。

それと、公用車の対応でございますけれども、低燃費の車の導入、あるいは試験的に試みをしていただけたけれども、LPガス車の導入、さらには今回補正でお願いしましたパッカー車につきましてもLPガス車を1台入れたらどうかなあというように検討をしているところでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 教育長！

教育長 環境教育は、中学校の方ではエネルギー資源のそういう名目でやってるわけですが、そういう一つの教科としての位置づけはないわけなんですけども、各教科を通じて、また小学校からのいろんなことがありますけども、例えばごみ、電気、ガス、水道、そういういろんな環境面についての授業というのは必ずやっただいただいていると思えますし、またいろんな実態の中では、例えば節電、そういうようなことについても各学校で取り組んでいただいていると、こういうことだと思っております。以上です。

議 長 1番議員！

1番議員 今言いましたように、雨水を溜めたりしての、またそういう水の節水に努めてみるとか、それを通しての環境教育というのがあちらこちらで効果が出てるようでありまして、また私たちが勉強して提供したいと思えますが、また教育委員会、教育部局もそうしたとこ

ろを含めて、このCO₂の削減に向けてお願いしたいなと思っています。

へえから、3回目になります。やはり取り組みを推し進める3つに仕組みというのが環境省から言われてるんです。温室効果ガス削減目標を達成するための京都議定書では、具体的にクリーン開発メカニズム、共同実施、排出量の取引の3つに仕組みが導入されているようでありまして。このような取り組みは、あくまで自分の国での排出削減を補うもので、直接的な排出削減を行うことが一番であります。大切なのは、大量生産、大量消費の生活スタイルを見直すこと。具体的には、むだ、もったいないと感じて省エネを実践し、物を大切にすることを必要ですと、このように言われています。この庁舎内はもちろんのこと、我が家庭、地域においても、まずは合言葉、もったいないなど、捨てるのもったいないな、残すのもったいないなど、そうして食べ過ぎないように気をつけていただければいいですが、安いからというて冷蔵をいっぱいしないとか、そういう一つの合言葉、もったいないなあとという言葉も必要ではないかなと思っています。

先ほど部長も環境家計簿を言われております。この環境省では4つのチャレンジとして、環境家庭簿をつけることと、グリーンオフィス・エコ商店、1日1万歩歩く、というのが通勤等でも自動車を使わないで1カ月に1回ぐらいは2キロ以内の方は歩いてくるとか自転車に乗ってくるとか、そういうことを推奨しているようであります。から、アイドリングストップということ。1分間以上、エンジンをかけて、とめるときはすぐとめると。1分以内はやむを得ないなど。この4つへ取り組みを環境省では呼びかけているようであります。広陵町では、今言われましたように、どうか具体的に一つ一つ取り組んでいただいて、CO₂6%削減へ向けて協力をしていきたいなあとと思っています。

最後に、このノーベル平和賞受賞のワンガリ・マータイ博士、ケニア環境副大臣は、発効記念、この京都議定書の発効記念行事の基調講演で、議定書を実りあるものにするのは個々の市民の行動ですと、たとえすべての政府が条約に署名しても、市民がそれに賛同して行動しなければ条約は効果を生みませんと、一人一人の実践を強調されているのであります。広陵町においても、地球温暖化の行動計画が策定されても、町民に賛同していただいて、行動してもらわなければなりません。徹底してもらうための方法をもう一度町長、答弁お願いしたいと思っています。

議 長 町長！

町 長 いや、もうおっしゃることは十分よくわかるご説明をしていただきました。早速取り入れるものは職員で、今ちゃんとみんな我々幹部は聞かせていただきましたので、この実

践を図っていきたいと思っています。

また、職場でも家庭でも実現できることは、家庭にも及びますように、しっかりとPRに努めていきたいと思います。

議 長 1番議員！

1番議員 では、借地公園の現状と今後のあり方についてであります。

現在は多目的なスペースとして利用されてるとのこと。本来の借地公園ができたときは、使い方も大きく変化しているのではないかと考えています。利用状況もいろいろあるし、地元ともう一度確認されて、本来の借地公園としての機能をすればよいと思っているというの、答弁もありました。本当に私もきのう、部長と担当者と1時間ぐらい以上かけて、現場見ずして発言なしということで、借地公園、借地公園というてもピンからキリあるなと思っています。私の目を見て、評点を、点数をつけるならば、借地公園として本当に機能してるなあと思うのは2カ所かなと。安部地区のあの公園ですね、それから一つは二条の、百済二条の中にあるあの公園、あれはやはり地域の本来の借地公園としての機能をしてるかなあと。あとは、A、B、Cで言うならば、Aは8カ所あるかなあと。Cは4カ所かなと。ほいで、Cというのは、やはり柿畑の中であって、今の子供を取り巻く環境の中では、見通しも悪いし、まして今葉っぱもないわけですから、葉っぱが春とか夏になったら木が茂っていったら全く見えないのではないかなと。これは、もしも今の子供に、こうした今環境悪い中で、この中で遊ばすことは大変厳しいのかなというのが一つありました。

それから、一つは借地公園としての整備がなされていないところ、これは中村だと思えます。局長の近くにある、あの畑の前の、もう皆さん毎日見てはると思えますが、あれはもう全くだめかなあと考えています。

それから3つ目は、疋相の借地公園は、消防署の上の方にあるところ、あれは相当広いわけですが、これはつくったときからこれはいろいろ問題がある土地であったわけですが、場所も悪く、これはだれも使用されていないのではないかと考えています。

それから4つ目は、新子の場所で、場所的には少し外れて使用する人も少ないのではないかなと。私の見た4カ所ですよ。それから、Bというたら、南の方に、南にあるんですが、これは借地公園というても大きいかなあと考えています。だれが今、今日使われてるのかわかりませんが、ああいう場所も縮小する必要があるのかなあと考えています。

それから、萱野にあります、これが一番でかい借地公園で2, 339平米あるわけでありまして。これは、本当に借地公園でも、この借地料も相当金を払うてはるわけですが、こんな

大きいのが必要なのかなと。本来の借地公園と考えるならば、今のように町長が答弁あったように、冠婚葬祭のときの駐車場に使うとか、とかというんだったら生きるかなとは思いますが、こういう借地公園としての高額な金を借地公園料を払うんでしたら、もう少し半分ぐらいでいいのかなと思ったりはしてるところなんです。

町長も、今この予算編成でいろんなところでカット、カットと言われておりますので、こういうところを少しカットされてもいいのかなと、見直すときが来ているのではないかなあと思っていますが、もう一度どんなもんで、現状、私が見た目ですよ、町長もだれでも知ってはると思いますけれども、その点はどんなもんでしょう。

それから、遊具についても、やはりさびているところもありますし、ある地域に行けば、次の方の地域に行けば、ボランティア等でペンキ塗りをしている方々がいらっしゃると結構かなあと思っておりますが、そういう遊具についての検討についても。

それから、特に疋相のこの公園については、将来今話を聞くと、もう返すとか、いろんな話が出ているようではありますが、その点、もう少しこの内容について、部長わかっている範囲で結構ですのでご答弁お願いします。

都市整備部長 きょう、1時間ほどおつき合いさせてもらったんですけども、その中で、やはりご質問のとおり、疋相の借地公園は、全くだれも使ってないだろうと思われるような状態でした。少し以前から疋相につきましては、もう借地公園として利用もする子供もいないからお返すするという申し込みは受けております。

それと、疋相と笠の公園ですけども、今そういう笠もお返すするという申し込みを受けております。

それで、百済の新しい借地公園があるんですが、その借地公園が古くからありまして、遊具もさびまして、もう使えないという状態で、半年前でしたか、一斉点検をしたときに危ないからということで使用をとめております。その場所を、その場所にいわゆる疋相なり笠の遊具を移設、今回いたしたいということを考えております。

そういう新しくつけるんじゃなくて、使えるやつは使えと。安全を確かめた上で、そういう有効利用をしていこうというふうに思っております。

また、今Cランクと言われる部分につきましても、なるほど、草がちょっと生い茂っておられまして、地元の方で管理をお願いしてるんですが、それも行き届かないという部分も、私の方面から見た中では3カ所だったかなというふうには思っております。答弁にもありますように、一度そういう管理の部分や利用の部分で支障を来たしているようであれば、もう

一度地元と再確認をしたいというふうに思います。

なお、最初のご質問の中で、委託料でございますが、ことしの分から税金の上乗せという借地料の形態をとっておりましたが、その部分を廃止いたしまして、借地料としては平米当たり55円という内容で今回予算には計上いたしておりますので、たしか予算書の中では160万円ぐらいだったというふうな、そういう内容の予算になってございます。その分の、そしたら税金という部分ではどうするのかという問題もありますが、これは今、税務の方とその部分をどうするかということには協議をしているところでございますので、間もなく結果も出てくると思います。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 地元の4カ所、3カ所、部長が見た目では3カ所ぐらいかなあと、私が見たのは4カ所ぐらいかなと、そんなにずれはないかなと思いますが、一つのずれは大方新子の公園ぐらいかなと。あとの三つはどうかと。そこでも、地域の区長さん等に相談すれば、必ず残してくださいよというのが答えだと思いますよ。それを、やはり英断を持ってこうした、わかりやすく言えばむだかなというのは、町長の施政方針にも一致するのかなあと。選挙前で町長、厳しいでしょうけれども、こんな切ったところで大した影響ないと思いますよ、選挙の票には。その分青木さんが頑張ってくれると思いますので。そういうことで、ひとつ整理すべきところは整理して、きちっとしたものを、みんながなるほど、借地公園としてのこの税負担、そしてこの借地料を払ってるなど納得するような整理を、整頓をしていただければ結構かなと思いますので、よろしく願います。結構です、答弁は。以上です。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

12番議員 では、一般質問をいたします。

まず、1番目、パチンコ店等の規制条例について。

南郷に今建設中のパチンコ店がありますが、前に全協のときでしたか、少し話しましたが、この問題についてであります。これにつきましては、平成6年の6月議会にて全会一致で可決をしているということによくご存じのとおりでございます。ところが、南郷にパチンコ店が倒産し、更地にされたにもかかわらず、大阪の株式会社キョウサンが新たなパチンコ店の建設を始めているわけです。これについて、町の方では全くパチンコ規制条例に違反をしているという指導を全くしてこなかったという中で、今このような事態に陥ってるわけです。この建設につきましては、弁護士にも聞きましたけれども、はっきりと条例違反だ

ということを申しています。これは、大変重大な問題です。町長の責任、どう考えていただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、この規制条例が制定されて10年になるわけですが、この広陵町のまちづくりの中で大きく貢献してきているのが実態ではないでしょうか。その効果について、どのように認識されているのかお聞きをしておきたいと思います。

2番目、清掃センターについてです。

地元の南3丁目では、中継地としての受け入れを前提に協議されてることに感謝するところですが、それだけに一層町は誠実に南3丁目に対して対応していただくことは大切でございます。

①ですが、中継地としての期間を具体的にいつまでと考えているのかお聞かせください。

2番目、騒音やにおい対策は具体的にどのように検討していただいているのか。もうあと三月しかございません。具体策をお知らせください。

3つ目、現施設の取り壊しの見通し、いつまでに、先ほどの町長の出馬表明の中でもこの取り壊しについては大きな目標としていただいているという、このようなことをお聞きいたしましたけれども、この見通し、具体的にどう考えていただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

3番目、新清掃センターについてでございます。

機種選定委員会で3社を選定したにもかかわらず、その後4社になり、2社に絞った。機種選定委員会の位置づけ、何だったのかお聞きしておきます。

2番目、混乱の大元としては強引にRDF方式を進めていたからだということを言わざるを得ません。ここに至っては原点に戻るべきだということを提案、前回もしてるわけですが、この原点に戻るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4番目、介護保険について。

国の制度改正方針についていろいろと勉強していただいていると思いますが、どのような影響があると考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

2番目、高齢者の外出支援事業の実施を。これは、例としても王寺町庵でも実施しているんですね。全国でもかなりのところで実施しております。これも、本当に要望の強い内容です。誠実に検討していただくことをお願いしたいと思います。

5番目、中3丁目の児童公園について。

①中3丁目の児童公園についてどのような取り組みをこの間していただいていたのか、教

えていただきたいと思います。

2番目、引き続き実現に向けての取り組みをどうしていただけるのかお聞きしておきたい
と思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

極めて要約されたご質問でございました。私も要件のみお答えをしたいと思います。

まず、一番初めのパチンコ店等の規制条例についてでございますが、そのうち町長の責任
についてはどうかということでございます。

ご質問のパチンコ店は、従前の事業者からパチンコ店を継承され、老朽店舗を新しく改築
されていると理解しております。

なお、当町のパチンコ条例としては、制定した趣旨を尊重、指導しております。

なお、新規のパチンコ店につきましては、厳しく規制する方針に変わりはありません。

2番目でございます。条例の効果につきましては、関係事業者は理解をいただき、きょう
まで新規店はなく、出店に関する争議などありません。大きな効果を果たしていると認識
しています。

次、2番目の現清掃センターについてでございますが、3点ございました。馬見南3丁目
自治会を初め、周辺協定大字、自治会と協議を進めているところでございます。

そのうち、中継地の期間でございますが、新施設稼働までの間をお願いいたしております。

2番目の臭気対策につきましては、現在の活性炭による脱臭方法で万全の措置をとり、対
応してまいります。平成16年10月16日に地元関係者立ち会いのもと、臭気濃度調査を
実施しました。その結果、5カ所の測定点、いずれも基準値内の数値でございました。

また、騒音対策についてですが、予定しております業務内容、業務形態から考えますと低
くなりますが、適切な対応を行ってまいります。

3番目の取り壊しの見通しでございますが、解体撤去も含め、跡地利用について現在協議
をしているところでございます。協議が調いましたら議会にご報告をしたいと考えておりま
すので、よろしくをお願いいたします。

次に、清掃センターについてのことでございますが、機種選定委員会で3社を選定したに
もかかわらず、その後4社云々であります。1つ目のご質問は、乾議員にお答えしたとおり
でございます。

2番目の処理方式については、処理方式検討委員会におきまして広陵町の実情に合った方

式について調査研究していただき、その報告に基づきRDF炭化方式をもって進めると決定させていただいたものでございます。

介護保険でございますが、国の制度改正による影響についてのご質問でございます。

高齢化の一層の進展等に伴う持続可能な介護保険制度の構築に資するため、サービス提供の分野においては、予防給付の給付内容の見直しや食費、居住費に係る保険給付の見直しを初めとする新たなサービス累計の創設が見込まれています。今のところ、情報は改正のイメージのみで、具体的な内容が示されておらず、その意味において現時点では影響について言及することはできませんが、制度運営には負担の公平とよりよいサービスの展開を基本に策定委員会の場でも熟慮してまいりたいと存じております。

次に、高齢者の外出支援事業の実施についてでございますが、要介護認定者については、通院の場合は介護保険の通院介助が可能な身体介護のサービスを利用いただき、介護保険制度のみならず一定の要件に該当する方については、高齢者の福祉施策として実施させていただいております。軽度生活援助事業やNPO法人による外出支援や介護タクシー、福祉タクシー等をご利用願っているところであります。

介護も、このサービス事業については民間活力に期待するものでありますが、先進自治体の事例やタクシー事業者との共存等、少ない経費で効果的かつ効率のよい福祉サービスの提供を研究してまいります。

中3丁目の児童公園でございますが、3丁目の公園につきましては、平成16年の6月議会でご説明したとおりでございます。

この区域には、4カ所のフットパス、面積は345平米でございます。緑地が439平米整備されています。また、徒歩5分程度の位置に見立山公園、メモリアルパーク、かつらぎの道、横峰公園及び香芝市区域の高塚公園があり、憩いとふれあいコミュニケーションの空間は整っているのではないのでしょうか。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 では、1番目のパチンコ店の規制条例についてです。

今、答弁していただのように、大変大きな効果を発揮してきたわけです。これは、町の指導という形が大変大きくまちづくりに影響していく、大きな力を発揮するという、このことがまざまざと明らかになったわけです。このパチンコ店の出店規制条例の問題で、前の全協でしたか、あのときに担当部長の方から宝塚市の裁判になったときの問題を話されました。その部分について不安があるということでした。

けれども、この宝塚市の状況です。宝塚市は、10年ほど前から裁判になってるんですね。そういう中で、第1審、第2審が結審したのは、地方分権一括法ができる以前です。地方分権一括法ができて以後、最高裁での最終審理が行われ、判決が出たんです。この内容といたしますのは、民事行政訴訟の対象は財産権など具体的な権利義務に関する紛争に限られるということで、この訴訟は条例の適用を求めたもので、自治体が国民に行政上の義務の履行を求める訴訟は裁判所の対象外ということで、敗訴の中身が全く違うわけです。1審、2審の判決は取り消したわけですね。このような状況の中で、宝塚市はすぐにまちづくり条例研究会というのをつくりまして、担当部長にもお渡ししておりますが、この冊子ですね。そういう中で、条例を見直しをしたわけです。その条例の見直しの基本が、実効性を持たせるということで検討していたわけですが、まず一つは、地元説明会をパチンコ店に義務づけて、また審査会を設置するなどして手続を強化したわけです。それから、罰則といたしまして、懲役刑も含む罰則を条例の中に盛り込んでこれを強化いたしました。また、地域につきましても、通学路の端から50メートル以内の区域がだめだということで、規制区域も拡大いたしました。ですから、裁判が終わった結果、宝塚市は一層厳しい条例の中身にして実効性を持たせる、このような工夫をしたところです。

そして、宝塚市はさらに、条例、今回のなじまないということで棄却されたわけですが、条例の実効性確保について、これは何月何日かな、県下の兵庫県の市長会に平成14年10月4日に要望書を出しております。その中身というのは、条例を生きた我が町のルールとするため市町村のまちづくりに関係する法令については、法令による規制だけでなく、地方公共団体独自の条例による特色あるまちづくりが可能となるような根拠規定を整備すること、及び条例に定めた行政上の義務の履行を裁判の手続により確保できるよう、早急に法令を整備することを要望する。こういう内容です。そして、兵庫県の市長会から近畿市長会にも同じ月に出されまして、今度は全国市長会でも採択されまして、これはもう既に国会議員とか関係省庁に提出されている、こういう状況です。ですから、今後は広陵町のこれからいろいろな範囲もありますが、まちづくり条例について一層強化をし、条例化をし、強化をし、自身を持って進めていっていただきたい、このことについてどのような方向で今後対応していただけるかお聞きしておきます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

私も松野さんにいただいたこの報告書の内容を読ませていただきました。この内容の中に

も、その中止命令そのものも違法だということも書かれている内容の中で、大変リスクが多いんじゃないかという意味でさきの協議会での発言になったわけなんですけども、いわゆる今の現状のこの以前につくられました条例そのものは町にとって有益な条例となっておるんですが、ご指摘のとおりこの条例のそのものの中にも罰則規定は設けてはございません。そういう部分のことですとか、まちづくりの条例を今後町にとっても昨今の開発のやっかいな開発の手法をとってくる業者もいろいろいてますので、まちづくりの条例を整備するという方向では、する必要はあるんじゃないかなというふうには思っております。

それと、今宝塚の方でもそういう内容で、おっしゃるような内容で強行といいますか、宝塚市が正しいという方向で進まれておるみたいですが、その辺の裁判の行方もちゃんと見ていきたいというふうに思います。また、いい内容のことがあれば、またお教えいただければらなというふうに思っております。

議 長 12番議員！

12番議員 まちづくり条例を整備する方向をお持ちいただいているようですので、今後引き続き住民参加のもとで、また議会も含めて相談をし、進めていっていただきたいというふうに思います。

では、2番目に移ります。

現清掃センターの問題ですけれども、これについては地元と誠実に協議するということが一番重大な姿勢ですけれども、この取り壊しについてやっぱり一番大きな不安持っておられるんですが、勝山に視察に行ったときに、勝山では再度取り壊しをするという和解が成立した後で少しおくれたようすけれども、取り壊しをしているという報告、勉強させていただきましたんです。今回も、今度補助金もどんどん厳しくなってくる模様があるわけですけれども、これについて補助金あるいは交付金になるかもしれませんけれども、即決和解をしておいた方が双方にとって有利ではないかと。国とか県の方のそういう交付金をもらうという理由づけにも使えるのではないかとというふうに思いますが、即決和解の要望が出たときに対応していただけるかどうか、1点だけ聞いておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 即決和解の希望が出たときにどう対応するかということでございますけれども、町といたしましても十分検討をいたしまして、誠意をもって自治会と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 即決和解に視野に入っているということですか。はい、わかりました。そしたら、ぜひよろしく願いいたします。

では、3番目の新清掃センターについて質問に移りたいと思います。

まず一つですけれども、この前の説明のときに15年間の維持管理費について栗本であれば60億円ということで、それはそのままのむということをお聞きしているわけですが、これは以前に資料として出していただきました処理方式の比較表というのを手元に持っているわけですが、これは焼却の場合とかガス溶融化、RDF、それからRDF炭化処理方式で、この中でRDF炭化処理方式が一番安いんだという試算を出していただいているんですね。だから、RDF炭化いいんだよという説明ですから、そんなにいい加減な数字を出していただいたんではないというふうに思います。それによりますと、これは建設費が40億円、そして維持管理費、人件費も含めまして34億円ですが、余りにも60億円とは乖離し過ぎています。どうしてこのような状況になったのか。そして、到底60億円、企業の言いなりに、それも企業も60億円から52億円もあります。言いなりになるということについては、到底承服できません。この点についてどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、きのう発表ありまして、また3社に戻すということでしたが、1社の栗本だけの随契、この随契でやりますと栗本の言いなりになってしまうんじゃないかという不安が大変大きいわけですが、恵那の場合は広陵町の規模より少し若干大きいですが、本体が31億8,400万円という安い価格で建設をさせているわけですね。やはり、これは競争入札があったということでこういう事態があったということをお認識しているわけですが、随意契約には絶対に戻らないということをお約束していただけるのかどうかお願いしたいと思います。

それから、炭化性能指針なんですけれども、この炭化性能指針について資料欲しいということをお願いしましたところ、資料がないということで全然見せてもらうこともできなかったんです。なぜ炭化性能指針が見せてもらえないのか、とても不思議なんです。ないと、どうということなのか、もう本当にわからないんですが、それにつきましては、この前4社の比較していただいた表ももらいましたけれども、この中に炭化指針についての評価入れているじゃないですか。4社のどこいったかな。4社の比較、これかな。この中に炭化性能指針に基づく適否ということで、これは広陵町が適否を調査したんでしょう。そしたら、広陵町に資料があるはずでしょ。なぜその資料を隠さなきゃいけないんですか。理由を説明してください。

それから、総合評価、4社のときに総合評価がRDF施設の実績はあるものの、炭化については実績が乏しく、確立されたシステムがなく問題が多いというのがユニチカ、それから極東開発につきましては、能力について不安だと、いわゆる炭化炉の対応、ガスの挙動等について判断を難しい、こういう会社をまた再度含めるんですか。それで、先ほどの説明では、炭化のところについてうまくいかなかったらRDFの形で引き取ってもらおうということでした。とんでもないです。うまくいかなかったらというて、もしかして爆発事故でも起きたらどうするんですか。それだったら、まだRDFだけに戻すと、炭化はしないという形であれば、まだそれはそれで筋は通ってるかと思うんですが、全く筋の通らない話じゃないですか。そしたら、長年かけてどうしてこの4社のこういうのがつくれたのか。今までの蓄積がゼロになってしまう、そういう内容じゃないですか。それについて炭化炉について再度どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、性能指針、出してもらえるかどうかですね。さらに性能指針について言いますと、これ、あるコンサル会社の内部資料なんですけど、入手しているわけなんですけど、もう大変な問題だなあというふうに思っております。あるコンサルのいろいろと調査された中身なんですけれども、この炭化性能指針との整合性は、当初は条件されてなく、今回追加になったんだということで突如出てきたんですね。これは、最終の段階ですか。日程で言いますと、これについては、12月22日の部分の仕様書、見積もりの部分で出されたんか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

さらに、この炭化指針について、この企業の報告書を見ておきますと、炭化性能指針案の整合については、奈良県を通して広陵町が入手した同指針案に基づいて広陵町の判断で行われたものである。当社は同指針については広陵町より取り扱い注意とくぎを刺されていたので、再見積もりの仕様書には同指針と整合させるような記述はしていない。どういうことなんですか。炭化指針、なぜこんなに極秘にしなきゃいけないんですか。一番安全性、危険な部分でしょう。それをこんなにふたをして、どうして皆さんに安全だと、それもまた炭化について不安だということのを元に戻して入札なんて、だれが町民納得するんでしょうか。説明してください。

さらに、今回の見ておきますと、この変更をされたのが、それからコンサルが途中で変わっているんですけども、何年の何月何日から何年の何月何日までがどこのコンサルで、新しいコンサルは何年の何月何日から新しいコンサル、どこに変わったのかということと、変わった理由を明確にしてください。

それと、先ほどの、ちょっと話が前後しますが、3社の戻すとおっしゃいました。そして、仕様については、先ほどのRDFでも引き取るというのを追加するだけとおっしゃいましたが、仕様書を変えなかったら、あとの二社は入札に参加することできないんじゃないですか。といいますのは、コンサルの方の調査によりまして、滋賀県の下水汚泥の炭化施設を実績として説明してきたけども、それはごみ実証施設と条件づけされてる、指針はあくまで案となっていることを考えると、今までどおり下水施設の実績で可能と判断する。最初そうされていたんですけども、それが指針を導入することによって、これに合うのは町の方が発表されたJFEと栗本だけです。それから、もう一つ、ごみの燃料化施設、炭化施設の教育を1カ所で行うっていうこと、施設を事前にこの仕様書の中に書いてるんですよ。教育機関は、受注後町の職員が試運転開始までに、ごみ燃料炭化施設の運転技術を十分取得できるような必要期間、受注者の稼働する施設などに派遣し、教育、指導を行わなければならないということを新しい最終の仕様書に書いてるんですが、その前の説明によりまして、この分について行えるのは1社しかいない。施設を分割した教育でも認めるといことを言ってるんですね。そのように厳しくしていったら、栗本1社しかできないという条件になってしまうんです。そしたら、どう考えもこの仕様書に沿ってやろうと思ったら、どれだけ業者をふやしても栗本だけっていうことになってしまうんじゃないでしょうか。その点について、納得できる説明をお願いしたいと思います。

とりあえず、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 たくさんご質問いただきましたので、順を追って回答をさせていただきたいと思います。

まず、15年間の維持管理費60億円というのは、この前もごみ問題特別委員会でご説明を申し上げました。これは、RDF炭化施設とリサイクルプラザ両方合わせた維持管理費でございまして、これを町が認めたというものではございません。各社が、この町が要求しております発注仕様書に基づいて設備をした場合に、人件費を含めてどの程度の費用がかかるのかということ、例えば維持補修費、それから灯油使用料、電気代、水道代、下水道使用料、もろもろの経費を含めた15年間の経費を積算をして出してくるようにと、見積書を徴収してまとめた数字でございまして。

60億円を町がその維持管理費を保証するというものではございませんので、町といたしましては、実際施設ができ上がりましたら、それらの内容をもちろん精査をいたします。そ

の中で、適正な価格というのは出てまいりと思います。見積もり仕様段階で出されました数字を上限として、今回入札する場合も、その金額は自社が見積もった数字でございますので、それを越えた数字が出た場合は保証していただくという確約書を提出していただいて入札に参加していただくということでございます。60億円を町が払いますという意味ではございませんで、これが50億円になれば50億円の範囲内でやっていただくということになるわけでございます。

以前の議会に出ささせていただきました資料、RDF炭化施設が40億円で資料を出ささせていただきます。それから、維持管理費等におきましても、34億2,500万円という数字で報告を申し上げます。これは、RDF炭化施設のみでございます、リサイクルプラザの数字はこの中に含めてございませんので、今回の60億円の中にはリサイクルプラザの人件費、維持補修費、維持管理費がすべて含まれておりますので、同じ比較をしていただくとお話がおかしくなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回入札を行いますのは、再入札でございます、同一条件をもって発注仕様についても変更いたしません。それで、予定価格も前回の入札のときと同じ条件で入札をさせていただきます。それで、以前に2社に絞ったときの説明の中で、他の2社については炭化炉の部分で若干の不安があるということでご報告を申し上げ2社に絞った理由を説明を申し上げます。RDFの部分については、その資料でも出ておりますように、性能指針、RDFの性能指針もございまして、炭化炉の性能指針もございまして。それに適合しているかどうかというところを申し上げて、4社についてはRDF部分について適合している。RDF炭化施設の部分については、性能指針はまだ環境省の方で公表をされておられませんので、確定したものではございませんが、県を通じて原案を入手いたしましたので、それをもって確認をさせていただいているものでございます。炭化炉性能指針については見せられないものではございませんので、後で見ていただいたら結構かと思ひます。担当者の方が見せないとおし上げたのかなあと思ひますので、私の方は今現在も手元に持っておりますので、ごらんいただければと思ひます。基本的には、焼却施設、あるいはRDF施設の性能指針と同じような表現でございまして、特段変わったことが書いてあるわけではございません。いわゆる実証が行われたかどうかというところを見ていきますと、実証の部分で若干問題があるということでご前の報告をさせていただいたわけでございます。

それから、これは3社で入札をいたしますので、現在のところ3社指名競争入札で進めるということでございます。今の段階では、3社入札で、指名競争入札でございますので、そ

ういう決定をいたしております。

それから、コンサルのことをおっしゃったんですが、コンサルが途中で変わったという意味でおっしゃっているわけですが、環境工学コンサルタントと契約をいたしました。それは、古寺区と基本合意を締結をしていただいた後に、この新清掃施設の建設準備にかかのために環境省に整備計画書を提出しなければなりません。その作業をしていただくのに、環境工学コンサルタントと契約をさせていただいて、14年度、15年度で作業をしていただいたわけですが、作業は15年度で終了いたしております。新しい施設を発注するに当たりましては、通常世間では整備計画書を作成していただいた業者が施工管理も続いて担当するというのが常のようですが、最終的に町の方で議論をいたしまして、設計施工で進めますこのプラント事業でございますので、コンサルの力をかりるのではなく、ほかの方法で、いわゆる専門家のご意見をお聞かせいただいたり、あるいはその職員が直接施工管理に当たる、その支援をしていただく財団法人、環境省の認可の財団法人でございますが、日本環境衛生センターからご支援をいただくということで、大幅な経費の節減が図れるということで判断いたしまして、本年度日本環境衛生センターと契約をさせていただき、コンサルタントをお願いをしていないというのが実情でございます。相当安く……今年度です、この入札前に、前入札の前に契約をさせていただいております。ちょっと正確には今お答え申し上げられませんが、前回の入札が2月でしたので、1月に契約できていると思います。正確な日はまた後でご報告申し上げます。本当は、7,000万円から8,000万円という数字を示されるのが常でございますが、ほぼ1,000万円余りで技術支援ということで職員の応援をしていただいて、いい仕事をしていただくために日本環境衛生センターの力をおかりするということをいたしました。そういった面で、経費の節減にもつながられたというふうに思っております。

それから、下水道汚泥というのはどういう意味でおっしゃったのかわからないんですが。ただいまおっしゃいました下水道汚泥を実証施設として提案をしてまいったメーカーがおります。下水道汚泥、滋賀県の湖南中部というところの県の流域下水道事業の汚泥処理施設で汚泥を炭化してるところ、機種選定委員の先生方にも見ていただきました。技術としてはしっかりしていると思うんですが、この炭化炉性能指針を見ますと、ごみをもって炭化しているという実証が少ないというところで、前回の報告で2社の中に入らなかったということでございます。教育訓練は、ごみ固形燃料化施設プラス炭化でございます。それと、リサイクル施設でございますので、全部を一連して作業をしていただくというところはなかなか

いわけでございます。恵那市の施設でありましても、リサイクル施設は併設されておられませんので、それぞれ分散して教育訓練をお願いしなければならないといふふうに思っておりますので、それは最終的にプラントメーカーが決まりましたら、どこでどのような形で教育をしていただくか、相談をしていきたいというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 それは、その前の条件であって、最終的な仕様発注には、受注後町の職員が試運転開始までにごみ燃料化施設の、炭化施設の運転技術を十分習得できるような必要な期間、主な1年間、受注者の稼働する施設などに派遣して教育指導ということで、これは一連の流れになっていなかったらばらばらになって、そんな勉強をしたって、そういうシステムが変わってしまいますから無理です。だから、それについては、そういう形に変えたんじゃないですか。前は分割でもいいと言ってたのを、分割じゃないですよ、最終仕様は。だから1社しかできないんですよ。それについて再度お聞きしたいと思います。

それから、コンサルの方なんですけれども、何かトラブルがあったんですか。町の言うことを聞かないからやめさせたとか、そういうことがあったんですか。というのは、コンサルの方は知らないうちに全然自分の方に相談がなくなっているというようなことを書いてるんですね。これは、コンサルの方は……待ってくださいね。コンサルの方は、再見積もり仕様書についてコンサルは12月の中旬に最終納品を完了しており、発注12月22日するまでに空白の期間があって修正したのは町なんだということなんです。これを見ると、今のよりももう少し長い期間にかかわっていたのかなというふうに思うわけです。そして、各社から提出された質問内容の回答についてもコンサルで判断しかねる質問内容については町の判断にゆだねるものとして回答を行ったということですが、いろいろ書いてるんですけれども、後づけの問題とかいろいろありますが、16年12月中旬の最終納品を機に当社は全く除外されており、最終に仕様内容の変更予定価格の決定、指名業者の決定についてはすべて町サイドの判断で行われたものであり、当社は一切関与していないのは明白であるという内部資料なんです。ですから、今、説明いただいたのは、15年度ですから、16年かかってないでしょ。ちょっと、だからその辺でトラブルがあって、この行き違いがあって、こういう食い違ってばらばらの状態になってるのかなあというふうに言わざるを得ないんですけれども、だから町の説明によれば1年間の空白があるわけですね、コンサルの。どうしてそういうような空白があったのかなと、大事な時期に、思うわけです。その認識もコンサルとは一致していない、こういう状況があるわけですね。だから、町の方の言うことを聞かないからこう

いうことになったのかなあというふうに、町の方がそのようなことを言っているのかなというふうに勘ぐられても仕方がないなというふうに思いますが、再度コンサルの契約についてお聞きしておきたいと思います。

それから、条件の変更なしで入札したら、やはりほかのメーカーについては本当に応じることができるかどうかということは大変不安、不確定な要素になっているという事実を指摘しておかざるを得ません。また、1社だけになってしまう可能性も指摘しておかざるを得ません。そういう場合にどうされるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、J F Eの入札の辞退届なんですけど、何でこれをここまで隠さなきゃいけないんですか。説明したことでしょ、全協でも。ところが、ほかの議員も、吉田議員も請求されていたそうですが、私もこのJ F Eの辞退届を欲しいということできのう言いましたら、下で見てきていいですということだったんで見に行っただけですね。そしたら、監理課の方には2枚あったんですわ。上表紙と中身と。で、1枚は監理課長の方にあてと、広陵町役場監理課だれだれ様ということになってるんですけども、そしたら読む途中でこれは見せられないということにとられてしまったんですね。聞きますと、これは個人へあてた文書、私文書だから出せないということなんです。情報公開の観点から言って、広陵町役場の監理課のだれだれ様あてって言ったら、明らかに公文書じゃないですか。それも、これから個人情報保護条例もつくって、公開条例、もっとしっかりと活用していこうというときに、こんな認識で審議が本当にできるのかどうか、それすら不安に思います。

おかしいなということで再度お願いしましたら、コピーくれましたけれども、でも、私も読んだ文書とどうなんやろうと思ひまして、そしたら吉田議員の方がJ F Eの方に電話されて、再度その文書送ってほしいということで電話されたら、そのときはすぐ送りますと、きょうですけども、言ってはったんです。それについて、すぐ送ってくるかなあと思ったら、町と相談したんですね、多分。先ほどは電話で失礼しました。お電話にして文書控え、ファクス申し上げる旨回答させていただきましたが、私信につき電子文書の保存がございませんでした。まことに申しわけございませんって書いてるけど、同じ森川部長が言ってる私信と同じ言葉使ってる。相談したんですね、多分ね。そこまで何で隠さなきゃいけないんでしょうか。もらった文書もすごくそこまでされると不安なんですよ。きょう行ったときに、見せてください、一生懸命文書探してはるから、監理課に2枚あるからって言ってるんですけども、それはシュレッダーでもう破ったって言うんですわ。ほんで、コピーしたのを出しますということでコピーが出てくる。その後も、再度こんな形で私文書やと、会社の方にも

言わせてる。これ、もう信用できへんですわ、この文書は。ですから、ほんまもんと違いますか、そしたら監理課の方でシュレッダーにかけたんやったら、監理課がほんまもん持つてるんですからねえ。もう何も信用できません。何でこの辞退したのかということ明らかにし、なぜこのような扱いになるのかということ明らかにしてください。もし、このJFEからのこの文書、私信だったということを書いてますから、もし私信だったらとんでもないことですよ。会社の仕事の業務の内容、重大な契約内容について職員が個人で私信をやり合ってる、これはもうとんでもないことになりますよ。その点についてどうするんですか。こういう私信だったら役場で公開文書なくなっちゃいますよ、ほとんど。それについて情報公開とあわせて、その角度からも説明してください。

それから、まだです。それから、3社に戻すというときですが、前全協で説明されましたね。そのときに、ある議員が、極東が怒るのは当たり前だと。3社でやったらどうやという発言されてるんです。もし極東に戻したら、3社にしたら、議会の議員とどうなってたんやと疑われることにもなるんですよ。いいんですか、それで。その点についてお答えください。

それからもう一つ、きょう奈良新聞で記事が出ました。3社で指名競争入札をするという記事ですね。私、お昼に県の共産党の今井議員の方を介して県の方どう対応して下さったんですかということ聞いてもらいました。そしたら、県の方は、1社になったという報告を受けたときは随契はもう慎重にしてくださいよという指導はしましたよと、しかし新聞のような指導はしてません、こういうことなんです。ここまで議会の欺くんでしょうか。このような形では、到底議会はだれもこの3社に戻した指名競争入札は受け入れることできません。白紙に戻すのが当然です。白紙に戻してください。お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 入札の辞退届の内容で今ご質問ありました件でございます。

2枚ついておまして、1枚は私の判断で、一、JFEの会社の係のイケモト氏から私どもの監理課の係長あてに送られた文書でございます。それはあくまで私文書として私たちは公文書でない旨の受け付けもいたしませんでした。これがコピーでございます。そして、2枚目の文書は、これは入札の辞退届であると。これは、明らかにJFEエンジニアリング会社大阪支社の支社長から広陵町長あてに辞退届が送られて内容でございます。これを公文書としてしっかり直しております。そういうことと、それから先ほど松野議員がおっしゃいましたJFEに電話をかけたのではないかと、こういうようなことでございますけれども、私は一切電話はしておりませんし、相談も申し上げておりません。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 教育訓練の問題につきましては、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。

それから、コンサルタントの問題は、議員が手元にお持ちの報告書というのは、だれがだれにあてた文書なのか明らかにしていただければと思います。

コンサルタントは、16年3月に契約が終わっております。ただ、そこで上がってきました成果品に基づいて、町も作業を進める中でいろいろと質問をしなければならない事項もございますので、そういった部分については環境工学コンサルタントのご協力をいただいて作業を進めておりました。環境省の内示がすぐにでも、4月にでもあれば、新たなコンサルタントを選定をいたしまして作業を進めるということになるわけでございますが、町のいわゆる都市計画審議会の決定等環境省の補助内示がおりる状況ではございませんでしたので、その間空白が出てまいったわけでございますが、実際発注できるように作業を進めた上で、今回発注ということに、内示を受けて発注ということになったわけでございます。

それから、新聞報道のような事実というのは、環境省、県の廃棄物対策課に私も出向きまして相談をさせていただきました。

まず一番の問題は、環境省の補助金の内示が取り消されるのではないかと、いわゆる3月中に入札を執行しなければ環境省の補助内示の取り消しということになりますと、17年度からは交付金にかかりますので広陵町は補助の資格を失うというおそれがございますので、そのあたりを確かめにまいりました。基本的には、今までの作業の進め方からすれば、随意契約ということの選択肢がございますので、そのこともご相談申し上げました。環境省、廃棄物対策課の担当者が環境省に出向く、ちょうどよいタイミングでもございましたので、そのことを環境省とも相談をしてくるということでございまして、廃棄物対策課長も随意契約は好ましくないという見解を示されておりました。最終的には町の判断です。町が責任を持って、理由が立つのであれば随意契約もいいでしょう。ただ、社会情勢からすると、やはり競争性を持たず指名競争入札、あるいはできれば一般競争入札なんかも視野に入れて検討してくださいという指導をいただいたところでございます。新聞の、きょうの奈良新聞の記事を見て、県の廃棄物対策課長からも、このようなニュアンスではないというふうにおっしゃっておられます。私も新聞記事と県からご指導いただいた内容とのずれは感じておりますので、後日廃棄物対策課に出向いて事情の説明をさせていただくということで、きょう電話で課長にご報告を申し上げたところでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 1点ちょっとまだ漏れてた。このような私文書について情報公開条例の立場からどうなんだということ。

議 長 ああ、漏れ落ち。 総務部長！

総務部長 私文書でありますので、当然出す必要はないと判断いたします。

議 長 12番議員！

12番議員 とんでもない答弁だと思います。これを私文書であるというのであれば、職員について管理不行き届きですし、これから大きな不安を抱えるし、それから今の答弁によりましても、このような言うてないというような県のお話だったそうですが、私は新聞記事読んでも、町の説明どおりだなというふうに思いますので、とんでもないなというふうに思います。これについては、当然白紙に戻すべきだということを加えて強く言うておきたいと思えます。

では、まだ少し時間がありますので、介護保険の方に行きます。

介護保険の新しい部分については、詳細になりますので簡単に少ししたいと思うんですけども、先ほど支援事業なんですけれども、外出支援サービスなんですけれども、広陵町の中で、やはりこういう外出支援サービスの要望は大変強くて、そういう対応ができていないので、広陵町の方でやってほしいということなんです。皆さん、遠いところに頼まれたりとか、そこまではよくわからないんです。どこがどういう支援しててとか。それから、値段的な問題もございませう。そういう点で言えば、王寺町ではそのような外出支援サービス、お出かけサービスがあるんです。例えば、施設に入所されていて帰ってくるときに、施設入所だと介護保険の在宅の方が使えないので、車いすも使えないし、タクシー代は高いし、本当に大変なんです。そういう点も含めて、やはりこれは外出支援サービスは、従前から言っています、ぜひ誠実に検討をしていただきたいと思うんですけど、とりあえず検討する研究といたしますか、そういう方向をつくっていただけたらどうかお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございます。

年々民間の外出支援の事業者というのはふえてきております。町内も数カ所出ております。まだ周辺にも出てきております。いろいろな市町村の方、研究もしております。他市町村では、ボランティアとか建設業界がNPOの設立をしてサービスを提供されてるというふうな

ことでございます。本町におきましても、福祉ビジネスというふうなので研究をされておる団体がございます。我々町もその中に参画して、私、1月に研修に視察に参っております。そういうことで、官民の協力を得ながら進めていきたいと、このように思っております。この問題につきましては、策定委員会におきましてもいろいろと議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 ぜひこれから新しいところでは要支援とか介護1の部分については予防措置という形にされていってしまうような、大変不安な要素もあります。そういう中で、外出支援サービスは公的機関とか病院とか、そういう部分で充実していくことが大変皆さんの元気になってもらえる大事な問題になりますので、ぜひこれについては実現する方向でぜひ策定委員会で図っていただくように強くお願いをしておきたいと思っております。

では、もう時間がありませんが、もう一つそれでしたら3丁目の問題につきましては、これは前も言いましたけれども、4月のときに町長室の方で真美ヶ丘の議員4人行ってお願いをして、どっかの土地を売ろうかというような話までして、6月議会の中で答弁としては坂口議員に対する答弁が本当に後退した答弁になっていました。その後、再度私の方が質問いたしまして、皆さんの要望についてはまた公団と交渉できる余地があるので交渉するというのを町長言っていたんです。でも、その間何も行動していただけていなかったということになります。担当課の方でも話をしてくださいということで、話しますということをしていただきながら、口先だけで何も行動していただかなかったということは、大変町に対する、あるいは町長に対する大きな不信感でいっぱいです。もう最後、3月いっぱい当たってしまうというこういう状況ですが、ぜひ中3丁目の皆さん、本当に切実な要望で、そして小さい子供は目の届くところで今見ていないと大変な事態になる、危険な、子供が置かれてる事態が大変厳しい状況ですから、ぜひ町長、糸口をつくっていただくようお願いしたいと思っておりますが、最後一言よろしく、町長のご答弁お願いいたします。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定

しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 4 : 37 休憩)

(P.M. 4 : 51 再開)

議長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 それでは、最後の一般質問をさせていただきます。しばらく1時間の間、よろしくおつき合いのほどをお願い申し上げます。

まず、第1番目にパチンコ等規制条例を守る行政の責任と地方分権の認識についてであります。

松野議員からの質問の中で、この条例はまちづくりに大きな効果を果たしたと認識しているというようにありました。また、この問題については、条例の位置づけを明確にさせることがまちづくりの条例を整備する方向では必要だと思っている。一步踏み込んだ新しい認識が示されたとは思っています。そういう点で、この点についてはこの一般質問の通告用紙に書いてあるとおりですけれども、一つははっきりさせていかなければならないのは、この条例違反がなかったと言っている点であります。しかし、条例違反がなかったという認識は、あくまでもこれは正しくない。私はこの段階になって、条例違反の正しかったという認識は間違いだったということをもとに認めるべきだと思います。そのもとから、この条例の強化、まちづくり条例の強化が出発されるのであり、二律反するような認識を持ったまま、まちづくり条例の発展はあり得ないというように思うわけですから、その点について再度問うわけであります。

2番目に、安全で安心できる清掃センターの建設。この議論はなぜJFEが土壇場になって入札を辞退したのか。この不可解な流れを解明しない限り、安全な施設をつくるという入札の根本にかかわるところの問題が解決されないばかりか、保証を得られないというように考えるわけであります。結局は、町はみずから2社に選びながら、もともと排除した、町自身が排除した3社に再度入札を行おうとしているわけであります。この流れは、結局みずからRDF炭化施設の入札にかかわって、栗本が仕事をとりという流れのところからの矛盾ではなかったのかということを感じてなりません。そういう点で、この先ほどからの議論を一層深める必要があると思います。

3番目に、教育の充実についてであります。

昨年、総務委員会として学校訪問をさせていただきました。その場での少人数指導の充実と、さらに少人数学級への取り組みの問題をお聞きしたいと思います。

また、土曜日、夏休みの活動についても、町長の方針の中にも示されているわけですが、この点についてのさらなる取り組みが必要だと考える次第であります。

4番目に、交通弱者への一層の対策を必要としています。

奈良交通のバス路線の廃止を深刻に受けとめることがまず必要だということを改めて示したいと思います。乾議員と同様の質問になったわけですが、再質問をさせていただきたいと思っております。

5番目に、防災対策についてであります。

絵にかいたもちに終わらせないための防災計画、このことが今強く求められているわけですが、その大災害とは別に、個々の火災によって家を出された方々への備えも必要ではないのか。このことについての質問をさせていただきたいと思っております。

6番目に、幼稚園や保育所の保育料を第3子以降は無料化あるいは大幅な減額、軽減措置が必要ではないか。少子化対策の実態に迫る問題ではないかと思うわけで、質問をさせていただきます。

まず、1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 寺前議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めのパチンコ等規制条例を守る行政の責務と地方分権の認識についてでございます。松野議員のご質問とほぼ同様のご指摘かと存じますので、詳細は省かせていただきまして、現在条例及び指導要綱は適正に運用いたしておりますことを申し添えます。

2番でございますが、安全で安心できる清掃センターの建設をということで、多くのご質問をいただきました。入札のことについては、先ほど乾議員にも申し上げましたとおりでございます。処理方式を白紙に戻すべきとの質問であります。町最重要課題であり、今日まで処理方式検討委員会、機種選定委員会、生活環境影響評価委員会など専門家及び地元代表の方々にもご参加をいただき、また数多くの説明会、視察見学などを通じ、ご理解をいただき、基本合意に至ったもので、逐一議会にもご報告を申し上げてまいりました。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次、3番目は、教育の充実は教育長がお答えをいたします。

4番目の交通弱者への一層の対策をということでございます。

公共施設等の交通弱者に対する循環交通については、生活交通維持確保対策研究会でも多様な輸送手段を活用した成功事例を見据え、研究を重ねているところであります。こうした中で、以前からもご提案いただいております、快走するデマンド型乗り合いタクシーも福島県から展開され、現在全国では10カ所で運行されていることも承知いたしており、実態把握に努めているところであります。体の不自由な方々などの個々の日常生活に密着した交通手段の確保につきましては、現況での制度や施策ですべて対応できるものではなく、民間交通事業者による移動確保を願っているところでありますが、乾議員にもお答え申し上げましたとおり、民間活力によるコミュニティーバスや乗り合いタクシーの運行形態について研究をしております。

5番目の防災対策についてでございます。

地震対策の取り組みに対するご質問でございますが、昨年から地域におきまして倒壊建物からの救出作業を交えた防災訓練を実施しております。地震が起きれば、まず地域での助け合いが肝心となってまいります。そのための訓練を今後も地域住民の方々と実施するとともに、4月17日には町職員も動員し、防災対策本部設置における職員のそれぞれの役割も再確認させたいと考えております。

ハザードマップにつきましては、町防災計画を策定する際に防災アセスメントを業者に委託しており、ハザードマップに準ずる資料はございます。

今後も消防団、消防署と連携を持ちながら訓練を重ねていくことが大切と痛感しております。議員各位におかれましても、ご協力をお願い申し上げます。

また、被災者への支援活動は、日赤からの支援物資と町社会福祉協議会からの見舞金の支給を行っています。今回のように、少数の被災者の場合は、地域の多くの皆様によって支援活動を行っていただくことが地域の支え合いの必要性からも最も望ましいことであると思います。本町といたしましては、その地域あるいは全域にわたって多くの被害が発生した場合には、ボランティア等を活用して幅広く支援しなければならないと考えております。

最後の6番目でございますが、第3子以降の保育料の無料化、軽減化についてでございます。

町の保育料につきましては、年齢区分によることになっており、平成15年度実績では、国における保育料の基準額に対して約60%の保育料の納付となっております。また、第2子以降についても、保育料を半額とする減額を行っており、現行制度で進めてまいります。終わります。

議 長 教育長！

教育長 寺前議員の質問、第3番目になるわけなんですけども、教育の充実について。

まず、1番目として、少人数指導の充実についての質問でございます。

現在、各学校においては、おのおの教育目標を掲げ、学力向上のため精励しています。そして、確かな学力向上を目指す方策として、基礎的・基本的な学力を身につけさせるためにも、1学級30人を超えるところにおきましては、少人数学級編成制度に基づき、少人数学級の運営を実施しており、本年度も少人数指導推進のため、県費教員の複数加配を求めています。

また、少人数指導につきましては、町内すべての学校で、小学校では国語、算数、理科、生活科、中学校におきましては数学、理科、英語の強化で各学校の実態に即して実施しているところでございます。

続きまして、3番目の2番目の質問、土曜、夏休みの活動についてでございます。

子供の居場所づくりについては、平成14年度から学校週5日制が実施され、家庭や地域社会における子供たちの体験活動の場や、その充実を図ることが課題となり、本町では学校週5日制の実施に合わせ、土曜教室を開催しております。

平成16年度は、障害を持つ子供も安心して参加できるよう、関係機関の協力を得て実施し、大変好評でありました。

また、夏休みの活動としては、小学校図書室の開放を行っております。

今後も、学校、家庭、地域が一体となって、子供たちが休日を利用した方がより効果の大きい自然体験や社会体験などの機会をふやし、豊かな心やたくましさなどの生きる力をはぐくみ、健やかな成長の一助となるため、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、3番目の質問であります。子供と親の相談員のことについてでございます。

子供と親の相談員を配置し、いろんな相談に応じていますが、直接家庭訪問などの活動は行っておりません。学校支援として、児童や生徒訪問などの活動も必要なこととご指摘でございますが、現在学校では、児童・生徒となじみがあり、信頼関係のあるクラス担任や生徒指導担当教諭などによる家庭訪問を繰り返し実施し、不登校児童・生徒などをなくす努力を行っておりますので、学校現場での指導を尊重したいと考えております。以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 パチンコ規制条例の問題に入ります。

あくまでも適正に運営されているという認識を崩されないわけですが、この問題は2つに分けて認識を持たなきゃならないというように思うんです。

一つは、既に建築確認についてはおりています。これについては、既存宅地の状況から正當に建設されていると、こういう認識は当然であります。私たちもその認識を持っています。

もう一つ、それは当然町自体は、そのことも認識をしながらパチンコ規制条例をつくってきたわけであります。にもかかわらず、そのところの部分の理由に条例違反をしてないというのは、この条例の認識、あるいはもっと大きく言えば、先ほど部長はまちづくりの条例を發展させなきゃならないという認識と相容れないものなんです。なぜならば、パチンコ規制条例、広陵町パチンコ店及びゲームセンター並びにラブホテルの建設の規制に関する条例、これには、この条例において次の各号に掲げる用語の意義云々とありまして、第5号に建築という説明があります。この建築という説明が、建築物を新築し、増築し、改築し、または移転することをいうとあるわけであります。この建築というところの問題をいえば、第3条、町内の次の各号に掲げる地域または区域においては、パチンコ店及びゲームセンター並びにラブホテルを建築してはならない、こうなってるんです。明らかに、今回取り壊して新しく新築したというのは、この建築物を新築、増築、改築または移転することをいうという建築基準法の該当事項に当たるわけなんです。県の基準ではやれる、しかし町の条例では明らかに違反でしょう。なぜ条例違反でないと言い切るんですか。

そして、その次に来る言葉は、結局宝塚市の例を挙げて、裁判で負けている、だからそれを町が押し切っても負けるし、損害賠償を請求されるれば大変だ、こういう認識であります。それも正しいといえば正しいかもしれませんが、しかし、そうであれば、町が地方自治体がつくる条例すべてがだめになるという認識に戻らなければならないんです。町はもともとこの条例をつくる時、青木議員もいみじくも述べているように、上位法との関係については、自治体として覚悟を持って取り組んだ条例であります。

そして現在、地方分権活動が制定され、なお一層自治体のところでの条例制定権は強められているわけであります。グレーのところは確かにあります。それは、先ほど松野議員が言った宝塚市の条例制定権の一層の強化を求めた全国市長会が国に求めた内容であります。しかし、そのグレーのところを解決しているのが、今、地方分権一括法に基づいて自治体が大きく自主的な判断をしなければならないという立場に立った職員、専門的な職員を初め、公務員が先頭に立って努力している段階です。その努力している段階を否定する発言内容なんです。

まず、地方自治法第1条の2、ここには地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う、広く担うものとする、こういうのがあります。国は、そのために国自身の事務だけをやっていくように縮小していこうと、こういう内容が第2項に書かれてるわけでありまして。そして、この問題について、総務省の当時の自治省行政局行政体制整備室長のヤマザキさんが自書に書いているわけなんですけれども、これは2003年10月号の「自治研究」という皆さんもご存じの本であります。その中に、こう書いてるんです。99年の地方分権一括法制定までのいわゆる第1次地方分権改革は、国と地方の関係、地方公共団体の事務、都道府県と市町村の關係に基本的な変更を加えたものとされています。その具体的なあらわれが、地方自治法第1条の2、第1項における地方公共団体、先ほど読んだ内容であります。第2項では、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担うとして、その類例も書いています。これらは、その国の本来果たすべき役割を3つの累計に分けて書いてるんですね。国が企画立案し、国の代行者である中間団体としての都道府県が市町村の差配をすることによって行政を進められるやり方から、市町村が可能な限り、地域における事務を自己決定、自己責任により処理し、都道府県は市町村のできない事務を自己の決定と責任において処理する。国は全国的な統一が必要な事務を初めとする制度の企画立案者、また一部事務の実施者として自己の責任を負う関係になったとされている。これが、その「自治研究」で述べられている内容です。

国のやるべき一例ということはどういうことか例を、この法律の趣旨に例は挙げられているんですよ。どういうことかといえば、国がやるべき問題というのは、全国的に統一して定めることが望ましい。国民が諸活動もしくは地方自治に関する基本的に準則に関する事務の例として、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準などというふうにここにきちと書かれてるんです。この第1条、いわゆる地方自治法第1条の第2の2項に国のやるべき基準の事例が書かれてるわけなんです。こういうように大きく地方自治が変貌しています。

さらに、これは「議会人」ですけれども、「議会人」のこれは2003年の7月号です。これは、当然「議会人」ですから文型型社会が問いかける改革、こういう形でカワシマさんという方が書かれています。2000年4月の地方分権改革は、中央と地方の政府間関係を上下主従から対等協力へと置きかえることにある。我が国の政治行政を集権的体制に縛りつけてきた機関委任事務を根底から撤廃した。これは、市町の政治的位置を変革しただけにとどまらない。地方議会も審議、立法の分野で機関委任事務から解放された。その事務のせいで劣位にあったが、憲法上のあるべき姿に戻ったのだ。そもそも地方議会は云々というよう

に書かれています。

一方、住民の立場をかわり、席にも増す。分権型社会のキーワードは自立と成熟である。自治体の自己責任、自己決定が強調され云々というように書かれているわけなんです。また、分権型改革の第一は、前段階で改革がされてた議会の審議、立法機能をさらに飛躍させる云々とかというように書かれています。そして、この最後のところに、改革の第2は、みずからのルールづくりである。それぞれ自治体ごとに本来は組織、定員、職員制度などを定めるべきだ。法には従わにゃならないが、中央からの通達通知は事実的助言にすぎなくなった。自治基本条例が北海道ニセコ町でつくられて関心呼び始めているが、自主ルールの制定は分権型改革にとって欠かせない。これも「地方議会人」の中で述べられている言葉です。

こういうような状態の中で、私は先ほど部長は、いみじくも松野議員の質問の中で、まちづくり条例を整備する方向で必要だと思ってる、このように述べられている点は、その時点では方向性認識は私たちと一致してると思うんです。しかし、なぜパチンコ等規制条例に関して言えば、このことが逆転させられる。条例まで正しかったというんです。条例ははっきりとだれが見ても違反してるでしょう。県の基準の建築基準法は通った。これが正しいという認識で説明するのはいいけれども、町自体の持っている条例に正しいだと言いつける論理は、これは公務員として、あるいはまた専門家として恥ずべき発言だと思います。

これは、部長と担当職員の関係がどうなっているかわかりませんが、担当職員は、この内容を言い張っている状態です。こういうことについて正しいというのは、今条例を読んだ上に至っても間違いではないのか。再度、このパチンコ等規制条例の条文からいって、現在南郷に建築しているパチンコ店は、条例からいって違反ではないのか。なぜ正しいという認識が成り立つのか、条例から説明していただきたい、もし正しいというのであれば。私は、率直にこの条例についての解釈の誤りを認めて、今後新たな過ちを犯さない、その決意に立ってこそ、住民を守る公務員として、そして先ほど部長がおっしゃった、まちづくり条例の今後の展望が開けるものだと思います。再度この条例についての解釈はどうであったのかお聞きいたします。

それと、開発指導要綱が同意部分が削除されました。しかし、これは当然なくなっても町は同意を求めて指導を行ってるというように言っているわけなんです。そしてこれは、担当者も言っていたんです。ところが、今回開発が出された農地の転用に当たって、1件は12月末に同意しました。もう一件は、田原本に住んでる人がわざわざ移転をしてきて、当初その横に道などをつくる予定がなかった。しかし、今度新しく駐車場にする土地は、通学路を

はさむために、そのところを通過することは危険だ、こういう町の認識から、駐車場の進入路を新たにつくった。これに対して、業者は同意を求めするために電話をとったわけですが会えなかった。12月25日に現地で会って、その所有者は反対をしました。その後、一回も業者は来ていない。その間、新しい年になって、担当者に私は同意をとるべきだ、業者に同意をとるように指導しています、これがその返事だったんです。

ところが、整地を始めて、持ち主はまだ一度も来ていない、大変なことだ、こういう形で連絡があつてというと、指導はしているけれども、それは結局反対されたからやむを得なかったんだ。一度も、1回会ったきり業者から連絡もないまま、どうしてそんなことが言えるんですか。こういうようなところの問題に関していえば、松野議員と私の連名で業者の方に手紙を出しました。書留で出しました。どういように返ってきたかといいますと、弊社におきましては当該建築物について広陵町行政担当部署との事前協議等を行い、広陵町の指導の下、当該建築物を建築いたしております。また、建築中及び完成後におきましても、弊社といたしましては行政担当部署のご指導に従い、安全性の確保、環境の保持等の配慮に努めますので、上記云々の理解を求めますという内容です。しかし、実態はそうになっていないでしょう、現場では。土地所有者、買ってきた土地所有者は、既に業者からの話し合いはされ得ない。要望すら伝えられない。この点についての改善を指導する、業者に指導いたしますか。その2点についてお聞きいたします。

議 長 町長！

町 長 私から申し上げときますが、これはパチンコ条例が、建築してはならないものをあえて建ててるのではないかというようなご質問でございますが、我々の考えているのは、このパチンコ産業というのは不特定多数の集まる施設であります。サービス産業でありまして、業界が、やっぱり時代に即したスムーズなニーズに合った運営といいますか、店舗経営をなさるわけでございます。今回は、店の老朽化や経営破たんとか、いろんなことで次の人に店舗を譲られたわけでありまして、ここで内装はOKと。これが建築に当たるかどうかというところでございます。基本的には建物が老朽化しているわけございまして、さらに多くの人がお集まりをいただくわけでございますから、地震等災害等に備えた、公共施設に準じたような建物を建てにやいかんわけございまして、根本的に建物のやり直しをなさるわけでございます。これが改築に当たるかどうか、建築に当たるかどうか、新たな建築に当たるかどうか、この点が判断の対象になってるわけございまして、我々はその場所に、その施設が従前の機能よりも多くの台数を増やして大規模なパチンコ屋にするのではなくして、従前

機能に合致した施設づくりをするのであれば、建築行為は、改築についてはこれは認められるのではないかという担当者の判断を言ってるわけでございまして、宝塚が云々とかという話もありますが、それがためにというんじゃないしに、我々は基本的にはやっぱり町には条例があるんですから、新たな出店は認めない、これはやっぱり大原則でございまして、この場所については限られた制約があるものと、そのように認識をいたしているものでございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 あと、開発の同意の部分でございまして、担当のといいますか、都市整備部の方には近隣の同意を求めている過程の報告が業者の方から来ております。ご指摘の方については、12月10日と12月26日に現地で立会されたという部分の記録がございまして。その方が、最近宅地を求められて、突然駐車場になったということで、駐車場が横に来るということで反対をされてるという内容のものでございまして、町といたしましては、開発の指導の中で全員の同意を得るようにしてくださいという指導は引き続きやっております。その中で、パチンコ店さんの方の提案としましては、一つは、いわゆる今ご指摘のように、通学路をはさんでの駐車場ということもありまして、現在の本体の敷地の北側にどうやら借地を求めているという現状のようでございまして。ただ、その転用の部分が日にちが掛かりますので、今すぐというわけにはいかないが、自分とこの店舗の使い勝手の部分もあって、道をはさんだ駐車場より同一の敷地内での駐車場にしたいという思いも持っておられます。なるべくなら、そういうふうに使ってくださいと。そうすれば、通学路への支障もなくなるというこちらの思いもそのパチンコ店さんには話をさせてもらっております。

そういう中で、まだ今その方の同意は得られなくて、その他の全部周りの人とか地元には同意を得られたという状況でございまして、その同意が指導の中で100%あらなければいけないという部分の規制もできませんので、そういう方法で解決してくださいという改めて指導も行っているという現状でございまして。以上でございまして。

議 長 6番議員！

6番議員 この答弁に関して町長みずから違反してるかどうかの点について答弁をしたわけではすけれども、建築に当たるのかどうかという点の認識で言えば、行政に携わる専門家としてですよ、これは当たるという認識を持たないでどうやって行政、条例、法令を執行していくんですか。私は言ってるでしょう。建築基準法上で言えば建築できると、そんな前提で行うのは危険なんです。だから、私は少なくとも担当部局でどういう議論をされたか知りませんが、この決定は誤りだった、これからこういう条例、条例に対しての認識を改めて

いく、そして議長がおっしゃったように、地方自治体を取り巻く情勢の進化については、もうその方向で進めていく、こういう反省がなければ取り返しのつかない事態を結局これから持っていくことになるんです。確かに町は、条例と上位法との関係で悩むことが多いでしょう。しかし、それは、各自治体が考えて、そして先ほど宝塚市は、まちづくり条例研究報告書、これだけの分厚いものがあります。パチンコの歴史的な内容も書いてます。そして、町長は、一業者と言っておられますけれども、パチンコやラブホテル等は風俗営業法に関係してるんです。それは、特別の法律なんです。そういう特別の法律で囲われた業種なんです。それを公共的な施設と同様な認識で建物が危険だから新しくするというような認識はとんでもない話なんです。だからこそ、これだけの報告書、町長後でこれコピーして本当に読んでいただきたいと思うんです。こういう中に、パチンコの歴史とかそういういろいろ書いてます。射幸性をあおる問題点やその他も研究されています。本当に素晴らしい内容です。結局は、住民の暮らしを守るという点で自治体が独自にどうするべきかということを考えている証拠なんです。これは、別にこの市が進んだところかどうかじゃありませんよ。普通のところですよ。宝塚市の普通のところですよ。自分たちの地域の特性を生かして、こういう内容を研究されてるんです。

再度お聞きしますが、私は町長は建築に当たるかどうかということをおっしゃっているわけですが、建築に当たるのは明白なんです。建築という用語の定義でもう一度言います。建築物を新築し、増築し、改築し、または移転することを言うところなんです。建築基準法です、これは。その基準法にきちりとあるんですから、事実この条文の趣旨は、今パチンコ店を建ててるのは建築だ、間違いないと思いますが、公務員として率直に、そしてまた法、条例を守る、特に町長は条例を守るべき立場の執行者としてこの解釈について再度お聞きいたしますので、答弁をお願いします。

それから、同意については、現地で1回しか会ってないんですね。12月26日ですか。それで、横に駐車場についてどうこう言っておられるんじゃないんです。家の横に駐車場に入る道路ができて、これは大変だということで業者に文句を言っておられるんです。ですから、もう一度行政として業者に、その方に連絡し、お会いするように、そういう指導をしていただけますか。以上です。

議 長 町長！

町 長 私はパチンコの規制条例を、その他のゲームセンターとかラブホテルとかいろいろあるわけですが、新たな施設づくりは広陵町には招かないと。新たな施設づくりは

させないということは守り続けたいと思っています。これはやっぱり条例があるんですから、守る。しかし、既存店につきましては、そのまま老朽建物でもそのままどうぞ続けなさいと、もう新たな改築を認めないということではないわけでありまして、しっかりと安全を守るためには、やはり建築基準法があるんですから改築をしていただく。これは、私は担当者から改築に値すると、このように聞いておりますので、この場合は許されると、このように理解をしているところでございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 指導の部分につきまして、私先ほど2回と言いましたけど、3回接触してはりますね。それで、本人さんとそういう意思が伝わってないという部分があるのでしたら、これは私どもの方の指導の中で相互の理解を深めるようにという指導そのものは、別段そういうことはどんどんやっていくという方針ですので、それは承った以上やるということでご返答したいというふうに思います。

議 長 6番議員！

6番議員 改築に当たるとおっしゃったわけですから、これは改築です。先ほども述べたように改築です。そういう点では、改築に当たるということは条例に違反してるっていうことですので、認識はそういうことでとってもらいたいと思います。

それでは2番目に、新清掃センター問題について移らせていただきたいと思います。

この問題について、先ほど当初述べたように、なぜ突然JFEがおりたのか。この問題について、これは当然重大な問題だと思います。それは、今までの過程から言って、慎重に慎重に町は取り組んできました。まず、機種選定については専門家を集める。そしてさらに、入札の方法についてはまた専門家を雇い入れて検討する。二重三重に慎重な態度で臨んでこられたわけです。ところが、突然一晩にしてこれだけ慎重に行ってきた中身が崩れ去ってしまうわけなんですね。結局、なぜ崩れたのかという問題があるわけですから、この問題については本来議会で解明しなきゃならない重大な性質を持つてると思います。ところが、先ほどの議論の中で、まず一つは価格の問題について。まず一つは、4社を2社にして、そしてだめになったから3社にしたというところの矛盾の問題は先ほどからいろいろ述べられています。そして、その過程の中で重大な問題があったわけでありまして。それはどういうことかといえば、多分事態の一つ一つに関係しているんだろうと私たちは思っているわけですが、まず単価処理施設の性能指針の取り扱いの問題について不明確な問題があったんではないか、こういう認識を持たざるを得ない流れがあるんです。それは、結局はどれほど

の価格が必要なのかという点で、山村部長は価格の問題についてリサイクル施設の部分については維持管理費は入っていない、こういう認識でおっしゃっています。しかし、この町が検討結果報告書、15年9月です、報告書にあるんですけども、ここで吉田議員と山村部長と書類を見ながら矛盾点について論議していたときに、使ったのは町が出してきた、これ以前の内容のもんなんです。それ以後に出てきた内容はこうなってるんですね。

ごみ燃料化処理施設。ごみRDF炭化処理方式、こういう形で施設建設炭化平均値、ごみRDF炭化処理施設約33億5,000万円、これを修正して40トン当たり直ると32億5,000万円。そして、リサイクル施設は修正補正をした後9億5,000万円というようになってるんです。これは報告書ですよ。その後、施設維持管理費、施設運営単価、約2万5,000円。そしてこの中にはリサイクル施設を含むと書いてあるんです。

運営単価には、ごみ処理施設運営管理費、人件費、役務費、資源化物の処理、運搬費も含む。点検補修費に加え、収集運搬及び最終諸理費も含まれているとなってます。これは、報告書にあわれてる内容なんですよ。ですから、もっといえば、業者が出してきた見積もり、そして再見積もりを提出した後の内容については、結局はひどく高いものになっているということはこの流れからも明らかなんです。にもかかわらず、なおJFEは辞退をしました。なぜ辞退をしたのか。そういう点では、これが現設報告書、2月15日になってるんですけども、この中で松野議員も先ほどおっしゃった内容ですけども、再見積もり発注時に添付されていた炭化施設等確認事項及び炭化施設性能指針（案）については、町の判断で添付されたものであり、コンサルには一切の相談もなく行われてきた。そして、その後最後ですけども、炭化施設指針の整合については、奈良県を通じて広陵町が入手した同指針案に基づいて広陵町の判断で行われたものであり、当社は同指針については広陵町より取り扱い注意とくぎを刺されていたので、再見積もりの仕様書には同指針と整合させるような記述はしていない、こういうような内容があるんですね。だから、見積もりの後、結局2社に絞って再見積もりを出させた。そのときに指針、この指針は当然出されているんです。しかし、この述べているところでは、くぎを刺されたので再見積もり仕様書には同指針と整合させるような記述はしていないと、こうあるんです。JFEがなぜ怒ったのか。私は、こういうところにも一つの原因があるんじゃないか。あるいはもっとあるわけなんですね。先ほどの指導員、いわゆる指導員を、これは発注仕様書30ページに運転技術を十分習得できるような必要期間、おおむね1年間、受注者の施設などに派遣し、教育指導を行わなければならない、こうあるらしいんですね。

ところが、私は最初の発注指針、ここにあるんです。これは15ページです。これやで。これ、15ページ。これ、ちょっと15ページと30ページの関係わかりませんけれども、ここには非常事態など作動したとき云々があって、また運転員に徹底した教育訓練を行うことと、こういう内容だけがここに書かれてるんですね。これはわかりません。これは15ページです。じゃ、これ30ページにも書いてあるわけやな。だから、要は同じものだそうですけれども、ここに書かれている内容について、要はメモで栗本1社しかこれはないじゃないかと。そしてその後に書いてるんですけれども、これはメーカーの責任でもあるかもわからんと。実証施設でもいいというような形で言えばよかったにというような記述の部分もあるんですけれども、こういうところの部分で何かが起こった。JFEが辞退したという理由の中身はこうなってるんですね。正確は、これはわからない。これは個人ですか。

これは、監理課荻本係長様。で、大阪支社管理プラント業室イケモト。入札辞退届のご提出について。こういう形で来てるんですけどね。社内規程及び建築経済性評価の良好な結果が得られないなどの理由によりと、こうなってるんですけれども、この社内規程というのは、役員会決裁事項、直近役員会開催予定3月2日。こうなってるんですね。だから間に合わないだと、一つは。もう一つは、建築経済性評価の良好な結論が得られない、こうなってるんですね。プロのやるべき仕事じゃないでしょ。得られなかったとしても、本来2名入札されて指名されてるわけですから、負けたとしても高い価格で入札入れるのが当たり前のことではないでしょうか。辞退するというのはよほどのことがあるからです。どんな業種でも入札で負ける事態あるんですから。一方が60億円で来れば、私の方は結局は80億円かかったと。これで入札が成立して落札できないだけの話なんです。にもかかわらず、このような事態に陥ったのはなぜなのか。これには非常に複雑な私は経緯が絡んでるとしか思えない。私も教えてほしいから言ってるんで。しかし、先ほどの経緯から言うと、再指針のところの部分があるんじゃないかということを私は先ほど言いました。結局、先ほどの文書の中で述べたとおりなんです。コンサルはもう一度言います。広陵町の判断で行うのどうのこうの、当社は同指針については広陵町より取り扱い注意とくぎを刺されていたので、再見積もりの仕様書には同指針と整合されるような記述はしていない、こう言ってるんですね。だから、再見積もりのときに出てきてびっくりしたんでしょう。これは想像ですよ。わっ、こんななかったのに。町は結局栗本にとらすつもりかというような判断をすれば、こんなもともと負けるような入札になぜわざわざ参加せんなんのんで。辞退せえ、辞退、こういうような形に、これはまんがですよ、なったのかというような想像も働くんです。想像ですよ、これは。

こういうような状態の中にあつて、これは事実かどうかわからないですからいいです。しかし、いや、これはここに書いてるとおりのこと言ってるんですよ。だから、こういう経緯の中でなお3社にするというところに問題を私は次に指摘したいんです。町は3社から4社にふやし、4社から2社にして、そのだめだったところがもう一回復活させるというところに町の矛盾が露骨に出てるんです。それは何かといえば、RDF炭化という施設が業界全体には受け入れられてない施設なんだということを証明してるだけなんです。結局は栗本1社しか残らなかったでしょ。これではもともと町の機種検討委員会を行って、そして時間をかけて何とか検討委員会を行って……こういうような状態をとりながら、なおこういうぶざまな結果になっている。私はこういう中に、結局当初からこの問題点が最初からあったと、こう談じざるを得ないんです。結局、何回も言うわけですけども、センター処理方式に関する報告結果、この中でもどうなっているかといえば、もうあきれるような内容、再確認をすることだけになるわけですけども、地域住民の要望に関するごみ焼却場施設適合性、地域住民の要望のうち第1節の述べた排ガス、第2、夜間は施設を稼働させない、4は、4となっておりますね、これ、4は煙突高さは低くするの観点において、ごみ燃料化処理方式の2方式に比べてより適性かつ現実を考えるのは云々、これはもう完全に当初も何回も私たちは言ってますけれども、これだけの検討委員会を設けてるのに、検討委員会を設けなくてもわかる機種選定になってるんですね。なぜこれだけ込み入ったことをしているのか。こういうような内容の結果報告がさらに、そのもう一つの結果で今度は3社を選定した。あれは何やったかな。3社を選定した。3社を選定して町は独自に4社にして、そして最終結果2社にして、1社がおりた。結局は、検討委員会というのは何だったのか。そう言わざるを得ないんです。2回、2種類の検討委員会は一体なんだったのか。こう言わざるを得ないわけなんです。こういうところにこの問題点があると思いますけれども、まずお聞きしたいのは、そのリサイクルの含まれているという認識、まだ間違っていないですか。そしてもう一つ、こういう慎重に慎重を重ねてきた結果、この事態になった責任、町長はどのように感じておられますか。この2点、最後お願いします。

議 長 町長！

町 長 力強く熱っぽくお話をいただきまして、いろんな文章出回ってるので参考になされてご質問をいただいているのではないかと思います。コンサルは何も知らなかったとか、そりゃあどのコンサルが言うてんのか知りませんが、実に後でいろんな資料をいただいて、我々も研究をしていきたいと思います。基本的には2社をお願いしたんです。お願いした2社が

しっかりと入れていただきたいというのが、私たち、辞退された会社を本当にもう心配かける会社やなど、もう私は思っています。値段を設定をして事前に予定価格を公表しております。厳しい内容やったかもわかりませんが、この2社を選定して、この会社しかないというふうにお選びをさせていただいた。にもかかわらず、入札が不成立に終われば、また新たに先生のお選びをいただいたよりも、二重丸も丸も三角もいろいろあったわけですが、こういうお方に競争をして、その方を選択をしたということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 寺前議員がお持ちの文書は、だれがだれあてに書いたのかまずお教え願いたいと思います。

リサイクル施設を含むと申しますのは、全国の施設の実態調査をいたしました。施設にはいろいろな構成がございますので、RDF施設だけのところもあれば、リサイクル施設を併設している、粗大ごみ処理施設を併設しているといろいろな施設がございますので、そういったものを区分できないので、リサイクル施設も含んでいるという記述を書いてあるだけでございます。明快にどの施設も組み立てが全く異なりますので、そのような表現で誤解を受けないようにということで念のために書かせていただいております。

それから、JFEが辞退したという理由につきましては、コストが合わないということをお申しております。しかし、ただ我々が電話でも担当の営業課長と事前に連絡もございましたし、ぜひ入札を成立させてほしいという趣旨のことも申し上げました。あまり言いますとこちらが誘導することにもなりますので立ち入って申し上げられないということもこちらの事情として察していただいております。また、指名をさせていただきましたら入札に参加すべきという企業の社会的使命もあるのではないかとということも申し上げたわけですが、最終的に企業のトップの判断で、経営者の判断で今回は辞退をするということで、今回入札辞退の文書が送られてまいりました。我々もそのあたりはわからない部分が非常に多いということで困っているのは実情でございます。

それから、炭化炉性能指針のことにつきましては、4社を選んで職員で機種、新清掃施設工事請負業者選定審査委員会というのを設置いたしました。助役を筆頭に6名、7名でしたか、職員で立ち上げて、4社の中から、この施設をつくり上げましても炭化物の引き取りが確実に行われるのかということを中心に調べなければなりません。そのために、無償で、あるいは有償で引き取る4社を絞って再見積書を提出していただいて、その内容について

て各社から直接ヒアリングを、1月27日であったと思いますが、させていただきました。炭化炉性能指針は、環境省の方が案として示されたもので、まだ公表はされていないということでございましたので、コンサルに申しあげましたのは、環境省が公表していないから取り扱いには注意してほしいという旨を私の方の担当者が連絡をしているだけのことでございます。町といたしましては、よい炭化炉をつくるという意味から、炭化炉性能指針の案でございますが、炭化炉性能指針案を作成する委員会にこの機種選定委員の委員でございました鍵谷先生も環境省の委員として参加をされておりましたので、近々公表されるとお聞きしておりました。その案も手に入りましたので、それを町の機種選定の参考にさせていただくということで、織り込んだものでございます。

1月27日の段階、あるいはその前にもうこの炭化炉性能指針を反映するという条件の見積もりをとっております。これについて、各社とも仕事ができるかどうかも確認をさせていただいた上でヒアリングを終えておりますことをご報告を申し上げたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 今、部長の答弁で、この出所不明かどうかわかりませんが、私にとってはどこかわかりませんが、内容は正しい内容だと。内容は一致してる内容だと……ということ、一致してる内容だということがわかりました。今、部長が答弁で答えていただいたように、内容は一致してる、何か。この報告、一致してる内容だというのがわかったので、その辺については確認しておきたいと思います。

それから、3番目に移ります。4番目に移ります。

これ、女性模擬議会会議録です。この会議録の中で、11番議員さんですが、現在福祉センターでは月1回の大字の利用日にバスの送迎が行われています。本当に私たちにとってありがたい。それ以外の日にも、午前、午後1回ずつバスを運行していただきたいと希望しています。毎日福祉センターへ行くことを楽しみにしている老人たちはたくさんおります。その人たちの多くは、自転車か徒歩で通っているような状況です。老人たちが家の中でひきこもりになりがちですが、そんなことにならないためにも巡回バスが走っていただければ、外出が楽しくなれば、心身とも若返って健康な生きがいある人生が送れるのにというように質問されたわけなんですね。こういう内容がこの広陵町の地形からいって非常に多い。いや、一般質問の中にも通告書に述べられているように、健診されるお母さん方も大変なんです。いろいろそういう十把一からげに、前回やった巡回バスという問題もあるでしょうけれども、経費の節減できるような研究しているということですけども……。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5 : 53 散会)

平成17年3月22日広陵町議会

第1回定例会会議録（最終日）

平成17年3月22日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第18号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についての 訂正について
2	議案第39号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
3	議案第 1号 広陵町個人情報保護条例の制定について
	議案第 2号 広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
	議案第 3号 広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
	議案第 4号 広陵町印鑑条例の一部を改正することについて
	議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
	議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を改正することについて
	議案第 7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す ることについて
	議案第 8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す ることについて
	議案第 9号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
	議案第11号 広陵町文化財保護条例の一部を改正することについて
	議案第18号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
	議案第19号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
	議案第20号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
	議案第22号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
	議案第25号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少につ

- いて
- 議案第 26 号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 27 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 28 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 議案第 29 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 39 号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について
- 4 議案第 10 号 葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止について
- 議案第 13 号 広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議案第 14 号 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議案第 15 号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議案第 16 号 広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議案第 17 号 広陵町環境保全条例の一部を改正することについて
- 議案第 23 号 平成 16 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 議案第 12 号 広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについて
- 議案第 21 号 町道の路線認定について
- 議案第 24 号 平成 16 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 6 議案第 30 号 平成 17 年度広陵町一般会計予算
- 議案第 31 号 平成 17 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 17 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 17 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 17 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 17 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 17 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 17 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 17 年度広陵町水道事業会計予算
- 7 議員提出議案第 2 号 NPT 再検討会議にむけて日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書について
- 8 議員提出議案第 3 号 介護保険の改善を求める意見書について
- 9 議員提出議案第 4 号 障害のある人々に利用負担を強いる障害者自立支援法案の廃案を

求める意見書について

- 1 0 議員提出議案第 5 号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書について
- 1 1 議員提出議案第 6 号 職員等の報酬等引き下げを求める決議について

議 長 まず日程 1 番、議案第 1 8 号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についての訂正についてを議題とします。

環境整備部長から、議案第 1 8 号の訂正についての理由を説明を求めます。 環境整備部長！

環境整備部長 それでは、議案第 1 8 号の訂正についてお願いを申し上げたいと思います。

去る 2 月 2 8 日に提出させていただきました議案書につきましては、事件訂正請求書、皆さん方のお手元に配付させていただいておりますように、平成 1 7 年 3 月 1 3 日をもって古寺区の区長の交代がございまして、別紙のとおり訂正をさせていただくものでございます。

訂正請求書の 2 枚目をごらんいただきたいと思います。

区長が堀内正弘氏から武村芳弥氏に交代がございまして、去る 3 月 1 3 日の古寺区総会において承認をされまして、正式に引き継ぎが行われたわけでございます。これに伴いまして、議案書の 5 3 ページ、5 6 ページの協定書、5 6 ページの裏、ここの住所、氏名を訂正前、訂正後のように変更をお願いいたしたく、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております議案第 1 8 号の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 1 8 号の訂正についてを許可することに決定しました。

議 長 次に議案第 3 9 号は、本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願います。

それでは日程 2 番、議案第 3 9 号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 今回、追加議案としてお願いをいたしました議案第39号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について説明をさせていただきます。

この議案は、さきにご審議いただいております議案第18号、19号及び20号と同じ目的でございます。去る3月15日に百済区と基本合意が成立いたしましたので、正式協定締結に向け、葛城簡易裁判所に対しまして訴え提起前の和解を申し立てるため、議決をお願いするものでございます。

議案書1ページの和解を申し立てる相手方でございますが、百済区でございます。代表者として、百済北区長の田嶋氏並びに百済南区長の竹村氏のお二方でございます。

2ページの2番でございますが、和解申し立ての理由でございますが、馬見南3丁目自治会から、現清掃センターの操業停止を求める仮処分申請があり、その和解を受け、新清掃施設の建設のため、百済区と交渉を進め、基本合意に至った経緯を述べております。

さらに、新清掃施設の操業期限を町が厳守するかどうか不安であるため、これを解消するために葛城簡易裁判所に対しまして訴え提起前の和解を申し立てるというものでございます。

和解の要旨、3番目でございます。議案書の2ページ中ほどやや上でございますが、まず1つ目は、操業期限でございますが、操業開始の日から15年を経過した日限り、新清掃施設を操業しないというのが、まず1点でございます。

(2)でございますが、百済区に対しまして新清掃施設の建設と操業に関しまして、環境整備費補助金として2,000万円を支払うというものでございます。

3番目は、協定でございます。議案書の4ページ以後に協定書の案を添付させていただいておりますが、上の、先ほど申し上げました2つの項目を含めまして、環境整備、安全の確保、処理対象区域、操業期間終了後の跡地利用、市町村合併があった場合の対応及びごみ処理基本計画について協定書を定めるものでございます。現在、この協定書案については、百済区と調整をいたしております。一部修正が出る部分もあるかと思いますが、一応案としておとらえいただきたいと思っております。

4番目は、申し立て費用でございますが、各自の負担とするということになってございますが、少額の手数料と郵送料につきましては、すべて町で負担をさせていただきます。

議案書の3ページは、新清掃施設の位置、施設の概要を記載させていただいております。

以上で議案第39号の説明とさせていただきます。

なお、先ほど町長があいさつの中で申し上げましたように、基本合意書の写しは皆様方

お手元に配付をさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(A.M. 10 : 12分休憩)

(A.M. 10 : 30分再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程3番、議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、11号、18号、19号、20号、22号、25号、26号、27号、28号、29号並びに39号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、青木君！

総務文教委員長 皆さんおはようございます。

議長のお許しを得ましたので、総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、本会議において付託されました20議案につきまして、3月9日及び同月22日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第1号、広陵町個人情報保護条例の制定についてですが、近隣市町の個人情報保護条例の制定状況、議会の保有する個人情報の概要、事業者とは5,000人以上の個人データを有する法人または個人であること、名簿作成に当たり本人同意欄を設けることなどを検討中であること、平成17年6月1日の条例施行までに、町民・職員に十分周知させることなど詳細に説明を受けましたが、当該条例が未成熟であるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第2号、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定については、議案第3号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについては、個人情報保護条例が未成熟

であるとの趣旨から反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、広陵町印鑑条例の一部を改正することについても、何ら異議なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、職員の勤務体制、職種、職域を総合的に検討し、申請者に対応することなどを伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてですが、町長においては給与月額5万円引き下げ、助役及び収入役においては給与月額3万円を引き下げることに、また平成17年7月1日から2年間施行する旨の説明を詳しく受け、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについてですが、教育長においては給与月額3万円を引き下げることに、また平成17年7月1日から2年間施行する旨の説明を詳しく受け、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、広告物の許可申請に関する手数料として、60件、44万6,000円を見込んでいることなどを伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第11号は、広陵町文化財保護条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第18号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてですが、和解申し立てをする相手方は古寺区であること、また新清掃施設の操業期限の厳守、市町村合併があった場合の対応、単独であった場合の対応、環境整備事業の概要、広陵町ごみ処理町民会議の組織などについて詳細に伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第19号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてですが、和解申し立てをする相手方は中区であることなどを詳細に伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてですが、和解申し立てする相手方は広瀬区であることなどを詳細に伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第22号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第4号）についてですが、継続費補正や細街路整備事業の概要、環境に配慮したLPガス収集車を導入することなどを詳細に伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第26号、奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第27号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第28号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について、議案第29号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、何ら異議なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第39号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてですが、和解申し立てをする相手方は百済区であることなど詳細に伺い、反対者がありませんでしたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第1号、広陵町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 反対討論をさせていただきます。

1つは、当然個人情報を守るという点は当たり前のことであり、それが一層強化されていく、そういう点についても十分に理解をするものであります。2005年2月広報で知ってるつもり、個人情報保護制度という形でこのような啓蒙されているわけでありまして。問題は、情報公開条例との関係について、公務員がどれほどの認識を持っているのかというところがあります。この審議を通じてわかってきたところは、質疑でも明らかになったように、町長

等の退職金を公開させる、その点についての職員の認識は、私は混乱していくと言わざるを得ません。

1つは、法令等の規定の中には退職金規定があり、これは退職金の組合の条例によってなされるものであって、広陵町の規定にはないものであります。しかし、退職金組合の議会条例によってなされる、そういう問題があったわけですが、もちろんこれも条例等に含まれてるのは当たり前の話であります。そういう中から、当然町長等の退職金額4年間で幾ら、一千八百何十万円という金額が出るわけですが、そのことを委員会外に出せば罰則規定が適用される、このようなどんでもない発言があったわけでありました。これはあくまでも情報公開の視点から見ても、当然公開されるべきものであります。そのような認識を持った上での個人情報を保護するというのは、役所感覚から抜け切れないという危惧を大きくせざるを得なかったわけでありました。また、ちなみに本会議でも特別職の住所、氏名等についても、特別職の今回の資料は氏名だけが記載されていたと、本会議でも議員の方からこれでは何かわからない、こういうことがあったわけでありました。

もう少し議論を深めてみると、これは公文書に入るものであります。町がいわゆる各種団体の役員を任命する。この任命の中には、住所、氏名、電話等当然に規定されているわけです。これは公文書以外の何物でもない。これについても認識が定まっていない。平成16年度において、個人情報保護条例制定委託料として500万円以上の金額を支出し、委員会を設置して6回ですか、の委員会を設けて議論をした、専門家も交えて議論したにかかわらず、個人情報保護と情報公開条例の考え方が定まっていないと言わざるを得ません。このような内容からいっても、私は当然個人の保護は守らなければならないし、一層強化されていく流れにあるのは当然であります。しかし、今逆に情報公開の流れも一層加速しています。これはこの条例の中にもあるわけですが、審議検討または協議に関する情報、こういう問題については公文書にまだなっていない、こういう議論があるわけですが、各地ではこの文書についても公開させていく流れで動きは出ています。こういうことともに、広陵町議会においても機種選定委員会において、議員の傍聴は認めなかったわけですが、その後直ちに議事録の公開を行ってきたわけでありました。重要な委員会等については、当然情報を随時公開していく、あるいはまた傍聴を求めていく、こういう流れも情報公開の今必要な部類になっているわけでありました。

地方分権が言われ、住民参加が言われ、住民が参加する大前提は町の持つ情報をすべて過程の共有によって生まれていくわけですから、住民参加の基本中の基本だと言わざるを得ま

せん。こういうような流れを認識しているかどうか甚だこの議論の中では疑問とせざるを得なかったわけであります。そういう点で、個人情報保護について当然強化されねばならないという立場に立つものでありますけれども、情報公開との兼ね合い、あるいは町長初め町職員が国、県、町の持つ情報を住民参加に基づく意思形成過程に必要な情報については一層公開していくという立場を貫かれることを求めるものであります。そういう点で、いまだ町職員についての未成熟と言わざるを得ないという立場から、この内容については反対いたします。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 11番議員！

11番議員 ただいま反対者がございましたので、私は賛成の立場から討論いたします。

広陵町の個人情報保護条例は、実施機関が保有する個人情報に開示などの規定をすることにより、町民個人の権利、利益の保護を目的とするものであります。

ご承知のように、自治体の情報化は大幅に進展し、コンピューター利用はあらゆる業務に拡大されてきております。情報化の進展は、事務事業の改善や町民自治の進展に寄与してきましたが、反面、このような電脳空間における個人の情報を保護することが急務となっております。

例えば、個々のニーズに合った高齢者福祉を実現するためには、個人に関するさまざまな個人情報を収集し、利用せざるを得ません。しかも、かつてのように守秘義務を課せられた公務員だけが福祉を担うわけではございません。町民や企業との協働が不可欠なのであります。だからこそ、個人情報を保護しなければならないと思います。

広陵町個人情報保護条例が未成熟なことだと反対、ただいまされましたが、社会保険庁職員の年金納付状況の閲覧事件あるいは防衛庁の情報公開開示請求者リスト事件、佐賀市の住民票流出事件などが物語っておりますように、個人情報には商品価値がございます。本人の知らないところで、その個人情報が取り扱われることが非常に問題なのであります。本人に事実を知らせ、その意思を尊重する「自己情報コントロール権」を至急に保障しなければなりません。個人情報の適切な取り扱いを確保することは、自治体の責務であります。

施行日が平成17年6月1日であり、その間に町民、職員に十分周知徹底する旨を理事者側から説明も受けております。よって広陵町個人情報保護条例の制定に賛成いたします。以上であります。

議 長 12番議員！

12番議員 反対の立場で再度討論をいたしたいと思っております。

今、八代議員の方から指摘されました賛成討論なんですけれども、その賛成討論の内容について、私たちは大いに同意するところです。そういうコンピューター関係の情報についての保護については真剣に取り組んでいくことが大変強く求められております。しかし、防衛庁の事件等々、これについてこの個人情報保護条例でどこまで防げるかという、心もとない部分があるということも加えておかなければなりません。私たちが反対ということを行っているのは、そういう観点ではなくして、今の情報公開条例との兼ね合いの問題を指摘をしているところです。

まず1つ、先ほど寺前議員も指摘いたしましたけれども、退職金の問題ですが、これは広陵町の場合、議会も対象にしている。議会のどこを個人情報保護で保護しなければいけないのか理解しかねるところです。そして、幾つかの全国的に見ましても、多くの自治体が議会までも入れているところは少ないのではないのでしょうか。その点が1つございます。

そして、意思形成過程、先ほどこれも再度のことになるわけなんですけれども、例えば国民健康保険税の値上げを国保の運営委員会の中で協議した、これは個人の生活負担を強いることとなりますから、個人の生活を守るという立場で言えば、これはなぜこうなったのかということ情報を公開求められても、これは当たり前なんです。そういう委員会の中の意思形成過程におきましても、やはり個々の町民の皆さんに対する影響が大な場合がこれからたくさん出てくるわけです。特区の問題もしかりです。どこの範囲を特区に指定していこうか、都市計画審議会の中で議論されていくでしょう。しかし、これは大きく町民の利益を左右する問題でございます。こういうところの個人の権利を守っていくのも一方で強く情報公開で求められているわけです。ところが、この広陵町の個人情報保護条例におきましては、こういうところも今の実態といたしまして、大変心もとない大きな不安を指摘せざるを得ないわけです。この前も指摘いたしましたから、詳しくは繰り返しませんけれども、都計審の問題でもなぜ委員の私がもう一度テープを聞きたいと言ったのを拒否されなきゃいけないのか、本当に職員さんのこの個人情報保護条例に対する考え方が問われるところでございます。

それから、罰則についても指摘をしておきたいと思います。町の方でいきなりこの職員さんのいろいろな認識が不十分なままに罰則規定が適用されていく、これについても大きくその個人情報保護条例をしっかりと情報公開を踏まえて適用していくということについて、足かせをしていくことになってくるということは、当たり前です。そもそも個人情報保護条例は、情報公開条例を適切に運用するためにつくられる、そういう性質のものなんです。ところが、残念ながらこのような状況の中では、情報公開条例の趣旨の範囲が大幅に狭められて

しまうということなんです。それは、具体的に今も申しましたような中身が幾つか指摘されるところです。

さらに、今回大きな問題で、これについては本当に真剣な議論が要すると思うんですけども、J F Eの辞退届、これの公文書、これは広陵町役場あてに来ています。そして、係長という役職名で来ています。それに個人の名前が入っているだけにすぎませんから、これはだれが見ても100%公文書なんですけど、それを私文書だと言い張って隠してしまう、とんでもないことです。こういう認識が職員さん全体にはびこっていけば、情報公開条例以前よりもさらにひどい状態に戻ってしまうということを懸念せざるを得ません。

そういう中で、私たちは、先ほど八代議員が指摘されました立場での個人情報保護については、大いに賛同するところですが、今私、寺前議員ともども指摘いたしましたような部分については、大変時代を逆行させる、このことを指摘しておきたいと思います。そういう立場で、やはりもっともよくこの個人情報保護条例は検討をしていく余地があります。そういう点で反対をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第1号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

次に議案第2号、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 これについてつけ加えておきたいと思います。これは当然個人情報保護条例反対していて、この問題については先ほど言った内容で、いまだ町職員の間で未成熟になっているということから反対いたします。

議 長 11番議員！

11番議員 同じように、反対者がございますので、賛成する立場で討論いたします。

議案第1号の広陵町個人情報保護条例の制定についてということで賛成討論をいたしました。本議案第2号、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定につきましても、先ほど述べましたように、賛成いたします。以上でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第2号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

次に議案第3号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 討論だけしときたいと思います。

これはいわゆる一元化する条例になっていますので、その部分について整合性を持たせるという意味で反対いたします。

議 長 討論ありませんか。 11番議員！

11番議員 賛成の立場で討論いたします。

本件も議案第1号、広陵町個人情報保護条例の制定についての賛成意見と同様でございます。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に議案第4号、広陵町印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第4号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成をいたしますが、1つ意見を加えたいと思います。

本会議の質疑の中でも指摘をいたしましたけれども、国に合わせて条例を制定していただくのは結構なんですけど、こういう問題について広陵町で実際に実効性のある内容についての具体的検討をお願いをしておきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第5号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 これはいい、ごめんなさい。これはいいわ。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第6号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですけれども、意見を加えさせていただきたいと思います。

私たちは、特別職の職員さんの報酬の引き下げ等々提案してまいりまして、今回実現していただいたことについては、大いに評価をさせていただくところでございますが、ただ残念ながら、現職の町長の部分がなく、適用されないのは残念に思っています。意見として加える部分は、退職金についてもやはり波及をさせていくという影響ですね。波及させていくということを再度検討していただきたいということを意見として加えたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第7号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に議案第8号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 先ほどの議案と同じく、やはり報酬のみでなく退職金についても減額の影響を与えていくべき検討をお願いして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に議案第9号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第9号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

次に議案第11号、広陵町文化財保護条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第11号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

次に議案第18号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題としま

す。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 先ほど委員会で述べたように反対をいたします。

まず一番大きな問題は、議会と執行者の関係で言えば、やはり議会が予算を審議し、そしてそれを議決するかどうかを決める、このような重要な内容があります。また、予算編成上の問題として、現在は単年度主義をとっているわけであり、そしてまた、予算はできるだけ詳しく提起される。予算の変更等については、当然法律等で決められている。このように、予算は厳格に執行されるものだということになっているわけですから、そういう視点からこの今回の協定については、その問題に抵触するということがあると言わざるを得ません。

まず1つは、第4条、別記1に掲げる環境整備事業等を誠意持って履行する。こういう内容であります。誠意を持って履行するということですが、一方では別記1について環境整備事業、基本合意締結時に協議済みの事項というようになつてきます。環境整備費補助、これについては金額が明確になっているということからいって、いわゆる議会との関係では問題がないのは当然であります。しかし、この問題について委員会で具体的な議論、討議をしていく中で一層明らかになってきた問題があります。1つは、従前からこの環境整備費には約10億円の予算を使うということが言われています。そして、その中で、この別記1に規定された環境整備費補助については、古寺区1億5,000万円、中区3,000万円、広瀬区9,000万円、百済区2,000万円、計2億9,000万円が支払われると、こういうことになるわけであり、そして、残りの約7億円で環境整備事業を行うということがうたわれているわけですが、これはあくまで議会が決議したものではありません。理事者がいわゆる委員会等の中でこの問題の議論が煮詰められた中で明らかになってきた点です。

もう一つ明らかになってきた点は、古寺区ではその数値からいうと3億5,000万円の金額になったわけであり、ところが、この点で国、県の補助は除くということから、国、県の補助を入れると約4億円になる、こういうような問題も出てまいりました。これとても議会で議決した内容ではありません。こういうような状況があったわけですから、広瀬区については、要望事項で言えば2億円を超える金額になっております。中区についても、1億円を

上回る金額。先ほど委員会で明らかになった百済区については、5億円以上のいわゆる事業で合意され、協議済みの事業ということで合意された事業は5億円以上の上積み金額になるというように委員会では報告されているわけであります。このような状況のもとで議会が決議するというのは望ましくない関係だと思えます。

もちろん町は、百済区に関して言えば平成17年度事業については実施し、18年度以降についてはこの中から優先順位で事業を行っていくということもおっしゃっているわけですが、これをどこに見てもこの決議事項の中にはあらわれてこないわけであります。そういう点で、本来きちっと補足事項としてこのことも明らかにしなければならない点だというように思います。中区についても、1億円を上回る事業費になっている。古寺区についても、同様の大きな金額になっていたわけでありますから、この点についても議会は議論を中身を詰めないまま議決することにならざるを得ないわけであります。そういう点で、この議会の決議事項としての条件整備は整っていないということから反対をするものであります。

もちろんこれらの問題について地元の皆さん方が事業を上げてこれ、そしてそれを求める点については当然のことだと思えます。事業については、各広陵町全域から、各大字からも事業が上げられています。そういう点についてもその点についての優先順位のもとに行われてきたという実績からいって当たり前のことだということも申し添えておきたいと思えます。

それからもう一点、第2条、ごみ固形燃料化炭化施設ということが今度の施設の合意事項になっております。これについては、本会議やごみ特、また全員協議会等で議論を交わしてきたところではありますが、1つはこのごみ固形燃料化炭化施設、RDF炭化施設については、その決定過程については今までも述べてきたとおり、不明朗な状況のまま決定されたということから同意できないわけであります。

また、今回入札についての問題についても同様であります。検討委員会が3社を指名し、町が4社を改めて指名をした。そして、なおその後2社に絞り、2社に絞った業者が突然1社が辞退をする。こういう状態の中で、再び町は当初不適とした2社を加えて3社を再度指名をして入札にかけるといふものであります。こういう点からいっても、このごみ固形燃料化炭化施設の扱う業者がいかに全国的に、町が考える適合した企業が少ない、あるいはごく少数であったということも裏返しているものであり、その点についてもこの施設の不安性について客観的に物語っているものと言わざるを得ません。

それから、私たちはもう一つ大きな問題を抱えていると見ざるを得ません。それは、この

RDF炭化施設について決定過程で、町長は当初町民に説明会を開く、このことを申し述べていたわけですが、結局は広陵町の将来財政を拘束する大きな事業にもかかわらず、全町民的な合意形成の部分については全く欠如したと言わざるを得ないわけであります。そういう点において、この施設形成過程における全町民的な合意形成が全くおろそかにされたという点においても反対せざるを得ない理由であります。

あるいは、この施設にいても当初、古寺、広瀬、百済については不安な施設だということに言っておりました。広瀬については、当然このRDF炭化施設については、焼却施設の一種だということからも反対の理由に挙げておられたわけであります。もちろん、これは町との話し合いの中で合意されてきた過程ということについては尊重をするものでありますけれども、この点についてもその私たちが指摘してる施設の問題点を浮き彫りしていた問題だと思います。古寺区については、役員さんが町と協議をしてこられたわけですがけれども、古寺区民の一部の方々あるいはまた声は一部の方々だったわけですがけれども、この中身について聞いてきた私たちの経験からいっても、RDF炭化施設というのは一体どんな施設なのかということについての十分な討議が得られてこなかったというように私たちは思っております。こういう点についても、RDF炭化施設に対する全町民的合意の不足ということから、この合意、協定書のこの部分について反対をするものであります。以上です。

議 長 9 番議員！

9 番議員 地元南3丁目に現清掃センターを持つものは、基本的に和解についてこの議会に承認を求めたこともございますので、私は代表してこれの賛成討論を行いたいと思います。

ただいま寺前議員からいろいろな反対理由をつけ加えて述べられましたが、基本的に大きなことが抜けているのでございます。

まず、これは和解について、このようなことについてこの本議題に提出されております。基本的な合意書も読ませていただきました。そこのその地区その地区、その地区におけるすべての方、役員の方々、またごみ対策委員あるいは委員さんすべての方の記名、捺印、総代さんからすべて記名、捺印、このように書類が整っておるところでございます。一番大きな問題、これは和解事項として和解申請、いわゆる裁判所へすんで、これをしたいと、このような大きな問題で議会に出てきているのでございます。南3丁目におきましても、当然和解をしようと、最初は裁判闘争と、このようなことは行ったんですがねえ、最終的に和解と、そういうことでこの議会にも和解条項、いろんなもんが出てきたところでございます。地元の人の大きな要望、和解をしてその裁判所の目のもとに大きく協定を結びたい、このような

ことについて議会が問われているとでございます。これについても、議会は地元からの出てきた意見を最大限尊重する、これは基本的には変わりません。私も地元で3丁目で清掃センター持っていると、毎日のように言われるので、非常に頭いっぱいの問題で対応にも苦勞するところでございます。そのように、地元の人々の思い、考え、そのようなものを議会も応援すると、このようなことについて、まずこの操業にする和解について、これについて私は賛成したいと思います。

2番目、寺前議員が先ほど述べられて、予算に関係です。予算に関しての問題、いわゆるその地域の再開発、再整備していかうちゅう予算についてですが、予算については当然理事者は修正予算も出ると思います。当然発注についてはちゃんと議会にもかかってくる。予算は何も理事者は勝手に予算使ったりするんやをということじゃないんです。議会にもちゃんといろいろなかかってくることになっております。当然修正なら修正予算も出てくるね、内容に変更すりゃ変更予算、いろいろ6月や9月、いろいろ臨時議会もあるかわかりませんが、その辺についても予算についても修正予算なりにいろいろ出てくると考えてるところでございます。私は一番大事なのは、こういうふうな嫌悪施設をつくらうとした場合に一番大事なことは、地元の人々の意見はどう言うてんやと、ここについて議会は地元の人への意見を十二分に尊重してその辺は対応していきたい、これは私の基本的な考えでございます。よってこの現在出ている案、操業に関する和解について、この議案について私は賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 賛成討論がありましたので、再度反対の討論をしたいと思います。

基本合意に至っていろいろな部分で努力をし、いろいろな我慢もしていただけてきて、ここまでに至ってきたということにすべてについて否定をするつもりは全くありません。そういうさまざまな立場でのさまざまな多くの方々のご尽力については、大きく敬意を表するところです。しかしながら、先ほど寺前議員も指摘いたしましたように、それだからこそ予算について一定の具体的な予算枠組みについては、この協定書に明記をしておくべきではないのかという点が1つでございます。重ねて指摘をしておきたいと思っております。

それを今、坂口議員は修正予算もあるし、大丈夫だということでしたが、そういう部分についての不安、またやり方、手法の問題としても、やはりこの点についてはきっちりと責任ある協定書にするべきであることを再度指摘しておきたいと思っております。

それから、和解を事前にしておくことについては、大いに賛成をするところなんですけれ

ども、先ほど地元の意見はどうか、十二分に尊重すべきということでございましたが、この点について印鑑がずらっと並んでいるからすべて100%納得していただいた、十二分だということにはならないんですね。その経過の中なんですけれども、そもそもあの処理方式について検討委員会も設けられました。その後、機種選定委員会も設けられました。そして、町の方で2社を入札指名をしていくという中で、今いろんな混乱が起きて3社に戻すということになっているわけですが、こういう経過をずっと見てみますと、もともとからRDF処理方式がありき、これを広陵町の方が住民の皆さんに押しつけてきた、こういう経過があるわけなんです。古寺区の皆さんも、三重県の事故があったときに、数百人の方が説明会開いてほしいということで署名をなさって町長の方に持ってこられましたけれども、その住民の不安に対してしっかりと説明をするという責任がある、そのようにすると答えておられたにもかかわらず、そういう誠実な対応されないで不安をそのまま押し込めてしまって調印に至ったのではないかというような心配もせざるを得ない状態なんです。

先般も、ごみの減量化の説明会が私の地元の5丁目でありまして、参加させていただきましたが、そのときに住民の皆さんは金額の大きさやまたRDF炭化方式について不安をお持ちで質問なさっていました。それについて適切な説明がなかったので、私が一定の概略で説明をさせていただこうと思ひまして説明していましたが、そうしましたらそこに出席されていました大西教育事務局長の方から、私の発言を阻止するような形で終わられてしまうという、こんな状況があったんですね。多くの皆さんは、やっぱりそういう基本的なところにまだまだたくさんの方の不安を抱いていらっしゃるんです。そういうところに一つ一つ丁寧にお答えをしていただいて、そうして納得をしてすくりにして合意を持っていただきたかったところが指摘をしておきたいところなんです。そういう点では、この安全の確保の5条の2のところ、緊急時の対応等について操業開始の日までにこれを定め公表することなんですけれども、今広陵町は特に炭化部分がRDF部分よりも大変危機感を感じて、そうして国の方の炭化の指針案を案でありながらそれをクリアしようと努力をされてきたわけですが、それだけ大きな不安のある炭化施設なんです。それをクリアできるのは、残念ながら2社しかいない。どうしてこういうところを説明なく押しつけていかれるのかという点については、やはりこの基本合意の経過について十分かどうかという点については、やはり住民の皆さんの本当の意味での基本合意がとれているのかどうか不安なところを指摘をしておきたいと思ひます。よって反対をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第18号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

次に議案第19号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 重なる部分は省略いたします。坂口議員が予算についての部分で、議会にかかってくるからいいじゃないかというようにおっしゃっているわけですがけれども、多年度にわたる議会の議決は、ここにも出ているように、明許繰り越しあるいはまた繰り越し等で処分をしていくということになるわけでありまして。今回の場合には、当然16年、17年、18年という形での合意事項になっており、その点での事業箇所まで具体化されている状況であります。そういう点では、やはり議会の予算審議、予算権の議決事項からいって耐えるものではないというように思いますので、再度指摘しておきたいと思っております。もちろん反対であります。

議長 9番議員！

9番議員 内容は全く先ほどに変わらずですね、賛成したいと思います。反対者の意見も全く先ほどと変わらぬ一方的な話の内容で、なかなかそういうことは私は賛成ですから、そういうことで前回と同じく内容で賛成したいと思います。

予算については、何度も言うように、行政が勝手にそれできるわけでも何でもないんですよ。当然発注工事については発注5,000万円以上の場合には議会にもかかってくる。それ以下にも当然予算にも、決算にもいろいろ出てまいります。そのようなことで、この多くの地元の住民の方の声も、いろいろ読んだが、共同墓地までええんにやってくれえ、こんなことも書いてあるところもあんですよ。まことに目の細かいんですね。当然南3丁目も細かい要望をこれから出していきます。今の現清掃センターより細かい細かい要望出していきます。

それもすべて予算枠、予算に反映されるように願うとともに、私もこの地元の方のこの願いに対して予算はこれ十分つけていきたい、このようなスタンスは変わりません。変わりませんので、今回のこの条項についても賛成いたしたい、このような考えでございます。

議長 ほかに。 12番議員！

12番議員 繰り返すこともないかとは思ったんですけども、予算つけていけばいいという部分については、全くこちらの反対の趣旨を理解していただいていないというふうに思うんですね。やはり後で議会で幾らでもできるということについては、余りにも幅があり、今後の地域の皆さんの保障ができないという部分、そういう部分についての不安があるわけですし、そしてこういう協定書結ぶ場合には、やはり地域振興資金として3,000万円とかという形で、ここの場合は3,000万円じゃないんですが、広瀬の場合は幾らだったかなあ、今中区は9,000万円、今9,000万円、そういった形で具体的に支払い方法まで含めて取り決めをしておくんですね。そういう形式をやはり周辺対策のいろいろな事業についてもきっちりと取り決めをしておくべきであるというのが協定書の結び方なんで、そういうルールに反しているということで指摘をしているわけであって、坂口議員が反対で討論されている中身については、そういう趣旨を理解していただいていないということを言わざるを得ません。そういう点を指摘して、反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 これの問題は違うんですけども、先ほどから討論を聞いておりますと、討論した方に攻撃的な、八代議員とかまた坂口議員というふうに、この入札問題とかそういう問題は何回も聞かせていただいております。再度再度そういう問題を出すというのはね、みんなの議員が聞いてると思うんですよ。時間をむだにするような、そんな議会では困ると思います。ひとつ寺前議員も松野議員も考えて発言してください。よろしくお願いします。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第19号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に議案第20号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 先ほどの内容のとおりであります。また、何回も出して時間のむだだということですから、あくまでも当然議会が具体的にその都度議題を議論していくということは当然です。その点についてはご了承をお願いしておきたいと思います。

なお、予算の問題については、坂口議員は行政が勝手にできるものでもない、あるいはまた私は南3丁目として細かい要望を出していく、こういうようにおっしゃっているわけですが、当たり前なことなんです。私たちは、今言っているのは、議会が議決する内容です。町と住民の方々が協定を結ぶ、要望する、こういう点については当然いろんな機会やいろんな事例があります。しかし、それを議会が議決するという点については、非常に重要な重みを持ちます。議会の議決事項という問題についての勉強を坂口議員はすべきだと思います。今回の補正においても、継続費補正が出ているわけですが、これは何かとえば、予算が単年度で終わらない場合について具体的になされる問題です。執行については、町がその議決の範囲内でできるわけですが、今回議決する内容は、和解の重要部分、15年やその他について私たちは当然問題にしているわけではありません。1つは、予算の関係で言えば事業について具体的に議決し、その中身についても別紙として提出されている、こういうような問題は予算の議決を伴う内容になっているわけですから、議会の議決に対する非常に問題点として認識せざるを得ないわけですから、坂口議員はそういう点についてももう少し勉強していただいて、責任ある態度で議論をしていただきたいと思います。

議長 9番議員！

9番議員 全く寺前議員の詭弁な回答をいただいております。私の主張は、前回と変わることはございません。この和解条項についてこういうことを審議して、私は賛成するものでございますので、寺前議員もよくよくお話を聞いていただいて、地元の方ちゅうのは、非常に細かい、いろんなあと要望がいっぱいあるんですわ。まだまだこれを実際動かすに当たっているような要望も条件も出てくると思います。それについては、当然私も地元も3丁目持っていますので、いろいろ条件出していきますので、どうかこの地元の方々のご要望を行政は聞いていただくとともに、私も議員として精いっぱい応援しますので、この新清掃センターについては話を完成するようにしていただきたいということで、私の賛成討論とするところでござ

ざいます。

余り人の名前を取り上げて勉強せよ勉強せよとか、寺前議員はここで二十数年間なさってんですけどね。（6番議員「29年。」）ああ、29年ですか。ああ、29年間なぜ議員さんだけしているのかと、私から考えると少々その辺も疑問に感じるところがございますわ。すべてやっぱり最高の長となって、広陵町の長となって行政を動かすと、このぐらいの大先輩としてそのぐらいの能力なり心意気を発揮していただきたい、これは若手の議員からの熱い要望ということでございますので、ひとつ寺前議員も一生懸命誠心誠意していただいたら私も応援すると、いつも言ってるところでございますので、その辺はちょっと態度を、立場をわきまえて、この議会で発言していただきたいというふうな少々大人の対応をとっていただきたい、これは若手、私まだ13年目でございますので、まだまだ倍いかんと寺前議員越しませんので、この辺はひとつよろしくご教授のほどお願いしたいということでお願いします。はい、終わりました、はい。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 今、この議案は、我々の住んでいる広瀬区についてでありますけれど、やはりこの清掃センターというのは、忌み嫌う施設であります。こうした施設、そして合意書をつくるまで本当に村の区長中心にいろんな意味において意見ごうごう、けんかでもするような中においてこの印鑑をつかれたことがあるわけであります。やはり共産党さん、いつも私は思うわけでありますけれども、やはり反対のための反対じゃなくして、やはりこの建設な意見を言いながら、この施設に賛成していただければなあ。片方では、施設は欲しいですよ、また片方では反対ですよ、このようなことについては、やはりもう少し勉強していただいた方がいいのではないかなあと思っています。

それから、この議会において議決するのは当然で、私もそうは思っています。やはり今日、きょうありましたように、やはり百済においてもいろんな要望が今日まで時間かかったということをご理解いただきたいと思っています。それをやはり予算を云々といえ、もっともっと長くなって、じゃあ実際何年かかるかなあ、細かい点をつければ、今寺前君も地元から要望出すのは当たり前だと、当然だと、よくご理解いただいているわけです。それを一つ一つ言えば予算何ぼあっても足りないわけです。あなた方がいつも言うように、何も井戸を掘って土を掘ってお金が出るわけじゃあないわけでありますから、その点をやはり理解をする必要もあるのではないかとと思っています。

それから、町の説明会が開くと言ったが開かなかった。それはいろんな事情もあったと思

いますが、やはり特別委員会で町民の皆さん5人の方々から意見を言っていた、これが一つの開かれた議会として、そして大きく町の皆さんの意見を聞かせていただいた、それが大きな成果であり、その中でもやはり皆さん、あなた方がいつも言われる町民の代表の方があつた5人の中で言われたと、私は特別委員会の当時の委員長として、私は自負しているわけでありまして。ですから、もう一つ言わせていただくと、やはりこの合意書、たった5ページか6ページの合意書でありますけれども、やはりその中にあることを十分認識をしていただいて、ご理解いただきたいと思つています。別に反対、賛成してほしいとは思つていませんが、ご理解だけをしていただきたいと思つています。

議 長 12番議員！

12番議員 反対のための反対というのはほとんどない間違いでありまして、そんなふうにしていただくと理解できないところなんですけれども、私どもの方は、従前から建設的な意見は積極的に提案させていただきましたし、チラシ等でも具体的な金額も入れて住民の皆さんにも提案をさせていただいてきたところなんです。そういう点におきましては、私どもの方はRDF方式は基本的に一貫して危険性を指摘しながら反対してまいりましたし、炭化施設はさらに危険であるということも指摘して反対してきたんです。その代替案といたしまして、やはり可燃ごみの中の生ごみを堆肥化をしていく、そしてリサイクルを徹底していつて大変少なくなった可燃ごみを安全な方法で焼却をしていく、こういうことを提案し、そして金額的にもその方が安いということ、安全性の問題でも技術が熟成しており安全であるということも、それから今の国の手法でありますリサイクルの理念にもかなっているということも具体的に繰り返し繰り返し提案してきたことは、山田議員も重々承知であろうかと思つていますが、それを建設的な意見も言わないで反対のための反対と言われる根拠を私たちは理解することができません。

それから、議決は当然で、計画が上がっているということでしたけれども、以前にもいろいろ具体的なかなり細かいところのそれぞれの大字ごとの要望も出していただいておりますのを、ごみ特別委員会とか全員協議会ですね、そういう中で基本的にやはり道路の新設等、そういう基本的な部分については、先の部分については必要ないかとは思つていますが、一定の金額を伴う道路の新設等々については、やはりきちっとこの協定書の中に明確にしておくことが必要だということも指摘しているわけですので、その点についても誤解なきようお願いをしたいと思つています。

それから、今後もそういういろいろな住民の皆さんの要望の変更等あるだろうとは思つていま

すが、そういう点含めて基本的にそういうことを言っているわけです。

それから、説明会をしたのでそれでちゃんと住民の意見を聞いたということでしたけれども、この説明会で住民の方が意見を述べられた、こういう取り組みをしていただいたことについては、大きく今までのやり方とは前進したなということで、山田委員長のそのやり方については大いに賛同し、協力をしてきたところでございます。そして、その説明会の中で発表された方々は、口をそろえてRDF反対だったんです。その意見を具体的にどうやって実現していただいたんでしょうか。聞き置くだけというだけのやり方、取り組みになってしまっているのが現状なんです。説明会を開き、そして意見を聞いたというなら、その意見をやっぱり十二分に反映させるための努力を山田委員は当時していただく責任があったんです。ところが、聞き置くだけで住民の声はそっちのけ、こういう対応については厳しく批判をせざるを得ません。

そして、そういう経過を踏まえて、私は議会も理事者の方がやはりRDFを住民の意見を無視して強引に進めてきた、こういうことを言わざるを得ないんです。

さらに、その説明会の後に三重県での爆発事故が起きているんですね。そういう中で、炭化処理ということが加わったわけで、この炭化処理が先ほども言いましたように、RDF処理よりも大変危険性が高い、心配な施設である。それがさらに説明なく加えられて、そして住民の皆さんがやむを得ず我慢をして基本合意に調印をしていただいている、こんな状況であるということについては、やはり十二分な納得を得られるだけの手だてについて不安を指摘せざるを得ません。そういう点については、山田委員ももっともっと経過ご理解していただいているんですから、私たちの主張を同意していただける余地があったのではなかろうかというふうに思いまして、残念ですけれども、反対をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第20号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に議案第22号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6 番議員！

6 番議員 再度、予算との問題について言っておきます。

予算、議会の議決事項と町と地元との協定の意味とは全く別の趣旨として考えていかなければならないと思います。基本合意書の部分で、第4項、操業期間15年間の担保云々については賛成しているわけなんです。そしてまた、第2項に百済区が付する条項は、区民の安全の確保と居住環境の改善を中心とし、詳細は別紙のとおりとするとあるんです。別紙のとよりの積み上げをすると。

議 長 寺前さん、これ補正予算ですよ。それは最後や、今それらは。(6番議員「ごめんなさい、ごめんなさい。」) これおかしいわ。(6番議員「失礼いたしました。」)

討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第22号は委員長報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

次に議案第25号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第25号は委員長報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案どおり可決されました。

次に議案第26号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第26号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案どおり可決されました。
次に議案第27号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の
数の減少についてを議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第27号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第27号は原案どおり可決されました。
次に議案第28号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題
とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第28号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案どおり可決されました。
次に議案第29号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少につい
てを議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第29号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案どおり可決されました。

次に議案第39号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 先ほどは失礼いたしました。

私は、その他もろもろについて指摘をしたり、また個人の考えについてとやかく言うつもりは全くありません。ただ、予算の編成に対するとところで意見が出るために、その意見の議論は必要だというように言っています。

1つは、山田議員がおっしゃったように、町職員が地元と延々協議を重ねて形成されてきた事業の確認については、非常に皆さん方には敬意を表するところであります。そういう流れの中でこの問題がなされてきたということであります。しかし、議決事項として出されるところに私は過ちがあったのではないかというように思います。先ほども述べましたように、基本合意書について15年間については私たちも賛成であります。また、区民の方々が町と事業の要望を確認することについても賛成であります。しかし、その内容を議決事項として議会に上げてこられたところが問題だというように言わざるを得ないわけです。今、坂口議員は、個人名を出してというようにおっしゃっていますけれども、先ほど坂口議員の論理に従えば、この百済区の事業、いわゆる別記1、事業名、環境整備事業、基本合意書締結時に協議済みの事業というように、議決事項に書かれています。これについては、委員会で明らかになったように、もちろん詳しい証左した数字ではありませんけれども、概略上積みすると5億円になるわけなんです。その5億円になる事業について、この議会で議決することになっているわけであります。私は、具体的な内容については町と地元の協議事項を尊重します。しかし、この議決事項として提出されてきたことについては、議会としてどうするのか

というものの本来考えなきゃならないということでもあります。この問題で議論を控えておられる方々は、賢明かもしれませんが、予算について意見を述べ、もっとも当たり前のことだという坂口議員の意見は、予算の議決事項に対する認識が足りないというふうに言っているわけなんです。坂口議員は、細かい要求を出して、そしてこれをこのスタンスは変わらないというようにおっしゃっています。町に対する要望については当然です。私たちもそのようなスタンスを持っています。しかし、それが丸ごと議会の議決事項として上がってくれば、それは別です。百済のこの要望書は、概算5億円の事業になっているわけですから、この点については理事者の説明は17年、18年、いわゆる百済については5,000万円程度の事業として認識をして地元と協議を重ねるということを委員会では表明されているわけなんですけれども、こういうことの問題を議論をしないで事業計画が約5億円にもなるということに対して、皆さん方がそろって議決するということは、それが拘束されることになるわけなんです。私は、こういう問題は町と地元の方々との協定書にとどめるべきだと、このように指摘をしているわけなので、私たちが地元の事業要望を否定するという立場に立っていないということもあわせて指摘しておきたいと思います。

議決事項に対する議会の本来の責務としての議論をどうするのかということに対して、私たちが疑問に思い、また適当でないということから反対しているので、再度指摘しておきたいと思います。

議 長 9番議員！

9番議員 スタンスは同じと言いながら、まことに内容は意味不明確な内容でございます。一応読んで見てまいりましょうか、百済地区要望、いっぱいいっぱい細かいことは16年度、17年度いろいろございます。内容については、先ほどと同じでございます。これからいろいろ諸処詳細にわたって内容が詰められていくと思います。そのときについても、基本的な解決金からいろいろなこと払わないいけない、また裁判所の和解条項出さないといけない、このようなことも含まれております。このようなことで、全体的な流れとしまして、この議案については、先ほどと言うことは同じですが、なかなか共産党は一方通行の耳しか持ってないのかなあと、こういうふうなことを感じますので、議会の議決として先ほどの意見と私は同じでございますので、この議案について私は賛成したい、よろしく願い申します。

それでは、寺前議員、もうちょっと私がしゃべっているので、黙ってください。そのようなことで、私は賛成としますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第39号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:53 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程4番、議案第10号、13号、14号、15号、16号、17号及び23号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました7議案について3月10日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第10号、葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止については、何ら異議なく、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第13号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてであります。入院、歯科の助成対象年齢の就学前の6歳までに引き上げること、さらに助成制度に将来にわたり持続可能で安定的な制度とするため、通院については月額500円、入院については月額1,000円の定額負担を求めるものであることを、また医療費貸付制度など詳しく説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第14号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてであります。入院・通院の定額負担を求めるものであることを、医療費貸付制度など詳しく説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてであります。昭和10年8月1日から昭和15年7月31日生まれの方を対象とし、当該対象者は満70歳を迎えられるまで医療費助成するものであること、また平成22年7月31日限りで

この条例が失効する旨の説明を詳しく受け、高齢化社会の進展の中、重要化を図ろうとするものであり、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第16号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてであります。通院・入院の定額負担を求めるものであることを、また医療費貸付制度など詳しく説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第17号、広陵町環境保全条例の一部を改正することについてであります。文化財保護法及び屋外広告物法の改正に伴うものであることを伺い、全員一致で可決すべきものと決しました。

最後の議案第23号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。老人保健医療費拠出金、介護納付金、高額医療費拠出金に至る補正理由などの説明を詳しく受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではございますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。どうもありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第10号、葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計条例の廃止についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第10号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

次に議案第13号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですが、1件を加えて賛成といたします。

まず、今回乳幼児の医療費就学前まで入院の引き上げ、そして歯科の引き上げにつきましては、とりわけ歯科につきましては、広陵町独自での上乘せということで大変うれしく思っているところです。しかし、残念ながら通院の方までは無料化をしていただけなかったということについては、引き続き通院も含めて無料化を実施をしていっていただく検討をお願いしたいと思います。今、少子化対策が切実な問題となっておりますが、小さい子供を抱える若い家庭は、本当に共働きの中で一生懸命頑張って生活をしておられます。そういう中で医療費の無料化を拡充していくこと、大きな少子化対策、励みになると思います。そういう点で、引き続き通院についての無料化について要望をしておきたいと思います。

そして、今回残念ながら通院・入院について一部自己負担が導入されましたことについては、本当に残念でなりません。この広陵町あるいは全国の中でこれについては逆行する方向になるわけですから、奈良県の方については大変にこういう従前では無料化のところ、全国的には無料にしているところが多いわけなんですけれども、奈良県については国の制度に合わせて自己負担を安易に導入されるということについては納得できないところです。この点については、引き続き自己負担をなくすように努力をしていただきたいと思います。そういう意見を加えまして、マイナス面もございしますが、全体といたしましては町民の皆さんにとってプラスになるということの評価いたしまして、賛成といたします。

議 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第13号は委員長報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に議案第14号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論をいたします。

この母子医療助成条例の一部改正につきましては、この条例をつくりました趣旨は、やはり弱者の救済という形での手だて、それも憲法25条に基づいた中での手だてだというふう
に確信をしていたところでございますが、残念ながら一部負担の導入ということについては、
大変逆行をいたします。そしてまた、今大変な不況の中で生活そのものが一層に苦しくなっ
ている中、拡充こそ望まれ、この一部負担の導入については到底受け入れることができない
ものであります。よって反対をいたします。

議 長 16番議員！

16番議員 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いた
します。

今回の改正は、制度を維持存続させていくために負担を求めるために行われたもので、将
来を考えると適切な改正であると考え、私はこの議案に賛成いたします。

議 長 6番議員！

6番議員 制度の維持というようにおっしゃっているわけですがけれども、結局は国の少子化対
策などをめぐっては、非常に今後の取り組みが強く求められているわけでありまして。そうい
うときに、一部負担を取るという状況は、制度の維持以上にこの母子医療と生活困窮者に対
する取り組みを悪化させることにつながるわけですから、制度の維持以上の困窮者への負担
を押しつけるという点では、その根底が崩れることとなりますので、その考え方については
賛成できません。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第14号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

次に議案第15号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とし
ます。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論をいたします。

これも先ほどと同じですけれども、老人医療の一部負担を導入することになるわけでございます。先ほど賛成討論の中では、制度維持ということをおっしゃっていただいたわけなんですけれども、広陵町でこの制度を維持しようとするのに、どうしてもこの一部負担を導入しなければ制度が維持できないということは全く根拠がございません。何千万円、何億円ともかかるような補てんではないんです。わずか100万円、200万円のレベルの問題なんですから、これは今回の議会の中で特別職の報酬引き下げがございましたけれども、そういうお金を充てていくだけでも十分に制度の維持ができるということは明らかであります。ですので、この点について広陵町独自で十分に努力できる内容でありながら言いなりの形で一部負担を導入することについては、反対をいたします。

議長 16番議員！

16番議員 広陵町老人医療費助成条例の一部改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

この改正は、今後高齢化が一層進むことが予想されます。70歳以上の人に重点化を置くためのもので、この制度は平成22年7月31日効力を失うものです。私は、現在の社会の状況を判断し、この議案に賛成いたします。

議長 長 討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 高齢化が一層進むというのは、当然のことなわけですけれども、なお現在も老人の方々の所得は国民年金等初め非常に少ない金額になっています。そういう少ない金額、国民年金の平均でもまだ6万円をいっていないという状況であります。このようなときに、高齢者控除の廃止など非課税枠が一層ふえてくる中でのお年寄りいじめと言わざるを得ないというマル老の廃止については、賛成できないわけであります。

議長 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第15号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長 起立多数であります。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

次に議案第16号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 同じく反対の立場で討論をいたします。

とりわけ心身障害者の暮らしについては、大変厳しいものがあるということは、当然理事者側も承知のことと思います。先ほども言いましたが、この条例を存続させていくのに必要な金額はほんのわずかでございます。町長が人に優しいまちづくりを目指しておられるならば、こういうところにこそその信念を発揮していただくことこそが大切なのではないのでしょうか。町民の皆さんの信頼を得られるのではないのでしょうか。こういう点では、本当に残念に思うわけでございます。そして、議員の皆さんもやっぱりなぜこの条例を変えなきゃいけないのか、その根拠について先ほど指摘しましたように、存続のためであれば広陵町で十分に努力できる範囲内だということを理解していただきたいんです。そしてその一方で、今地方分権の時代でございます。地方の議会の自主性も強く求められている、地方議員の研さんも強く求められている、こういう状況ではないのでしょうか。そういう中で、今国の方におきましても、このような弱者に対してどんだんどんしわ寄せをつくっていくことについて、胸の痛みを感じておられる議員さんいらっしゃらないのでしょうか。私は、やっぱり国の制度が悪いということについても、あわせて議員としてしっかりと意見を述べていく、これこそが現代における議員の仕事、役目だと思っています。

今、日本の国の中におきましては、法人税所得課税のGDP負担でもイギリス3.5%、マレーシア6.6%に対しまして、そのほかにも例はありますが、一番低いのが日本の1.9%なんです。高額所得者に対しても、世界の数字を比べますと、日本の負担については低いんです。アメリカに比べても最低の税負担になっているんです。そういうところを許しておいてどうしてこのような弱者に対して皆さん冷たい仕打ちができるのか、私は大変に心が悲しい思いでいっぱいです。ですから、こういう点についても、一つ一つしっかりと議員の皆さん、吟味、検討していただいて、しっかりと町民の皆さんの意見を反映していただきますようお願いいたします。こういう点、指摘いたしまして、反対いたします。

議長 16番議員！

16番議員 私は、また賛成討論を行います。

今回の改正は、将来にわたって持続可能で安定的制度、制度とするために行われるもので、私はこの議案に賛成いたします。

議 長 6番議員！

6番議員 本当に障害者医療の助成制度については、一層問題が大きいと言わざるを得ません。この問題は、将来にわたっての持続可能という視点で認識をされているのは、大きな間違いだと思うんです。まず最初に、現物給付から償還払いになるということ自体が、結局は受診抑制をねらったものであります。これは、先ほどからの議案に共通した内容であります。結局、病気にかかっても医者にかかりにくくする、こういうような考え方が今回の医療改悪全般にわたって広がっています。全国医師会などでも、小泉内閣のもとに行われている医療費改悪に対して大きな反対の声が上がっているのも、弱者に対する容赦ない切り捨てが進行しているからであります。こういうようなことに対する認識を一層深めていただくことが、今特に社会保障全般にわたっての弱者に対する攻撃が続いている、その深刻な一つのあらわれだというように認識しているわけであります。

また、今回の改正は貸付制度も設けています。しかし、この貸付制度も結局は低所得者層に対する厳しい措置になるということから、いわゆる償還払い方式をとることから、この制度が必要だということみずから県自体も認めているような内容であり、本当に心傷む改悪だと言わざるを得ません。

以上、どこから見てもこれらの医療助成制度の改悪は今後大きな問題を残すと言わざるを得ないというように思います。

議 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

次に議案第17号、広陵町環境保全条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第17号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

次に議案第23号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第23号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程5番、議案第12号、21号及び24号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君!

産業建設委員長 本委員会は、さきの本会議において付託されました3議案について3月10日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第12号、広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについてですが、改正後のシングルルームの宿泊料を5,500円とするに当たっては、大和高田などのビジネスホテル5軒のシングルルームの宿泊料の平均が5,635円であることを参考に設定したこと、また平成15年度のふるさと会館の年間宿泊者数が3,965人であることなど、詳細な説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第21号、町道の路線認定については、認定が適当であるかを確認するため現地に出向き、道路の幅員、道路面の状態、水路等の構築物を確認、また中9号線付近は水つきが起きやすい地域であることから、中9号線の道路高等については、地元と十分協議する予定であることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第24号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単であります。産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第12号、広陵町ふるさと会館条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですが、1つだけ簡単な意見を加えたいと思います。

今回、大部分が町外の方ということですし、賛成をいたしましたけれども、町内の方の利用につきましては、何らかの形でその差、つけていただいてサービスを付加していただくということをお願いして、賛成といたします。

議長 長 ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第12号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

次に議案第21号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第21号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

次に議案第24号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第24号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程6番、議案第30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号及び38号を議題とします。

本案について予算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

予算審査特別委員長、笹井君！

予算審査特別委員長 予算審査特別委員会は、去る2月28日の本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けました9議案につきまして、14日、15日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査を行った順に行います。

初めに議案第30号、平成17年度広陵町一般会計予算についてであります。予算規模は121億6,000万円で、前年度当初に対し2.2%の増額となっております。

歳入面では、その中心となるべき町税の個人、法人町民税、固定資産税の税制改正などによる増減の内容について、また徴収率向上のための取り組み、三位一体改革による交付税への影響、ペイオフ対策などについて詳しく伺いました。

歳出面については、総務費では、人員削減の状況、超過勤務について、職員福利厚生費補助金の今後の取り組み、産官学連携まちづくり調査研究などについて、民生費では、介護予防のために行われるパワーリハビリテーション、合理化事業計画実施に伴う転廃交付金、国保中央病院組合負担金、休日診療などについて、教育費では、図書館司書の配置状況などについて詳細にわたり伺いました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第31号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険税の徴収率と15年度の徴収実績及び滞納の実態について詳しく説明を受けるとともに、

減免制度の見直し、人間ドックの補助を1人2万5,000円にすることなどを伺い、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第32号、平成17年度広陵町老人保健特別会計予算については、10月からの公費負担割合などについて伺い、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第33号、平成17年度広陵町介護保険特別会計予算については、現在、国会で審議中のホテルコストは国の制度で行うこと、事業計画策定分析は町のデータを業者が分析を行うなど伺い、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第35号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算については、何ら異議なく、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第34号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計予算については、水洗化率を上げるための対策、下水道本管につなげられない場所の対応策、流域下水道維持管理市町村負担金の今後の見通しなどについて伺い、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第36号、平成17年度広陵町学校給食特別会計予算については、賄い材料の地場産品の利用は近隣市町村、直販所の状況を踏まえて行うことなどを伺い、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第37号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、何ら異議なく、可決すべきものと決しました。

最後に議案第38号、平成17年度広陵町水道事業会計予算については、留保資金を町へ3億円、土地開発公社へ5,000万円、0.6%で貸し付けていること、自己水確保のための新たに井戸を掘ること、給水分担金の考え方などについて伺い、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、予算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第30号、平成17年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6 番議員 地方自治体、特に広陵町においても、非常に厳しい財政の中で住民福祉を実現させていく、これはとりもなおさず地方自治法第2条の住民の福祉増進のための役割を担っている自治体がとるべき課題として、当然私自身がまず第一に考えなければならない問題だと思います。一方では、国の施策の問題があります。議員諸公においても、共産党は国の問題ばかりで反対するというようなことをおっしゃっている方もおられます。また、それが自治体との問題と歴然と切り離すことができるのかどうか、このことについては住民の暮らしから見た場合、私たちは切り離すことができないというように考えています。つまり法律やその他条例によって縛られるものについては、私たちは反対をするけれどもそれに従う、当然のことだと認識しています。今現在、この2005年の一般会計予算を見ても、そのことがずばり当てはまるのではないのでしょうか。特に、広陵町では今年度の予算、毎年その住民の福祉を改善させるための施策は取り組んできておられることも間違いのないわけであり、職能自立支援事業や緊急通報システム装置の仕組みの見直し、あるいはパワーリハビリテーションの導入、あるいはまた休日保育や乳幼児健康支援一元化事業などについても、これも委託という問題はありますけれども、実施する方向で検討をされている、あるいはまた個人住宅のリフォーム工事に対する助成を新規事業として取り組んでいただきました。私たちが強く要望してきた内容の実現であり、これによって住民の産業の活性化と個人の思惑が一致する部分も出てくるだろうというように思っているわけであり、

こういうような町の予算全体を見ても、住民にプラスになる材料はいたる所にあるわけがあります。しかし一方、この問題を町民の暮らしから見た場合どうなのかということについても考えなければならぬ点であります。そして、それは町長が予算編成に伴うときに、その問題を認識した上での広陵町予算をつくることが求められていると、私たちは考えているからであります。特に、施政方針の中でも、国の思惑どおりの記述が一方ではあります。6ページでは、企業部門が引き続き改善することを背景に、景気回復が雇用所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、消費は確実に増加するだろうと考えられております。これは全く政府の方針をそのままのみにした内容であります。しかし、実態はそうでもないということは、この一般会計予算の議論を通じて企業法人税収入が減少しているということの内容においても一致しているわけですから、政府のこの方針は広陵町民にとっては間違いだということも確認できるわけであり、

あるいはまた、私たちがこの問題について論議する場合、特に小泉内閣になって以来、まず金額の大きい順で言っても、配偶者特別控除の廃止、これは国家予算で言えば7,000

億円の増税になっています。広陵町では、5,600万円の増税としてはね返っている内容であります。また、消費税の免税点の引き下げ3,000万円を1,000万円にすることによって非常に多くの事業者の方々が消費税の納税業者になってしまっている、大変な苦勞をされている実態があります。また一方では、年金課税の強化、そして今回は定率減税の半減あるいは廃止をうたっておられます。また、このような増税などで小泉内閣では予定されているだけで7兆円もの増税が予定されています。橋本内閣のときに、5兆円の消費税増税を行ったときには、経済環境は所得は上向きのペースになっていたわけですが、今日は国あるいはあらゆる資料を使っても所得は減少に減少を続けている実態です。そういう中における増税は、とても受け入れられないし、またこのしっぺ返しは国民の暮らしを破壊する道につながっていく懸念が強いということを指摘されている状態です。

一方では、三位一体の地方自治体を取り巻く環境についてであります。地方自治体を取り巻く環境は、分権は名ばかりで、地方財政を圧迫する三位一体改革、地方自治体の自立性向上につながらない補助金の改革、地方財政を圧迫し、住民サービスの切り捨てにつながる状況が続いています。これについては、地方6団体は国の施策に真っ向から反対する機会が非常に多くなったところでもあります。こういうところにおいては、私たちとも一致するところがあり、そしてこの精神こそが広陵町民を守るための町長がいかなる立場に立つものかということでもあります。こういうところの部分が私たちとは大きな違いが生じているところに予算の反対を表明する原因があります。このような問題の認識を共有していくならば、町長の予算編成に対しても賛成をする場合もあり得ることも表明しておきたいと思えます。

まず、そういうようなことの中で、予算編成の取り組みの問題であります。予算編成については、制度として町民から意見を聞く機会を設ける。1つは、自治会や区長の各大字からの要望書受け入れは毎年行っております。これも予算編成上の住民の意見を聞く機会の一つだと思います。しかし、住民から意見を聞く場所を制度的に設けていく、予算編成上の資料を住民に公開していく、こういう相互作用の中で住民が納得できる予算をつくり出していく、こういう粘り強い改革も私たちは必要だというように思っております。

また、町長の退職金の問題であります。これについては、非常に議員の報酬引き下げの問題とあわせて強く要望してきたところでもあります。今回の予算においても、町長などの退職組合負担金が8,120万円に上がっています。しかし、4人の特別職だけで負担金が849万円と1割以上を占めるという金額であります。こういうところにメスを入れる必要があります。町民と全くかけ離れた退職金、4年間で1,800万円以上の退職金が出るという、

このような実態は直ちに改めるべきであります。

一方では、今回について町長の報酬5万円を時限立法ですけれども、引き下げたというところにその町長の苦勞されているところもあろうと思いますけれども、退職金引き下げについては勇断を持って実行すべきだというように思います。そういう点での改革ができていないという点も反対の一つであります。

また一方で、人権教育の問題があります。——消費税の問題については、さきの国政の問題について町長がきちっと反対の立場を貫くというところとの関連で、私たちは町長の態度に反対をする理由であり、消費税の国の制度については反対していますけれども、町の問題については条例化されていないところにおいては、別の問題であります。

ここに資料としていただいた広陵町人権教育推進協議会の2004年度の総会資料があります。これを見ても、いかにこの予算がどこに使われているか。結局は、「人権教育に関する研修、研究等への参加について」、これが大きなタイトルになっているわけであります。その次のページを見ますと、4月14日に始まって郡人権連盟事務局会議に始まってページは2ページびっしりと最後の3月18日、郡人権連盟事務局会議に終わるまでの会議出席が大半であります。そして、これは結局は会議とそのための人権大会の準備あるいはまたこのところに盛られているように、部落解放同盟の言いなりになった人集めのための予算の使い方になっているところが大半であります。こういうようなところについては、きっぱりと態度を改めていく、このことが町民の命と暮らしを守るところにつながるものであり、そういう言われて仕方ないところについては予算を多く使い、そしてその他のところでは一般論としてしか認識できないところにも行政の不平等さがあらわれていると思います。こういうところについても、私たちは反対するものであります。そういう点において、基本的な姿勢のところの問題が反対する大きな理由になっているところであり、一般会計予算の予算審議を通じた中であっても、そのことを指摘してきたところであります。

以上、一般会計予算に対しての反対の討論とさせていただきます。

議 長 9番議員！

9番議員 それでは、私は簡単に賛成討論したいと思います。

今回の予算見ますと、一番大きな問題が新清掃センター関係の予算でございます。私はいつも言います。地元からの要望にはできるだけこたえたい、このようなことで、今回申請と。先ほどの地元の和解条項のつくるのが出ておりました。これについては予算面の配慮を願いたいというような形で予算の配慮されてるかな。また同じく、南3丁目、ある人はあっこで

燃やしたらええがな、このような声もありました。議員の中にもそのような声があることは、私知っております。しかし、あかん、ごみは持ってけえ。このように私言うたら、7月からよそに持って行ってごみは焼却します、このような予算もちゃんとこの本予算に組まれているところでございます。

さらに、子供の無料費の医療化進めてやれえ、このようなことについても今回予算に組まれたところでございます。まだまだ保健とパワーリハビリ、これからこういうの要るんじゃないか、これについては公明党の方もおっしゃってました。これからはパワーリハビリや、私は福祉の坂口として、この辺のことについてはやはり要るであろう、保健師さんが要るでしょう、ね、専門の理学療法士さんも要る、このようなことについて予算にも盛り込まれたところでございます。まだまだございます。防犯・防災、子供の安心メール、私はいつもこの議会で子供の安心はどうするんやと、何か対策考えなさい、このようなこと言うてました。安心メール、今回の予算に組まれとるところでございます。さらに、転倒予防化、これは公明党さんがおっしゃってました。やはり防犯関係、防災関係、先ほど北九州市でありました。このようなことについてもいろいろ今回の予算にまとめられたところでございます。

簡単ですが、よって私はこの案に賛成でございますので、よろしく願いいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 今、賛成討論があったんですけども、ちょっと二、三、自分の気に入る事業が行われていたら賛成なのかなあとと思って、ちょっとよくわからなかったんですけども、基本的な部分で、先ほど寺前議員も言いましたけれども、やはり今国の方は本当に増税の大合唱なんです。それも先ほども言いましたように、弱者に負担を押しつける方向をどんどんと進めて行って、そしてこの来年度からその影響が出てくるということが既にもう予定されているわけなんです。そういう中であって、この広陵町として国に対してどのような態度を示していただけたのか、こういう点につきましては、やはり住民の生活を守って、弱者を守って、このようなはっきりとした国に対する意見を申し述べていただけなかったということについては、確認できませんでしたので、反対をせざるを得ません。

そしてもう一点は、町長の施政方針の中で、5年間5億円の削減、50人の職員さんの削減、このような施政方針が述べられたわけですが、今職員さんの仕事の状態、本当に大変な状況になってきております。一番簡単に経費節減できるのが人件費ということで、余りにも安易な形での5億円の削減計画ではなかろうかと言わざるを得ません。この点につきましては、今いろいろな福祉に対してもいろんな制度に対して複雑な制度になってきまし

て、本当にコンピューターの導入の中でしかできないような状況、あるいはいろんな制度が重なって大変な状況があるわけなんですけれども、いろんな計画の策定とかそれも重なっております。こういう中で、職員さんの仕事は一層住民サービスを基盤にして過重になってきているのが現状ではないでしょうか。そういう中で、今一律に50人の削減といいますが、本当に実行できないような、そういう状況ではないかというふうに思うわけです。ですから、この50人の削減については、やはり見直しをしていただかなければならないと思います。

あわせてそういう中で、臨時職員さんがどんどんふえていっています。ここに業務を遂行するときのひずみがどんどん生まれてきているのも実態でございます。とにかく人数さえふやしたらいいのだと、こういう安易な考え方では十分な住民サービスができないのは目に見えているわけです。

さらに、一律の残業の2分の1のカットの予算になっておりましたけれども、これにつきましては本当に仕事の後片づけという形でのただ働きの残業が行われることのないように、厳しくチェックをしていく必要があると思います。この点については、今後注意をしていただくということの意見にはとどめますが、残業につきましては。そのさっきの2点につきましては、反対の中に加えさせていただきたいと思います。

さらに、意見としてもう一つなんです、図書館の資料費の削減、本当に残念に思うわけです。中学生のアンケートをとられたときに、一番広陵町で自慢できる施設は図書館だという結果が出ておまして、町民、みんなそろって図書館については自慢できる施設として認識し、喜んで活用してきたところなんです、資料費の削減などにつきまして、例えば例を出したら悪いんですが、お隣の香芝でも資料費がどんどんカットされていって、最近はやっと資料が古くて魅力ない、こんな声も時々聞こえるような状況も出てきているんです。図書館の職員さんは、熱心に一生懸命頑張ってやっておられるんです。しかし、やはり一番の図書館の魅力が資料費が、新しい資料があるということなんです。そういうことは、よく理解していただいていると思いましたが、資料費が大幅にカットされて、この点については再度検討をしていただきたいなと思います。

あわせて、課題ですけれども、図書館の職員さん、専門性のある職員さんですので、この採用、異動につきましても、慎重に再度の検討いただくことを意見として加えておきたいと思えます。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第30号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第30号は原案どおり可決されました。

次に議案第31号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 国民健康保険の特別会計につきましては、反対の立場で討論をいたします。

これにつきましては、町の姿勢として、やはり大変な負担の大きい国保会計については、国の負担をふやすようにということで、町の方も努力してほしいということはずっとずっとお願いしてまいりました。町村会の方でも要望していただいていた経緯も確認をしているところです。そういう中で、老健の拠出金につきましては、暫時減額なって負担が少なくなっていくということにつきましては評価をしておきたいというふうに思います。しかし、残念ながら今回は広陵町の減免の要綱を変えて、そして負担を多くしていくということが予算の中で明らかになったわけでございます。これにつきましては、国保の実情については委員会の方でも言いましたけれども、町長の方はじめよく実情ご存じいただいているはずなんです。本当に所得がなくても保険料を払わなきゃいけないという、こういう過酷な国民健康保険制度の中であって、広陵町の方として良識を發揮していただいて、要綱をつくって頑張ってきたいただいた自慢すべき部分を、今度はこれを放棄をしていくということでございますから、本当に残念でなりません。この点についてのさらに弱者に対しての負担増について反対をしたいと思います。

それともう一つは、資格証明書なんですけれども、これも町長が部長の時代にこの場所で答弁をしていただきました。憲法を守ってください。私の質問に対して守りますということをおっしゃっていただいて、本当に今まで頑張ってきたいただいたというふうに思います。しかし、残念ながら今回その言葉を翻して資格証明書の発行を予定をされている、これにつきましては、やはり憲法違反であるということを指摘をせざるを得ません。私は、やっぱり日本の憲法に基づいてそうして広陵町の住民は広陵町の行政の力でしっかりと守っていく、

このために頑張っていくことが大切だと思っています。そういう点では、今回この資格証明書の発行につきましては、何としても認められない思いでいっぱいです。その2点について反対の理由といたします。

議 長 9番議員！

9番議員 簡単に、委員長の報告どおり原案に賛成でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第31号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第31号は原案どおり可決されました。

次に議案第32号、平成17年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですが、意見ではありませんが、従前は反対してまいりましたが、今回国の負担もどんどんとふやしていくという形で、そういう点の一定の評価をして、今回から賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第32号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

次に議案第33号、平成17年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 これは従前は賛成してきたわけですが、今回は残念ながら反対をしたいと思いません。

これは、といたしますのは、この10月からホテルコストの導入など、これはもうほぼ決まったような状態なんですね。そういうところについては、当然担当課として承知していただいているというふうには思うんですけども、そういうことについてどのように広陵町は対応していこうかと、こういう議論がかみ合わない状態でありました。大変実際は胸痛めていただいているというふうには思うんですけども、やっぱりこれから介護保険制度が今度の来年度の見直しの中でかなり特に要支援、介護1のような軽度の方が大変になってくるなどというような状況もありますし、そして負担が大きくふえていくというような見通しも今容易につくような状況の中で、今の状態ではこの介護保険の策定委員会の中でどのような議論をしていただけるのか、本当に住民の皆さんの介護を支えていくという立場で議論していただけるのか、大変不安な状態でございますから、今回につきましては今度の見直しについてぜひ慎重に住民の立場で議論していただきたいというお願いとあわせてその不安の部分で反対といたします。

議長 9番議員！

9番議員 介護保険は、非常に重要な予算でございます。提案どおり原案に賛成いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第33号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第33号は原案どおり可決されました。

次に議案第34号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 下水道につきましても反対の立場で討論をしたいと思えます。

これにつきましては、従前から言っておりますが、広陵町の条例で消費税を上乗せすることができるわけで、逆に言えば上乗せしなくてもいいという、こういう状況の中ですので、消費税につきましては今の時点でなお一層今後2けたの増税になっていくような見通しもある中で、消費税の料金の上乗せについて反対としたいと思います。

そして、議論の中で、下水道の料金の値上げの話も少し出てきたように思うわけですが、この下水道につきましては、下水道の施設について委員会でも言いましたけれども、これは広陵町の資本整備でありまして、料金とは何ら関係のない部分ということです。そして、とりわけこの資本整備につきましては、真美ヶ丘では真美ヶ丘の住民が土地を買うお金の中に含まれているということで、みずから資本整備したという形になりますので、この点について矛盾が大きいわけです。ですので、下水道の利用料で今経営、運営に対しては十分にやっつけている、採算がとれているということで、今後下水道料金に議論されるときには、そういう点をしっかりと踏まえておいていただきたいということを加えておきたいと思いません。

議 長 9番議員！

9番議員 下水道があるということで、真美ヶ丘ニュータウンは快適な生活をしているところでございます。今後、大字地区におかれましても、下水道の水洗化率の推進を図って、健康で快適な生活を進めることをお願いしまして、本予算に賛成でございます。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第34号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第34号は原案どおり可決されました。

次に議案第35号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第35号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第35号は原案どおり可決されました。
次に議案第36号、平成17年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。
6番議員！

6番議員 賛成です。ただ、この学校給食については、山本議員もいみじくもおっしゃいましたように、教育視点に立った安全でおいしい給食をつくる、そういう立場からいっても、山本議員も百姓され、おいしい野菜をつくっておられる、こういうものを広陵町の子供が食べていただく、このことをしっかりと肝に銘じて一刻も早く地場産品の活用を図っていく、そしてそれは逆に農家の方々への励みにもなり、また援助にもなるということがあるわけです。おいしくつくっていただける、こういうような点と結びついて一刻も早く地場産品を使っていただくように強く要望をしておきます。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第36号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第36号は原案どおり可決されました。
次に議案第37号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。
議案第37号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第37号は原案どおり可決されました。
次に議案第38号、平成17年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 これも同じく消費税の問題で反対といたします。

加えまして、今水道なんですけれども、なぜ水道だけ企業会計になっているのかということですが、この点について以前にも言ったかとは思いますが、やはり水道事業が特殊な時代にあったときには独立採算という形で導入されたという経過があるわけですが、ほとんどすべての広陵町民の方が水道を利用されているにもかかわらず、なぜこの水道だけ独立採算性であり続けなければいけないのか。そして、これは料金は本当に全国津々浦々さまざまでありますから、こういうあり方についてもやはり今後皆さんとご一緒に勉強をしていきたいなというふうに思います。

そしてもう一つ加えますのは、負担金の問題、これもいつも言っているわけなんですけれども、やはりこの負担金につきましては、収益的収支の方に入れていくということが妥当であることをさらに加えておきたいと思えます。以上です。

議 長 9番議員！

9番議員 この水道関係も同じく文明生活に必要な設備でございます。今後も安定的な供給を果たすように、また頑張って事業に邁進していただくことを願ひまして、原案に賛成といたします。

議 長 6番議員！

6番議員 まあ、いいですわ。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第38号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第38号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 44 休憩)

(P.M. 3 : 10 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議長 次に日程7番、議員提出議案第2号、NPT再検討会議にむけて日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書については青木君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 14番議員！

14番議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、提案趣旨の説明をさせていただきます。

皆様のお手元に配付しております意見書の朗読にかえさせていただきますことを、まずお許し願いたいと思います。

NPT再検討会議にむけて日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書。

ことは被爆60周年であり、広島、長崎の原爆投下の惨禍を改めて胸に刻み、被爆国の日本が、核兵器廃絶を世界に訴えることが強く求められています。特にことし5月には、ニューヨークでNPT（核不拡散条約）再検討委員会が開かれる。2000年に開かれたこの会議では、核保有国を含む187のすべての参加国が「核保有国は、自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束する」との約束を含むとの最終文書に合意した。5月のNPT再検討委員会では、この約束の誠実な実行を核保有国に求めることが求められております。

この点で憂慮されるのは、一部大国がこの約束を「死文化しようとしている」との報道がされていることでもあります。

この会議に向けて、核兵器廃絶を求める新アジェンダ連合や非同盟諸国を初めとする世界の圧倒的多数の国々が足並みをそろえ、また広島市長、長崎市長を初め「平和市長会議」も世界の市長やNGOに呼びかけて、核兵器廃絶を求める立場から、核兵器廃絶を求める大規模な行動を計画をしているところであります。

また、再検討会議直前の4月下旬には、メキシコで非核地帯に属する108カ国の代表が初の「非核地帯会議」を開催し、核保有国に「核兵器廃絶の明確な約束」の履行を迫る宣言を採択することも計画されております。1月に開催された全国市長会が「核兵器の廃絶を求める決議」を採択し、再検討委員会を「核兵器廃絶を進める上で大変重要な意義を持つ会議」と位置づけて、核兵器廃絶に向けた国内外の世論の一層の喚起を求めている。

よって、政府におかれては、平和と核兵器廃絶を求める立場から、再検討会議において、

2000年会議合意の誠実な実行、とりわけ核保有国の核兵器廃絶の達成の約束の実行を各国に迫る先頭に立つことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

小学校6年生の人たちが核兵器のいわゆる悲惨さの目の当たりを見て平和の意思をということで、広陵町もそういう子供さんたちを広島に派遣しているということもございますので、どうか議員各位の理解ある賛成をお願いをいたしまして、意見書の趣旨説明といたします。ありがとうございました。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 一言だけ、5月2日からアメリカのニューヨークで始まるわけですけれども、2003年5月に、与党・共和党が多数を占めるアメリカ議会では、5キロトン、これは広島型原爆の3分の1だそうですけれども。以下の小型核兵器の研究開発を禁じた93年の法律の条項を撤廃したと、こういう事実があることが憂慮されることの一つだというように考えています。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第2号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第3号、介護保険の改善を求める意見書については松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 12番議員！

12番議員 では、介護保険の改善を求める意見書について説明をさせていただきたいと思っております。

今、本当に不況の中で働く人々のリストラも日常化しておりまして、青年の雇用問題や高

齢者問題など深刻の度を深めているということは、皆さんもご承知のとおりです。その一方で、高齢化社会を迎えて介護を必要とする人が、いつでも、どこでもお金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保障制度を確立することが求められているわけです。ところが、介護保険の予算等でも議論をしまいましたが、来年見直しされる介護保険法は、入所施設について部屋代や食事代を徴収する、あるいは介護度の軽い人の利用を自立支援になっていないなどといって利用を制限しようとしている、こんな改正がされようとしているわけです。

また、介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなどは、仕事に見合った報酬や安全が十分に保障されているということでもありません。特に、低所得者が保険料や利用料の負担に耐えかねて介護保険のサービスから除外されるという、こんな実態もあるわけです。ますます介護保険のサービスから除外されようとしています。

この問題なんですけれども、もう少し具体的に言いますと、通常国会の中で介護保険法改正案を政府の方が提出をすることになっているわけですが、ホテルコストの徴収、これホテルコストと言いますと、今は特養とかそういう施設での介護を受けている人なんですけれども、その施設に入っていると、大変な費用負担になるわけですね。これは個室、要介護5の入所者のケースの場合でありましたら、居住費と食費と1割負担で月額13万4,000円にもなると、現行よりも3万7,000円の負担増となると、こういう試算が出ているんです。相部屋でも3.1万円の負担増、これは食事の負担増も入れてなんですけれども。ですから、年金でお暮らしの中においては、今まで入っていた施設にずっと入っていることができないという状況も生まれてくるわけなんです。施設の方は施設の方といたしまして、今まで入っておられた方に対してそう簡単にお金払えないから出ていけということも難しいということで、施設の方も頭を抱えるような、そういう状況も出てくるわけですね。そのような大変な状況があるわけです。

そして、この低所得者が介護保険料や利用料の負担に耐えかねという部分なんですけれども、やはり所得が低い方はやっぱり保険料を払うのが精いっぱいであったり、保険料払っていないからということで受けたサービスも受けないで我慢をされているという、こういうケースも実際にあるわけなんです。そういう部分で、今回介護保険の保険料が値上げになったり、また利用料の負担がふえていくとなると、ますます介護保険サービスを受けることができない、こういうことになっていくわけですね。

また、ヘルパーさんにつきましては、まだなかなかそこまでの十分な介護制度が行き渡っ

ていないわけですが、夜間のヘルパーさんとかそういう場合、休日、夜間のその料金の違いもないわけですし、またヘルパーさんの中でも身体介護のヘルパーさんとそれから家事介護のヘルパーさんとは金額も大分開きがあるわけですし、そういうところで言いますと、やっぱりケアマネジャーさんについても何回も何回も足を運ぶ割にはなかなかもらえるお金が少ないという、こういう実態は、これはケアマネさんはかなりの方がそういうことで言っておられるのは、皆さんもご存じじゃなかろうかというふうに思うんですが、そういう部分ではこういう点についても見直しをしていかなきゃいけないという状況なんです。それを本当に今まで介護保険制度が始まる前までは、一般会計の方で措置という形で実施されていた時代は本当に負担が少なく、ヘルパーさんも7割以上の方が負担なくして来ていただけている、こういう状況だったんですけれども、介護保険が入る中で保険料は払うけれども、サービスを受ける人は十何%という、こんな状況の中、あるいは受けるときには大変な負担があるという中で、高齢者の方々の介護保険制度の改善、もっと使いやすい介護保険制度にしてほしいという望む声は本当にたくさんあるわけなんです。このようなサービスに変えていくためには、以下の9つの具体的な提案を要望していきたいと思います。

1つ目が、介護保険の国庫負担をふやして、介護保険料と利用料を軽くすること。

2つ目が、住民税非課税者の利用料は3%とすること。これが今どんどん外されていっているわけですね。

それから3番目が、介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担をふやさないこと。

4番目が、国の制度として保険料の減免制度を設けること。

5番目が、要支援、要介護1のヘルパー利用や福祉用具の利用を制限しないこと。これは、今度の改善について大きな問題点として指摘されている部分です。

それから6番目が、利用料の2割から3割への引き上げをしないこと。これも一度利用料が導入されますと、どんどんと会計が大変だからということで負担が上がっていくんですね、その前例が医療費の問題なんですけれども。そういう点で、さらに介護保険の利用料が今引き上げたらどうだというような意見も出てきている中でございますから、これは絶対に利用料の2割から3割への引き上げはしてもらっては困ります。

それから7番目が、障害者支援費制度との統合をしないこと。これは、また後で出てくるわけですが、障害者の支援費制度を介護保険に持ってくると、障害者の方は本当に大変なことになってしまいます。そういう観点から、統合をすることはやっぱりやめていくべきだということです。

それから8番目が、国の予算をふやして介護基盤の整備を集中して進めること。これは、施設に入るのに待機者がまだまだたくさんいらっしゃる、こういう中で、やはり国の補助金今度カットをしていくという方向もはっきりと出ていまして、大変な状況になるんですね。厚労省の方は、施設整備を抑制して、住居系サービス利用者の割合を、施設居住系、施設とか入っている人の利用を10年間で1割削減する方針を明らかにしていまして、これで施設に対する補助金もカットしていこう、こういう方針を出しているわけですね。ですから、今逆に基盤整備の方こそを充実することこそ必要だということで、この基盤整備を進めることを要望していきたいと思います。

9番目が、介護報酬を改善し、介護にかかわる従業者の待遇とサービスの質を改善すること。これは、事業所によっても大分大きく開きがあるというふうには思うんですけども、実態として、先ほど言いましたように、まだこの介護報酬については改善をする余地があるということが今大きなそういう実際に働いている人の中で議論が起こっているんです。

以上、9点を国の方に要望して、そして今度また広陵町でも介護保険制度について国の制度改善に基づいているいろいろ議論し、恐らくそのとおりにしていくことになるだろうということをお考えますと、やっぱり広陵町で来年度議論する以前に、議会としてもこの国の問題点についてはきっちりと要望していくことが大切だと思いますので、ぜひご賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 では、二、三点質問させていただきたいと思っています。

4行目、来年見直しされる介護保険法は、入所施設について部屋代や食事代を徴収すると。これについては、やはり施設介護されている方と居宅介護、自宅で介護されているのと不公平感を見直すためにも、私は必要と思っておりますけれども、あなたはどうでしょうか。

それから、介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなどは仕事に見合った報酬や安全が保障されていませんと。いろいろその報酬においては、どの辺までがこの見合った報酬だと思っておられるのか。では、現在、このケアマネジャー等々の皆さんにおいては、どのぐらいな報酬いただいているのか教えていただきたいと思っています。

また、安全が保障されていませんというのは、どういう意味で安全が保障されていないのかお聞きしたいと思っています。

次に、特に低所得者が保険料や利用料の負担に耐えかね、介護保険のサービスから除外されている実態もありますと。ますます介護保険のサービスから除外されようとしています。

こういう実態は、広陵町においてそのような人が該当する人がおられるのかどうかを説明していただきたいと思っています。

それから、1、2と9番目とあるわけでありませけれども、一つ一つはやめて、やはり6番目、利用料の2割、3割に引き上げをしないこと。現状は1割負担。広陵町の介護保険でも毎月やはり8,000万円から9,000万円のこうした報酬、金がかかるわけでありませるので、やはりそういう現状を見るならば、やはり少しは個人負担を上げてよいのではないかと思っている。また、これも今国の方でこうした介護保険についての審議をされる中の一つのテーマになっているのではないかと思っておりますので……。 (12番議員「何番ですか。」) 6番。 (12番議員「6番のところですか。」) はい。そのこと言うてんのやろ。1割をおいといて2割、3割上げないということ言うてんのやろ。じゃあ、その辺を4点ほど質問いたします。

議 長 ただいまの質問に対し、提案者より説明をお願いします。 12番議員！

12番議員 まず第1点ですが、在宅介護と施設介護の不公平ではないかという問題なんですけれども、これはちょっと考え違いなさってるのかなと思うんですが、例えば病気になって重病なるときとそれから風邪引きのときと、国民健康保険であるいは社会保険で使うお金違うわけですけれども、それはやむを得ないことなんですね。介護の場合も、やっぱり別に重症になって寝込もうと、介護をしてもらうために悪くなるなんてだれも思っていなくても、そういう状態になってしまいますので、ですからやっぱり個々のそういう方々が人間らしい最低限の生活をしていくために、行政としてサービスするときに、その差があっても当たり前だし、人間らしい生活を保障するという観点の平等性を確保していくことこそが大切だというふうに、私は考えております。

それから、2番目のマネジャーなどの報酬、報酬については件数とかケースによって大分やっぱり1件については定額になっているけれども、具体的にはその相談する相手によって、特にケアマネさんなんかは大変な状況出てきたりするんです。1回や2回で全然合わなくて、もう何回も何回も相談しなきゃいけなかったり、そういう場合は対応できない状態になっているんです。そういう点の具体的な改善も要るわけですし、それからヘルパーさんは先ほど述べたとおりなんですね。

それから、安全の問題についてはいろんなケースがあるんじゃないかと思えますけれども、やはり肉体労働なりますので、やっぱり腰痛が起きたりとかあるいはそういうお世話しているときに家の中の家事とはいえ、やっぱりやけどしてしまったりとか、そういうこともある

うかと思うんです。具体的に、この点について私自身が相談受けたわけではありませんけれども、一般的な部分としてそういう安全の問題の保障もしていくべきだということを聞いているところです。

それから、3つ目なんですけれども、除外されようとしているのが広陵町の中で対象があるかどうかということなんです。具体的に聞いているんですけれども、今まで我慢して、それでデイサービス、ちょっとそこの施設は入浴はないですから安くされているのかなと思うんですが、ショー特もないですから300円でいいですよと言われて、それやったら週に1回やったら行けるなあというふうにとっても喜んでいただいているんですが、ただこれがやっぱり負担が1,000円なったりしていったら、もうとても行けない状態なんです。生活が本当に立ち行かない実態を知っておりますので、ですのでそういう状況が私たちは十分に把握できる状況ではないですね、今個々にお宅介護保険サービス受けておりますとかと言って、私たちが独自に調査するわけにはいきませんので。十分な把握していないけれども、少し知っている範囲内でも、最近の話としてもそういうことがあるということで、今後やはり負担がふえていけばいくほど、もうやっぱり家の中で我慢しとくわあということになっていくと、ますます悪循環なっていくしますので、先ほどの文化的な最低限の生活を保障していくという観点から見ても、こういう除外というのはみずからもう抑制するという意味なんですけれども、こういう立場の人なくしていく、保障していく、介護サービスを保障していくということは、やっぱり大切だというふうに思っております。

それから、6番目の利用料の2割、3割への引き上げをしないことなんです。これは介護保険の会計だけを今の状況で考えて2割、3割に引き上げしていったら、介護保険会計の方がやっていけると。ただ、それだけの数字合わせの部分で2割、3割を引き上げていくというのは、私は全く思想性がない問題で、とても大変なことだなあというふうに思うんです。先ほども言いましたけれども、これは基本的には国の税金のやりくりの問題になってくるんですね。そういうことは、広陵町は関係ないからそんな国がやってくるから仕方がないと、こういうことでは済まされない事態に今はなっているんです。やっぱり広陵町の理事者、行政の方、そして議会は、広陵町の町民の皆さんの生活をしっかりと守っていくという立場で一致して仕事をしていく、こういうことが大切なんです。そのときにやっぱり国の方が無茶なこと言ってくれば、それはだめだよということをはっきりと意思表示をしていく、こういうことが今大変大事だということは、先ほども言ったとおりなんですけれども、そうしますと今回国の税金の使い方の問題になるわけです。それを国のことだからといってこの広

陵町の議員の皆さんが遠い先やからというて笑って済ませてしまっただけではない、逃げてはいけない、こういう状態だということをまず理解していただきたいと思うんですね。

それを踏まえて言いますと、国の税金の使い方がなおかつやっぱり大型公共工事偏重で、そして福祉の方がどんどんカットをされてきている。その上、一層先ほどの税金の話、具体的な数字もあるんですけども、所得の高い方にはあるいは大企業は利益上乗せできる状態、税金が軽くなってますからね、法人税。そして、所得の高い方は税金が免除され、今回の増税の影響はほとんど受けない。しかし、所得の低い方や弱者の方には、少しずつ少しずつの上乗せがたまっていけば、本当に耐えきれない、こんな状況になってきているのが今の実態なんです。だから、国の方の税金の使い方、税金のかけ方についてきっちりと議論をしていくことが大切だというふうに思っておりますので、そうすればこのような無茶な2割、3割にふやすというような議論は出てこないはずなんです。こういうような憲法に基づいて本当に安心して皆さんが老後を過ごせる、こういう思いやりのある社会をつくっていかう、弱者に優しい社会をつくっていかうというのは、私は公明党の思想でもあると思っておりますので、今そういう質問されるのはとても心外に思います。そういうことをぜひご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 11番議員！

11番議員 私、この意見書、先ほど見たばかりですので、余り理論的な質問はできないんですが、極めて大ざっぱな質問であります。

つまりこの1番から9番まで一つ一つ見ますと、大変結構であります。非常によろしいんです。しかし、片っ方は保険料とか負担はどんどんどんどん安くしろ、片っ方要る方はどんどんどんどん手厚くしろ、つまり入る方はほとんど減っていく、どんどん、使う方はどんどん出ていくわけですね。1番と9番、あるいははっきり言わせて二律背反性なんであります。それをどう解決するのかというのは、先ほどは今の松野さんの回答の中で、大企業優先の政治を改めるとか、ちょっと口には出されなかったんですが、防衛費の負担がどんどんとか、こういうことになろうかと思うんですが、大企業の負担をどんどんふやせばこのバブル以後十何年間で日本の国際競争力はどんどん減つとるわけです。そこで、そういうことをすれば果たして企業はもつのか、やっとな景気回復が緒についたばかりでそういうことが許されるんか。

それから、私は常々共産党さんの大企業優先という言葉に反発を覚えるんであります。日本の大企業は、堤さんのようなごく少数の創業経営者を除けば、ほとんど全部サラリーマン、

サラリーマンが経営しとるんであります。銀行の頭取、大企業の頭取いいましても、せいぜい年収は5,000万円、ネットで言いましたら新入社員の10倍あるかなしなんであります。そういうような集団が銀行、鉄鋼、すべての大きな産業を支配しとるわけであります。したがって、大企業いいましても実際は我々と、庶民と実質的にですよ、それは初任給20万円と年収5,000万円じゃそりゃかなりの差がありますけども。アメリカのようなオーナー経営者とかサラリーマン重役でも何億円取る社会と違うわけであります。したがって、大企業優先という言葉は、私はそれだけでもって見ましても、なかなか私の肌に合わない。

それからもう一つ、このようなことをしますと、一体だれが税金を払うんかと考えてみますと、国に手品を求めるんかと、私は言いたいのであります。そういう点で、非常に大ざっぱでございますけれども、これに私は賛成することができない。もうちょっと早目にもらっとけばもうちょっと詳しく理論的に言えたんでありますけども。（12番議員「質問事項。」）質問としましては、先ほど言いましたように、金をどうやって都合するのか、この一つに尽きます。

それともう一つは、不心得者はどう処理するのか。例えば、今は5万円から6万円のやつが10万円ちょっとに負担はふえます。確かに国民年金の方は、ちょっときついかもわかりません。しかし、通常のサラリーマンであれば、公務員も含めて、年金は25万円前後あるわけでありますね。そうもらってる方、介護施設にほり込めば、言葉悪いですけどね。25万円の年金もらって5万数千円払えば、あるいは秋になって10万円払えば、残り十数万円は親不幸な息子であれば貯金できるんであります。一生懸命親を自宅で介護すれば、しんどい目あって食費は要ります。公共料金も要りますね。だから、しんどいわけであります。このようなことをしますと、親不幸を助長すると、政府も今回その矛盾を気づいてこのホテル料金というような食費、宿泊料を取ったんだと思います。これはやっぱりこの1点をもってしても、1番、6番、それから3番ですか、ちょっと順不同になりましたけど、いろんな面で一個一個見れば、それは大賛成なんですけど、9つを総合して考えてみたらどうしても私は賛成することはできない。今、これ見たばかりで言うておりますんで、多少理路整然といかないところはひとつご容赦願いたいと思います。

議 長 12番議員！

簡潔に、質問に対して。

12番議員 答弁いたします。

まず1つ目の疑問に思っいらっしゃる部分についてご説明させていただきたいと思うん

ですが、収入と支出のバランスの問題をおっしゃっていたんですけれども、これは高齢者の方の介護をどういう位置づけするかということが問題なんです。ですから、介護保険制度が導入されたの5年前ですから、その以前は保険と違ったんです。だから、行政の仕事として憲法に基づいて保障してきたのが従前のやり方なんです。それを福祉の負担が大きくなるということで、基本的には介護保険という目的を持った税収で賄おうというところで介護保険制度が導入されましたので、ですからこの収入、支出の二律背反という問題も出てくるわけなんです。ですから、私はこれは制度のあり方問題から出てくるひずみだというふうに考えております。

それから、大企業優先の問題なんですけれども、これ今回特にトヨタとか大企業については空前の利益出しているわけですよ、大リストラの中で。今回もそういう中で、これは経常利益の方は大企業の何社かな、資本金10億円以上の金融、保険業除くところの部分で言えば、20兆円というすごい利益出しているわけです。そういう中で、企業の役員さんは所得を大きく伸ばしているんですが、そこで働いている普通のサラリーマンの方は、給料減らされたりとかリストラとかで大変しんどい思いされているんです。だから、企業はやっぱり社会的な役割を果たすためには、利益の分配について、日本についてはもっと見直すことが必要だなというふうに、私は思っております。そういう点で、先ほどサラリーマンが少ないとおっしゃられるのは、ごもっともだなあというふうには思っているんです。

それから、だれが税を払うのか、さきの収入、支出の問題と重複してきますので、基本的には所得税が一番わかりやすく納得できる部分だろうと思いますが、こういう介護保険の導入の中でそういう弱者にも強制的に負担を強いていくという部分については、やはり国の方の税金の方の負担をきっちりと保障していくということが大事ではなからうかと思っております。

あとは、国民年金の方は大変だけれども、社会保険であればということですが、これもやっぱり今300万円年金もらっておられる方は本当に少ないんです。新しくもらえる方は240万円、50万円とかそんな状態なんです。それより低い方もたくさんいらっしゃるんです。そういう中で、施設に入って十何万円払っていた、まだ10万円残るじゃないかということをおっしゃいますけれども、やはりご夫婦でお暮らしの場合とか入っていたらそんだけ済むという問題じゃなくて、そのほかにもいろいろ経費が要るわけですから、施設に入っていたとしても、たまには自分の家に帰ろうと思っても、タクシー代から、家へ帰るときの車いすとか、家へ帰ったときのベッドとか、全部そろえなきゃいけない、そういう

ような二重生活も強いられる場合もあるわけですから、やっぱりこの施設に入っている方で本当にこれだけの大幅な値上げが見込まれても十分生活ができるという方は、かなり少ないかなあというふうに言わざるを得ないと思います。

不心得者という部分についてちょっとよく理解はできませんが、大体どんな制度でも悪用する方いらっしゃると思いますが、介護保険に限って言えば、悪用しようがないなというふうに思います。介護、自分で動けないときにやっぱり助けていただくのに、わざわざ前の保険金詐欺みたいなのはまれにはあるかもしれませんがね、カレー事件のときのね、障害者になってとか、わざとあるかもしれませんが、それはもう本当にほかのいろんな制度から見まして希少な事件でありまして、まずはそういうような不心得者というものは想定されなくていいのではないかというふうに思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

1 番議員！

1 番議員 意見を交わしても共産党さんとは全く相入れないところばっかだと思いますので、もうあえて2度目の質問はさせてもらいませんでしたけれども、特に入所施設について部屋代や食事代を徴収すると、これはやはり応分の負担をこの居宅サービスと施設介護とのやはり公平感を保つためにも、少しぐらいはこうしたいいただいてもいいのではないかと考えています。

それから、低所得者等云々について、我慢しているとか、デイサービス等云々という質問に対して答えがありましたけれども、やはりそうした人に対するのは十分に広陵町の窓口でも相談されたら解決できるだと、私は確信しているわけで、広陵町の介護保険についてはきちっとやっていただけたと思っていますので、相談されたら十分に対応してくれると確信しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、やはりこうした高齢化社会へ向けてやはり安心して老後を暮らすためにも、やはりこうした介護保険制度をよりよきものにしていかなくてはいけないと、私たち公明党は思っているのであります。それには、最低限の応分の負担を求める必要があると、私たちも思っています。先ほど八代議員もありましたが、やはりこうしたことはすばらしいことだと思っておりますよ、書いてることは。保険料、利用料を軽くすることとかなんとか、これを安くするとか、引き上げないとか、すばらしいことを書いてあるわけですがけれども、やはりそ

れには財源も要るわけでありまして、どうしたらよりよいすばらしいこの介護保険制度ができるか、そういう点も考え合わせて、やはりいいことばっかり言うたって、現実には厳しい状況が続くわけでありますから、どうしたらこの介護保険制度が安定して将来にわたって持つかということも考えていただければ結構かなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 6番議員！

6番議員 先ほどからの議論で共通している問題は、結局制度の維持というところの問題になっているわけですが、その根本問題としての介護保険あるいは社会保障システムについてどう考えるのかというところの問題の議論が大前提であるべきであります。そういう点で、政府は今公明党も同様ですが、財源がないからこの制度を国民の負担で抜け切ろうと、こういう発想であります。だから、制度の維持というのは、財源がないということにあります。しかし、その部分については松野議員も再三言っていますように、財源について問題は2005年度の政府予算においても大論議になったところであります。1つは、ご存じのように関空第2期工事、そしてまた新幹線、これについても政府部内でも削減の方向が打ち出されていたにもかかわらず満額回答が得られる、こういうような実態であります。また、先ほど八代議員は、防衛予算、いわゆる軍事費の問題について言われましたけれども、今アメリカがミサイル対ミサイルの攻撃システムを完成しようとするわけですが、これに1兆円以上の予算がすぎ込まれる。しかし、これについても完成あり得ないような技術問題があるにもかかわらずこの問題についての予算をすぎ込もうとしている。こういうところのむだを省くということが今最も議論されているにもかかわらず、そういう問題についての内容はオミットすると、こういうところが一番の問題であります。

また、そういうような問題の中にあって、今所得の格差の問題で出てくるわけですが、例えば食費の問題、デイサービスで言うと、昼食代で8,000円の増加が見込まれるんです。あるいはまた、ホテルコストという点で言えば、1人40万円、これは施設によっていろいろ違いますけれども、現在でしたら食事でしたら調理費などのところで1割負担をしている、食代については現在もかかっているわけなんですけれども。こういうところについて取っていくわけですから、その施設の状況によって全く基準がなくなってしまう、こういう問題があります。

それから、ホテルコストの問題についても、これについてはことしの2月21日の厚生省も認めているわけなんですけれども、1人40万円の負担増になるんですね。こういうような問題は、今おっしゃっている、例えば家にいるのと結局施設に入っているの一緒だからと

いう形で意見を言うておられますけれども、ここにある所得格差の問題が全く見えていない。先ほどから松野議員もおっしゃっているように、結局は所得のないところに対する問題がどうなるのかという問題、議論が全くなされていらないんです。もし例えば月120万円の年金生活者、この人たちが現在特老に入居されている場合は、猶予期間が置かれていますけれども、これが具体的にこの実用化されると、今でも実際に子供たちから借金をして入る人たちがいるのに、所得のない、あるいは所得のないといえどもまた攻撃ありますから、低所得の方々のこの介護保険施設に入ることが非常に困難になる。現実にもそれ起こっているんです。ヘルパーの利用料がアップするだけでも結局は例えば介護度1の方で約20万円使える。しかし、20万円も使えない方が現実にいるんです。こういう1割負担の問題としているんです。こういうようなところの問題が全く今の議論から欠如している。結局は、在宅と入所のところの使うもんが一緒だからというけれども、在宅で本当に4万円の年金生活せられてる方が今も私の近所にもおられますけれども、一生懸命生活しながら結局今まではお年寄り2人と入居してて、お兄さんを世話しててそれがだめになって4万幾らの家賃のところを出ていかなきゃならないようになっている。こういう問題が今在宅においても所得の少ないところでは問題になるんです。こういう人らがもし施設に入ったらどうなるんですか。結局は、こんな問題のところのことを無視をして財源の問題、国が苦しいから結局お年寄りやそして低所得者のようなところ、あるいは生活保護のところにも結局切り込んでいく。こういうような問題は果たしてそのホテルコストと称するようなお金を取るというシステムが妥当かどうか。こういうところに大きな問題があるんです。だから、社会保障費の結局削減は、結局はお年寄りや弱い者のところにしわ寄せになって、財源問題が解決されていく。

一方では、先ほどおっしゃった大企業の問題ですけれども、大幅な利益、空前の利益です。これは2005年の上場企業のに全体を見ても空前の利益です。しかし、そこに働く労働者の方々の所得は、今なお減り続けています。現在、労働組合でも一時所得のところでの団交があるわけですがけれども、ほとんどのところは定期昇給についての問題が抜きにされている状態、こういう状態の中での財源問題の非常に国のシステムを社会保障費に切り込んで生き延びようとする姿勢のあらわれであるということの問題をもっと徹底した形で議論をする必要あると思いますけれども、次の6月の意見書を出すに当たって、この問題について質問していただき、議論を深めたいと思います。以上です。

議長 ほかに討論。 11番議員！

討論やからいけます。

11番議員 私は、経済論争を今する気はなかったんでありますが、松野議員や寺前議員おっしゃいましたで、一言申し上げます。

トヨタはなるほど税引き1兆円と空前の利益を上げました。しかし、これは極めて合理的な経営で、企業努力で利益を上げたんであります。同じ業界でも日本の三菱自動車、つい先週のニュースでは、世界一のGMが3月間では赤字になって2割か3割の事務社員を解雇しようかと、こういう状態になっております。トヨタは、そして賞与等においてそれなりの賞与をもって従業員に報いておるわけであります。大企業であれ、個人であれ、ややこしい、やくざとか特殊な人は別としましたら、それだけの所得を得てる人は精いっぱい努力をしとるんであります。そこを無視して、大企業即悪だというのは、これは実際まことに不見識な事件であります。これはこの辺にしときまして、これまた寺前議員と松野議員で、また控室、その他で時間制限なしにやりたいと思います。

さて、やはり議案としましては、財源につきましては財源抜きには問題は解決しないんであります。国に手品を求めるといふのは、はっきり言って無理なんであります。ただ、寺前議員や松野さんおっしゃいましたように、低所得の方はまことに気の毒でありますから、その辺につきましては、それぞれの居住地の行政が十分な相談をしてその手当てをしていただく。高齢者即経済的弱者じゃないんであります。年代別貯蓄は、高齢者が一番であります。したがって、応分の受益者負担は当然であります。本当に生活に苦しい方は、これは広陵町においては窓口で十分な相談をしていただいて、そして手当てをされたい。その結果として、今現在60件ちょっとおられる生活保護のご家庭が80件、100件になっても、これは僕はやむを得ないと思っております。したがって、このような1番から9番のような十把ひとからげで、社会的経済に強い人も含めてやることは、やはり金の面を無視してできないという面で、私はちょっと無理かなあと。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって議員提出議案第3号は否決されました。

議 長 次に日程9番、議員提出議案第4号、障害のある人々に利用負担を強いる障害者自

立支援法案の廃案を求める意見書については松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 12番議員！

12番議員 では、続きまして障害のある人々に利用負担を強いる障害者自立支援法案の廃案を求める意見書の説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、朗読いたします。

厚生労働省が発表した「改革のグランドデザイン案」で、障害者保健福祉サービスに対する応益負担（定率負担）制度の導入並びに公費負担医療制度の見直しが提案された。これを受けて、今国会に障害者自立支援給付法案が提出された。

これは、福祉サービスを利用する障害者に1割負担を求めるもので、これまでの支援費制度のもとで自己負担は所得に応じた負担であり、95%の人が費用負担なしにサービスを受けることができていたのに、10倍もの負担を強いられることになる。

さらに、法案には公費負担の医療の見直しも2005年10月から実施することが盛り込まれ、精神障害者の通院医療や障害者の厚生医療、ちょっとこの字が違っておまして申しわけないんです。自立更生するという「更生」に直していただきたいと思います。育成医療に定率負担を導入し、患者負担は年間180億円になると見込まれている。障害年金受給者の9割が障害基礎年金しか受けておらず、月額平均すれば7万6,300円であり、障害基礎年金を主な収入減としている障害のある人々にとっては、到底応益負担に応じられないはずがないと悲痛な声が寄せられている。

障害のある人々の生活と健康を脅かす、このような改悪は到底認められない。よって、国におかれては、障害のある人々に利用負担を強いる障害者自立支援給付法案を廃案されることを強く要望するというものです。

今回、抜本的な見直しを行うということで、この法案を提出ということなんですけれども、福祉サービスの一元化など、少しは改善点もあるわけなんですけど、この今回の趣旨は負担増が目的なんです。要するに、国の財政削減、個人負担を押しつけるというのが大きな目的になっているわけなんです。先ほども言いましたけれども、これも今回今支援費制度という形で障害者の方はサービスを受けておられるんですけれども、支援費制度という中で、これは事業所も自由に選べるとかそういう部分と、それから今回は障害者の方から大変強い要望

の中で、利用者の負担が低く抑えられてきたということもありまして、急速に支援費による介護サービスは普及したわけです。そういう中にありまして、国の方ではサービス料が多くなったから何とか収入をめどをつけようという形で今回見直しの提案をしてきてるわけなんです。

応益負担ということは、1割負担、先ほどなんですけれども、これは上限は設けているわけなんですけれども、この負担を導入しますと、例えば先ほども言いましたが、ホームヘルプサービスや通所サービスは、現在95%の人が費用負担をしなくても、何で費用負担しなくてもいいかというのは、95%の方々が住民税の非課税で利用しているわけなんです。これが1割負担になれば、平均的なサービス利用で月8,400円の負担になるんです、身体の方でね。そして、通所施設や入所施設では、食費負担も加わりますから、入所施設の障害児の場合は現在月平均負担額1.1万円が軽減の経過措置後でも3万円ということになります。大人の場合は現在3.5万円が6.1万円、こういう負担増になるんです。こういう導入は、負担増だけでなく、サービスをもう受けなくて我慢して家に閉じこもっておこう、こういうサービス抑制につながっていく。障害があってもいろんな援助があれば外で仕事ができるという、そういう方もいらっしゃるわけですし、外で生活ができるという方もいらっしゃるわけなんですけれども、こういうサービス抑制については、そういう障害者の方の自立を奪い取っていくということにもつながるわけなんです。ですから、本当に全国の多くの障害者団体から強い反対が表明されているんです。撤回を求める運動がたくさんあるわけなんですけれども、医療費の公費負担制度の改悪とあわせてこれをされますと、本当に障害者年金ではとても生活ができない、こんな状況になります。前にも言ったかと思いますが、障害者を抱える家族は、例えばご主人が障害者になって寝たきりになりましたら、ヘルパーさん頼んだとしても全面的に頼むわけにいきませんから、家で面倒見ようと思えば、奥さんの方も仕事に行けないんです。そうすると、収入は2人分合わせても障害者年金1人分で生活しなきゃいけないんです。大変に過酷な実態になっているわけなんです。ですから、そういう状況があるからこそ、95%もの方々が住民非課税という形になっているわけですから、これが今回の改悪によって働いている家族がいたとしても、そういう人にも負担もかけている中、一層そのほかの家族にも負担をかけて、家族もろとも大変な事態に陥ってしまうという、本当にこの障害者は介護保険以上にさらに深刻な状況があるわけです。私も本当に身近な人でそういう状態にある人を知っておりますので、本当にこんなことをされたらどうするんだろうと、胸が痛いです。本当にこんなの見たら、涙が出てきます。ですから、やっぱりこ

ういう点では本当に皆さん財源の問題だけでとにかく負担してもらったら財源できるじゃないかという乱暴な議論じゃなくて、本当に今政治のあり方どうなのかということ、大きい範囲で議論していきたいと思います。

先ほど八代議員もいろいろなご意見言っていただきましたが、企業努力でトヨタは利益を上げたんだから、それはいんだということなんですが、その利益上げた分が社会的な言うたら使命もあるわけですから、その利益の再配分については大変極端になっている、そこにひずみがあるんだということを私は指摘しておきたいと思うんですね。そういう点も含めて、今このような議論ができることは大いに結構なことです、しかし障害の方は特別困難な生活状態にいるということを重々理解していただきまして、ご賛成いただきますようによろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

8番議員！

8番議員 反対も賛成もどう言うていいのかなということでございます。我々は、町会議員でございまして。何も国の国会で今たくさん法律が議論されて、またやられてると思うんです。それ一々我々目を通していてもございませぬ。今回も、これ障害者自立支援給付法案が提出されてるらしいですね、これ。こういうのをこういう紙で、これほんまかうそかわからないんです、実際のことうて、こういうことになってあんのかどうかということは。ですから、やはりこういうものを提案して、ほとんどの議員さん、これわからないと思いますよ。この自立支援法案の中身全体がどういうものなのか。やはりこういうものを、やはり広陵町の議会でするんなら、こういう法案ですよというものを出し、ここに問題があります、これを悪いとこだけ書いてあつて、もっとええことも書いてあんのやわからないし、全く我々ここで議論するようなものならそれらしく提案をしていただきたい。よってこれについては反対いたします。

議 長 6番議員！

6番議員 町会議員といえども国や県の制度や内容は勉強すべきだと思います。もちろん勉強してもわからないところはたくさんあります。それは私たちも同じです。そういう中であつて、少なくとも議会に提案されている内容については、少なくとも勉強していただくことが必要だと。持って帰っても一度もあけない、あるいはまた極端な場合、議員控室の部屋に置

いておくと、こういうような内容であってはならないと思います。これはやってるかどうかは知りませんが、そういう事態があってはならないというように思います。

もう一つは、今おっしゃったように、改善すべきはきょう意見書が突然にこの場に上がっていると、これについては山本議員おっしゃるように改善すべきだと思います。なぜ議会運営委員会の中では、議運の前までに持ってこいと。もちろんその間の修正は間違い方もありますので、私たちも修正を出していますけれども、いずれにしても、議運の前日までに意見書あるいはまた請願書、決議案を出すわけですから、議運が受ければ各議員にその後の正式な内容は別としても届けていくと、こういう内容は必要だというように思います。そういう点では、これは議会が改善される内容を今山本議員は提案したんだというように思います。

そういうことであって、ただ問題は今出ているこの障害者自立支援法ですけれども、新聞紙上でもこの間記事になっている内容であります。そしてまた、新聞でもこの内容の事の重大さについて一般的な新聞も指摘しているわけなんです。こういう内容をやはり勉強していただいて、ぜひ今回わからないのであれば次回に回して議論をしていくというのも一つの案であろうと思います。そういう点で、もしこの内容についてわからないということであれば、継続審議にさせていただくというような形での問題もあろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 こうした厚生労働省が発表した改革のグランドデザイン案で、障害者保健福祉サービスに対する応益負担（定率負担）制度の導入並びに公費負担医療制度の見直しが提案されたと、これを受けて今国会に障害者自立支援給付法案が提出されたと、ここに書いてあるとおり、やはり将来におけるこの障害者はどうあるべきか、自立支援はどうあるべきかと、こういうことを厚生労働省で考えて、こうしたことを踏まえて負担があるから反対だというんじゃないでして、もう少し大きな目で見ると、この将来における障害者の皆さんのあり方をこの法案の中で求めたいと言われているわけですから、これに対しては別に廃案する必要はないと思っています。

議 長 ほかに討論。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第 4 号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって議員提出議案第4号は否決されました。

議長 次に日程10番、議員提出議案第5号、「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書については寺前君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員！

6番議員 それでは、意見書、「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書について、まず読ませていただきます。

景気回復が言われる一方、地域間格差、所得階層間格差が拡大しており、憲法が保障する基本的人権を具体化し、社会的不平等を是正するとともに、公正な社会づくりを進める国と地方の公務・公共サービスの役割発揮が求められている。そのために必要なことは、第1に、地域による格差、所得による格差を縮小し、公正な社会を目指す理念を明確にすることであり、第2に、その役割にふさわしい水準のサービスを提供する制度を維持することであり、第3に、サービス提供を支える人材を確保することである。しかし、昨年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針（新行革大綱）」は、国と地方の財政悪化のもとで、国の公務・公共サービス減量化、地方自治体への公務・公共サービス減量化押しつけを行おうという政府の方針を示している。小泉内閣の「本丸」とされる郵政民営化がユニバーサルサービスを骨抜きにし、地域間格差を拡大することが指摘されているように、公共サービスの民間開放では国民の利益と権利を損なうことが懸念される。

三位一体改革も、税・財源移譲や国による財政調整が不十分なままでは、教育や福祉の水準維持が困難になる。国と地方が協力し、一定水準の公務・公共サービスを提供し、格差を縮小するという理念に基づく財政制度を確立することが必要である。

また、「市場化テスト（これは官民競争入札）」がすべての国・地方自治体のサービスを営利企業にゆだねる手段として導入されようとしている。「市場化テスト」では、委託企業が契約のたびにかわることも想定しており、安定的、継続的に、求められる水準のサービスを提供することが困難である。営利企業による効率的な経営の方を善とする立場でなく、公正な社会のための公務・公共サービスを提供することが必要である。

さらに、政府・人事院は、地方勤務の公務員賃金が民間賃金より高いとして、同一の職務

には同一の給与を支払うという職務給原則を事実上踏みにじり、大幅な地域間格差導入をねらっている。これは職員の士気を低下させ、人材確保を困難にするだけでなく、国から地方へ、地方から民間へと賃下げの悪循環をもたらし、地域経済を一層深刻な状況にすることが明白である。

したがって、各関係方面に以下の諸点の実施を強く求める。

- 1、住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保すること。
- 2、国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や「市場化テスト」は行わないこと。

人材確保を困難にし、地域経済を疲弊させる公務員賃金への地域間格差の導入は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。こういう内容であります。

少し難しいところもあるわけですが、権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化という問題については、これはやはり今現在公共、まず一番問題は、公共と民間の業務とはどこまでなのかという問題の議論が大前提になるわけであり、しかし、その問題を抜きにして乱暴にすべて民間にということは許されないところであり、歴史的に国家の形成やいわゆる公共のサービスの問題の形成は、いわゆるジグザグの経緯をたどっています。実際には、軍隊が傭兵としてヨーロッパでは雇われていた長い歴史もあります。そういう点で、公共とは何かという問題についての議論は必要ですが、専門性を持ったサービス、これについてはやはり重大な問題があります。つまり民間の企業というのは、当然のところわかるように、利益がなければ実行できません。この利益を実行しようとするれば、結局はサービスの低下をもたらすのは当然です。特に、公務労働については専門性とそして経験が必要です。ここに民間サービスが来るとなれば、この先ほどのところにもあったように、要は人件費を安くして公共サービスを行うと、この矛盾は現在においてもいろいろなところで矛盾が出ております。一例を挙げれば、郵政のところでの郵便の紛失あるいはまたそれに類した問題がたびたび起こっているというところでも上がっている問題であります。こういうところの内容を改善していくという点では、公務労働サービスについてしっかりとした考え方を持った論議が必要だと思っております。

質問については、まだ勉強不足ですが、議論を深めていきたいと思っております。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

8番議員！

8番議員 郵政の民営化に反対、これは共産党、当然だと思うんです。きょうまでいろいろな国有事業が民営化されてまいりました。国鉄がJRになり、そして電電公社がNTTになり、専売公社、JTと、いろいろ進んできたわけです。このときには、共産党さんは各般にほとんど猛反対されたと思うんです。しかし、どうでしょう。国鉄からJRになってサービスはよくなり、かなりよくなったんじゃないでしょうか。また、NTTはどうでしょうか。NTTもかなり、あのまま独占企業としてNTTがやってたら、今の電話サービスがあったでしょうか。そういうところを踏まえて、私は郵便局の民営化も必ずやり遂げてもらわなくてはならないと思っているんです。と申しますのは、税金に230兆円ですか、郵便貯金がね。それが国営のときには、各一般金融機関は自分たちが銀行つぶれたときのためにそれなり応分の保証金を負担して積み立ててるわけなんです。それで、その金融機関がつぶれたらそれをもってしまいしていくと。そのところには、郵便局は入ってなかったわけなんです。230兆円の貯金が外された残りの日本の貯金でその負担はやってると。非常に、まずそこに官業の民業圧迫もあったわけなんです。そういうことも含めまして、やはりそれと我々のわからん、この間新聞でも出てましたですけど、ちょっとこれ公社化しただけで、総務費ですか、物品費というんですか、それが4,000億円節減できたというんですね。だから、そういうまだまだあると思うんです。僕は、割合、ものすごい運送がかかってますからね、郵便なんて。そういうものが民営化されたらいろいろ外れてくる。だから、まだまだコストダウンは図っていける。そういう問題があって、これはやってもらいたいというのが私の意見でございます。

また、公務員の収入、賃金、これ大阪市が今非常に問題になっております。私何で大阪市たるところがあんだけのことをやったんだろうという疑問を持ったわけなんです。そうしますと、これ地方も都市部も同じ賃金になったら、これ都市部やっていけませんよ。都市部の公務員はやっていけませんよ。そのために調整手当というのがあるんですね。それが3%の範囲ということ。そしたら、3%の範囲で九州の地方公務員、大阪の地方公務員が3%の調整手当でやっていけるのかと。だから、この間提案されてましたわね。調整手当以外に大都会については地域手当をつけようじゃないかと、こういう提案もなされてるわけなんです。地方のとも、前のいろいろ昔のいきさつもあったと思うんです、公務員の給料が安かった

から。だから、そこに使えるものを皆使ってつけられない地域にも調整手当をつけて何とか調整をやったんじゃないかと、その賃金の。これ私の推測ですよ。大阪市もやはりそういう問題でいろんな無理を重ねて今そういうことをやったんじゃないかと。それが今爆発的に出たと。だから、本来地域手当というものをきちっとつけておいてあげたら、ああいうことにならなかったんじゃないかなあと、私はそういうふうに思うわけでございます。

そういうことで、地方と都会と同じ賃金というのは、都会においては成り立つことがないんです。ある民間会社で、新潟から大阪へ転勤してきたら、地域手当十何万円つけなきゃならないと、それでも大阪へ出てきたらしんどいと、こういうことなんです。だから、これを地方公務員、同じ仕事しているから同じ賃金、地域が違って物価も違えば、当然賃金は違って当たり前と。そういうことで、こういうことを提案されるということが非常に、もうちょっと勉強していただいた方がいいんじゃないかということで反対いたします。

議 長 12番議員！

12番議員 反対の意見がありましたので、賛成の意見を言いたいと思います。

先ほどJRが民営化したとか、また電電公社など民営化して共産党だけが反対してきた、今回の郵政民営化も共産党だけが反対しているというような趣旨での反対討論だったんですが、これは時事通信社の方で21日まとめた郵政民営化に関する世論調査結果なんですけれども、政府の方針どおり2007年4月実施を支持した人は24.1%と、4分の1以下なんです。経営努力は地域社会での役割を含めて慎重に判断すべきだというのが半数なんです。そういう形で、国民の間で民営化体世論は盛り上がっていないわけですね。一方的に要するに地域の僻地の方でのサービスの低下とか本当に生活に直結していくようなサービスカットが見通せるような中で、今回の郵政民営化について多くの方が不安を持ち、心配されるのは当然ではなかろうかというふうに思います。経営のやり方については、十分に精査をしていく必要があるということについては同意するわけなんですけれども。

それから、給料の問題で、大阪の問題どういうふうに考えていただいてんのかかわからないんですが、大阪市の給料の問題でも非常に今世論でも大きな問題として取り上げられています。これは経過の中で理事者と労働組合が癒着をしていて、そして助役が市長になっていくというようなパターンが定着していて、そういう中で生まれてきたはずみでありまして、私ども共産党の方は、住民の納得のいく公務員給料をとということで、今回でもそういう癒着従前から指摘をしてまいりましたので、今回もきっぱりと大阪市の今回のいろんな手当、上乘せ等について見直しすべきだということをはっきりと議会でも指摘をしている状況です。

そういう点で、極端な言うたら格差についてやっぱり導入すべきでない。やはり住民の方が納得できるような、一定の部分の格差については必要な部分もあるかとは思いますが、そういう点で地域経済を疲弊させるような部分については問題があるということに思うわけです。この地域間格差は、今度導入もっとさらにしていこうということにつきましては、やっぱり今山本議員も理解していただいたのかなと、ちょっと趣旨がよくわからなかったのが、同意していただいたのかなあというふうに思ったりもするんですが。そういう点で、今回の内容については、詳細に見ていけば多岐にわたりいろんな部分があるかと思いますが、基本的な姿勢については皆さんのご賛同をいただけるものと思いますので、よろしくお願いたします。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第5号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって議員提出議案第5号は否決されました。

議 長 次に日程11番、議員提出議案第6号、議員の報酬等引き下げを求める決議については寺前君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員！

6番議員 それでは、提案させていただきます。

今年度の施政方針の中で、町長は財政改革5カ年、5億円削減の第一歩として、三役と特別職の給料を7月より一部削減し、職員給与につきましても、管理職手当の一部減額及び事務の効率化による超勤勤務手当等の抑制、5カ年、50人を目標とした人件費の抑制、職員福利厚生の見直しを図り、また物件費などの経費削減についても10%の削減を目標に、すべての事務事業についても根本から見直しを図るというようにうたわれています。

さて皆さん、私たちは再三町長の報酬引き下げ、議員の報酬引き下げ、町長の退職金の引き下げなどを提案してきました。そして、それはいよいよこの所信表明にもあるように、職員や住民にも犠牲を押しつける内容になってきたわけでありまして。今回、私はこのことを深

く肝に銘じて議員の報酬等引き下げを求める決議を提案させていただきます。

小泉内閣は、国の財政破綻の責任を国民や地方自治体に転嫁し、「なりふり」構わずの行動をとっています。サラリーマン本人の医療費3割負担、年金保険料、雇用保険料の値上げ、配偶者特別控除の廃止、公的年金控除や老年者控除の縮小・廃止、消費税の免税点の引き下げ、定率減税の縮小・廃止など空前の増税です。地方自治体には、三位一体改革と称し、地方交付税を初め自治体財政の根源をなすべき制度への攻撃です。

広陵町でも、15年度には水道料金の値上げ、各種団体への補助金のカット、国民健康保険料の減免制度の改悪、これは今年度からですけれども。その次、訂正をお願いします。85歳からの敬老祝い金の半額、そして敬老祝い品の廃止など、さらに今年度は人間ドック助成金の削減など町民にとっても厳しい施策が続きます。

国民の収入も減り続ける中、全国でも首長や議員の報酬等も見直す自治体がふえています。広陵町でも、新清掃センター建設に多大な費用が予定されている中、住民犠牲の町政は許されません。

このような大変な時期こそ、議員や町長等が率先し、報酬等を引き下げ、暮らしに役立つ施策に活用すべきです。

よって、次のことを決議することを提案します。

1、議員の報酬等を引き下げること。

1、町長など常勤の特別職の退職金を引き下げること。

以上、決議いただくようお願いを申し上げまして、簡単ですが、時間もないのでこれで終わらせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

9番議員！

9番議員 ちょっと質疑とうてもうた。質疑を入れながらしましょう。

まず1つ、共産党議員、去年もなされました。先ほどの聞いて非常に大きな決意やと、難易なこと決めた。まず1つ、我々広陵町、いわゆる町の議員の報酬をというのは何でもらってるのかというと、1つは活動費としてもらってるという意見、1つは共産党みたいに生活に飯食うためにもらってるちゅう意見、こういうのがあると思います。先ほど町長ということも出ましたが、町長の場合ちゃんと条例見なさい、これ町長の場合給与と、こういうこと

になってんですわ。町長の給与を引き下げると、町長みずからそうおっしゃってるということなんですわ。じゃ、議員の我々もらってる、これ金は一体何やと。これは、あんた飯食うて下さいという、この給料でもらってるんじゃないんですよ。あなたは、これで報酬ちゅうのは、これであなたは活動してる、何もあなたの生活をするためにこんな町議のこの報酬を出してんじゃないんですよ。これの活動しなさいと。

例えば、我々町議がこれ給与やというんやったら、給与というなら、今本町の平均職員、ちょっと給料見てますと、44歳で37万8,926円、ちゃんと計算、予算書出てんですよ。48歳の平均職員で平均給与43万3,026円、このようなことになるんですよ。ただ、給与というならば、これは私は55歳で30万円と、いかにこんなに差が出てるか、ということなんですわ。だから、町議の場合は給与としてもらってるんじゃないんです。これはあなたの活動費、いわゆる議員の活動費としてこれ渡しますと、こういう話なんですわ。

問題は、この活動費、共産党さん、十分こんなにもらって何にも活動せえへん、こういうところに多くの有権者の方が不満が出てくんですわ。議員さんがたくさん活動費もらってるのに何らかで、一体何してくれたんやと、こういうふうな不満も私は聞くんですよ。あなたはいっぱい活動してるということも聞きます。こんな高い活動費もらうのに何にもしてないんじゃないかと、こういうふうなことの意見のものももらっております。

もう一つ、2つ目、かつては共産党はこうおっしゃるとる、いやあそれは私はみずから活動少ない、もらい過ぎですと、これは供託しますと、まことに立派なかつての行為、行う、言うこととすることが一致してたんですわ。私が議員のとき、かつて共産党議員はそうされておりました。今回は大きな決意と言いながら、今回このことはどうなったんでしょうね。みずから自分の活動が少ないということを認めて供託しようと。今までの共産党は、非常に立派な活動されました。ところが、今回そのような大きな決意の割には聞こえてこない。どうなってんかなと。

そこで、私は言うのは、議員の報酬、これ市会議員の場合は違うんですよ。市会議員の場合、ちょっと常勤職、ちゃんと専従職員、専従職ということで給与の面も入ってきております。町会議員の場合は、これ活動費ということでございます。活動費をみずから下げる、それは活動の足りない議員さんはみずから下げて供託される、あるいはこの町会議員の場合には、この総額を減らそうという、これは定員を減らすことなんですわ。私いつも言うてるように、合併したら一遍に3分の1になるんですよ。合併せんでも単独いれたら16名を10

名にするとか、いずれそういうふうな猛攻に入ってくると思います。活動が少ないがためにそのような不満が出てくることとっておりますので、私はこれは活動費を下げられると活動ができない、このようなことになっておりますので、どうか議員の皆様方、活動は自分は足りないやという方は、ひとつこれ供託して赤十字でも寄附してあげなさい。赤十字に寄附すると何も自分の有権者範囲内するんじゃないんですからね、違法じゃないですよ。ちゃんと奈良市に行って、またその赤十字の金はこの広陵町に還付されてきますからね、広陵町も赤十字の補助大分もらってんですよ。そのようにして、町民のためになるように、この活動費を使っていただきたい。このようなことで、私の、この共産党の意見は一見まともなような感じはするけど、ところが中身は伴わない。議員さんが言ってることとするってることが中身は伴わない。今までも、去年のときでも、この削減というて実態はどうと、実際はポッポに入れてもろうてると、これは非常に私不思議に感じんですよ、こう。それで、これでもう食ってもうたと、こういうことで、私は非常にその辺がかった共産党は、私ら黒田町政のときやと一緒にやったんですよ、黒田府政、大阪府のときはね。一緒にやったことあんです。そのときは言うこととすることがぴったりと一致してたんですわ、その時代はですよ。革新がいわゆるこれから最前線やと、こういうとんや。ところが、最近どうもやっぱりこの人は29年間されてんですか、広陵町で。やはりその辺のどうもマンネリ化が出てきてるんじゃないかなあと。私は一番何かほんまに確信の点突いてんじゃないかなあちゅう、何かそういうちょっと言うてることは、そんだけ受けてるちゅうあなたも私財をなげうってこの広陵町に尽くしなさい。こういうために我々議員になってますので、その辺ちょっと履き違えてされると非常に活動はおかしなことになってしまいます。

以上のようなこのような私の理論展開でございますので、なかなか共産党もこれで私のちょっと意見一致してよと、こういうことでございますが、大分この間には意見の乖離があると思うようなことで、私はこの意見に対しては反対したいと、こういうように思っておるんでございます。よろしく申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 今の坂口議員の認識は、全く理屈が合わないなと思うです。活動費が報酬だということでしょう。活動費だったら政務調査費があるから、報酬やめて全部政務調査費にしたらいんじゃない、一本化したら、坂口さん。全部使うのが坂口議員ですね、皆さん全部お使いになっておられませんけれども。そういうふうに、ずっと主張されるのであれば、みずから積極的に改善するために政務調査費で一本化しよう、こういう提案をされたらどうかという

ことを言っておきたいなというふうに思います。

あと何がおっしゃってたのちょっとよくわからないんですけども、長かった割にはあまりがなく、基本的に、ですから今回町長とか特別職につきましては、共感いただいてみずから報酬を下げていただいたわけですね。全国的な報酬のレベル、町村会の方のレベルでいうと、30万円といいましたら、相当トップのレベルになってくるわけですね。関東の方は、もっと低いですわ、同じ自治体規模でも。関西は高いですね。だから、今の暮らし、みんなが本当に豊かな状況になってきているときには認められていくと思うんですけども、こういう大変不況の中で、そして先ほどからも本当に弱者に対する一部負担をどんどん可決して賛成してこられたの、坂口議員先頭に立って賛成してこられましたでしょ。坂口議員、今回幾らになるかということは提案してませんけども、広陵町の町会議員の報酬の一部を引き下げれば、この一部負担の導入しなくたって財源すぐにつくれるんですよ。ですから、ご自分のことよりもやっぱりそういう大変お困りの方をやっぱり先ちゃんと保障していくことという立場に立つのが広陵町の議員の仕事であって、自分の報酬は活動費やからまだ足りへんのや、もっと値上げせよ、こういう一貫した坂口議員の理論は、広陵町の住民の目にどう映るか明らかです。ですから、そういう点におきましても、今回やはりあっちこっち奈良県の中でも幾つかの自治体で議員の報酬も引き下げしているんです。ですから、この広陵町におきましても、今こその報酬について誠実に見直しをしていくということが必要であるということをおっしゃるを得ません。住民の皆さんにこういう議論の中身知っていただいたらどのような判断をされるかということもあわせて皆さんお考えいただいた方がいいのではなからうかというふうに思います。

いろいろおっしゃいましたけども、十分理解できませんでしたから、ポイント絞って賛成を再度討論しておきます。以上。

議 長 8番議員！

8番議員 反対の立場で討論させていただきます。

この報酬引き下げは、去年3月議会、選挙前の議会にも共産党さんは出されました。6月選挙終わってすぐの議会、たしか6月議会だったと思いますが、このときにも出されました。きょうまた出されたわけでございます。その引き下げよという、それで引き下げてこだけ引き下げたらちょっと福祉のこっこのこだけのこと、そのぐらい小さな問題なのかということなんです、議員の報酬を引き下げる。例えて言いますと、何を基準に広陵町が高いから引き下げろということなんですよね。そしたら、広陵町で、ちょっとそれも質問しようと思

うたんですが、質問の時間がもうなかったし、質問しなかったんですけどね。住民1人当たり、簡単に言いましたら、奈良県全部の町村、市は外しても結構ですし、町村の中で住民1人当たりの町議会費の負担額、これどこが一番高くてどこが一番安いのか。広陵町が一番安いんですよ、奈良県全部、今3人もいるのに、奈良県の四十何ぼちょっと減ったんやてちょっとわからんけど、四十何町村の中で、住民1人当たりの負担額ですよ。だから、極端に言えば当初予算の中に占める議会費というのは、恐らく広陵町が一番比率としては安いはずなんです、比率が低いはずなんです。だから、そういうことを見ましたらね。間違いであれば数字をもって教えていただいたら結構です。だから、そういうことも含めまして、私前に調べたときにはもう圧倒的に広陵町が一番安かったんです。だから、ただこういう問題をごく簡単に、きょうはこれ恐らくこれ今採決されても共産党さんの2人が賛成するだけだと思います。あとほとんどこれ反対すると思います。そのぐらいの案を続けて続けて出して、ただ向こう見たというか、向こう見をようしたいだけで提案されてるだけだと、本気でやってない。

以上をもって反対討論とします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第6号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって議員提出議案第6号は否決されました。

お諮りします。お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について調査研究の申し出があります。このことについて委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。議会運営委員長から議会運営に関する事項については、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することを決しました。

次に議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって平成17年度においても議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成17年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 4 : 58 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年3月22日

広陵町議会議長 吉 岡 章 男

署 名 議 員 坂 口 友 良

署 名 議 員 乾 浩 之